

# 裾野市緑の基本計画

## 計画書

平成31年3月

裾野市

## はじめに

裾野市は富士山の麓に広がり、東には箱根外輪山、西には愛鷹連山と豊かな自然に囲まれ、世界遺産「富士山」、世界かんがい施設遺産「深良用水」といった、世界基準の地域資源を有しています。また、麗峰富士の眺望をはじめ、変化に富んだ自然景観や歴史と文化を感じられる屋敷林、長屋門等を有する集落地も残されているため、これらを適切に後世に保存継承することが求められています。



本市では、平成 16 年に「裾野市緑の基本計画」を策定し、市街地の緑化の推進・身近な公園整備等、本市のみどりの特性を生かした、豊かなまちづくりの推進を図ることに努めてまいりました。

このような中、社会情勢の変化や地球規模での環境問題の深刻化等を受け、環境保全、防災、レクリエーション、景観形成等において、緑の果たす役割が改めて重要視されています。

本市では、これらの状況の変化に対応するとともに、「裾野市総合計画」をはじめとする上位関連計画との整合を図るため、これまでの計画の進捗状況を検証し、時点修正を基本として「裾野市緑の基本計画」を改定いたしました。

今後の計画の推進にあたっては、市民、事業者、行政の連携・協働により、緑のまちづくりの目標を共有しながら、本計画で掲げたテーマである“いっしょに生きます「水・ひと・緑」”の実現に向けて取り組んでまいります。皆様の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました裾野市緑の基本計画市民懇話会委員の皆様をはじめ、関係各位に深く感謝申し上げます。

平成 31 年 3 月

裾野市長 高村 謙二

# 目 次

序 章	1
<b>1. 現況の把握</b>	<b>12</b>
1.1 裾野市の概況及び特徴	12
1.1.1 都市の概況	12
1.1.2 人口	13
1.1.3 土地利用	16
1.1.4 産業の概要	17
1.1.5 自然特性	19
1.1.6 観光・レクリエーション施設	33
1.1.7 景観	35
1.1.8 文化財	37
1.1.9 防災（地域防災計画に定める避難に関する事項）	39
1.2 緑地現況	41
1.2.1 緑地区分と現況量の計測方法	41
1.2.2 施設緑地の現況	42
1.2.3 地域制緑地の現況	43
1.2.4 緑地現況のまとめ	43
1.3 緑化現況	47
1.3.1 公共公益施設の緑化状況	47
1.3.2 民間の参加、協力等に関わる状況	48
1.3.3 緑化活動等	49
1.3.4 普及啓発活動の状況	53
1.3.5 緑のリサイクル活動	54
1.3.6 間伐の推進	54
1.4 市民意向	55
1.4.1 平成 28 年度意識調査に基づく緑に関する意向の抽出	55
1.4.2 平成 29 年度意識調査に基づく緑に関する意向の抽出	59
<b>2. 緑の現況の解析・評価</b>	<b>63</b>
2.1 4つの視点からの解析・評価	63
2.1.1 緑の現況の解析・評価の方法	63
2.1.2 系統別の評価の視点	69
2.1.3 総合的な解析評価	81
2.2 緑地量の変化	84
2.3 都市公園等の配置状況	86
<b>3. 緑の課題の整理</b>	<b>89</b>
3.1 社会情勢、市政の動向からの課題	89
3.2 緑の役割から見た課題	91

3.3	緑の保全・整備の課題	93
3.4	都市公園等の整備・管理からみた課題	95
3.5	緑のネットワーク構成からみた課題	97
3.6	緑化の現状からみた課題	97
3.7	平成28・29年度市民意識調査からみた課題	97
<b>4.</b>	<b>計画の基本方針</b>	<b>98</b>
4.1	計画の基本的な考え方	98
4.2	計画のテーマと緑の将来像	99
4.2.1	計画のテーマ	99
4.2.2	緑の将来像	100
4.3	緑の基本方針	102
4.3.1	基本方針	102
4.3.2	施策の体系	103
<b>5.</b>	<b>計画の目標水準</b>	<b>105</b>
5.1	計画のフレーム	105
5.1.1	計画対象地域	105
5.1.2	人口の見通し	105
5.1.3	市街化区域の規模	105
5.2	計画の目標水準	106
5.2.1	緑地の確保目標水準	106
5.2.2	都市公園等の施設として整備する緑地の確保目標水準	106
<b>6.</b>	<b>緑地の配置方針</b>	<b>107</b>
6.1	系統別の緑地の配置方針	107
6.1.1	環境保全系統の配置方針	107
6.1.2	レクリエーション系統の配置方針	109
6.1.3	防災系統の配置方針	111
6.1.4	景観構成系統の配置方針	113
6.2	総合的な緑地の配置方針	115
6.3	緑地の整備方針・指定方針	116
6.3.1	施設緑地の整備目標及び配置方針	116
6.3.2	地域制緑地の指定目標、方針及び保全方針	121
<b>7.</b>	<b>緑地の保全及び緑化のための施策</b>	<b>124</b>
7.1	豊かな緑や水辺を大切に「守り」「育む」(緑地の保全・活用)	124
7.2	ゆとりとうるおいのある空間を「増やす」(緑地の整備・創出)	126
7.3	緑豊かなまちづくりを「ともに進める」(緑化の推進)	129
7.4	新たな役割分担で「活かす」(緑地の活用)	133
<b>8.</b>	<b>緑化重点地区</b>	<b>135</b>
8.1	緑化重点地区の概要	135



8.2 地区の設定要件.....	135
8.3 地区の設定と設定理由.....	136
8.4 裾野駅周辺地区緑化推進計画.....	138
8.5 パノラマロード周辺地区緑化推進計画.....	144
8.6 岩波駅周辺地区緑化推進計画.....	150
<b>9. 保全配慮地区.....</b>	<b>156</b>
9.1 考え方の整理.....	156
9.2 地区設定要件.....	156
9.3 地区の設定.....	157
9.4 保全配慮計画.....	161
9.4.1 計画のテーマと基本方針.....	161
9.4.2 保全配慮地区の保全計画.....	162
<b>10. 計画の推進に向けて.....</b>	<b>163</b>
10.1 計画の推進を支える体制.....	163
10.2 計画の進行管理.....	165
<b>用語集.....</b>	<b>167</b>

## 資料編

- 緑地の整備目標総括表（様式 - 1）
- 施設緑地の整備目標個別調書
- 地域制緑地の指定目標個別調書
- 都市公園の配置計画及び誘致圏（中期計画）
- 都市公園の配置計画及び誘致圏（中期計画）市街化区域周辺拡大図
- 都市公園の配置計画及び誘致圏（長期計画）
- 都市公園の配置計画及び誘致圏（長期計画）市街化区域周辺拡大図

## 序 章

### (1) 計画策定の背景と趣旨

緑は、快適な都市環境の創出やレクリエーションの場の提供、美しい景観の形成により、子供達の感性を磨き、豊かな心を育て、快適で潤いのある生活環境を形成するなど、将来に残すべき国民共有の重要な財産です。都市における緑は、公園緑地等の公共公益施設の緑だけでなく、里山や庭園等の私有地まで含み、都市における自然的環境を構成する要素となります。また、都市における緑は広義の社会資本と考えることができ、緑の保全、創出に関する施策をより総合的かつ計画的に推進するために「緑の基本計画」を策定する必要があります。

緑の基本計画は、各市町村が主体となり策定することとなっています。その内容は、都市公園の整備など都市計画に基づく緑地の保全だけでなく、それ以外の公共施設や私有地の緑化、普及啓発活動までの幅広い総合的なものであり、「環境保全」「レクリエーション」「景観」「防災」の4つの観点から、長期的視点に立って計画するものとなっています。

「裾野市緑の基本計画」は、裾野市内の都市計画区域（11,381ha）を対象に、都市施設、公園緑地事業等の調整を図り、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針を示したものです。平成15年度に緑の基本計画が策定されて以降、上位計画である「裾野市総合計画」、「国土利用計画裾野市計画」、「裾野市都市計画マスタープラン」が改定されたため、これらの計画との整合を図る必要があります。また、平成30年4月に「都市緑地法（旧都市緑地保全法）」の一部改正が施行され、「都市公園法」、「生産緑地法」についても一部改正がなされたことから、平成15年度緑の基本計画を見直すものです。

また、計画実施にあたっては「裾野市の緑」を身近に利用し、関わる住民の意見を反映した計画策定が重要であることから『裾野市緑の基本計画市民懇話会』（以下、「懇話会」）を組織し、市民の皆様の意向聴取と調整を図りました。

## (2) 対象とする緑

緑とは、樹木や草花などの植物や、それらを含む周辺の土地・空間を対象とし、樹林地や草地、水辺等の緑地をはじめ、緑化された個人の空間も都市の緑を構成する自然的環境の1つであると考えられます。このことから、本計画で対象とする緑は、以下のように定義します。

緑とは・・・

**樹林地、草地、芝地、農地、水辺、裸地、  
公園などの緑地、公有地・民有地の植栽地**

## (3) 緑の機能

緑は市民が快適で心豊かな都市生活を営む上で、多様な機能を有しており、魅力あふれる都市づくりや安全で快適な都市環境、住環境の創出に貢献し、市民の豊かな暮らしを支えています。

代表的な機能に「環境保全」「防災」「レクリエーション」「景観」などの機能があり、これらの機能を最大限に発揮し、向上することを目指していきます。

### ■環境保全

#### ①水源かん養

緑のもつ保水機能により、生活や様々な都市活動に不可欠な水源を涵養する働きがあります。

#### ②野生生物の生息空間

緑は人間にとって良好な空間だけでなく、小動物や草花など、多くの野生生物の生息空間です。これにより、生物生態系の維持や種の保全に直接関わる機能を有しています。

#### ③公害防止

緑には騒音を緩和・吸収する効果があるほか、植物の光合成や汚染物質の吸収・吸着によって大気を浄化するなどの各種公害を緩和・防止する働きがあります。

#### ④気候調節

植物の蒸散作用により周辺の状況に応じて水分を放出・吸収するため、過度の気温の上昇を抑制する働きがあります。また、緑地と一体化した河川などの水辺は風の通り道となり、都市のヒートアイランド現象を緩和します。

### ■防災

#### ①国土保全

緑地、山地による保水機能は、洪水調節機能があります。大量な降雨によって都市部などで浸水被害が発生する原因の1つに、開発等による緑の喪失があります。

また、緑による斜面地等の被覆により、その崩落や土砂流出を防ぐなど、国土を保全し、市民の生命・財産を守る働きがあります。

#### ②防災機能

大地震や大火災発生時には、市民の避難地や避難路、火災の延焼防止帯、消防活動やボランティア等の救援活動拠点、復旧活動拠点、仮設住宅地、広域防災拠点等として、都市の防災性を高める機能があります。街路樹や生垣などの緑は、市街地火災の延焼防止に貢献します。

## ■レクリエーション

### ①休養・散策・スポーツ

以前から、子どもの遊び場であった原っぱや雑木林は、昆虫をはじめとする小動物とのふれあいなどを通じ、情操教育などに大きな効果があると考えられます。

また、現代社会での日常的、週末のレクリエーション活動や自然とのふれあいは、人間性の回復などに重要な意味を持っています。

緑の持つ多様な機能を活用することにより、経済社会や市民の余暇需要の変化に対応し、生活の中でのうるおいとリフレッシュが可能になります。

## ■景観

### ①景観形成

緑は地域の気候、風土に応じて特徴ある多様性を有しており、四季の変化を実感できる快適な生活環境や美しい景観を創出することで、次代を担う子供たちの感受性を育て、市民にゆとりとうるおいをもたらしています。

コンクリートのような無機質な建物等により構成される都市では、緑がやすらぎやうるおいを与え、景観の美化やその魅力を高める要素として重要な機能を有しています。

また、緑は、地域の固有の文化や歴史等と深く関係し、適切に生かすことにより個性と魅力ある地域づくりを進めることができます。

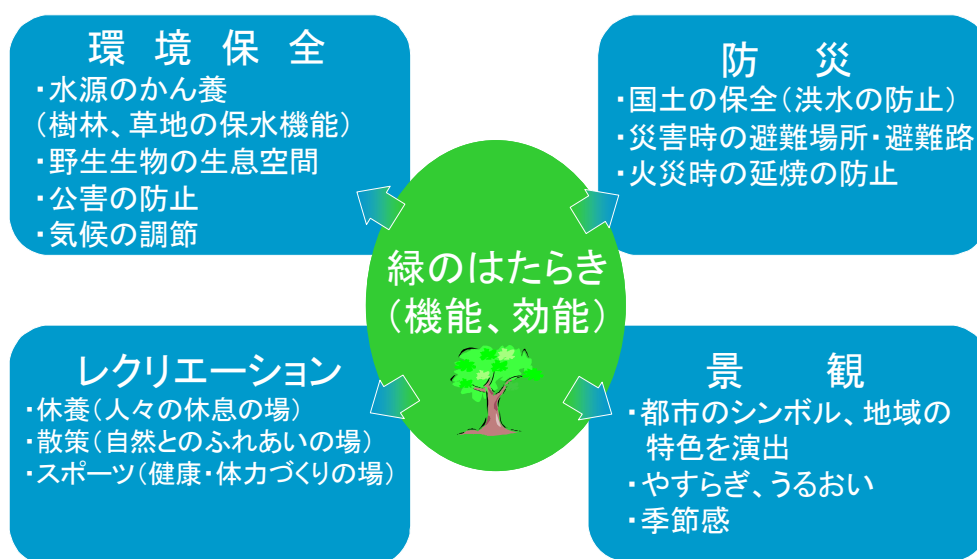


図1 緑の機能

#### (4) 緑地の定義

樹林地、草地、水辺地、岩石地、もしくは、その状況がこれらに類する土地が単独でもしくは一体となって、良好な自然景観を形成しているものとします。具体的には、図2のとおり、樹林地、草地、水辺などのうち、公園や広場など、一般的に利用できる施設として確保されている土地の区域（施設緑地）や、法律や条例等に基づく制度によって、土地利用や開発が制限されている土地の区域（地域制緑地）とします。

#### (5) 緑と緑地の違い

「緑地」は、公園として整備されているもの、または法律で区域が定められている土地を指します。例えば、「樹木が植えられていないグラウンド」も緑地として位置づけられます。住宅地の敷地に植えられている「樹木」自体は、「緑」ではありますが、「緑地」として位置づけられるものではありません。

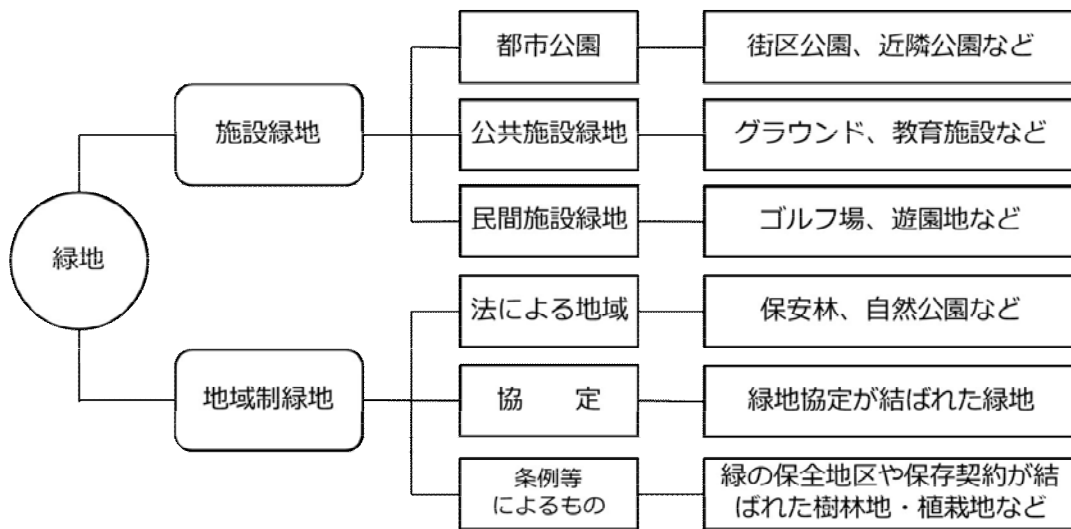


図2 「緑地」の区分

(6) 計画の位置づけ

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条で「基本計画は、環境基本法第15条第1項に規定する環境基本計画との調和が保たれるとともに、景観法第8条第2項第1号の景観計画区域をその区域とする市町村にあっては同条第1項の景観計画との調和が保たれ、かつ、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即し、都市計画法第18条の2第1項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合したものでなければならない。」と位置付けられています。

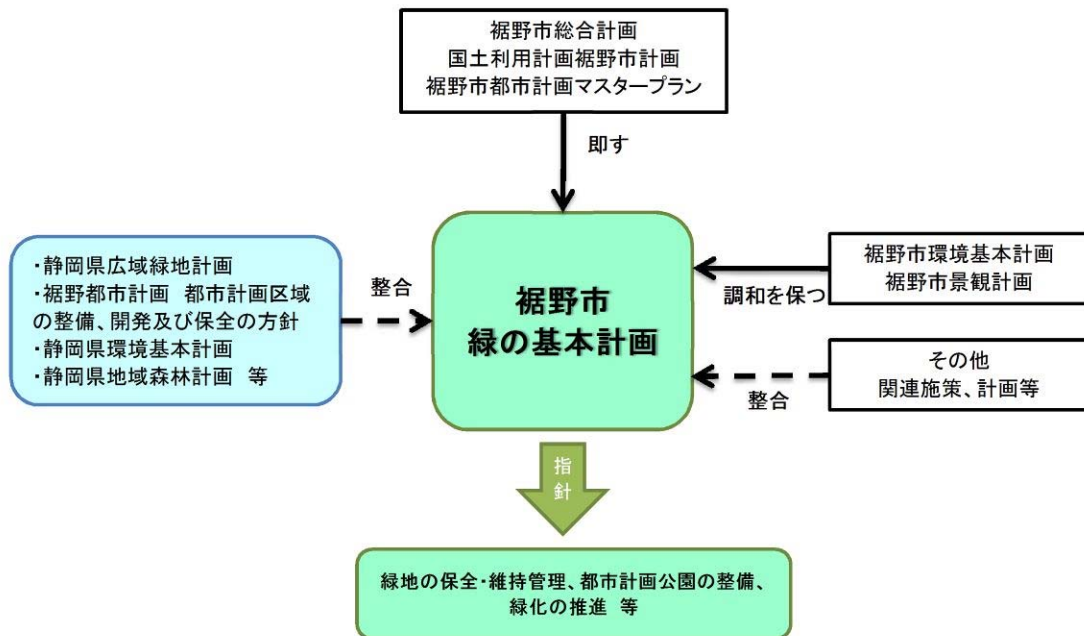


図3 計画の位置づけ

**計画の内容【都市緑地法第4条】** (赤字傍線部はH29改正で追加)  
 計画では、概ね次の内容を定める

- ① 緑地の保全及び緑化の目標
- ② 緑地の保全及び緑化の推進のための施策
- ③ 都市公園の整備 及び管理の方針 その他緑地の保全及び緑化の推進の方針
- ④ 特別緑地保全地区内の緑地の保全
- ⑤ 生産緑地地区内の緑地の保全
- ⑥ 緑地保全地域、特別緑地保全地区 及び生産緑地地区以外の重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区における緑地の保全
- ⑦ 緑化地域における緑化の推進
- ⑧ 緑化地域以外の重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区における緑化の推進

図4 計画の内容

(7) 目標年次

計画の目標年次は、概ね 20 年後の平成 47 (2035) 年を中期計画として設定した上で、上位・関連計画の改定などに応じ、計画の見直しを適切に実施するものとします。

表 1 上位・関連計画の計画期間

計画	直近の計画期間等	次期計画期間等
裾野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	目標年次 平成 32(2020)年	目標年次 平成 42(2030)年
裾野市総合計画	第四次 平成 23-32(2020)年度	第五次 平成 33-42 年度
人口ビジョン	平成 72(2060)年まで	
国土利用計画	第三次 平成 23-32(2020)年度	
都市計画マスタープラン	概ね 20 年後 平成 47(2035)年	
裾野市環境基本計画	第二次 平成 28-37(2025)年度 (5年に1度見直し)	
景観計画	平成 25(2013)年度策定	
緑の基本計画	平成 32(2020)年まで	平成 47(2035)年まで

表 2 上位・関連計画の計画期間

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49	H50	H51	H52	H57	
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2045	
裾野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針								目標年次										目標年次												
裾野市総合計画	第四次(H23-32)								第五次																					
人口ビジョン		人口推計年						人口推計年					人口推計年					人口推計年					人口推計年					人口推計年	人口推計年	
国土利用計画	第三次(H23-32)																													
都市計画マスタープラン	概ね20年後																													
環境基本計画	第一次		第二次(H28-37年度)(5年に1度見直し)																											
景観計画	策定																													
H16緑の基本計画	前計画 計画期間																													
H29-30緑の基本計画											次期計画期間																			

(8) 上位・関連計画における緑の考え方

本計画策定にあたって留意すべき上位計画、関連計画、関連プロジェクトの基本方針等について、以下に取りまとめました。

表3 上位・関連計画の基本方針

名称	策定年	基本方針等
ふじのくに景観形成計画(静岡県)	H29.3	<p>&lt;東部地域&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本県を象徴する富士山・箱根外輪山の山地景観の保全</li> <li>・狩野川や黄瀬川、富士川等の景観の保全・形成</li> <li>・富士山と調和する市街地・産業地景観の形成</li> </ul> <p>&lt;富士山地域&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・富士山の眺望景観を阻害するものの整除</li> <li>・富士山への眺望景観の創出</li> </ul> <p>&lt;国土軸&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車窓から眺められる景観の形成</li> <li>・駅・インターチェンジ周辺における景観の形成</li> </ul>
第3次静岡県環境基本計画(静岡県)	H28.3	<p>&lt;ライフスタイル、ビジネススタイルの変革&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に関する情報発信の強化</li> <li>・環境教育を実践する人材育成の充実</li> </ul> <p>&lt;循環型社会に向けた取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林資源の循環利用の促進 (県産材の需要拡大、県産材の安定供給体制の確立、ビジネス林業の展開)</li> <li>・水循環の確保 (森林の持つ水源かん養機能の確保)</li> </ul> <p>&lt;自然共生社会に向けた取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の確保</li> <li>・自然環境の保全</li> <li>・人と自然との関係を見つめ直す</li> <li>・農山漁村地域が持つ多面的機能の発揮</li> <li>・良好な生活環境の確保</li> </ul>
裾野都市計画整備、開発及び保全の方針(静岡県)	H29.3	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針(図5)
森林共生基本計画(改定版)(静岡県)	H26.6	<p>&lt;富士地域&gt;</p> <p>&lt;基本目標1 森に親しみ、協働で進める「森林との共生」&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・富士山等の地域資源の魅力を活かした住民参加の森づくり活動の推進</li> </ul> <p>&lt;基本目標2 森林の適正な整備・保全による「森林との共生」&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・荒廃森林の再生による富士の豊かな水資源の確保</li> <li>・富士地域の多様で美しい森林景観の保全</li> <li>・森林との共生の模範となる公有林の適切な管理の推進</li> </ul> <p>&lt;基本目標3 森林資源の循環利用による「森林との共生」&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・富士ヒノキの産地化と森林資源の循環利用の推進</li> </ul>



表 4 上位・関連計画の基本方針

名称	策定年	基本方針等
第4次総合計画 後期基本計画 (裾野市)	H28.3	将来像「みんなの元気と調和でつくる暮らし満足都市」 ＜施策の大綱4＞豊かな自然と暮らしやすさが調和した「すその」 4-3 快適な住環境の創出 (1)公園・緑地の整備、維持管理 安心して憩い親しまれ、魅力ある都市公園の整備を進めるとともに、都市公園を補完する身近な公園整備の手法を検討します。既設の公園、民間により整備される公園・広場などの維持管理について、市民協働による体制づくりを推進します。
都市計画マスタープラン(裾野市)	H28.3	「都市づくりのテーマ」誰もが生き生き暮らし満足都市の実現 (自然環境との調和・共生)富士山麓の恵まれた環境を保全し、自然と共生する都市づくり 公園・緑地等の整備・保全の方針(図6)
第3次国土利用計画(裾野市)	H29.3	＜土地利用の基本方針＞ ①豊かで魅力ある自然環境の保全と適切な活用 ②多様なライフスタイルに対応した暮らしやすい市街地の形成 ③安全で安心な土地利用の推進 ④地域特性と広域的な役割に配慮した産業・交流機能の配置・誘導 ⑤市民の主体的な参画による土地利用の展開
まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂版(裾野市)	H29.3	施策体系 1-2. 住みたくなるまち すその 4. 新たな手法によるゆとり空間の創出 地域にみどりある憩いの空間の創出を促進する。 施策体系 1-3. 文化資源を守り、育て、活かすまち すその 1. 文化・観光資源の適切な保存・活用 文化財や観光施設などの維持管理及び情報発信を行う。 都市公園等の維持管理を行う。
市民協働によるまちづくり実施計画(裾野市)	H23.3	＜パイロット事業＞ ・裾野の資源活用事業 すでに開発されている地場産品に加え、新たな商品開発や販売店の運営などを協働で行う ・里山保全推進事業 里山の保全は自然環境保全という観点も踏まえ、所有者、区(自治会)などの地域組織、地域住民、行政が協働して研究し守る ・アダプト・プログラム 公園・道路・河川といった一定のエリアを、市民グループや学校、企業などが清掃などの管理を受け持つ
景観形成基本計画(裾野市)	H25.3	＜景観形成の基本目標＞ みんなでつくろう 富士の裾野の裾模様 “あなたの思いやりが、美しい裾模様をつくれます！” 1)街を囲む自然を基礎とした緑あふれる景観をつくる 2)個性と賑わいある都市の顔をつくる 3)統一感と落ち着きのあるまち並みをつくる 4)市民協働によるまちづくりで裾野市の景観をつくる
第2次環境基本計画(裾野市)	H28.3	図7
観光基本計画(裾野市)	H23.3	I「観光のまち・裾野」のイメージアップ～裾野ならではの魅力の創出 1 富士山のビューポイントの選定と整備 2 自然体験・農業家のメニュー作り 3 自然・歴史・文化を活かした市内回遊ルートの整備 4 観光物産拠点の形成 Ⅲ多様な体験、保養観光、スポーツ・健康増進の振興 7 スポーツ合宿誘致の促進

表5 上位・関連計画の基本方針

名称	策定年	基本方針等
森林整備計画書(裾野市)	H28.4	環境省の「特定植物群落」に選定された、須山地区の愛鷹山のツツジ原生群落を保全する。 箱根連山地域:中腹以上の区域で保健文化機能や水源涵養機能が高い天然林の機能を発揮させるため適切な保全管理を推進。中腹域以下では林業に必要な木材生産機能を発揮させるため、適正な森林施業を推進。 愛鷹山麓地域:中腹以下の区域で林業生産活動を中心とした適切な森林整備を積極的に実施。中腹以上の区域では、富士箱根伊豆国立公園、愛鷹山自然環境保全地域に指定されており、水源涵養機能、山地災害防止機能を有する森林の機能を発揮させるため適切な保全管理を推進。
特定間伐等促進計画(裾野市)	H26.2	目標:平成25年度から平成32年度までの8力年間で1,000ha(年平均125ha)の間伐を行う
農業振興地域整備計画書(裾野市)	H30.2	農業上の土地利用の方向 ・農用地等利用の方針 農家をとりまく変化に対応しながら、新たな経営作目の導入を推進する。地域の特性に合った農地の利用を推進する。 良好な景観や交通条件を有する地域では、グリーンツーリズムなどの観光産業を推進し、農地の保全と有効利用を図っていく
裾野駅西地区計画(裾野市)		かき又は柵の構造の制限 道路に面するかき、又はさくの構造は、次の各号に適合するものとする。ただし、敷地地盤から高さ0.6m以下の部分又は門、門柱、若しくは長さ左右2m以下の門の袖については、この限りではない。 1 生垣 2 高さ1.2m以下のフェンス等で、植栽を施したもの 3 木又は竹製のもの(合成樹脂等の擬木、擬竹含む)
千福が丘地区計画(裾野市)		垣又は柵の構造の制限 垣又は柵は、コンクリート造、コンクリートブロック造、補強コンクリートブロック造、石造及びレンガ造としないこと。 ただし、高さが1m以下のコンクリート造、補強コンクリートブロック造の垣又はその垣の上部に金網などの軽いものを設けたもの若しくはコンクリート造、補強コンクリートブロック造の門の袖で、その高さ及び道路面に面する部分の左右の長さがそれぞれ2m以下のものについてはこの限りでない。
南部地区計画(裾野市)		かき又はさくの構造 道路に面するかき、さくの構造は、次の各号の一に適合するものとする。ただし、敷地地盤からの高さが0.6m以下の部分又は門若しくは長さが左右2m以下の門の袖については、この限りでない。 1 生垣 2 高さ1.2m以下のフェンス等で、植栽を施したもの。 3 木又は竹製のもの
きれいなまちづくり推進事業(裾野市)		目的:市が管理する道路、河川、公園、用地などの市民にとって身近な公共空間の美化を促進するため、ボランティアにより継続性をもって行われる環境美化活動を支援し、市民と市が協働して散乱ごみのないきれいな公共空間の創出を図ること <活動者の役割> ・空き缶、吸い殻等の散乱ごみの収集 ・草花の育成、除草など

## 裾野都市計画 整備、開発及び保全の方針

### (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

#### 1) 基本方針

##### ① 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本区域は富士山の裾野に広がり、東は箱根山、西は愛鷹山に囲まれ、黄瀬川及び深良川の恵みが形成する緑と水に恵まれた田園地帯を創出している。

このため、箱根、愛鷹山麓の斜面林、河川緑地等は、本区域を象徴する緑地として保全を図り、地球温暖化対策における二酸化炭素の吸収源として、将来的に確保する必要がある。また、市街地内に残る緑は、体系的、総合的に整備し、環境の向上、レクリエーション需要に対応していく必要があり、あわせて、これを補完する公園、緑地等の整備を推進する。

##### ② 都市公園の整備目標量

年次	平成22年	平成32年
都市計画区域内人口		
1人あたりの目標水準	3.9 m <sup>2</sup> /人	4.6 m <sup>2</sup> /人

#### 2) 主要な緑地の配置の方針

##### ① 環境保全システムの配置の方針

自然生態系の保全、地域特性の保全、生活環境の保全及び都市形態の保全等の緑地の系統については、以下の方針に従い配置する。

市街地を囲み、多様な環境保全機能を有する箱根、愛鷹山麓の斜面緑地は、今後とも保全していく。また、河川緑地、市街地周辺部の農地や樹林地等、本区域の田園的環境に重要な役割を担う緑地の保全に努める。

##### ② レクリエーションシステムの配置の方針

多様化するレクリエーション需要に対応した緑地の系統については、以下の方針に従い配置する。

富士山、箱根山、愛鷹山等の山麓にある各種レクリエーション施設とともに、緑や河川、各種公園等のネットワークを形成する。

住区基幹公園は、住区の土地利用及び人口に留意し配置し、都市基幹公園は、総合公園を市民の憩いの場として環境保全、防災機能を考慮して配置する。また、運動公園である裾野市運動公園等に緑地を配置する。

##### ③ 防災システムの配置の方針

災害の防止あるいは災害時における避難路、避難場所の計画、都市公害の緩和等に対応し得るような緑地の系統については、以下の方針に従い配置する。

地震や火災時等における安全性を確保するために、地域防災計画の一環として学校の校庭や公園等を中心に避難地及び避難路を計画的に配置する。

騒音、振動等の発生源となる工場周辺、主要幹線道路沿いでは、工場緑化の推進や幹線道路の街路樹の植栽などにより、緩衝地帯を設け、これらの公害の緩和を図る。

##### ④ 景観構成システムの配置方針

地域の特性を活かした郷土景観を形成する緑地の配置を図る。

本区域は、富士山、箱根山等の雄大な景観を持つほか、深良川周辺の農地、点在する寺社林等により田園環境が形成されている。本区域の特徴ある景観を構成する緑地や本区域の象徴的な自然である景ヶ島、偕楽園、梅の里のすぐれた景観を活かした風致公園等を配置する。

また、景観法に基づく景観計画等により、良好な景観の保全・創出を図る。

図5 裾野都市計画 整備、開発及び保全の方針（抜粋）

# 都市計画マスタープラン

## 4-3. 都市環境の基本方針

— 基本的な考え方 —

都市の骨格を形成する 自然環境の保全	本市の骨格をなす富士山・愛鷹山・箱根山の山麓部の豊かな森林・樹林地については、適切に保全するとともに、森林が持つ多面的な機能の維持を図ります。
ゆとりと潤いのある 都市生活を支える 空間の充実	河川等の水辺や、身近な公園の整備、市街地内の緑化推進により、みどりあふれる快適な都市環境を創出します。
資源循環による 環境にやさしい社会の構築	地球温暖化等地球規模の環境問題に取り組むため、生活に身近なところから資源の循環利用を促進し、環境負荷の軽減を図ります。

図6 都市計画マスタープランの基本方針

## 環境基本計画

【環境目標2】  
豊かな自然と人が  
共生するまちづくり

▼取り組みの方向

### 4 自然とのふれあいの場や機会の創造

#### 環境課題

- 本市の1人当たり都市公園等面積は全国や県平均より少なく、市民からのニーズも高いことから、公園の整備を促進する必要があります。
- エコツーリズムの視点から、市内に分布する自然と人とのふれあいの場の活用が期待されます。
- 富士山が世界遺産に登録されたことにより、富士山学習拠点としての役割が大きくなる富士山資料館のさらなる充実と利用促進を図る必要があります。



富士山遊歩道

#### 各主体の共通目標

環境指標	現状値 (H26)	中間目標 (H32)	計画目標 (H37)
公園などの身近な緑地の環境整備満足度 (市民意識調査)	13.4%	15.0%	17.0%
親子水生生物調査参加者数	21人/年	40人/年	40人/年
パノラマロードの花畑の作業参加者数	627人/年	650人/年	650人/年

#### 市が推進する取り組み

##### 1 自然とのふれあいを活発にする 【自然とのふれあい】

###### ①公園の維持管理

- ◆ 都市公園の自然環境の保全を含め、市民が身近に安らぎを感じ快適に暮らせるよう、市民の思い・ふれあいの場としての公園、ポケットパークを維持管理することにより、良好な環境の実現を目指します。
- ◆ 美しい自然景観を有する公園等 (中央公園・五竜の滝、借楽園・不動の滝、景ヶ島公園・景ヶ島渓谷・屏風岩) について、維持管理を行います。

###### ②ふれあい活動の場の整備

- ◆ 富士山遊歩道、富士山須山登山歩道、黒岳・越前岳の整備、維持保全を実施します。
- ◆ 十里木キャンプ場を、自然とのふれあい活動の場として活用できるよう、継続して場内の草刈りや倒木の処理などを行います。
- ◆ 歴史ある神社境内や社叢、自然林などを紹介するとともに、所有者に管理の助成を行います。
- ◆ アンタカツツジ原生群落の保全管理を行います。



###### ③ふれあい活動の促進

- ◆ 親子水生生物調査など自然観察会を実施します。
- ◆ 富士山資料館で野草講座・野鳥講座などの富士山周辺の自然に関する講座を開催し、学習機会の提供を行います。
- ◆ 自然林を活用した自然とのふれあい活動を、野外活動 (自然教室) として実施し、画集を作成します。
- ◆ 小中学校で校内の緑地や地域の自然等を授業や課外活動で活用し、環境教育に生かします。
- ◆ 保育園、幼稚園での野菜や花の栽培、食育、生きものなどの自然観察などの活動を継続します。
- ◆ 市民協働参画意識による、学校と地域住民による花壇活動の推進を図ります。
- ◆ スポーツを通して自然にふれあい、富士山などの裾野市の自然環境への関心を高めます。
- ◆ パノラマロードの花畑の種まき、草刈などの作業について市民に参加を呼びかけます。
- ◆ 「緑の少年団」への参加を各校に呼びかけます。

図7 環境基本計画及び都市計画マスタープランの基本方針 (抜粋)

# 1. 現況の把握

## 1.1 裾野市の概況及び特徴

### 1.1.1 都市の概況

本市は、東を箱根山外輪山の分水嶺で神奈川県箱根町、西は愛鷹山の越前岳・呼子岳・位牌岳で富士市、北は大野原で御殿場市、南は愛鷹山及び箱根山の裾野で三島市・長泉町を境としています。

市内の都市計画区域は、国有林や大野原などの国有地を除き、市域のほぼ全体を占め、市街化区域（既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域）は、JR 裾野駅を中心にした南部一帯と、千福が丘、市北部に位置する裾野 IC 周辺の工業地域に分布しています。その市街地を南北に、東名高速道路、新東名高速道路、国道 246 号、JR 御殿場線などが通過しています。

表 1.1.1 区域面積

区分	面積	摘要
市域面積	13,812ha	国土交通省国土地理院公表 (平成27年3月6日)
都市計画区域	11,381ha	(昭和47年5月2日告示)
市街化区域	1,038.7ha	(平成22年11月28日最終変更)
市街化調整区域	10,342.3ha	
DID (人口集中) 地区	400ha	(平成27年10月1日)

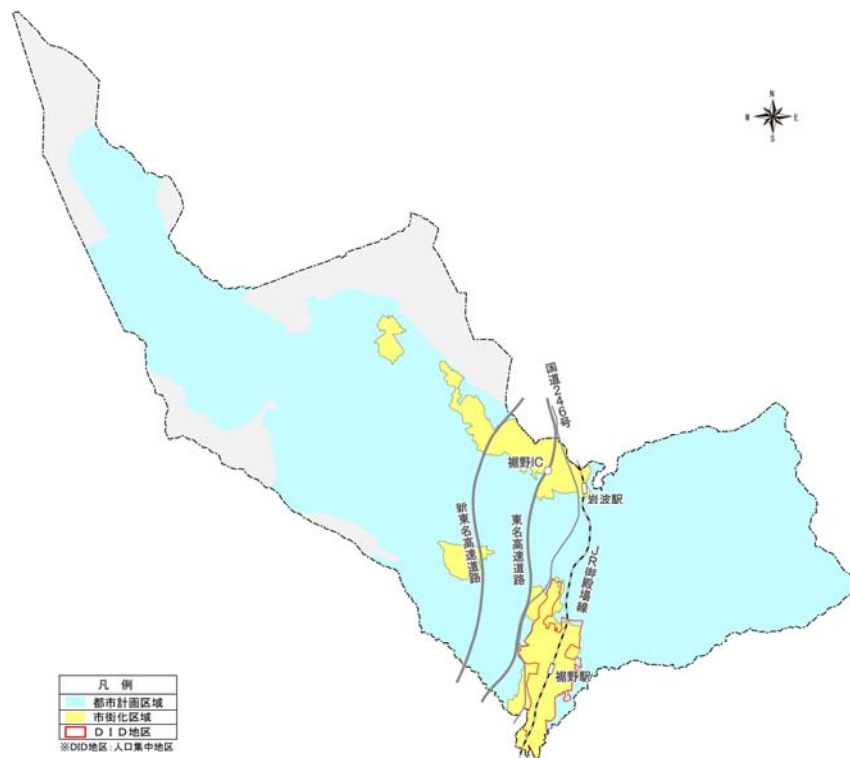
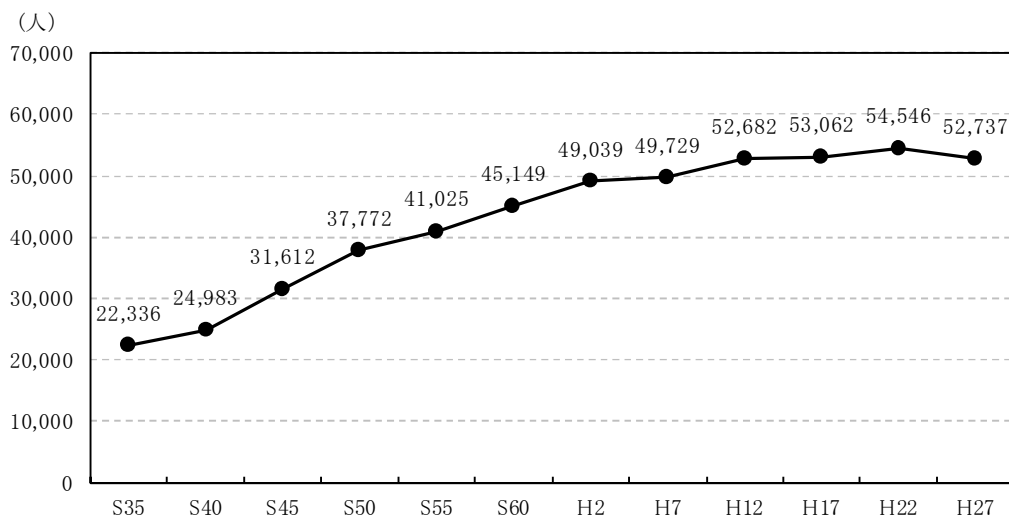


図 1.1.1 都市の位置付け

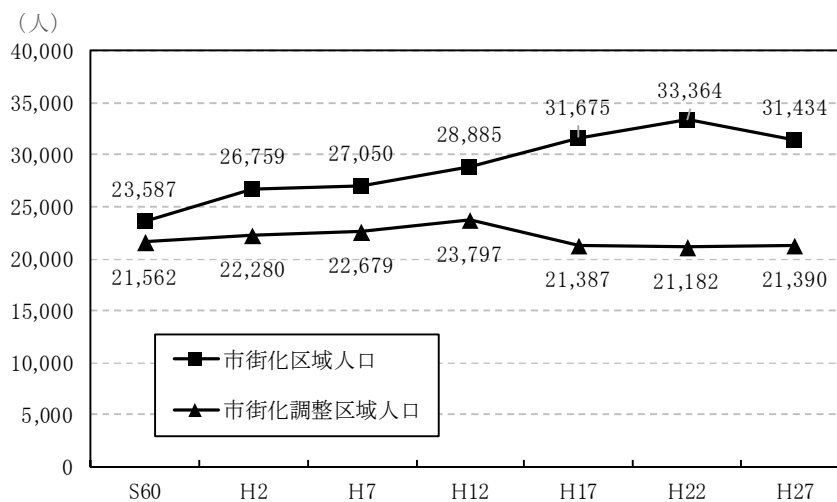
### 1.1.2 人口

裾野市の総人口は、平成 22 年まで増加傾向を維持していましたが、平成 27 年では減少に転じています。市街化区域では平成 22 年まで増加傾向を維持していましたが、平成 27 年から減少に転じ、市街化調整区域の人口は平成 17 年以降停滞しています。



出典：第 3 次国土利用計画裾野市計画

図 1.1.2 総人口の推移



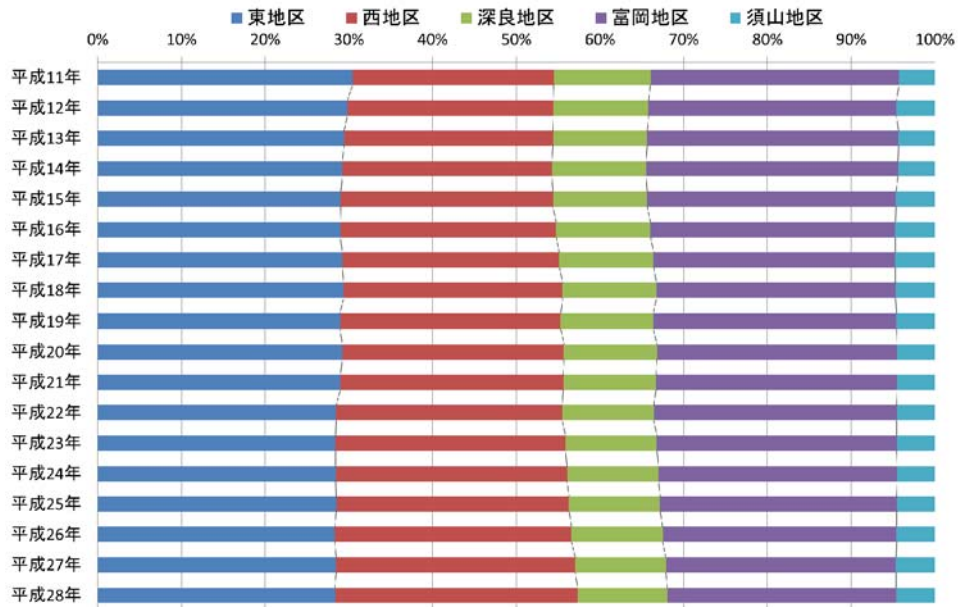
出典：第 3 次国土利用計画裾野市計画

図 1.1.3 区域区分別の人口推移



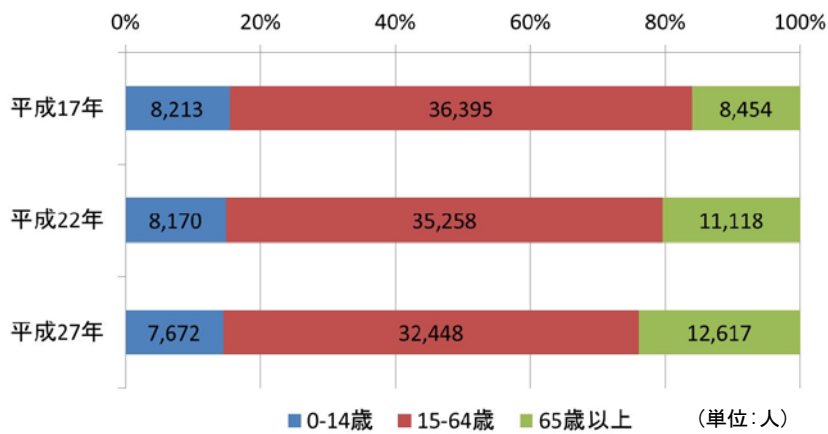
地区別人口比率では、平成 11 年からの深良地区、須山地区の比率の変化がないのに比べ、富岡地区、東地区が減少傾向にあり、西地区が増加傾向にあります。

年齢別人口比では 65 歳以上の人口の増加と 15-64 歳の生産人口の減少が著しく、少子高齢化が進んでいると予測されます。



データ出典：裾野市統計書 平成 29 年版

図 1.1.4 地区別人口比率の推移



データ出典：裾野市統計書 平成 29 年版

図 1.1.5 年齢別人口比率の推移

裾野市の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所準拠の推計によると、2060年に4.3万人程度と大幅に減少することが予測されています。

「裾野市人口ビジョン(平成27年10月)」によれば、2060年に人口を5.2万人程度確保し、高齢化率を28%台で安定させるための施策を展開することとしています。これによれば、高齢化率は上がるものの、総人口としては現状とほぼ同様規模となることが予測されています。

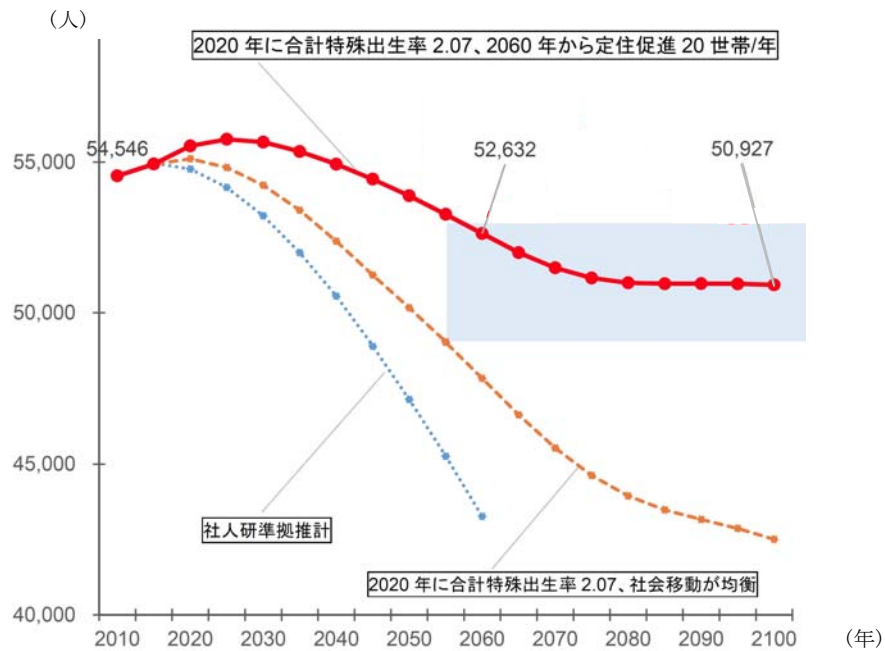


図 1.1.6 将来人口の見通し(裾野市人口ビジョン)

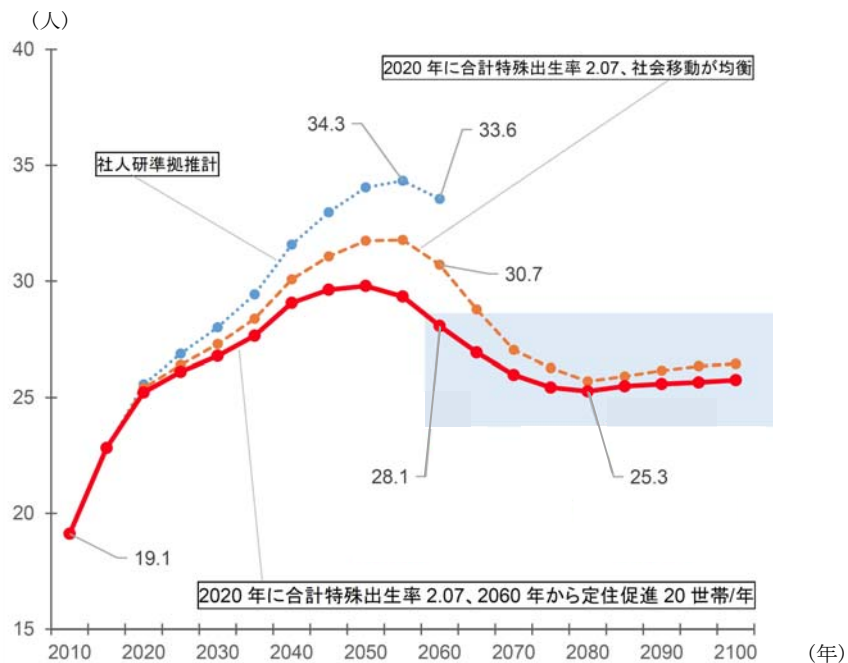
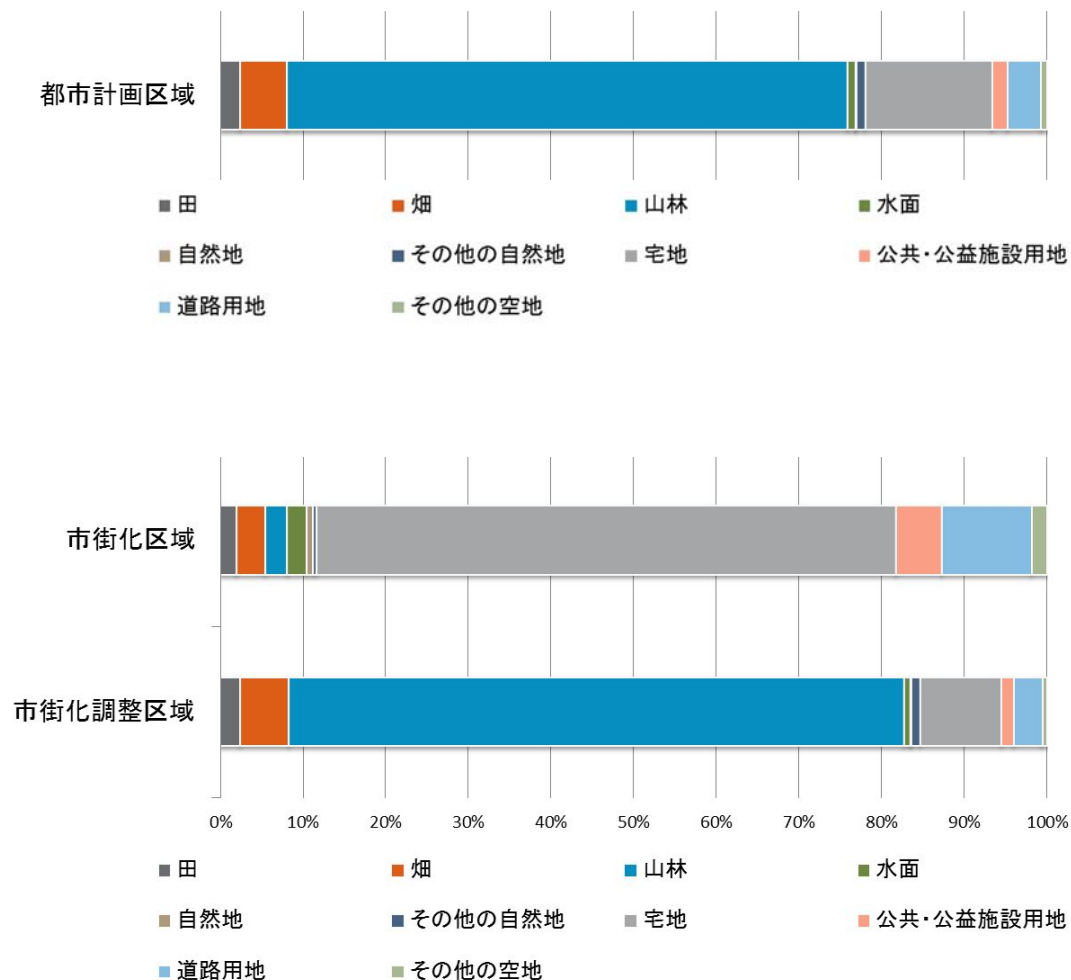


図 1.1.7 高齢化率の推移(裾野市人口ビジョン)



### 1.1.3 土地利用

本計画で扱う都市計画区域の約8割が自然的土地利用（農地、山林、水面、自然地、その他自然地）であり、なかでも山林面積が大きく、約7割を占めています。一方で、市街化区域においては、自然的土地利用の占める割合は1割強となっており、宅地が市街化区域面積の約7割、公共公益施設用地、道路用地、その他の空地で約2割を占めています。



※「都市計画区域」・・・「市街化区域」と「市街化調整区域」で構成  
 ※「宅地」・・・住宅用地、商業用地、工業用地、農林漁業施設用地

出典：平成27年都市計画基礎調査

図 1.1.8 土地利用状況

#### 1.1.4 産業の概要

##### (1) 農業

裾野市の農業は、昭和30年代まで水稲と畑作、養蚕を基幹作物として米と繭が主体でした。

現在、市域の農業地域は北部の愛鷹山麓の畑作地帯、黄瀬川流域の水田畑作地帯に分けられ、地域ごとに自然条件などが異なる中、水稲をはじめ、芝やそば、大和芋、イチゴ、山林種苗などが作られています。平成23年度からは、そばの特産化が進められています。

総世帯数は昭和50年から平成22年まで増加傾向にありましたが、平成27年から減少に転じています。農家世帯数は1720世帯から1,001世帯となり、42%減少しています。

表 1.1.2 農家戸数推移

区分	世帯	
	総世帯 非農家含	農家世帯
昭和50年	8,715	1,720
昭和55年	11,822	1,669
昭和60年	13,121	1,657
平成2年	14,547	1,465
平成7年	15,952	1,358
平成12年	17,559	1,248
平成17年	19,472	1,206
平成22年	21,042	1,134
平成27年	20,792	1,001

出典：2015年農林業センサス



芝畑の景観

## (2) 工業・商業

本市では「裾野町工場設置奨励条例（昭和 35 年）」の制定以降、農林業から工業中心のまちへと変わっていきました。

広大な土地、豊かな地下水、富士山をはじめとする、すばらしい景観など、工場進出の条件を十分備えていたため、大手企業の研究所・工場の進出がなされました。

さらに、昭和 44 年に東名高速自動車道の開通、昭和 63 年には東名裾野インターチェンジが完成するなど交通網が整備され、首都圏や中京圏への輸送時間が大幅に短縮されるなど、より利便性が向上したことにより、裾野インターチェンジ周辺の北部丘陵地を中心として大規模工場・研究所などが多数立地しています。

市内の商店は減少し、平成 11 年比 30.8%のマイナスとなっています。近年、売場面積は減少していますが、従業者数は増加傾向にあります。また、平成 24 年に大規模な自動車卸売業企業が市内に移転したため、商品販売額は大幅に増加しています。

表 1.1.3 商業指標

区分	平成 11 年	平成 14 年	平成 16 年	平成 19 年	平成 26 年
商店数（店）	442	432	428	410	306
従業員数（人）	2,930	3,183	2,899	2,966	3,059
商品販売額（千万円）	6,238	5,945	6,531	5,820	29,961
売場面積（㎡）	—	46,325	43,760	47,944	41,501

出典：商業統計調査

### 1.1.5 自然特性

#### (1) 気候

本市の年間平均気温は 14.7℃で、最高気温月と最低気温月の年較差は 36.9℃となっています。年間降水量は 2,088.5mm で、7月と9月が多くなっています。

表 1.1.4 気象概要（平成 27 年）

月	気温（℃）			降水量（mm）
	平均	最高	最低	
1	5.0	16.3	-3.7	147.5
2	5.4	17.8	-3.3	42.5
3	9.1	20.9	-1.2	65.5
4	13.7	24.3	3.0	165.0
5	17.8	27.1	9.9	156.0
6	18.8	27.9	9.9	118.5
7	23.3	32.4	16.4	450.5
8	24.9	33.2	16.6	209.5
9	20.8	27.8	13.4	440.0
10	16.6	26.4	8.7	63.5
11	12.9	21.9	1.7	158.0
12	8.4	20.7	-0.3	72.0
年間	14.7	33.2	-3.7	2,088.5

※最高・最低欄は極値

出典：裾野市消防データ、裾野市HP

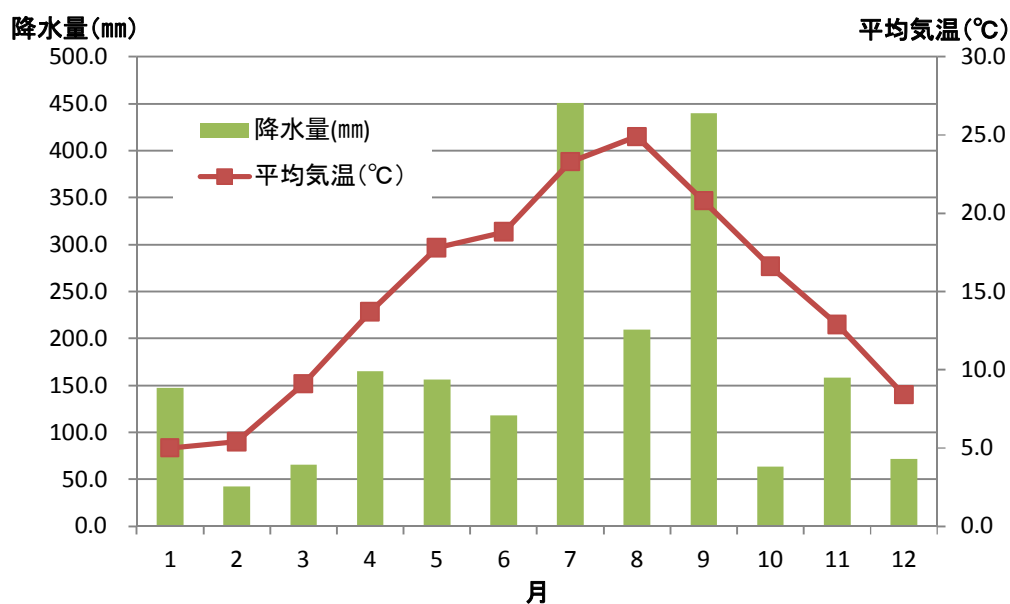


図 1.1.9 気象概要（平成 27 年）

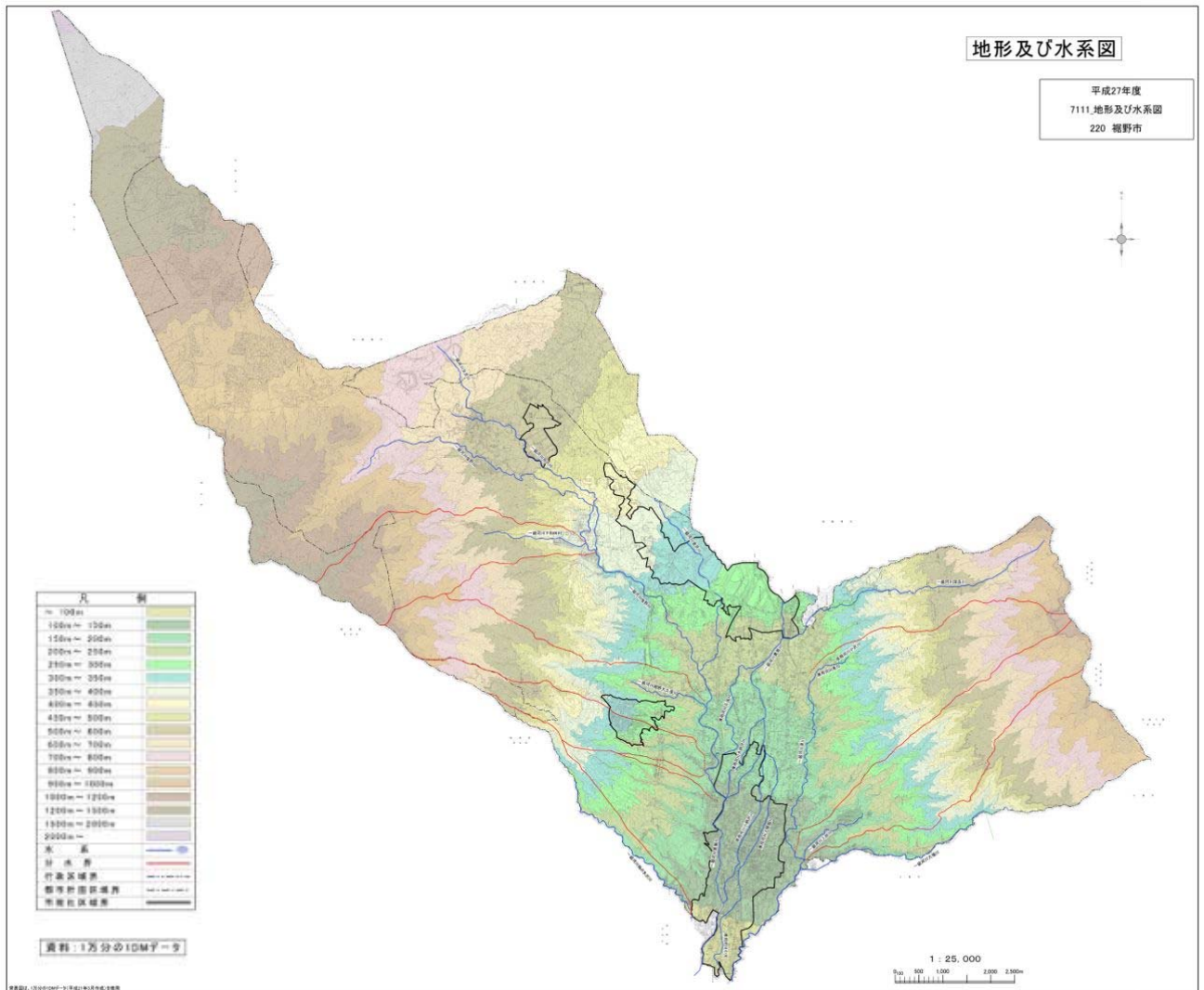
## (2) 地形・地質及び地下水

### 1) 地形

本市の地形は、富士山・愛鷹山・箱根山の3つの山麓斜面に囲まれ、これらの斜面が黄瀬川で集合する凹型の構造となっています。

河川は、市の中心部を流れる黄瀬川と南東部を流れる大場川に合流し、下流域で狩野川に合流して、駿河湾に流れ込んでいます。

市域内の標高差は約2,000m(78.5m~2,169m)で、中心市街地は標高78.5mから200mの黄瀬川流域の南北8km、東西2kmの帯状の平坦部に集約的に形成されています。



出典：平成27年都市計画基礎調査

図 1.1.10 裾野市の地形・水系

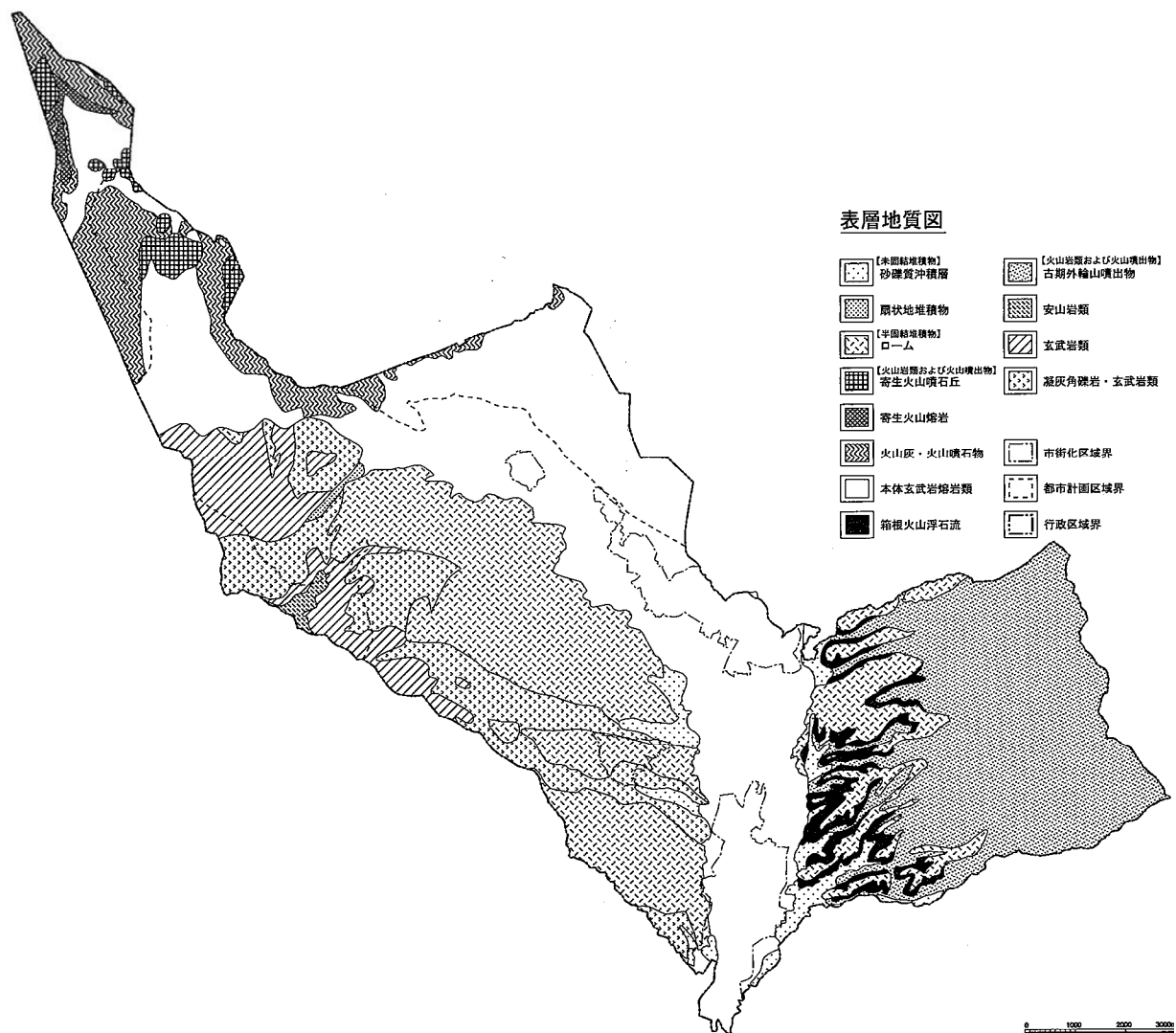
## 2) 表層地質

本市の表層地質は、大部分が火山岩類と火山灰、火山砂礫、ロームなどの火山噴出物からなっています。段丘堆積物や扇状地性堆積物は山麓、開析谷に見られ、黄瀬川の河床には狭く砂礫質の沖積層が分布しています。

富士山麓から市街地部の平地部は、約 1 万 8000 年前～現在に噴火した火山の岩石(安山岩・玄武岩類)で覆われています(表層地質図では本体玄武岩溶岩類)。

愛鷹山麓は約 70 万年前～15 万年前に噴火した火山の岩石(安山岩・玄武岩類)で覆われていますが、大部分が風化しています。箱根山麓は大部分が安山岩溶岩と凝灰角礫岩からなる古期外輪山噴出物であり、凝灰角礫岩は風化が進んでいます。

愛鷹山麓斜面及び箱根山麓斜面では、これら安山岩系の岩石が未固結堆積物であるローム層に覆われ、大部分が風化して褐色化した火山灰層で厚さ 10m 以上に達する場所もあります。

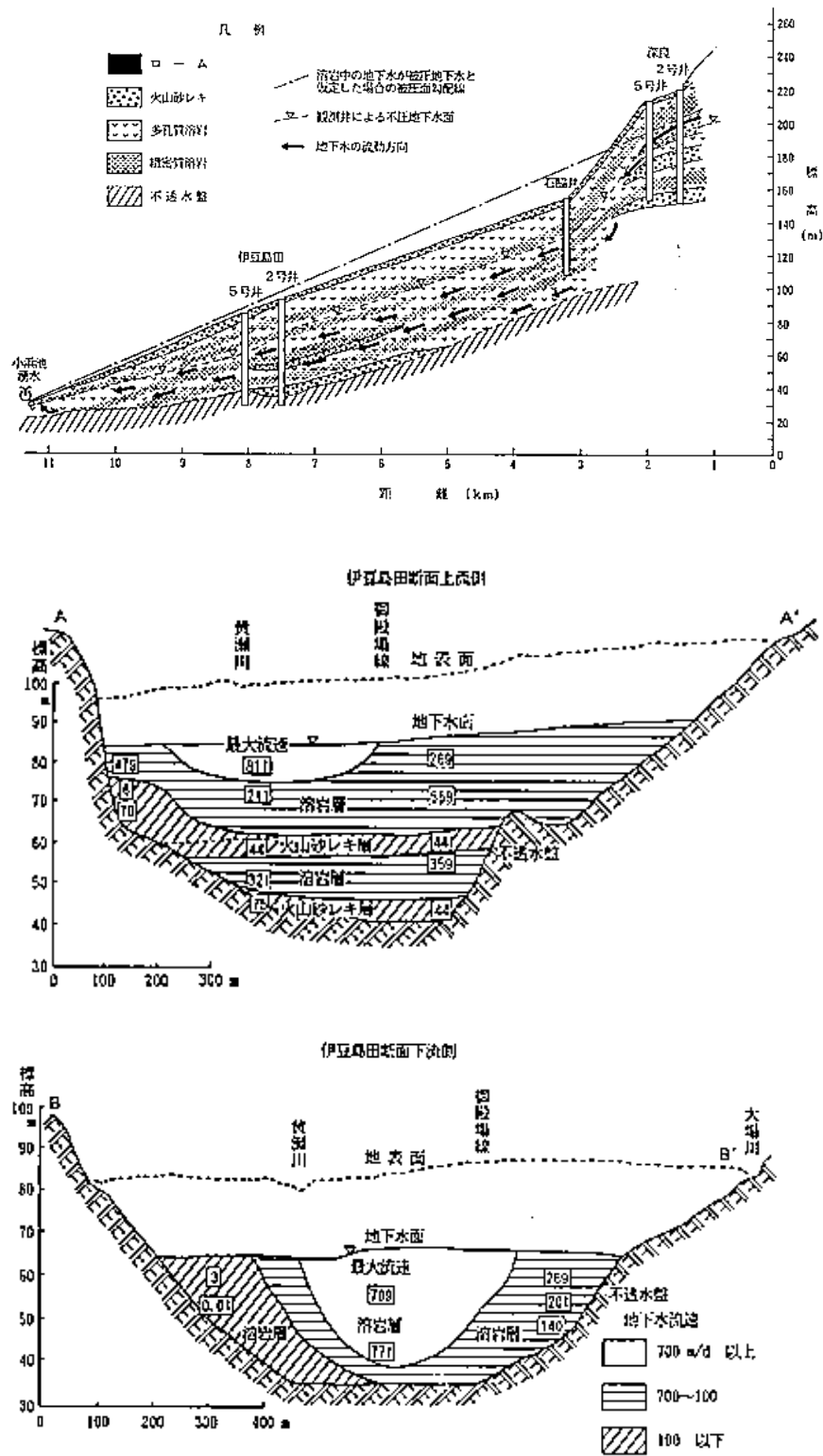


出典：第2次国土利用計画裾野市計画

図 1.1.11 表層地質

### 3) 地下水位

地下水は、富士山麓の降水が火山砂礫、溶岩層を浸透して流下しています。年平均の地下水位は、各観測位置の観測結果から地表面より15~30mの間にあると考えられます。



出典：東富士の地下水解析

図 1.1.12 地下水概要

表 1.1.5 月別地下水位の推移

[単位:海拔m]							
区 分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年		
1月	136.35	136.84	140.52	142.53	140.09	観測井略称 No.1 石脇水源 所在地 裾野市石脇546 規 模 口径: 80mm 深度: 25m 管頭標高 海拔: 155.46m 観測方法 週1回手観測	
2月	136.31	136.42	139.41	141.41	139.58		
3月	137.08	137.85	139.18	141.36	139.46		
4月	137.88	139.84	139.48	141.28	140.04		
5月	138.27	140.72	140.11	141.79	140.41		
6月	138.59	140.99	142.15	142.06	140.36		
7月	139.14	142.01	142.53	143.37	140.74		
8月	140.33	143.16	142.46	144.27	140.19		
9月	139.41	141.92	144.74	142.93	139.57		
10月	138.55	142.98	146.39	141.46	139.20		
11月	137.98	143.34	145.80	140.60	139.22		
12月	137.51	142.05	144.31	140.41	138.82		
平均	138.12	140.68	142.26	141.96	139.81		

[単位:海拔m]							
区 分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年		
1月	201.40	201.58	203.54	204.87	203.63	観測井略称 No.4 深良3号 所在地 裾野市深良1320-1 規 模 口径: 100mm 深度: 42m 管頭標高 海拔: 234.87m 観測方法 週1回手観測	
2月	201.41	201.64	203.08	204.60	203.49		
3月	201.99	202.47	203.23	204.40	203.51		
4月	202.31	203.39	203.38	204.45	203.73		
5月	202.35	203.67	203.67	204.70	203.69		
6月	202.52	203.78	204.48	204.74	203.58		
7月	203.07	204.46	204.74	205.44	203.56		
8月	203.37	204.95	204.80	206.15	203.40		
9月	203.03	204.73	206.15	205.50	203.19		
10月	202.66	205.36	207.01	204.25	203.10		
11月	202.26	205.19	206.69	204.06	203.09		
12月	201.98	204.46	205.85	203.98	202.88		
平均	202.36	203.81	204.72	204.76	203.40		

[単位:海拔m]							
区 分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年		
1月	61.79	62.22	65.74	67.81	65.54	観測井略称 No.8 伊豆島田5号 所在地 裾野市水窪154-2 規 模 口径: 100mm 深度: 60m 管頭標高 海拔: 88.12m 観測方法 週1回手観測	
2月	61.63	61.82	64.43	66.59	65.10		
3月	62.43	63.51	64.51	66.73	64.86		
4月	63.07	64.89	64.73	66.52	65.49		
5月	63.92	66.12	65.68	67.22	65.99		
6月	64.62	66.39	68.02	67.64	66.36		
7月	64.97	67.67	68.32	68.76	66.84		
8月	66.35	68.90	68.34	69.91	66.49		
9月	65.22	67.73	69.88	-	65.46		
10月	64.09	68.01	71.36	66.86	64.72		
11月	63.32	68.23	70.97	66.12	64.74		
12月	62.94	67.17	69.74	65.87	64.18		
平均	63.70	66.06	67.64	67.28	65.48		

資料：静岡県くらし・環境部環境局水利用課



### (3) 裾野市の緑の現況

本市の緑の現況量は(緑被面積)は9,332.5haとなっており、都市計画区域面積11,381haの約82%を占めています。なお、市街化区域における緑の現況量は245.0haで約24%となっています。

これら緑のうち、都市計画区域内において自然植生度の極めて高い自然林は24.7ha(約0.2%)と少なく、最も面積の大きなものは、スギ・ヒノキ等の人工林の5538.1ha(約49%)、次いでクヌギ・コナラ等の二次林が1922.4ha(約17%)と、何らかのかたちで人的な手が加えられた樹林地が約66%と大半を占めています。さらに、畑が685.1ha(約6%)、次いで水田が291.0ha(約3%)となっています。

市街化区域においては、都市公園や公共公益施設の植栽地が約4haであり、水田や畑などの農地が57.0haで市街化区域内の緑の約2割を占めています。

表 1.1.6 緑の現況量(平成29年)

区分	市街化区域		市街化調整区域		都市計画区域	
	緑被面積(ha)	緑被率(%)	緑被面積(ha)	緑被率(%)	緑被面積(ha)	緑被率(%)
自然林	0.1	0.01%	24.6	0.24%	24.7	0.22%
スギ・ヒノキなどの人工林	43.1	4.15%	5,495.0	53.13%	5538.1	48.66%
クヌギ・コナラなどの二次林	32.5	3.13%	1,890.0	18.27%	1922.4	16.89%
松林	0.0	0.00%	0.0	0.00%	0.0	0.00%
竹林	2.4	0.23%	25.7	0.25%	28.1	0.25%
ススキ・ササなどの草地	14.7	1.41%	254.5	2.46%	269.1	2.36%
芝地	22.2	2.14%	252.2	2.44%	274.4	2.41%
水田	24.5	2.36%	266.5	2.58%	291.0	2.56%
畑	32.5	3.13%	652.6	6.31%	685.1	6.02%
果樹園	2.7	0.26%	13.1	0.13%	15.8	0.14%
裸地	0.3	0.03%	1.0	0.01%	1.3	0.01%
水面	24.2	2.33%	79.8	0.77%	104.0	0.91%
公園内などの植栽地	2.0	0.20%	6.8	0.07%	8.8	0.08%
公共公益施設の植栽地	2.2	0.22%	18.3	0.18%	20.5	0.18%
民有地の植栽地	41.6	4.00%	107.5	1.04%	149.1	1.31%
合計	245.0	23.58%	9087.5	87.87%	9332.5	82.00%

緑の分布状況をみると、箱根山・愛鷹山・富士山の谷あい位置する市街地では農地が大半で、市街地縁端から山麓の標高800m程度までがスギ・ヒノキ等の人工林、標高のやや高いところではクヌギ・コナラ等の二次林が主体となっています。

#### 【緑の現況量の把握方法】

本市に存在する緑について、平成27・28年度裾野都市計画基礎調査の植生調査図を用いて緑の現況量を把握しました。植生調査図に含まれていない「芝地」「公園内などの植栽地」「公共公益施設の植栽地」「民有地の植栽地」は、空中写真(平成28年撮影)をもとに300㎡以上の緑を抽出しました。

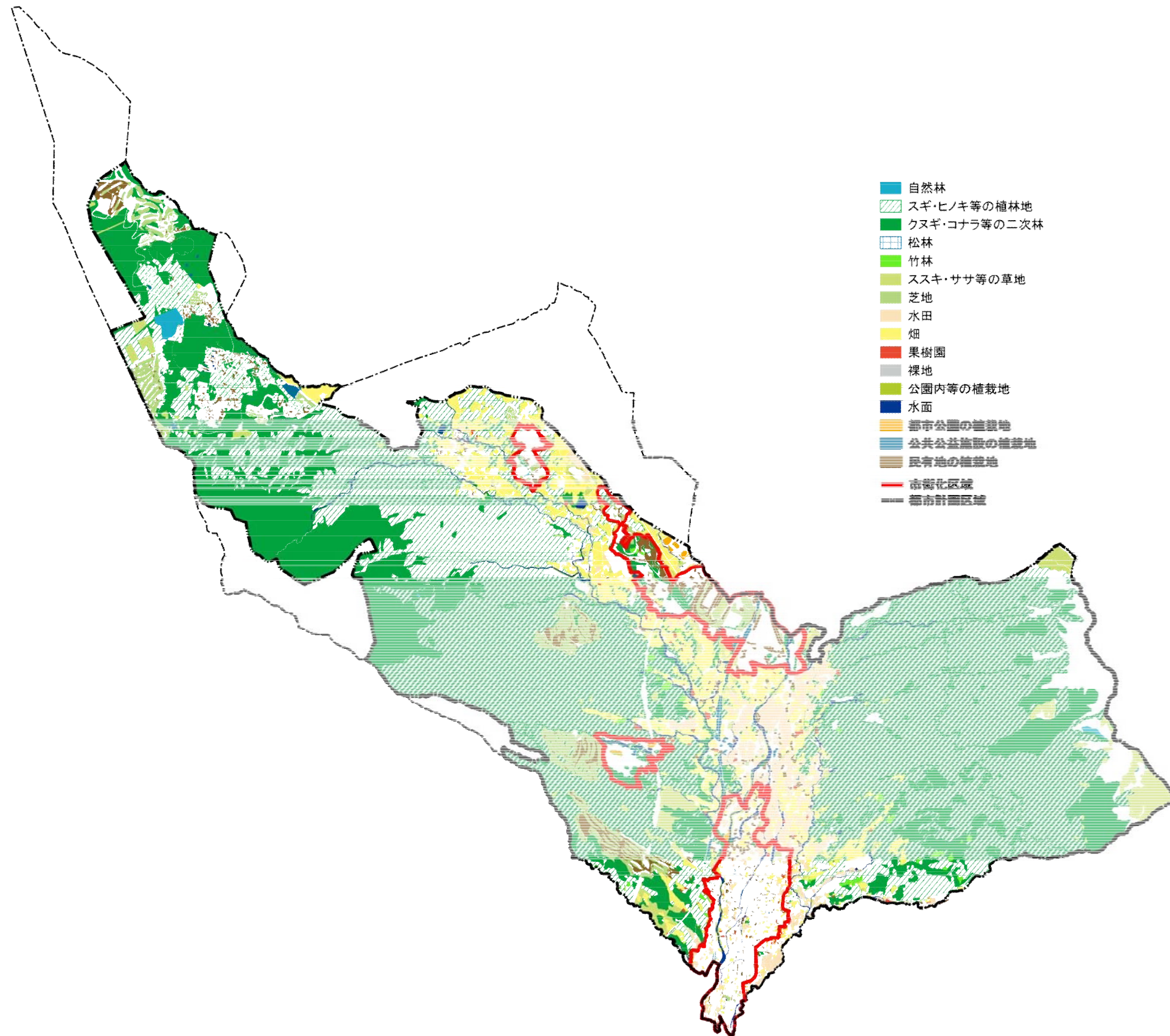


図 1.1.13 緑の現況

#### (4) 動植物

##### 1) 植物

###### ①特徴ある植物

本市は標高 78.5m から標高 2,169m にかけて広がっているため、低地から亜高山帯までたくさんの植物が生育しており、市全体では1,488 種の植物が確認されています。特にアシタカツツジ、ハコネコメツツジ、マメザクラ、サンショウバラ、ハコネグミ、フジアザミなどは富士山や箱根周辺を主として分布している植物です。

###### ②特定植物群落

特定植物群落とは、わが国の植物相を具体的に形づくっている植物群落のうち、規模や構造、分布等において代表的・典型的なもの、代替性のないもの、あるいはきわめて脆弱であり、放置すれば存続が危ぶまれるものなどについて、環境省で選定しているものです。本市においては、表 1.1.7 のように、10 箇所が選定されています。

頼朝の井戸の森は、落葉樹を主とした原生林で、ブナをはじめ、ミズナラ、コナラ、ケヤキ、ミズキ、ヤマボウシ、カエデ類等の高木に、リョウブ、エゴノキ、フジザクラ（マメザクラ）、ズミ、カマツカ、ミツバツツジ、アシタカツツジなどの中低木が混生しています。これらの樹木が地下水を保持するため、森前面の低地は湿地帯となり、森の中の窪地には泉が湧き出して年中涸れることがありませんでした。

須山浅間神社の境内には樹齢 400 年を超える杉の巨木が 22 本あり、うっ蒼とした社叢が富士山東口下の宮浅間神社の歴史を物語っています。

表 1.1.7 特定植物群落（環境省）

No	件名	集約群落名	選定基準
1	愛鷹山のブナ原生林	スズタケブナ群団	A
2	下和田スギ学術参考保護林	スズタケブナ群団	A
3	黒岳山頂の杉	常緑針葉樹植林	E
4	山伏峠のアセビ林	自然低木群落	D
5	十里木のアシタカツツジ	ニシキウツギーノリウツギ群落	B
6	須山浅間神社スギ林	常緑針葉樹植林	E
7	浅黄塚ヒノキ学術参考保護林	ヒノキ群落	A
8	箱根外輪山のハコネダケ群落	ササ草原	B
9	表富士五合目カラマツ原生林	カラマツ群落	A
10	頼朝の井戸の森	スズタケブナ群団	A



須山浅間神社スギ



頼朝の井戸の森



アシタカツツジ



図 1.1.14 特定植物群落

表 1.1.8 特定植物群落選定基準（環境省）

A	原生林もしくはそれに近い自然林 （特に照葉樹林についてはもれのないように注意すること）
B	国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群
C	比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群
D	砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの （特に湿原についてはもれのないように注意すること。）
E	郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの （武蔵野の雑木林、社寺林等）
F	過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの
G	乱獲その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群
H	その他、学術上重要な植物群落または個体群



### ③絶滅危惧種

「まもりたい静岡県の野生生物（県版レッドデータブック）（平成16年）」によれば、本市で確認されている植物のなかで、絶滅の危機にある植物は、合計93種類となっています。

表 1.1.9 裾野市で生育・生息の記録がある「絶滅の危機にある植物」

絶滅危惧ⅠA類(CR) (ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い植物)
スルガイノデ、ムラサキツリガネツツジ、ヤマタバコ、キソエビネ、アツモリソウ※
絶滅危惧ⅠB類(EN) (近い将来における野生での絶滅の危険性が高い植物)
コウライヌワラビ、ミドリワラビ、コガネシダ、オキナグサ、ベニバナヤマシャクヤク、アゼオトギリ、イヌハギ、フジタイゲキ、ヒトツバハギ、アズマギク、スズラン、ハコネラン、ヒロハツリシュスラン、フジチドリ、ヒメノヤガラ、フガクスズムシソウ、ヒナチドリ
絶滅危惧Ⅱ類(VU) (絶滅の危険が増大している植物)
スギラン、ミズニラ、コマイワヤナギ、ミヤマツチトリモチ、マツノハマンネングサ、ヒトツバショウマ、シラヒゲソウ、フッキソウ、ハコネグミ、サクラスミレ、ミシマサイコ、コイワザクラ、カイジンドウ、キセワタ、キキョウ、タカサゴソウ、ヒメヒゴタイ、コウリンカ、ミミガタテンナンショウ、サナギスゲ、ナツエビネ、コアツモリソウ、クマガイソウ、スズムシソウ、ヒメムヨウラン、オノエラン、ウチョウラン、ツレサギソウ、オオヤマサギソウ、オオバナオオヤマサギソウ、ヤマトキソウ、キバナノショウキラン
準絶滅危惧(NT) (存続基盤が脆弱な植物)
オオアカウキクサ、オトメアオイ、ヤマシャクヤク、コオトギリ、キバナハナネコノメ、サンショウバラ、アシタカツツジ、ハコネコメツツジ、スズサイコ、アオホオズキ、タテヤマギク、イズハハコ、エビネ、キンラン、セッコク
要注目種・現状不明(N-I) (現状が不明な植物)
ニッコウシダ、ヒロハノカワラサイコ、ゲンジスミレ、イワウチワ、キバナカワラマツバ、ハルノタムラソウ、ヤマアマドコロ、イトイチゴツナギ
要注目種・分布上注目種等(N-II) (絶滅の危険性は小さいが、分布上注目される植物)
ムラサキモメンヅル
要注目種・部会注目種(N-III) (その他各部会で注目すべきと判断した植物)
イワイヌワラビ、キクザキイチゲ、カワラサイコ、イナモリソウ、キヨスミウツボ、カノコソウ、イワシャジン、シデシャジン、ノッポロガンクビソウ、ヤマトボシガラ、ムカゴツツリ、アオフタバラン、ホザキイチョウラン、アリドオシラン、ヒトツボクロ

注1)掲載種は裾野市内で確認されているものでメッシュデータは含まず。

注2)カテゴリーは静岡県版レッドデータブックによる。

注3)名前後ろに※があるものは「種の保存法」に指定されている種類。

### ④天然記念物

裾野市指定の天然記念物として、「大野第2風穴」「岩波風穴」「アシタカツツジ原生群落」「源頼朝の井戸の森」「クスノキ林」「須山浅間神社社叢」「黒岳の自然杉群落」「須山田向十二神社社叢」「十里木氷穴」の9件があります。

クスノキ林は、しょうのうを採るため明治8年に植林したもので既に樹齢100年余りになっています。樹齢100年余りのクスノキが5,000㎡も純林になっているのはまれで、またクスノキは植生上暖帯～亜熱帯系に属するので県内でも北限に近い所に位置しています。



クスノキ林

2) 動物

「第5回自然環境保全基礎調査(平成5~10年度調査)」及び「第3回自然環境保全基礎調査(昭和59年度調査)(鳥類のみ)」によると、表1.1.10のように多くの動物の生息の確認がされています。

これらは、市域内の標高差が大きく、自然林から草地まで変化に富んでいる多様な自然環境によるものであると考えられます。

表 1.1.10 確認されている動物種

分類群(種)	種
哺乳類	アカネズミ, キツネ, スミスネズミ, タヌキ, ニホンカモシカ, ニホンザル, ニホンジカ, ニホンリス, ノウサギ, ノネコ, ヒミズ, ヒメネズミ, ヒメヒミズ
鳥類	アオゲラ, アオジ, アカゲラ, アトリ, ウソ, エナガ, カケス, カシラダカ, カヤクグリ, キクイタダキ, コガラ, コゲラ, ゴジュウカラ, シジュウカラ, ジョウビタキ, ハシブトガラス, ヒガラ, ヒヨドリ, ホオジロ, マヒワ, メジロ, モズ, ヤマガラ, ヤマドリ
両生類・爬虫類	アオダイショウ, アマガエル, イモリ, カジカガエル, カナヘビ, シマヘビ, シュレーゲルアオガエル, シロマダラ, タカチホヘビ, ツチガエル, トカゲ(ニホントカゲ), トノサマガエル, ヤマアカガエル, ヤマカガシ
淡水魚類	アマゴ, アブラハヤ, コイ
貝類	イブキゴマガイ(亜種), ウツミギセル, オオケマイマイ(亜種), オオタキコギセル, ゴマガイ, スジケシガイ, ツムガタギセル, ツメギセル, ニホンケシガイ, ヒメベッコウガイ, ミジンマイマイ, ミスジマイマイ(亜種)
昆虫(トンボ)	アキアカネ, オオシオカラトンボ, オナガサナエ, コオニヤンマ, コノシメトンボ, ショウジョウトンボ, ダビドサナエ, ナツアカネ, ノシメトンボ, ハラビロトンボ, ミヤマアカネ, ミルンヤンマ, モートンイトトンボ, ヤマサナエ, リスアカネ
昆虫(チョウ)	ウラゴマダラシジミ, キマダラモドキ, キリシマミドリシジミ, ギンイチモンジセセリ, コキマダラセセリ, スギタニルリシジミ, ヒメシロチョウ
昆虫(甲虫)	アカハナカミキリ, オオヒメハナカミキリ, オヤマヒメハナカミキリ, カラカネハナカミキリ, キバネニセハムシハナカミキリ, コトヒメハナカミキリ, チャイロヒメハナカミキリ, ツマグロハナカミキリ, ツマグロヒメハナカミキリ, ツヤケシハナカミキリ, ナガバヒメハナカミキリ, ニセヨコモンヒメハナカミキリ, ニョウホウホソハナカミキリ, ニンフホソハナカミキリ, ヒナルリハナカミキリ, ヒメゲンゴロウ, フジヒメハナカミキリ, フタオビチビハナカミキリ, フトエリマキヒメハナカミキリ, ホソガタヒメハナカミキリ, ホソハナカミキリ, ミヤマハンミョウ, ムネアカクロハナカミキリ, ムネアカヨコモンヒメハナカミキリ, ヨコモンヒメハナカミキリ, ヨツスジハナカミキリ

出典：第5回自然環境保全基礎調査(平成5~10年度)

鳥類のみ第3回自然環境保全基礎調査(昭和59年度)

「まもりたい静岡県の野生生物（県版レッドデータブック）（平成16年）」によれば、本市で確認されている動物のなかで、絶滅の危機にある動物は、合計47種（哺乳類6種、鳥類20種、は虫類1種、両生類5種、魚類2種、昆虫類13種）となっています。

表 1.1.11 裾野市で生育・生息の記録がある「絶滅の危機にある動物」

絶滅危惧ⅠB類(EN) (近い将来における野生での絶滅の危険性が高い動物)	
鳥類	コノハズク, アカショウビン, サンショウクイ, アカモズ
絶滅危惧Ⅱ類(VU) (絶滅の危険が増大している動物)	
鳥類	オオタカ※, ハイタカ, サシバ, クマタカ※, ウズラ, タカブシギ, ヨタカ, ヤマセミ*, コサメビタキ
両生類	ハコネサンショウウオ, ニホンアカガエル
魚類	ホトケドジョウ(東部地域ではⅠA類)
昆虫類	モートンイトトンボ, ホシチャバネセセリ, オオチャバネセセリ, ヒメシロチョウ, ウラナミアカシジミ, ゴマシジミ, ヒメシジミ, ウラナミジャノメ, キマダラモドキ
準絶滅危惧(NT) (存続基盤が脆弱な動物)	
哺乳類	ムササビ
鳥類	ヤマドリ, フクロウ, コシアカツバメ, サンコウチョウ
両生類	モリアオガエル
情報不足(DD) (評価するだけの情報が不足している動物)	
哺乳類	ホンドモモンガ, ヤマネ#, オコジョ
鳥類	ヤマシギ
絶滅のおそれのある地域個体群(LP) (地域的に孤立している地域個体群で、絶滅のおそれが高い動植物)	
哺乳類	ツキノワグマ
要注目種・分布上注目種等(N-II) (絶滅の危険性は小さいが、分布上注目される動物)	
鳥類	オオジシギ, ノビタキ
は虫類	ニホントカゲ
魚類	シマドジョウ(東部地域でもN-II)
昆虫類	ギンイチモンジセセリ, コキマダラセセリ, ホシミスジ
要注目種・部会注目種(N-III) (その他各部会で注目すべきと判断した動物)	
哺乳類	ニホンリス
両生類	アズマヒキガエル, トノサマガエル
昆虫類	フジミドリシジミ

注1) 掲載種は裾野市内で確認されているものでメッシュデータは含まず。

注2) カテゴリーは静岡県版レッドデータブックによる。

注3) 名前の後ろに※があるものは「種の保存法」、#があるものは「国指定天然記念物」に指定されている種類。

注4) 名前の後ろに\*があるものは、市内の記録・文献がないもの実際に現地で確認されているもの。

### (5) 水辺地

本市には、一級河川狩野川水系の黄瀬川や大場川、佐野川等の1級河川が12本あるほか、多くの普通河川や準用河川があります。これらの河川は、市の中心部を流れる黄瀬川と南東部を流れる大場川に合流し、下流域で狩野川に合流して、駿河湾に流入しています。

山麓斜面を流れるこれらの河川は、溶岩流の上や脇を流れるために、溶岩流の川床、滝などの景勝地を形成し、景ヶ島溪谷、五竜の滝、旭滝、不動の滝、黄瀬川溪谷は名勝地となっています。

市内の河川は、これまで防災（治水）、利水（農業用水路）優先の考え方で改修が進められており、間地ブロックやコンクリートの三面張りでの整備が行われて来ました。危険箇所等の改修は進んでいることから、巨石積みや雑割石、生態系ブロックなどの自然素材を利用した護岸整備を進め、生物多様性や景観に配慮した河川整備を進めつつあります。

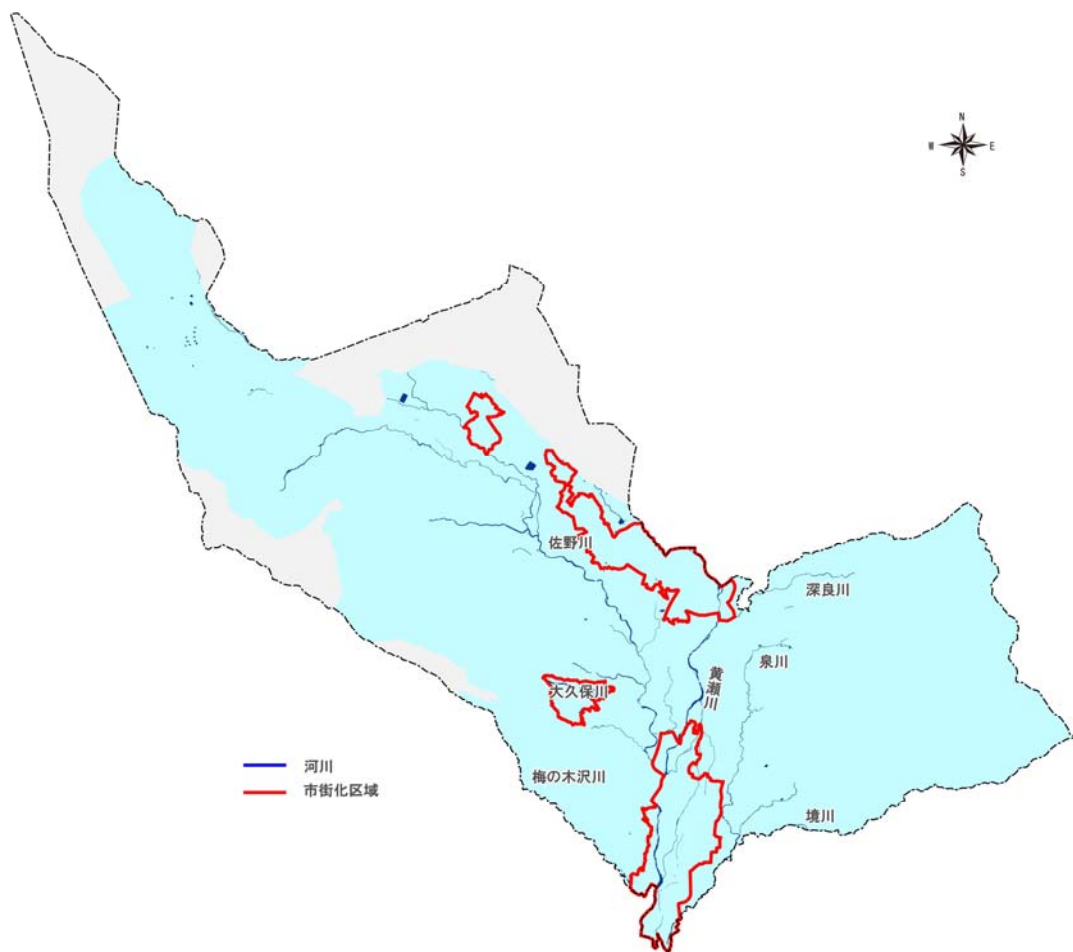


図 1.1.15 河川の現況





黄瀬川（富二平橋下流）



黄瀬川（花園橋上流）



黄瀬川（永続橋上流）



用沢川



深良川（キハツリサーチパーク付近）



深良川（新深良橋下流）



大久保川



谷津川



小柄沢川



黄瀬川の親水護岸



泉川の親水護岸



小柄沢川（ヘルティ裾野東）



五竜の滝



景ヶ島溪谷

### 1.1.6 観光・レクリエーション施設

#### (1) 観光・レクリエーション施設

本市には、富士山麓の恵まれた自然環境のもとで楽しむレジャー施設、キャンプ場、ゴルフ場等が多数立地しており、自然とふれあう場として裾野市内外の多くの人々に親しまれています。

また、各種運動場をはじめ、芝生の丘、やすらぎの広場等がある裾野市運動公園や、芝の状況が良好に保たれている本格的なサッカー場があります。

表 1.1.12 主な観光・レクリエーション施設

図面対照番号	施設の名称	設置主体	施設の規模	備考
1	スノータウンYeti (イエティ)	民 営	面積約5ha リフト2基	有料
2	遊園地ぐりんぱ	民 営	面積16.6ha 各種レジャー施設(計27) 遊歩道	有料
3	裾野市十里木キャンプ場	公 営	面積約3ha	利用期間：5/1～10/31、有料
4	十里木カントリークラブ	民 営	面積約55.5ha 18ホール	有料
5	裾野市富士山資料館	公 営	本館、郷土館	有料
6	富士サファリパーク	民 営	面積約74ha	有料
7	忠ちゃん牧場	民 営	面積約6ha メンヨウ約15頭	有料
8	大野路ファミリーキャンプ場	民 営	面積4.0ha 約1,600人収容	利用期間：3/20～11/30、有料
9	裾野カントリー倶楽部	民 営	面積125ha 18ホール	有料
10	ファイブハンドレッドクラブ	民 営	面積106.9ha 18ホール	有料
11	東名カントリークラブ	民 営	面積125.7ha 27ホール	有料
12	裾野市総合グラウンド	公 営	面積3.2ha グラウンド3箇所	有料
13	裾野市立水泳場	公 営	面積0.6ha プール2箇所	利用期間：7/1～9/10、有料
14	裾野市中央公園	公 営	面積1.91ha	風致公園、無料
15	裾野市民体育館テニス場	公 営	面積0.2ha 全天候型コート2面	有料
16	裾野市運動公園	公 営	面積12.9ha (陸上競技場、テニスコート、多目的グラウンド、野球場など)	有料
17	裾野市須山テニス場・フットサル場	公 営	面積0.7ha 全天候型テニスコート2面、フットサルコート1面	有料
18	裾野市深良グラウンド	公 営	面積1.15ha グラウンド1箇所	有料
19	時之栖スポーツセンター裾野グラウンド	民 営	面積7.27ha	有料

※資料：裾野市商工観光課、裾野市生涯学習課、富士山資料館等資料  
※施設は平成27年12月末日現在のデータ

出典：平成27年都市計画基礎調査

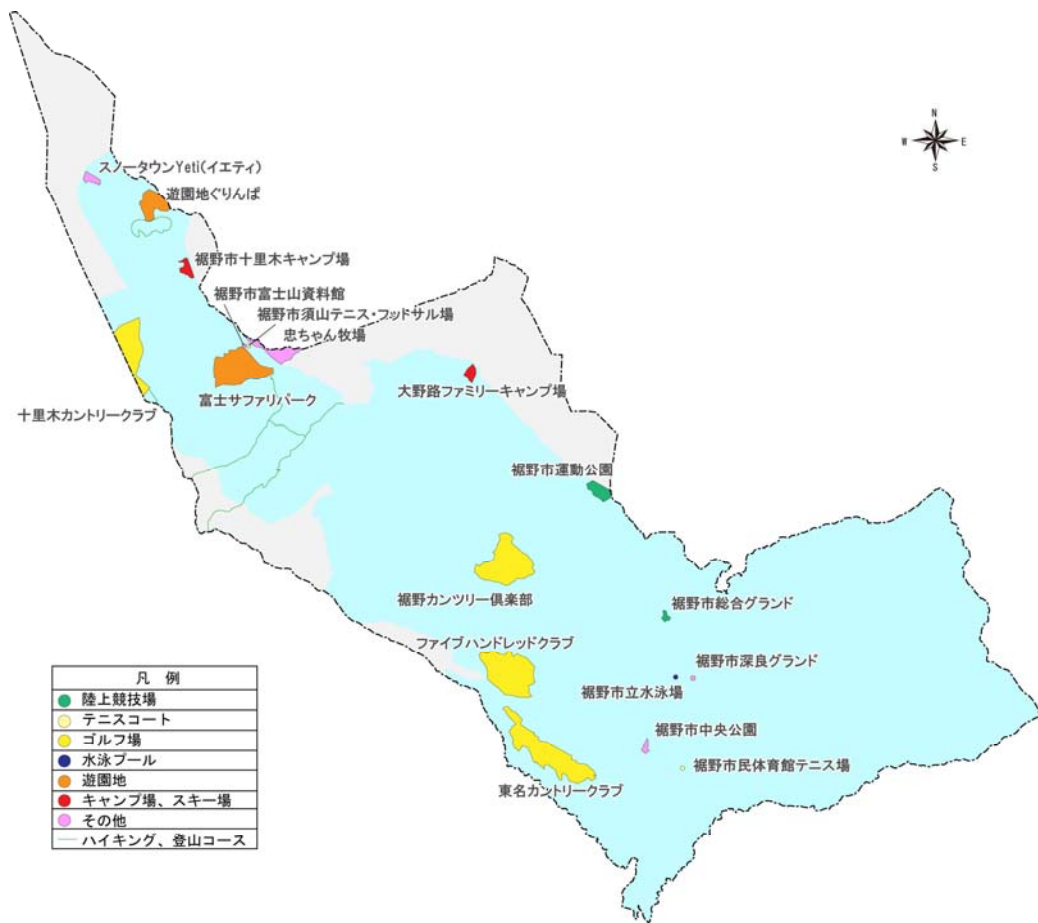


図 1.1.16 主な観光レクリエーション施設位置図

(2) 学校体育施設開放（体育館・グラウンドの利用）

本来の学校教育に支障のない範囲で、地域の身近なスポーツ・レクリエーション・文化活動・まちづくり活動の場として、スポーツ少年団などの団体やサークル、自治会事業などに学校体育施設を開放しています。

表 1.1.13 学校開放一覧

地区名	施設	運動場
東地区	東小学校	9:00-21:00
	向田小学校	9:00-17:00
	東中学校	9:00-17:00
西地区	西小学校	9:00-21:00
	南小学校	9:00-17:00
	西中学校	9:00-17:00
深良地区	深良小学校	9:00-21:00
	深良中学校	9:00-21:00
富岡地区	富岡第一小学校	9:00-21:00
	富岡第二小学校	9:00-17:00
	千福が丘小学校	9:00-17:00
	富岡中学校	9:00-17:00
須山地区	須山小学校	9:00-21:00
	須山中学校	9:00-21:00

### 1.1.7 景観

#### (1) 自然景観

##### ①山地景観

富士山は、本市はもとより、静岡県全域の景観の象徴となっており、本市の景観を構成する上でも貴重な資源です。愛鷹・箱根山麓は本市を取り囲む懐の深い森林地帯としての景観を呈しています。本市には標高約900m付近に広がる十里木高原があり、周辺には高原・高山植物がみられます。富士山側には、市の花、市の文化財として指定されているアシタカツツジ原生群落（2ha程度）があり、5月中旬には開花し、本市の特徴ある花の景観を呈しています。

##### ②水辺景観

五竜の滝や景ヶ島溪谷をはじめ、黄瀬川・佐野川などは溶岩流で形成された独特な河相を呈しています。

#### (2) 市街地・集落地景観

裾野駅周辺は、現在土地区画整理事業が進行しており、まちの顔にふさわしい景観へと変化していきつつあります。千福が丘地区は、愛鷹山麓傾斜地に開発された民間の住宅団地ですが、地区計画制度等により建物の色彩や形、植栽等に配慮がされており、全体として緑の多い閑静な住宅地景観を呈しています。市街地の中に見られる工場や研究所は、いずれも大規模なもので、裾野IC周辺にあり景観的にも目立つ存在といえます。

本市の一般市街地には、緑豊かな寺社林や屋敷林が多く点在しており、地区・集落レベルで安らぎと潤いを与えています。

#### (3) ランドマーク景観

多くの住民が集い、また地域のランドマークでもある公共公益施設には、市役所や文化センターのほか、裾野市運動公園、梅の里に隣接したヘルシーパーク裾野などがあげられます。

こうした施設における緑化は、民有地における緑化活動を先導するものであり、維持管理を含め、重要な取り組みといえます。



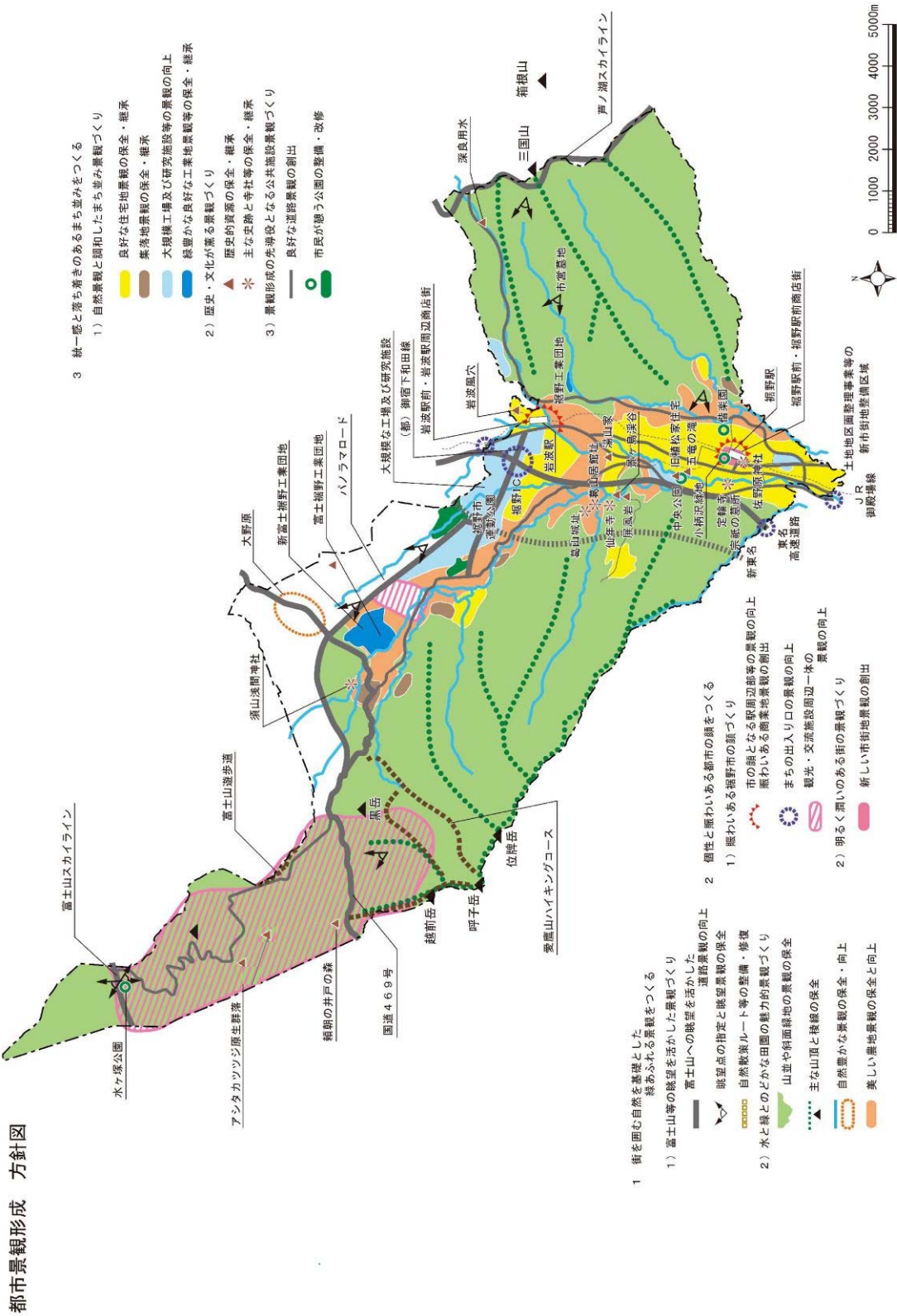


図 1.1.17 都市景観形成方針（裾野市景観計画（平成 25 年 3 月）に準拠）

### 1.1.8 文化財

本市には、世界文化遺産、国指定の特別名勝及び史跡である「富士山」をはじめ、天然記念物、史跡、建造物など19の指定文化財があります。

指定主体では、国指定のものとして富士山、旧植松家住宅（中央公園内）の2文化財があります。また県指定のものとして、屏風岩、五竜の滝、木造阿弥陀如来坐像の3文化財、市指定のものとして市の花にもなっているアシタカツツジの原生群落、須山浅間神社叢、景ヶ島溪谷などの文化財があり、歴史的背景のある神社・城址は、深い緑に囲まれています。

また、その他の文化財である「深良用水」は、その歴史文化的な価値が認められ、平成17年度に「全国疎水百選」（農林水産省）、平成26年9月に「世界かんがい施設遺産」（国際かんがい排水委員会、ICID）に登録されました。深良用水は、芦ノ湖を水源として江戸時代に作られた地下水であり、今日も利用されています。

表 1.1.14 裾野市の指定文化財

名称	分類	細分類	指定
富士山	世界文化遺産		ユネスコ
	記念物	史跡	国
	記念物	特別名勝	国
旧植松家住宅	重要文化財	建造物	国
景ヶ島溪谷屏風岩の柱状節理	記念物	天然記念物	県
五竜の滝	記念物	天然記念物	県
木造阿弥陀如来坐像	有形文化財	彫刻	県
源頼朝の井戸の森	記念物	天然記念物	市
浅間神社社叢	記念物	天然記念物	市
アシタカツツジ原生群落	記念物	天然記念物	市
景ヶ島溪谷	記念物	名勝	市
富士裾野大野第2風穴	記念物	天然記念物	市
葛山城址	記念物	史跡	市
宗祇の墓所	記念物	史跡	市
岩波風穴	記念物	天然記念物	市
楠林	記念物	天然記念物	市
須山浅間神社棟札	有形文化財	歴史資料	市
須山田向十二神社社叢	記念物	天然記念物	市
十里木氷穴	記念物	天然記念物	市
黒岳の自然杉群落	記念物	天然記念物	市
葛山氏居館址	記念物	史跡	市

表 1.1.15 裾野市のその他の文化財

名称	分類	細分類	指定
蕨手刀	記念物	建造物以外	市
柏木屋敷跡	記念物	史跡	市
深良用水	記念物		市
十里木関所	記念物	史跡	市
武田信玄発給文書	記念物	文書	市
深良七石	記念物	天然記念物	市
唯念名号塔	記念物		市
千福城址	記念物	史跡	市
氏元古文書	記念物	文書	市
荘園寺湧水	記念物		市

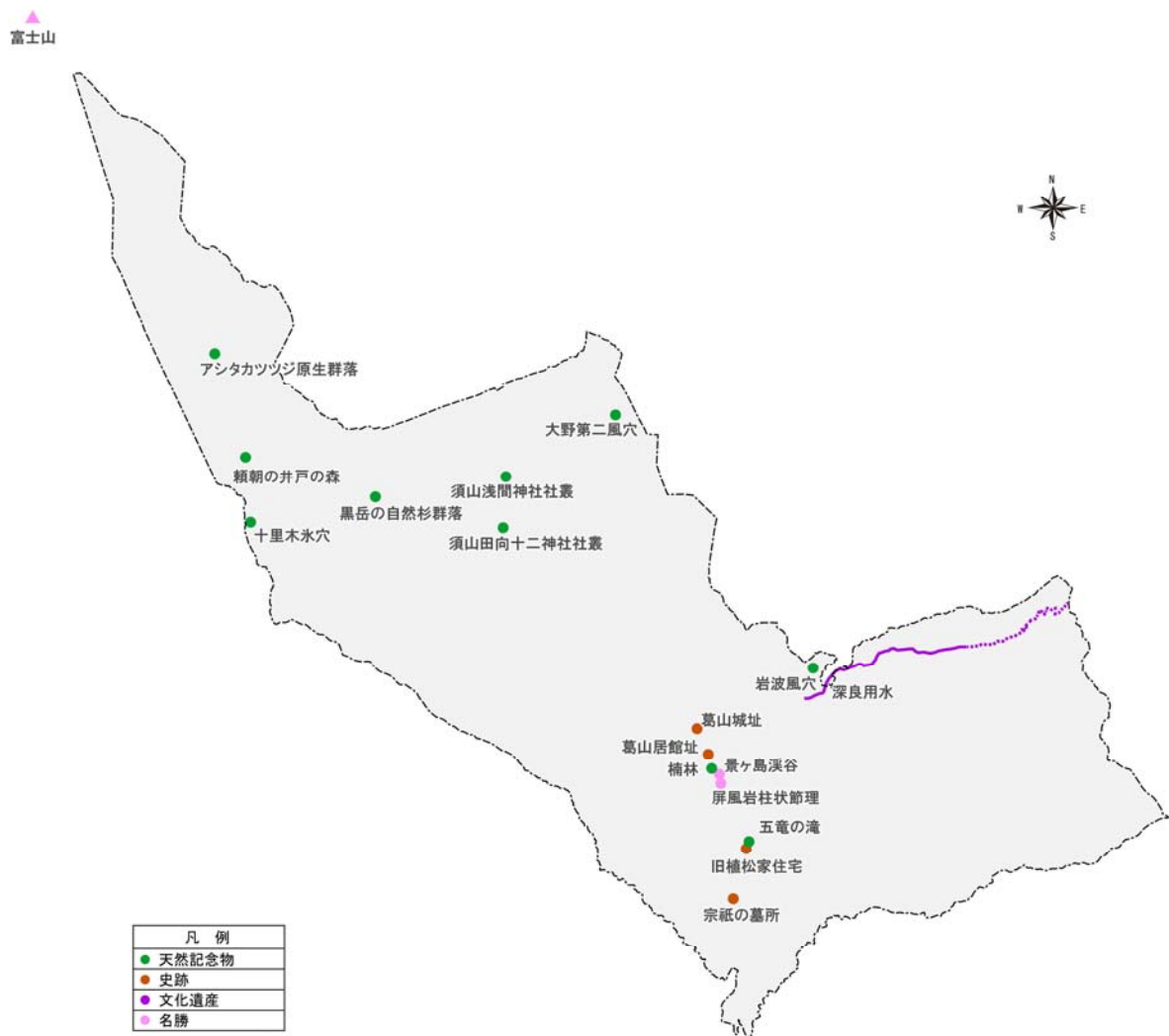


図 1. 1. 18 文化財位置



五竜の滝



深良用水

### 1.1.9 防災（地域防災計画に定める避難に関する事項）

本市の全域が東海地震に係わる地震防災対策強化地域に指定されており、避難時には公園・緑地等が防災上重要な役割を有しています。

「裾野市地域防災計画（裾野市防災会議 平成 30 年 3 月）」では以下の避難路、避難地が定められており、避難路には市道および県道が、避難地には公園・学校等が指定されています。

表 1.1.16 地域防災計画における避難路一覧

路線名	種別	延長 (m)	幅員 (m)
1号線	市道 1-2 号線	235	4.3~6.1
	市道 1407 号線	219	3.8~7.7
	計	454	
2号線	市道 1-2 号線	345	5.1~6.5
	計	345	
3号線	市道 1140 号線	152	3.3~3.8
	市道 1144 号線	130	3.0~12.0
	計	282	
4号線	県道 345 号線	242	10.0
	県道 394 号線	10	10.0
	市道 2030 号線	258	3.9~6.4
	市道 2-11 号線	155	3.8~4.7
	市道 2023 号線	142	3.3~8.6
	市道 2025 号線	189	4.5~6.8
	計	996	
5号線	市道 1157 号線	85	4.4~4.7
	市道 2-13 号線	381	4.9~7.4
	県道 394 号線	23	10.0
	市道 1171 号線	248	3.9~4.9
	計	737	
6号線	市道 1-1 号線	570	6.5~7.3
	市道 2-11 号線	288	4.1~9.6
	市道 2026 号線	54	4.8~9.0
	計	912	

表 1.1.17 広域避難地一覧

No.	地区	施設名	所在地
1	西	西小学校	佐野 1 1 4 3
2	西	南小学校	伊豆島田 8 0 6 - 5
3	西	裾野高等学校	佐野 9 0 0 - 1
4	東	東小学校	茶畑 3 9 9
5	東	向田小学校	茶畑 1 1 3 3
6	深良	深良小学校	深良 6 5 5
7	深良	生涯学習センター	深良 4 3 5
8	富岡	富岡第一小学校	御宿 6 0 0
9	富岡	千福が丘小学校	千福が丘 4 - 1 2 - 1
10	富岡	富岡第二小学校	下和田 8 9 0
11	須山	須山小学校	須山 1 6 5

裾野市地域防災計画（平成 30 年 3 月）



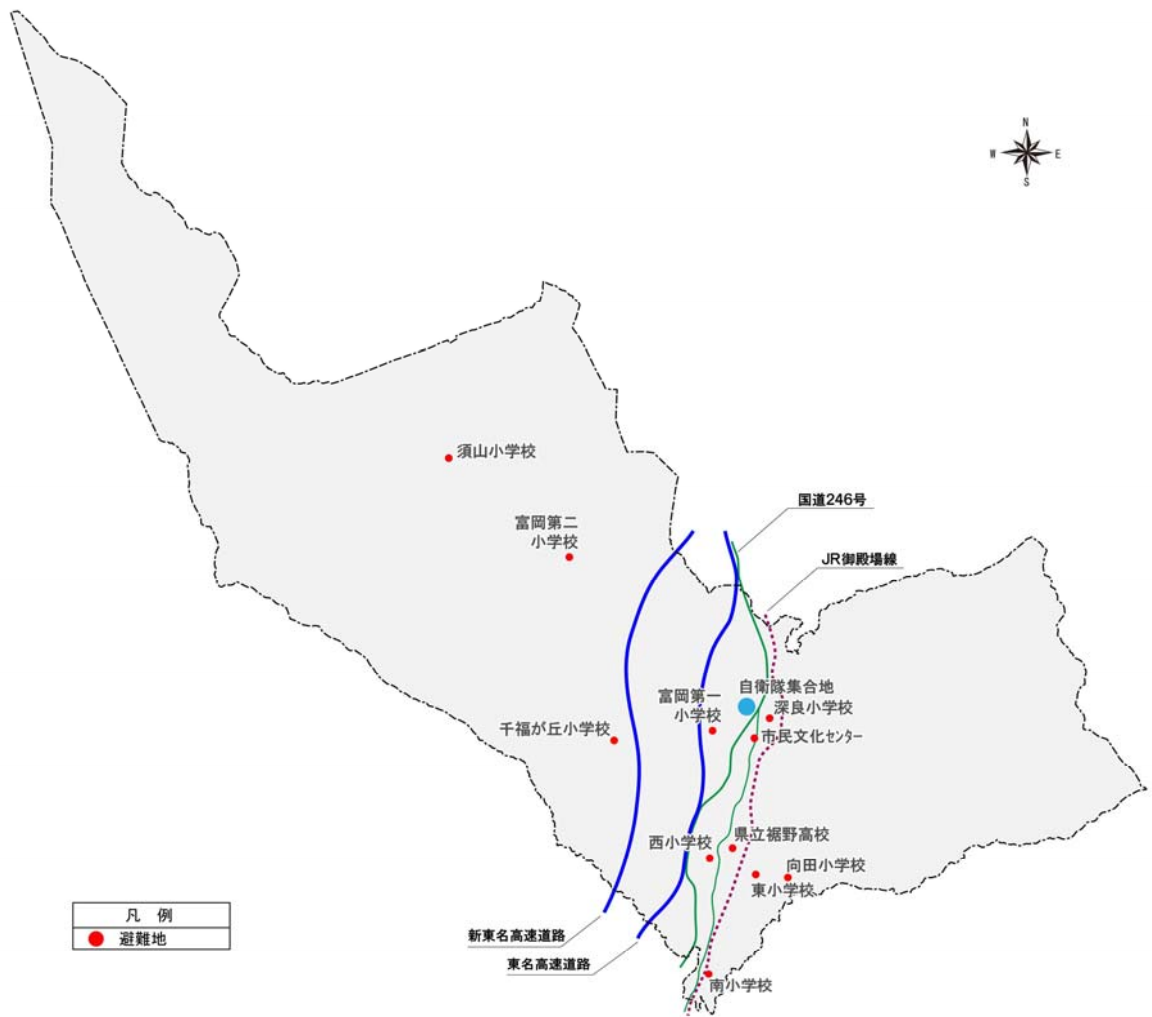


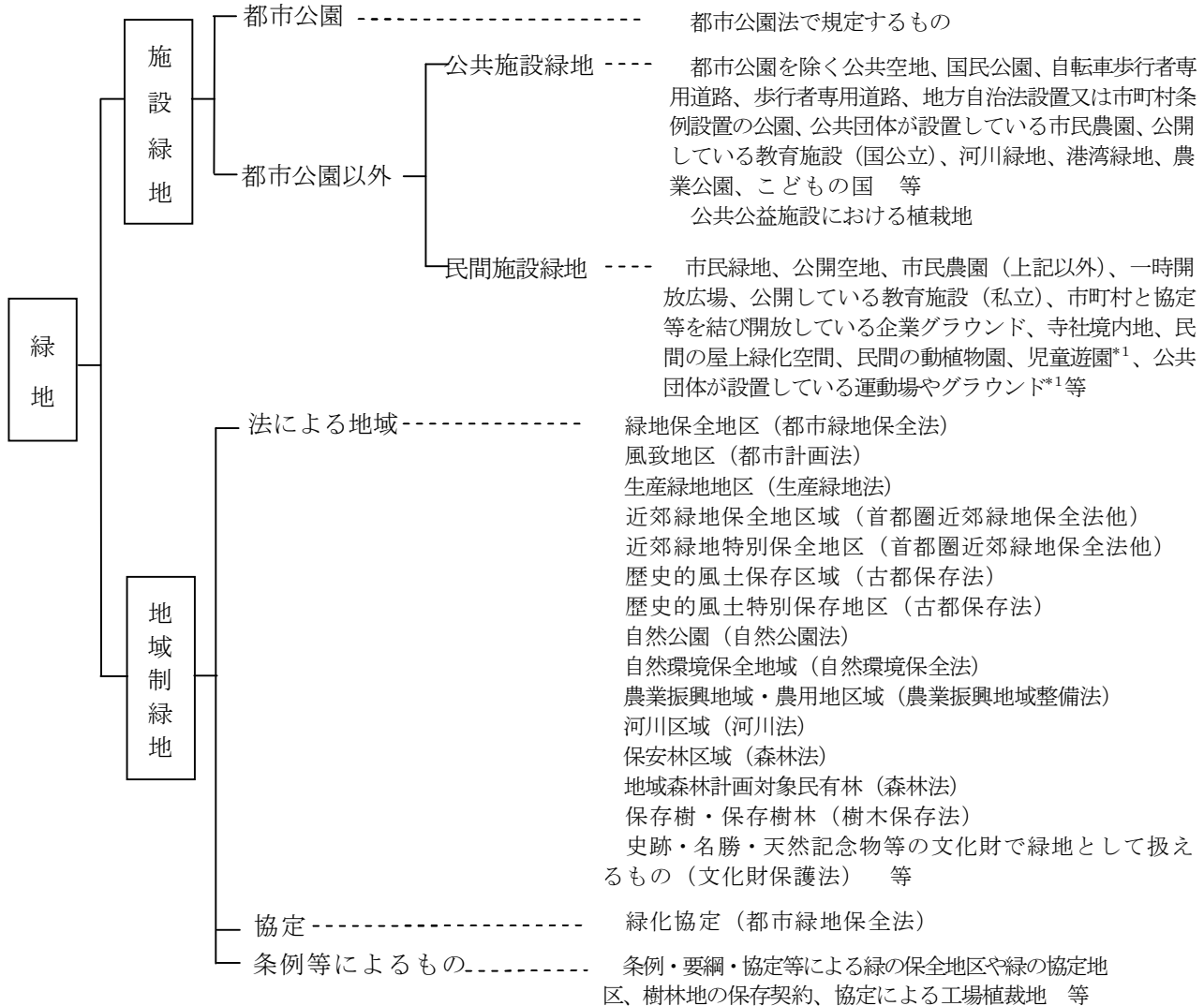
図 1.1.19 広域避難地の状況

## 1.2 緑地現況

### 1.2.1 緑地区分と現況量の計測方法

本計画で対象とする緑地については、「緑の基本計画ハンドブック（平成19年9月 社団法人日本公園緑地協会）」に例示される緑地区分に基づくものとします。

緑地の現況量の把握については、都市公園等の面積は既往資料の数値を用い、民間施設緑地等その面積が不明な個所については、図面上で該当する緑地を計測しました。



注) \*1「児童遊園」「公共団体が設置している運動場やグラウンド」は、公有地でないことから永続性が担保されないため民間施設緑地に分類。

図 1.2.1 緑地の区分

## 1.2.2 施設緑地の現況

都市公園は、住区基幹公園として街区公園が16箇所3.66ha、近隣公園が2箇所2.49ha整備されています。運動公園のほか中央公園や小柄沢緑地を含めると現在のところ22.12haが整備されています。

都市公園以外の公共施設緑地としては、十里木高原キャンプ場や小規模公園などの公共空地が19箇所、面積16.61ha、市営総合グラウンドなどの運動場等が5箇所6.53ha、教育施設等が28箇所39.80ha、伊豆島田線等の歩行者専用道が1箇所0.67ha、河川緑地が2箇所0.90haなどがあげられます。

民間施設緑地については、開放している企業のグラウンドが5箇所3.22ha、地区が民有地を借地するなどして整備している運動場が16箇所3.33ha、児童遊園が6箇所0.43ha、公園・ゲートボール場等のその他の開放施設が21箇所12.31ha、市街地及びその周辺において貴重な自然環境を形成している主な寺社境内地が46箇所8.58ha、ゴルフ場やサッカー場などのレクリエーション施設10箇所525.97haが位置づけられ、計104箇所553.84haあります。

本市における、施設緑地は合計179箇所640.42haありますが、都市公園は、施設緑地面積全体の約3.4%となっています。

表 1.2.1 施設緑地

区分	種別	箇所	現況面積 (ha)			備考
			都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域	
施設緑地	街区公園	16	3.66	1.12	2.54	
	近隣公園	2	2.49	2.49	0.00	
	運動公園	1	13.67	0.00	13.67	
	風致公園	1	1.82	1.82	0.00	
	動植物公園	0	0.00	0.00	0.00	
	都市緑地	1	0.48	0.48	0.00	
	都市公園 計	21	22.12	5.91	16.21	
	公共空地	19	16.61	0.21	16.40	
	運動場等	5	6.53	0.86	5.67	
	歩行者専用道	1	0.67	0.67	0.00	
	河川緑地	2	0.90	0.22	0.68	
	教育施設等	28	39.80	15.56	24.24	
	公共施設緑地 計	55	64.51	17.52	46.99	
	児童遊園	6	0.43	0.27	0.16	
	運動場	16	3.33	0.56	2.77	
	企業グラウンド	5	3.22	3.22	0.00	
	その他開放施設	21	12.31	0.49	11.83	
	レクリエーション施設	10	525.97	0.00	525.97	
	寺社境内地	46	8.58	3.03	5.55	
	民間施設緑地 計	104	553.84	7.56	546.28	
	施設緑地間の重複	1	0.06	0.06	0.00	
	施設緑地合計	179	640.42	30.93	609.48	

### 1.2.3 地域制緑地の現況

地域制緑地のうち法に基づくものとしては、農業振興地域農用地区域 398.7ha、自然公園（富士箱根伊豆国立公園）749.4ha、自然環境保全地域 186.0ha、河川区域 90.5ha、保安林区域 1,145.1ha、富士森林計画区（地域森林計画対象民有林）7,569.9ha、史跡・名勝・天然記念物は 100.9ha、条例等（千福が丘地区）2.5ha があげられます。

本市における地域制緑地は、合計面積 8153.8ha あり、地域森林計画対象民有林（富士森林計画区）の占める割合が高くなっています。

表 1.2.2 法および条例等による地域制緑地の現況面積

区 分	市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域	備 考
農振農用地区域	0.0	398.7	398.7	
自然公園	0.0	749.4	749.4	
自然環境保全地域	0.0	186.0	186.0	
河川区域	22.3	68.2	90.5	
保安林区域	0.0	1,145.1	1,145.1	
地域森林計画対象民有林	37.0	7,532.9	7,569.9	
史跡・名勝・天然記念物	0.0	100.9	100.9	
条例等	2.5	0.0	2.5	9箇所
地域制緑地間の重複	0.0	2,089.2	2,089.2	
小計	61.8	8,092.0	8,153.8	

### 1.2.4 緑地現況のまとめ

本市における緑地の現況量は約 8,800ha で、都市計画区域の約 77.3%が緑地と位置づけられる結果となっています。このうち、施設緑地が 640.42ha（約 7.3%）、地域制緑地が 8153.8ha（92.7%）で緑地の大半は地域制緑地によって占められており、なかでも地域森林計画対象民有林（富士森林計画区）の占める割合が高くなっています。都市計画区域外の 2,431ha においても、国有林や大野原、樹林地等、豊富な緑を保有しています。

市街化区域内に分布する緑地は約 10%であり、都市公園などの施設緑地は千福が丘地区を除き、ほとんどが市街化区域外に分布している状況にあります。

表 1.2.3 緑地の整備現況総括表

緑地種別		区域	平成29年：現況（平成29年）						備 考
			市街化区域			都市計画区域			
			整備量		㎡/人	整備量		㎡/人	
			ヶ所	面積 (ha)		ヶ所	面積 (ha)		
住 区 基 幹 公 園	街区公園	5	1.12	0.36	16	3.66	0.70	(1)	
	近隣公園	2	2.49	0.80	2	2.49	0.48	(2)	
都市基 幹公園	地区公園		—	0.00		—	0.00	(3)	
	総合公園		—	0.00		—	0.00	(4)	
	運動公園		—	0.00	1	13.67	2.61	(5)	
	基幹公園 計	7	3.61	1.16	19	19.83	3.79	(1)～(5)の計	
特殊公園	風致公園	1	1.82	0.58	1	1.82	0.35	(6)	
	動植物公園		—	0.00		—	0.00	(7)	
	歴史公園		—	0.00		—	0.00	(8)	
	墓園		—	0.00		—	0.00	(9)	
	その他		—	0.00		—	0.00	(10)	
	広場公園		—	0.00		—	0.00	(11)	
	広域公園		—	0.00		—	0.00	(12)	
	緩衝緑地		—	0.00		—	0.00	(13)	
	都市緑地	1	0.48	0.15	1	0.48	0.09	(14)	
	緑道		—	0.00		—	0.00	(15)	
	都市林		—	0.00		—	0.00	(16)	
	国の設置によるもの		—	0.00		—	0.00	(17)	
	都市公園 計	9	5.91	1.90	21	22.12	4.23	(1)～(17)の計	
	公共施設緑地	23	17.52	5.63	55	64.51	12.33	(18)	
	都市公園等 計	32	23.43	7.53	76	86.64	16.57	(1)～(18)の計	
	民間施設緑地	29	7.56	2.43	104	553.84	105.90	(19)	
	小計	61	30.99	9.97	180	640.48	122.46	(20)=(1)～(19)の計	
	施設緑地間の重複	1	0.06	0.19	1	0.06	0.01	(21)	
	施設緑地 計	60	30.93	9.77	179	640.42	122.45	(22)=(20)-(21)	
施設緑地	緑地保全地区		—	0.00		—	0.00	(23)	
	風致地区		—	0.00		—	0.00	(24)	
	生産緑地地区		—	0.00		—	0.00	(25)	
	自然公園	自然公園		—	0.00		749.40	143.29	(26)
		自然公園普通地域		—	0.00		—	—	(27)
		自然環境保全地域(普通)		—	0.00		186.00	35.56	(28)
		農業振興地域農用地区域		—	0.00		398.70	76.23	(29)
		河川区域		22.30	7.17		90.50	17.30	(30)
		保安林区域		—	0.00		1,145.10	218.95	(31)
		地域森林計画対象民有林		37.00	0.00		7,569.90	1,447.40	(32)
		文化財		—	0.00		100.90	19.29	(33)
	その他法によるもの 計		59.30	19.07		10,240.50	1,958.03	(26)～(33)の計	
	法によるもの 計		59.30	19.07		10,240.50	1,958.03	(34)=(23)～(33)の計	
	協定によるもの		—	0.00		—	0.00	(35)	
条例等によるもの	9	2.52	0.81	9	2.52	0.48	(36)		
小計		61.82	19.88		10,243.02	1,958.51	(37)=(34)～(36)の計		
地域制緑地間の重複		—	0.00		2,089.20	399.46	(38)		
地域制緑地 計		61.82	19.88		8,153.82	1,559.05	(39)=(37)-(38)		
施設・地域制間の重複		0.22	0.07		4.59	0.88	(40)		
緑地総計		92.53	29.58		8,789.65	1,680.62	(39)-(40)		
人 口	市街化区域			31.1 千人					
	都市計画区域			52.3 千人					
面 積	市街化区域			1,038.7 ha					
	都市計画区域			11,381.0 ha					
緑地の確保水準	市街化区域面積に対する割合			8.9 %					
	都市計画区域面積に対する割合			77.2 %					
住民1人あたりの 都市公園等面積	都市公園			4.23 ㎡/人					
	都市公園等			16.57 ㎡/人					

※H30.3現在の人口を用いて算出

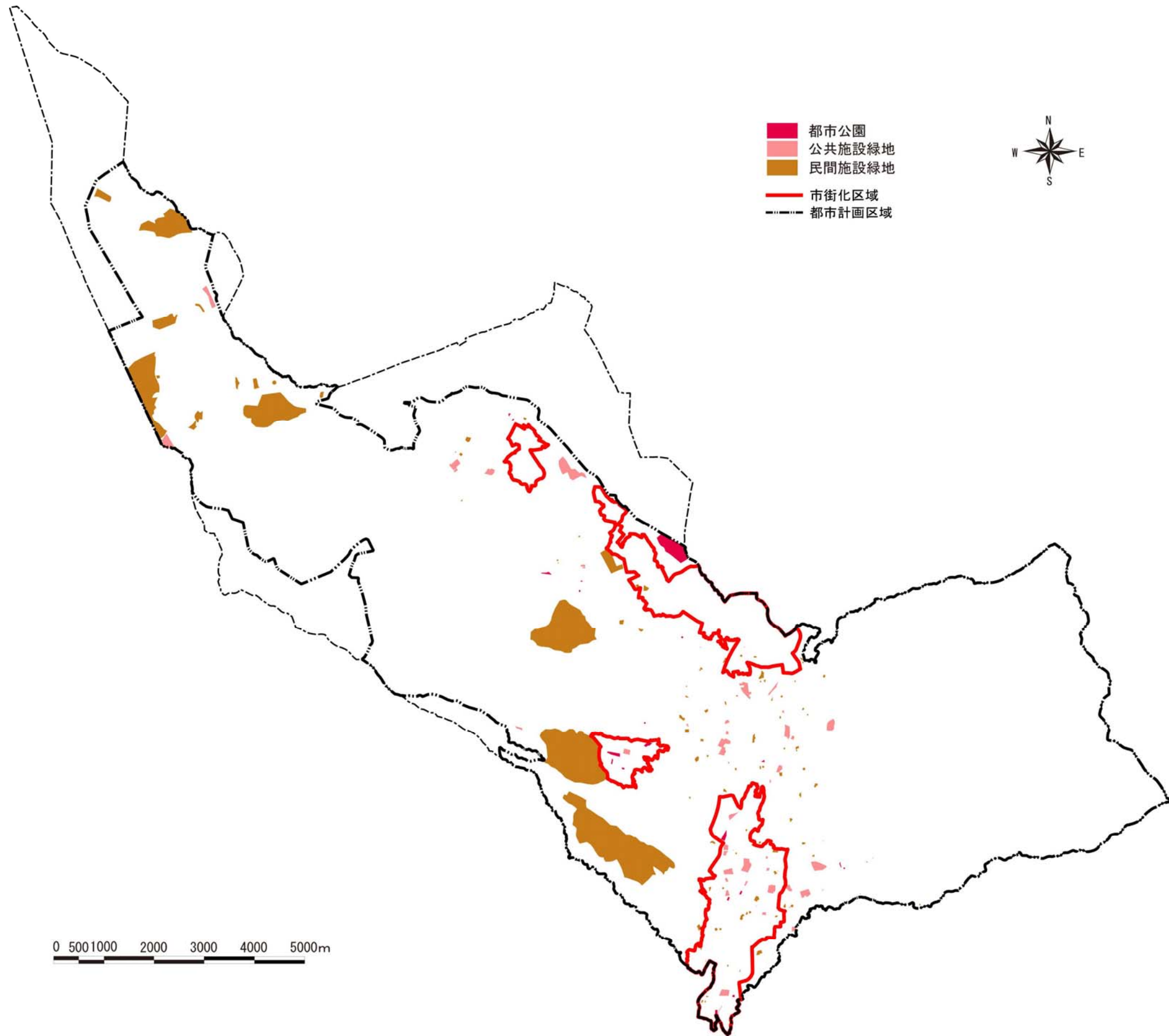


図 1.2.2 緑地現況  
(施設緑地)

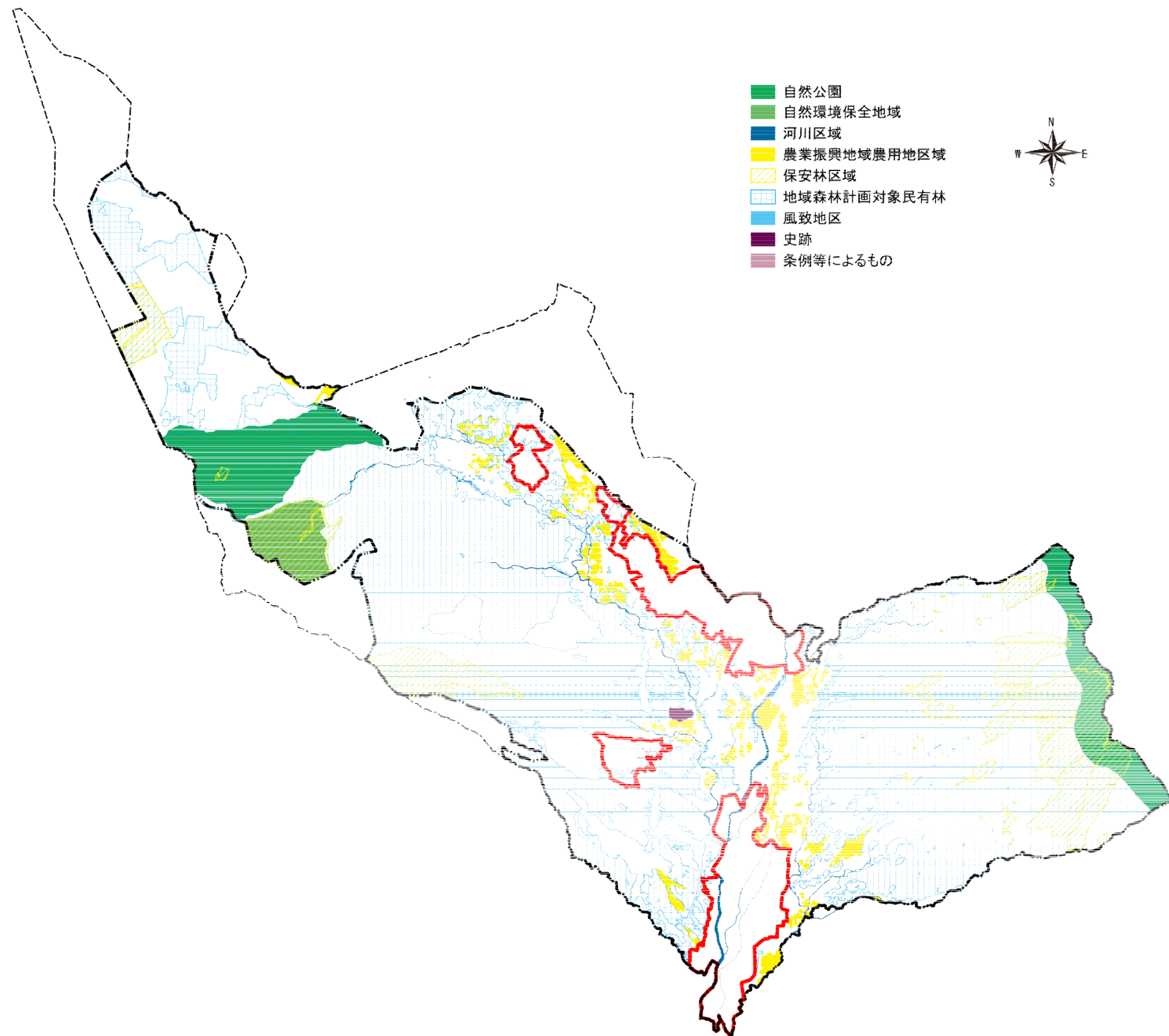


図 1.2.3 緑地現況  
(地域制緑地)

### 1.3 緑化現況

#### 1.3.1 公共公益施設の緑化状況

##### (1) 道路緑化

本市の道路緑化は、幹線道路を中心にサクラ、ユリノキ、ツツジなどが植樹されています。

表 1.3.1 道路の緑化状況

名 称	路線延長(m)	緑化状況	備 考
東名高速道路	7,250	盛土法面の植栽	
新東名高速道路	1,6000	中央分離帯及び 盛り土法面の植栽	
国道 246 号	8,090	常緑樹	大畑地先
県道裾野インター線	1,000	中央分離帯の植栽	
市道富沢平松線	900	ツツジ	
市道佐野茶畑線	1,330	ユリノキ	
市道伊豆島田平松線	2,000	アメリカハナミズキ オオムラサキツツジ	
市道千福深良線	4,330	サクラ	
市道水窪伊豆島田線	290	ケヤキ	

##### (2) その他の公共公益施設の緑化状況

緑の現況調査によると、公共公益施設の植栽地の面積は20.5haとなっています(表1.1.6参照)。面積的に大きな比重を占めるものとしては学校教育施設があげられ、その他市庁舎や福祉施設、文化施設等においても、残地等を有効利用した緑化が行われています。



### 1.3.2 民間の参加、協力等に関わる状況

#### (1) 地区計画制度による住宅地の緑化

千福が丘地区、南部地区、裾野駅西地区の3つの地区において、地区計画制度により建物の色彩や形・植栽（生垣）などへの配慮がなされており、全体として緑の多い閑静な住宅地になっています。

#### (2) 工場、研究所等の緑化

市街地に多数ある工場、研究所等においても緑化が行われています。

また、都市計画法第8条第1項第1号に規定する準工業地域、工業地域と工業専用地域においては、緑地面積率と環境施設面積率を以下のように定めています（裾野市工場立地法に基づく準則条例 平成24年9月3日）。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 準工業地域(準工区域と定める)における、緑地面積率は15%以上、環境施設面積率は20%以上とする。</li><li>2. 工業地域と工業専用地域(工業・工専区域と定める)における、緑地面積率は10%以上、環境施設面積率は15%以上とする。</li></ol> <p>(注釈) 条例で定めた区域以外の区域については国の準則に従う。</p> |
|---|

### 1.3.3 緑化活動等

#### (1) 裾野市きれいなまちづくり推進事業

市が管理する道路、河川、公園、用地などの市民にとって身近な公共空間の美化を促進するため、ボランティアにより継続性をもって行われる環境美化活動を支援し、市民と市が協働して散乱ごみのないきれいな公共空間の創出を図ることが目的です。

具体的な活動者の役割は、空き缶、吸い殻等の散乱ごみの収集、草花の育成、除草等で、行政の役割は、環境美化活動に必要な用品（消耗品や機械類、飲み物など）購入のための補助金の交付、ボランティア活動保険の加入、広報紙などでの周知、表示板設置の許可等であり、市民と市が協働しながらきれいなまちづくりに努めています。



図 1.3.1 きれいなまちづくりパンフレット

## (2) リバーフレンドシップ制度

リバーフレンドシップとは住民と行政による協働事業です。住民、利用者等がリバーフレンド(川のともだち)となり、川の清掃や除草等の河川美化活動を行い、地域全体で身近な環境保護への関心を高めることを目的としています。

静岡県、裾野市が連携して活動団体の取り組みを支援しています。

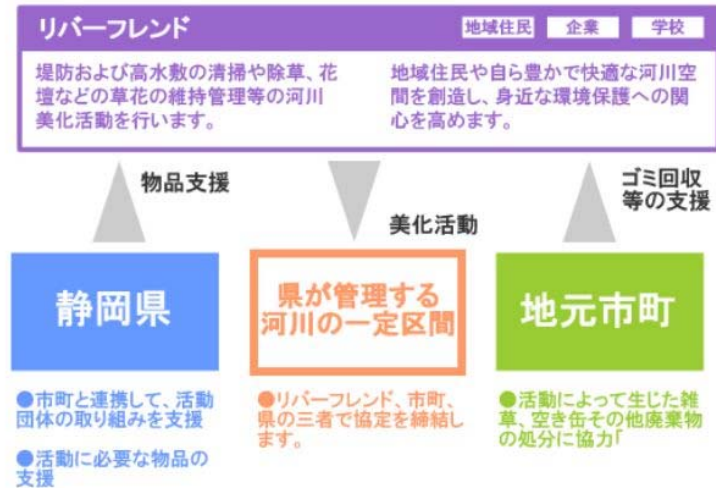


図 1.3.2 静岡県リバーフレンドシップ制度概要

## (3) 裾野市パノラマロードを花でいっぱいにする会

梅の里周辺に菜の花やコスモスの景観作物を、市民協働で植栽、管理を行っています。菜の花まつりやコスモスまつりに合わせて、種まきイベントや、畑の草刈・草取りイベント等を実施しています。



裾野市パノラマロードを花でいっぱいにする会

表 1.3.2 裾野市きれいなまちづくり推進事業実施団体

	No.	実施団体名	実施場所	内容	開始時期
きれいなまちづくり	1	NPO 法人きゃべつくらぶ	一心前、深良中学校入口	草刈り・ゴミ拾い・枝打ち等	H23.8
	2	なでしこ11友	南小学校通学路	花壇の手入れ・草刈り・ゴミ拾い	H23.8
	3	裾野ウォーキング健康会	大畑橋左岸遊歩道付近	花壇の手入れ・草刈り・ゴミ拾い	H24.4
	4	麦寿会	マックスバリュ茶畑付近(麦塚)	草刈り・ゴミ拾い・花壇の手入れ	H25.8
	5	株式会社エイコス	市道 3215 号線(今里エイコス付近)	ゴミ拾い・草刈り・花の植栽	H25.8
	6	チャレンジ	伊豆島田線(ビッグ富士～水窪伊豆島田付近)	草刈り・ゴミ拾い・花木の手入れ	H25.8
	7	千福が丘さくらを考える会	千福深良線、むつみ公園、みはらし公園、千福が丘中央公園、千福が丘小学校付近	樹木の維持管理(さくら)	H25.8
	8	裾野原緑の会	呼子、下和田川	花植え、ゴミ拾い、草刈り	H25.12
	9	きれいなまちづくり若狭会	裾野赤十字病院に隣接した道路など	ゴミ拾い・草刈り	H27.7
	10	リバーフレンド富岡	景ヶ島交差点隣接地	ゴミ拾い・草刈り	H28.6
	11	ふじいばらガーデニングクラブ	裾野西中学校(花壇中心)	ゴミ拾い・草刈り・花の植栽	H28.7
	12	すそのひがしクラブ	佐野茶畑線ポケットパーク2カ所	ゴミ拾い・草刈り・樹木剪定	H29.2
	13	伊豆島田区	伊豆島田公園、中川公園	ゴミ拾い・草刈り・花の植栽	H29.4
	14	千福が丘地域同好会	千福が丘中央公園、なかよし公園、むつみ公園、みはらし公園	ゴミ拾い・草刈り・樹木剪定	H29.4
	15	アサギマダラを呼ぶ会	市道 2204 号線河川敷	ゴミ拾い・草刈り・花の植栽	H29.4
	16	獄南ふるさと	市道 1-19 号線隣接地	景観整備・草刈り・花の植栽	H29.4

表 1.3.3 静岡県リバーフレンドシップ制度実施団体

	No.	実施団体名	実施場所	内容	開始時期
リバーフレンドシップ	1	NPO 法人里山会公文名ファイブ	入田川（公文名）	河川草刈り・ゴミ拾い・枝打ち等	H22.7
	2	麦塚青年会	大場川（麦塚）	河川草刈り・ゴミ拾い・枝打ち等	H22.7
	3	麦親会	大場川（麦塚）	河川草刈り・ゴミ拾い・枝打ち等	H23.9
	4	ふるさと岩波の水路の会	黄瀬川（岩波）	河川草刈り・ゴミ拾い・枝打ち等	H23.9
	5	茶畑ホテルの会	入田川（青葉台）	河川草刈り・ゴミ拾い	H24.6
	6	裾野原緑の会	下和田川（呼子）	河川草刈り・ゴミ拾い	H24.6
	7	リバーフレンド富岡	佐野川（田場沢～千福）	河川草取り・ゴミ拾い	H24.6
	8	伊豆島田区	大場川	河川草取り・ゴミ拾い	H26.7
	9	中郷水利協議会	黄瀬川	河川草取り・ゴミ拾い	H27.8
	10	道上区	泉川	河川草取り・ゴミ拾い	H27.8

### 1.3.4 普及啓発活動の状況

#### (1) (財) 静岡県グリーンバンク

街に花と緑を増やす事業として、静岡県の各地域に緑を増やすための苗木や花の種等の提供、緑化ボランティアの育成などの支援をしています。

- ・ 定期配布事業
- ・ 緑化グループ支援事業
- ・ 景観づくり団体支援事業
- ・ 優良景観木保全事業
- ・ 芝生文化創造事業
- ・ 緑化ボランティア育成研修事業
- ・ 緑の募金事業
- ・ おもてなし空間整備事業
- ・ 緑化専門家活用支援事業

#### (2) 土地利用事業に関する指導要綱（平成30年5月改正）

良好な自然および生活環境の確保に努め、土地利用事業の適切な施行により、市域の均衡ある発展に資することを目的に、土地利用事業に関する指導要綱を定めています。

- ・ 適用範囲は、施行区域面積2,000㎡以上
- ・ 施行区域内には、施行区域面積に対し地形条件、周辺地域の社会条件及び景観等を考慮した上で原則として6%以上の公園、緑地又は広場等（森林法及び工場立地法等により緑地の定めがある場合にはその基準による）を適切に配置すること。また、区域を明確にするため区域界には縁石又は見切りを設置し、必要に応じて車止めや外周柵等を設置すること。ただし、住宅地（常時使用する独立住宅用のもの）の分譲事業及び土採取等の土地利用事業については別途協議すること。

#### (3) 裾野市発・都市緑化ビジネス創出プロジェクト

本市は、首都圏の都市緑化分野を主な市場とすることを目指し、屋上緑化産業の育成に取り組んでいます。

屋上緑化事業をより競争力ある産業に育成するために、緑化作物生産者から販売にいたるまでの関係者で構成する事業協同組合と連携し、先行技術を導入・発展させるだけでなく、需要を踏まえつつ、科学的な実験データに裏打ちされた独自技術を確立し、生産から供給販売までを地域内で担うビジネスモデル確立を目指しています。

これにより、地域産業化に向けて、個々の生産者・事業者の利益を生みながら、事業者や行政が協働し、共同経営的に地域経済全体の活性化につながるよう利益を還元していくことを目指しています。

### 1.3.5 緑のリサイクル活動

公園・道路などの植栽管理により発生する落ち葉・刈り草や剪定枝等の植物資源から堆肥やチップ材を製造し再利用する「緑のリサイクル」を行っています。これは、市が（社）シルバー人材センターに委託するなどし、公共施設の管理、草刈、植木剪定、企業での軽作業、一般家庭からの植木剪定、除草等の作業を行うものです。この緑のリサイクル事業では、破砕機を利用して剪定、草刈等で出た枝葉のチップ化、細分化処理により、良質な堆肥化を推進し、地域に還元することを目的としています。

### 1.3.6 間伐の推進

本市では、山林の間伐を行い、樹木の密度を調節することで、樹木のより良い生育を助ける環境を確保するため、間伐を実施しています。間伐の実施により、新たな草木が生まれて山林の保水能力を高め、災害に強く地下水を涵養する森林を育てることにつながります。

間伐の推進事業は、平成 25 年度から平成 32 年度までの 8 ヶ年間で 1,000ha（年平均 125ha）の間伐を行うことを、「裾野市特定間伐等促進計画」の目標としています。また、伐採後の再生林も含め、造林の実施を促進する計画となっています。

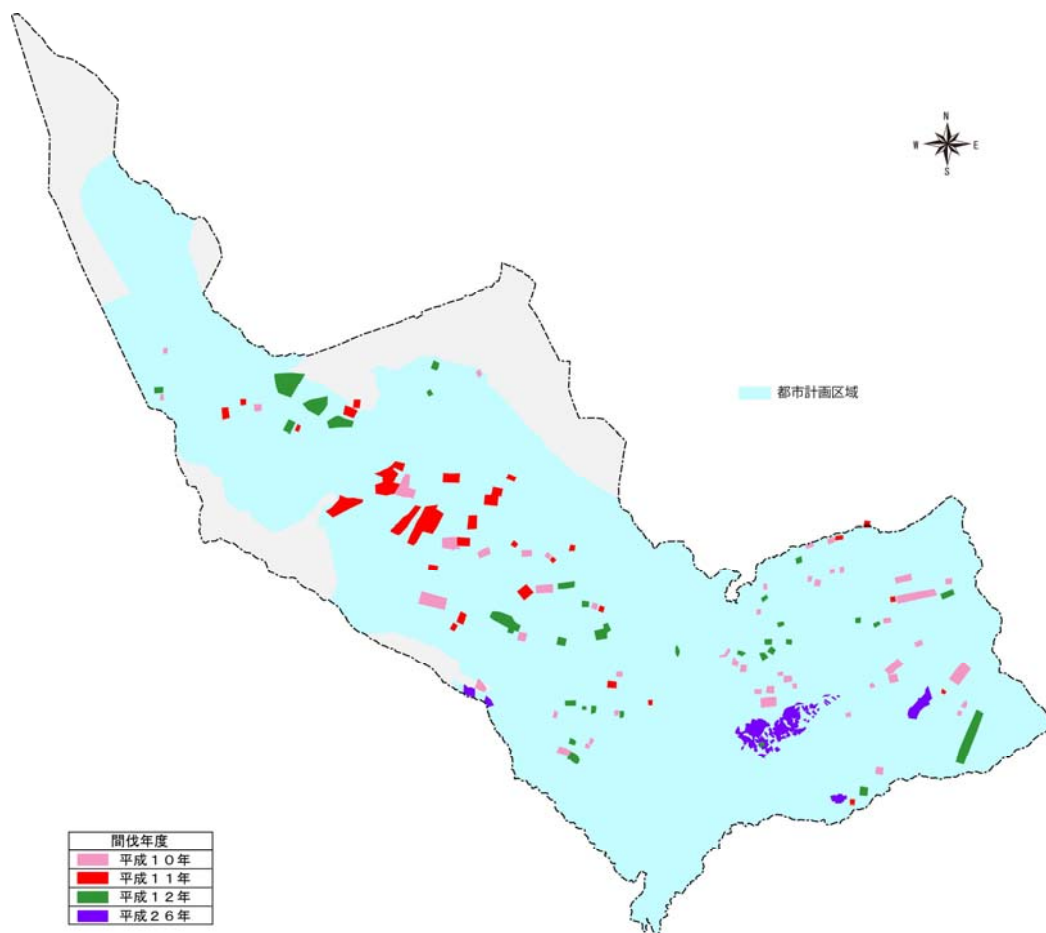


図 1.3.3 間伐の実施範囲（特定間伐等促進計画 H26.2 より）



## 1.4 市民意向

平成 28 年度と 29 年度の市民意識調査報告書から、緑に関する意向を抽出し、市民の意向を把握しました。ただし同一の設問、調査方式でないことから、この 2 ヶ年の結果をそのまま比較することはせず、それぞれの年度の結果を把握するに留めました。

### 1.4.1 平成 28 年度意識調査に基づく緑に関する意向の抽出

#### (1) 目的

緑の基本計画策定にあたり、平成 28 年度の市民意識調査から、緑に対するニーズを把握しました。

#### (2) 調査対象

平成 28 年 7 月 1 日から 19 日に郵送配布・回収により市内在住の 20 歳以上の 1,000 人を対象に実施しています（有効回答 443 票）。

#### (3) 緑に関連する調査項目（抜粋）

生活における「満足度」と「重要度」についての認識のうち、緑に関連する項目として、「豊かな自然と快適な住環境のあるまち」があります。「満足度」では約半数が「満足」「まあ満足」、「重要度」では、7 割近くが重要と回答されています（図 1.4.1）。

市の行う事業や行政サービスの「満足度」では、「まちなみや自然景観の美しさ」が 13.8%「公園などの身近な緑地の整備」が 8.1%となっています。「充実させるもの」では、「公園などの身近な緑地の整備」が 23%、「まちなみや自然景観の美しさ」が 18.1%となっています（図 1.4.2）。

市内で開催される各種イベント（まつり等）への参加状況は、「すその夏まつり 富士山すその大花火大会」を除くすべてのイベントで、「参加したことがない」の割合が最も高い状況です。「毎年参加している」「時々参加している」を合わせた割合が最も高いのは「すその夏まつり 富士山すその大花火大会」で、次いで「富士山すその阿波おどり大会」、「地区コミュニティまつり」、「五竜みどりまつり」となっており、必ずしも緑化系のイベントへの参加が多いとはいえない状況です（図 1.4.3）。

裾野市の現在の土地利用については、「空き家や空き地などが増えている」が最も回答数が多く、次いで「農地の荒廃が目立つ」、「河川・水路の荒廃が目立つ」、「市街地の無秩序な開発が目立つ」となっています。また、今後、優先的に整備していくべき用地は「駅周辺用地」が最も回答数が多く、次いで「商業地」、「公園・緑地」、「観光振興のための用地」、「道路用地」となっています（図 1.4.4）。



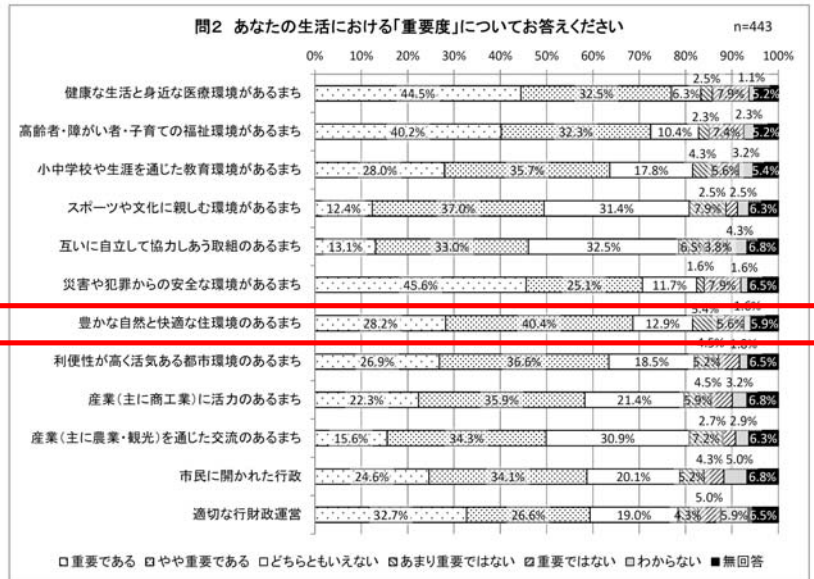
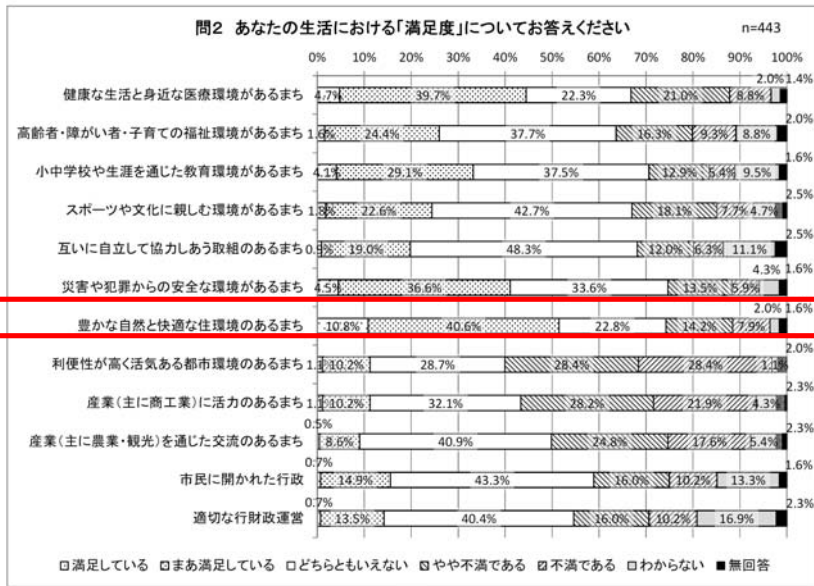


図 1.4.1 生活における「満足度」と「重要度」

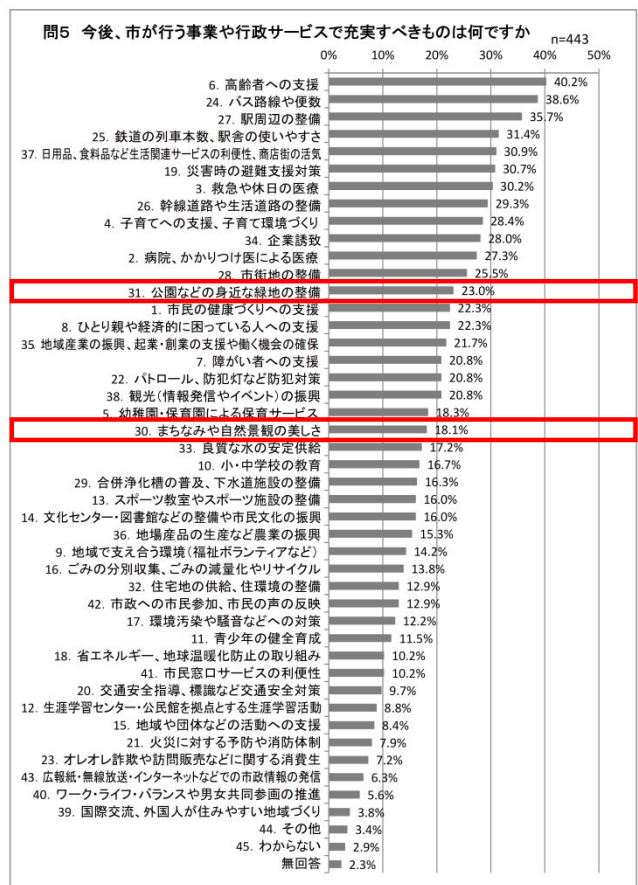
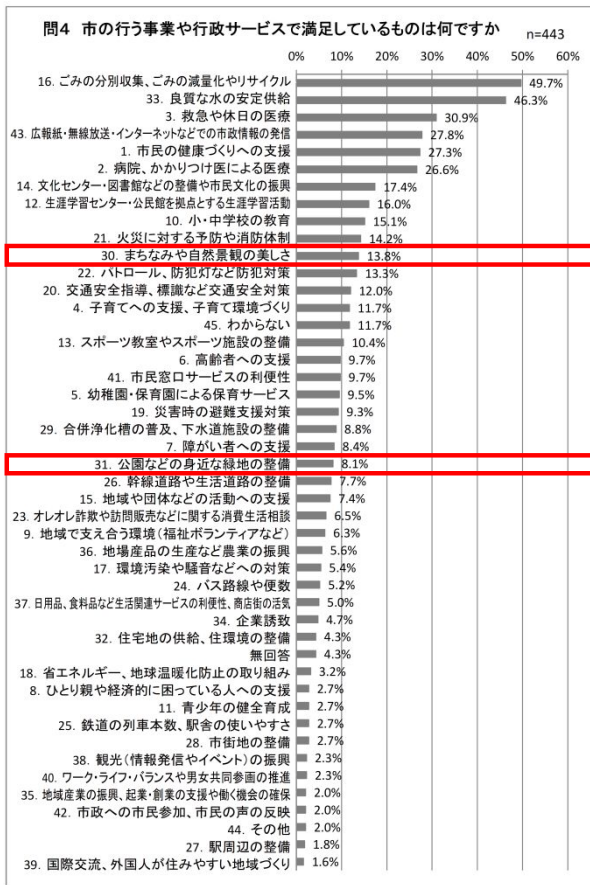


図 1.4.2 行政サービスで「満足しているもの」「充実すべきもの」

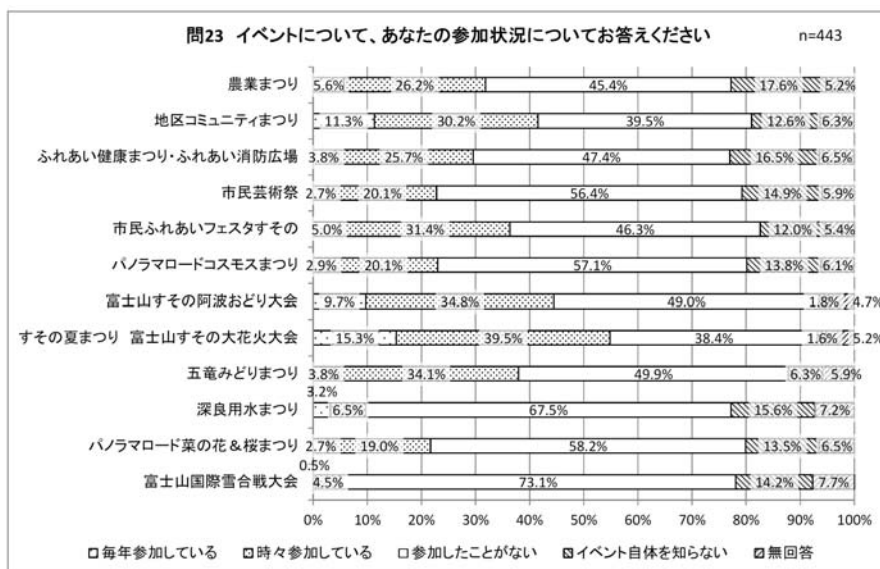


図 1.4.3 イベントへの参加状況

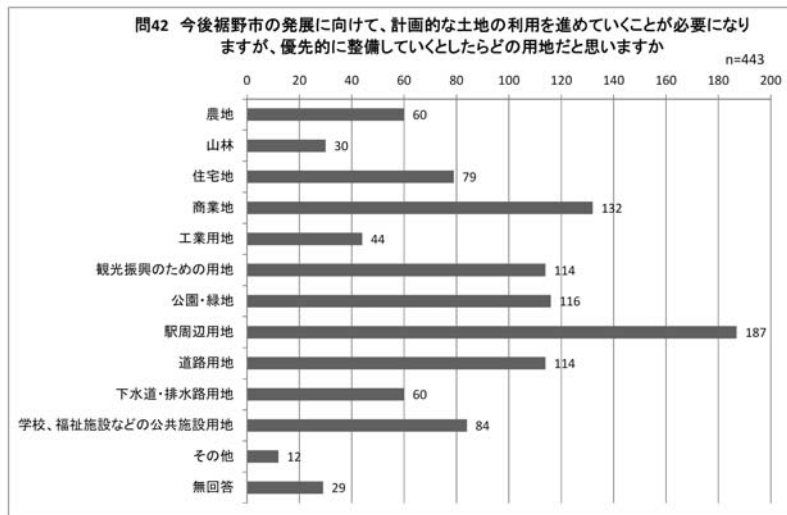
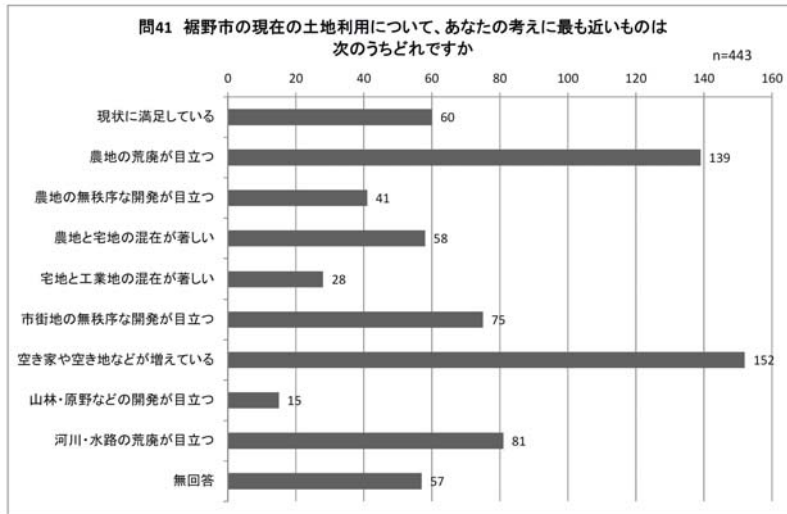


図 1.4.4 現在の土地利用と優先的に整備すべき用地

## 1.4.2 平成 29 年度意識調査に基づく緑に関する意向の抽出

### (1) 目的

緑の基本計画策定にあたり、平成 29 年度の市民意識調査から、緑に対するニーズを把握しました。

### (2) 調査対象

平成 29 年 7 月 21 日から 8 月 4 日に郵送配布・回収又はインターネット回収により市内在住の 20 歳以上の 1,000 人を対象に実施しています（有効回答 540 票）。

### (3) 緑に関連する調査項目（抜粋）

平成 29 年度の調査では、生活における「満足度」と「重要度」についての認識のうち、緑に関連する項目として、「公園などの身近な緑地の環境整備」「まちなみや自然の景観の美しさ」「空気や河川の水のきれいさ」があります。

市の取り組み・生活環境に対する「満足度」では「公園などの身近な緑地の環境整備」が「満足」「まあ満足」を合わせて約 20%、「まちなみや自然の景観の美しさ」が約 30%、「空気や河川の水のきれいさ」約 45%となっており、公園などの身近な緑地の環境整備への満足度が低くなっています（図 1.4.5）。

市の取り組み・生活環境に対する「重要度」では、「公園などの身近な緑地の環境整備」、「まちなみや自然の景観の美しさ」が「とても重要」「重要」を合わせて約 75%、「空気や河川の水のきれいさ」約 80%となっており、環境整備を重要と考える割合が高くなっています（図 1.4.6）。

協働して取り組む必要性の高い分野のうち、「まちづくりや地域活性化に関する分野」「自然保護や環境保全分野」に対しては、いずれも 30%程度とあまり高くありません。ただし、「高齢者福祉分野」や「子育ての支援や児童福祉分野」などへの割合が 50%程度と高いことから、これらの分野と合わせて緑に関する取組を進めることが望ましいと考えられます（図 1.4.7）。

◎各項目の満足度・重要度の単純集計結果

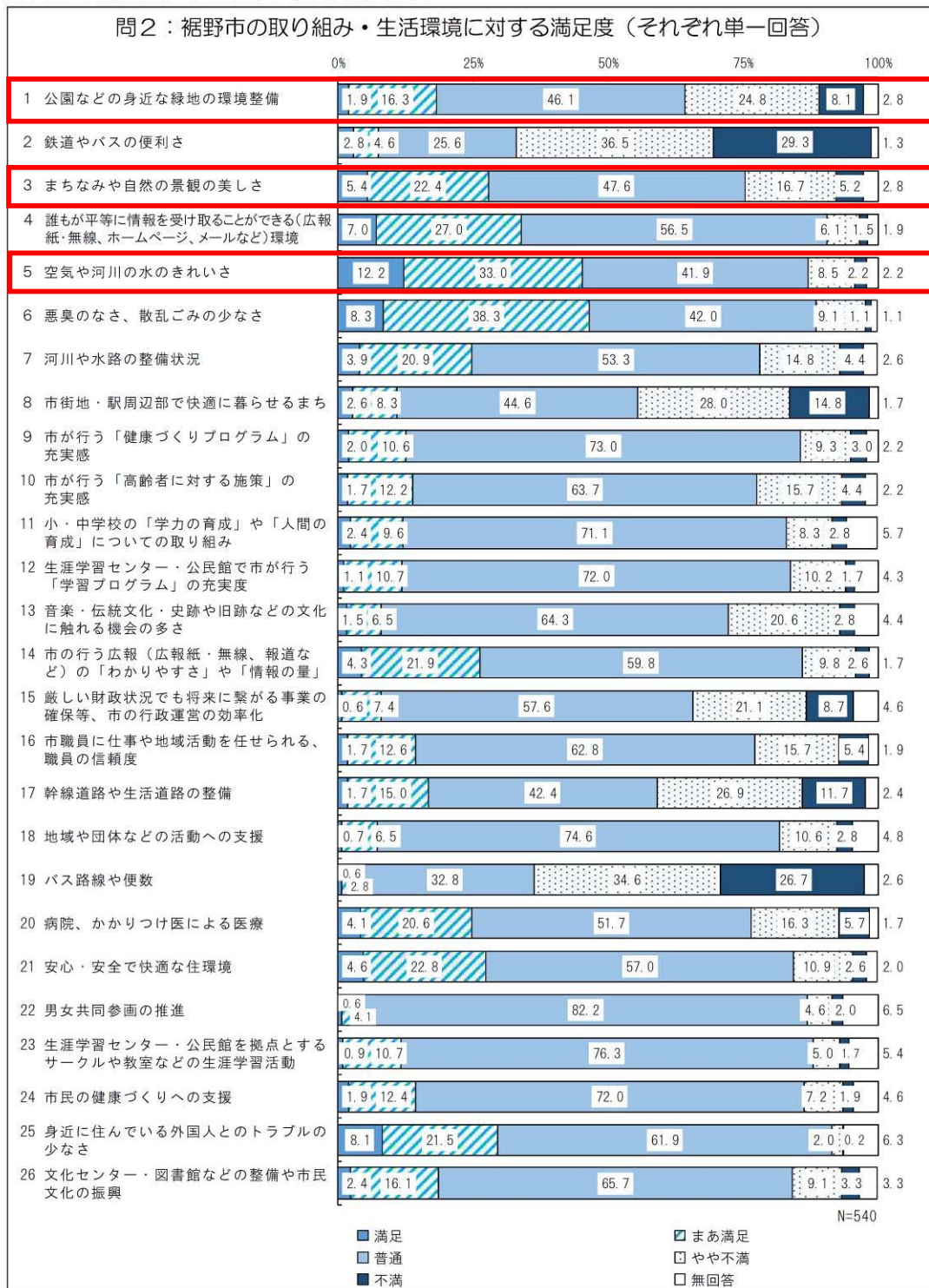


図 1.4.5 裾野市の取り組み、生活環境に対する満足度



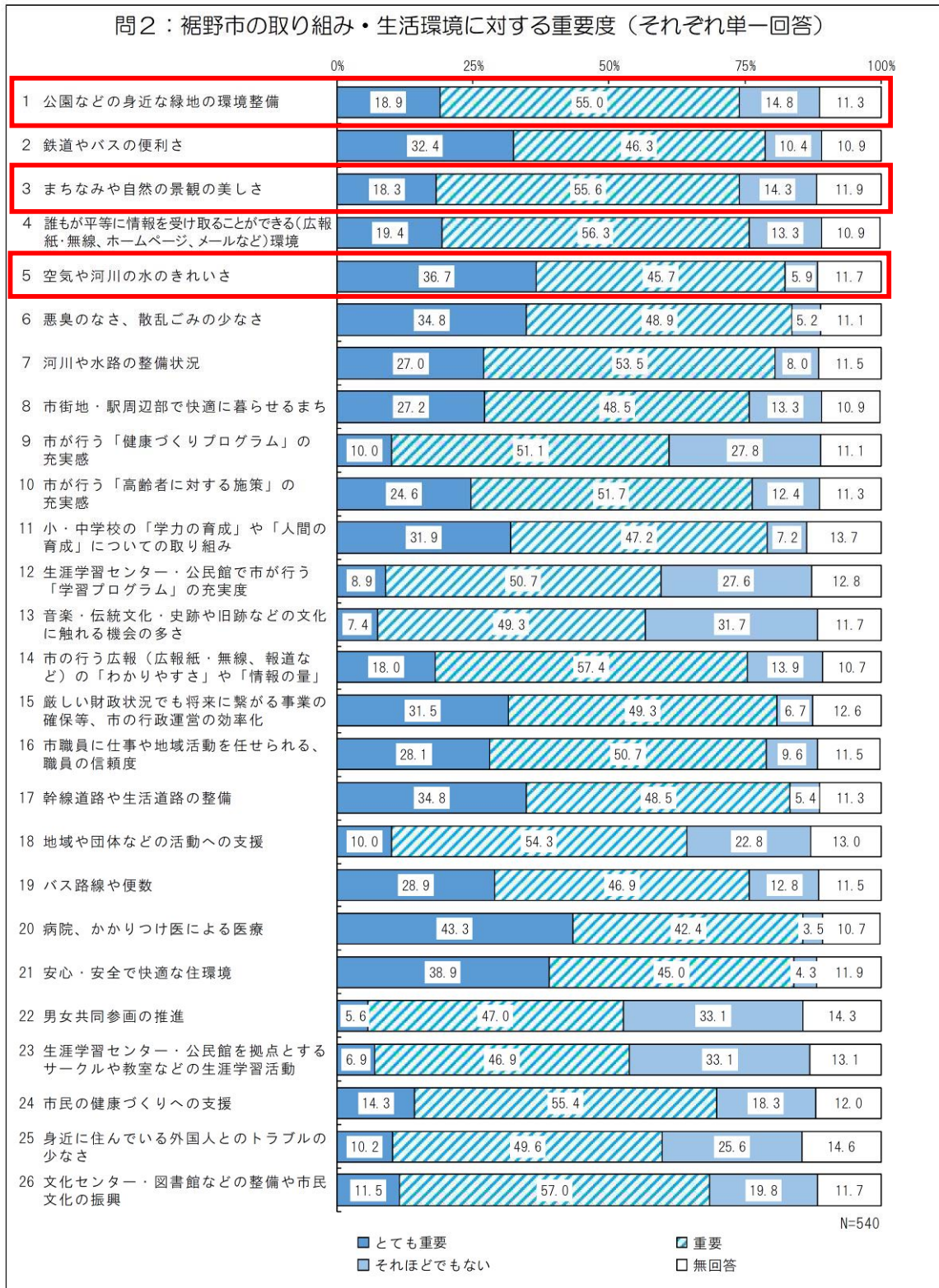


図 1.4.6 裾野市の取り組み、生活環境に対する重要度

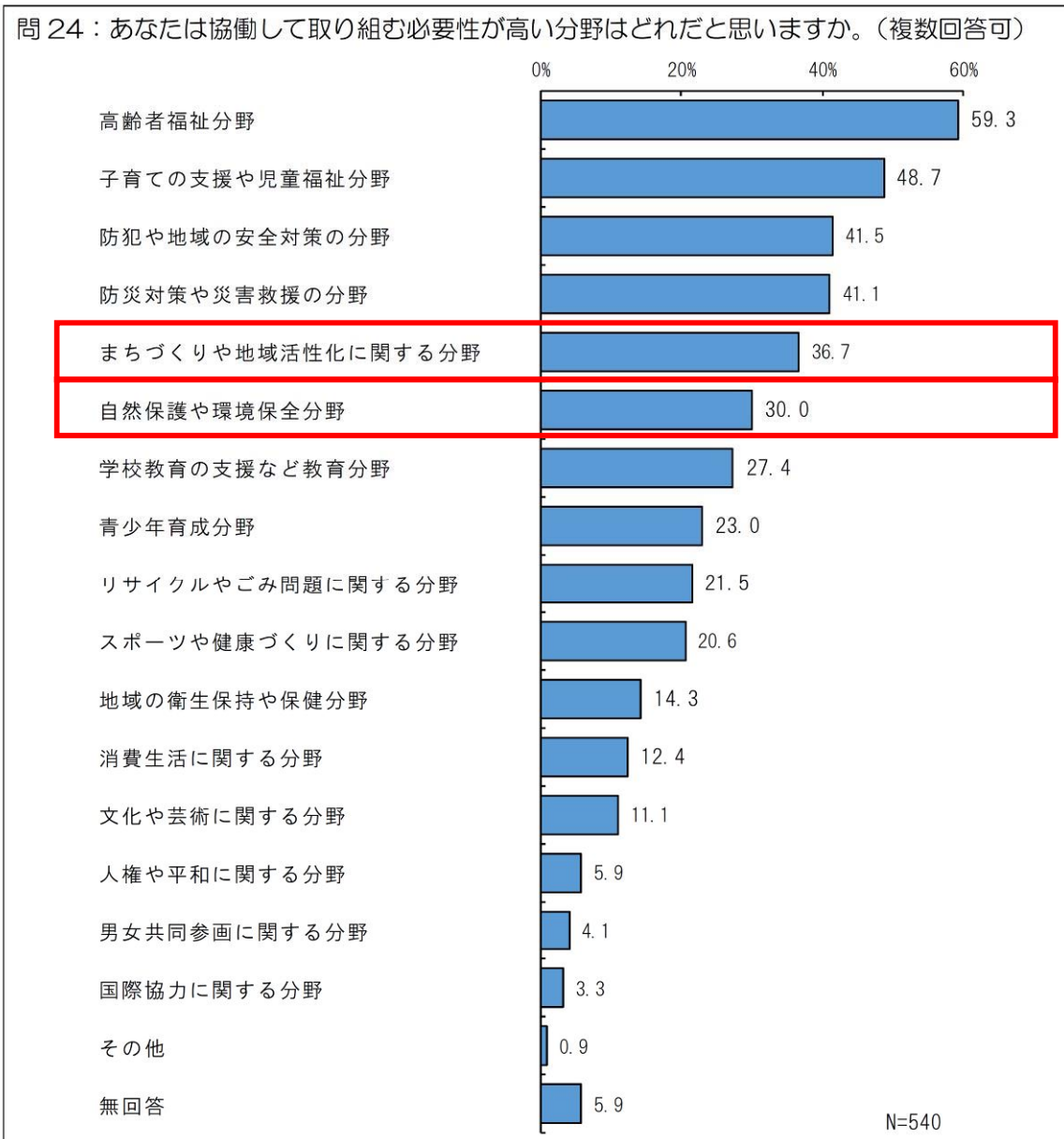


図 1.4.7 市民が協働して取り組む必要性が高い分野

## 2. 緑の現況の解析・評価

### 2.1 4つの視点からの解析・評価

#### 2.1.1 緑の現況の解析・評価の方法

これまでの現況調査に基づき、「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観構成」の4つの系統ごとに緑の機能別の解析・評価を行い、4系統別評価の総合評価を行うこととします。

緑の現況の評価のための手順は、次のとおりです。

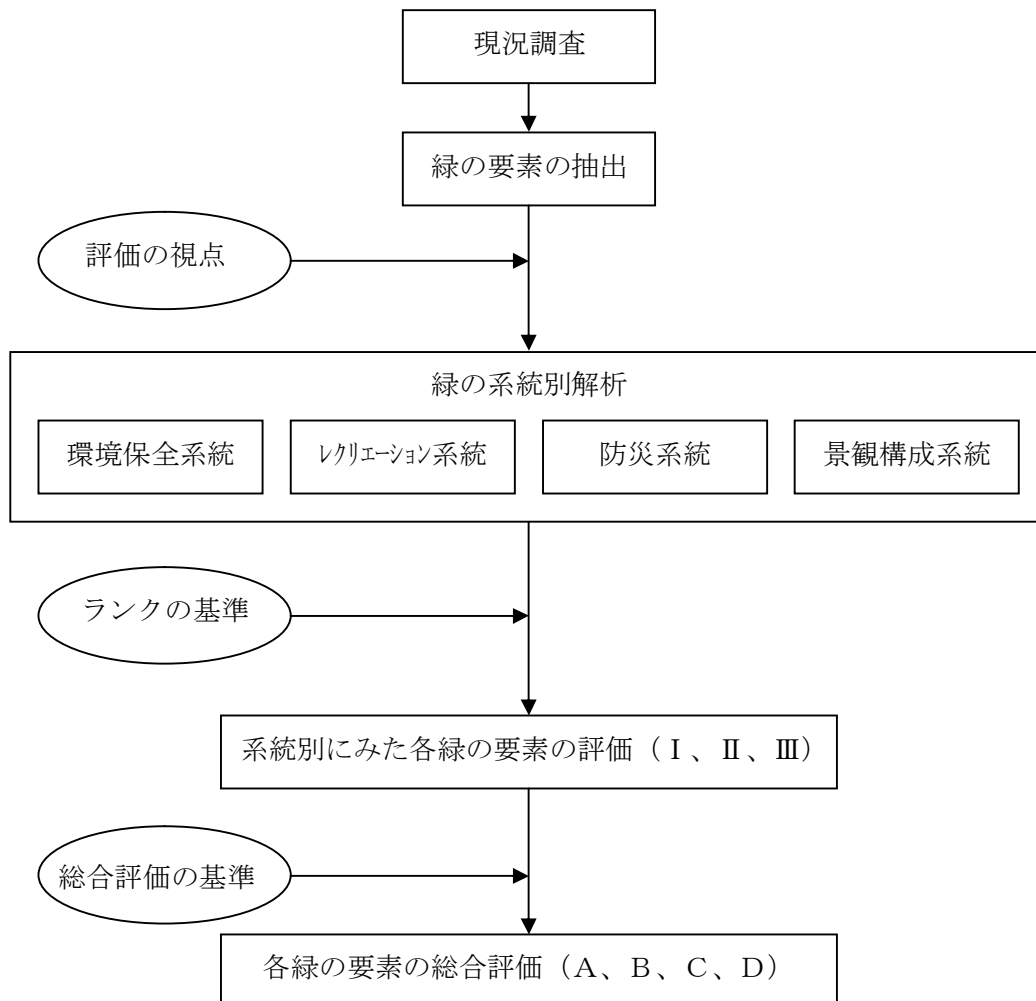


図2.1.1 緑の現況の評価手順



(1) 緑の要素の抽出

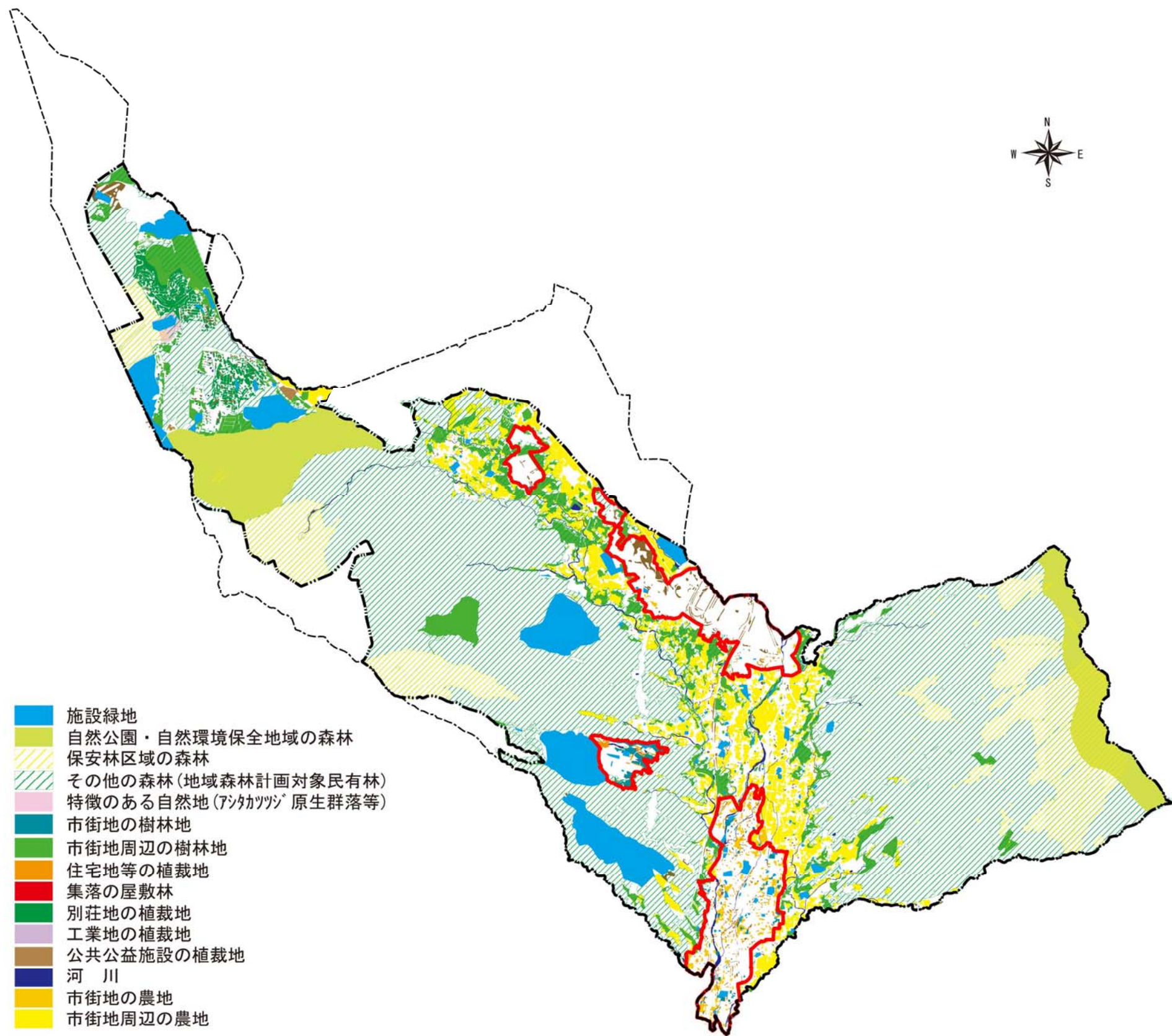
現況調査を踏まえ、表 2.1.1 に示す視点から環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の 4 つの系統に資する本市の緑を、表 2.1.2 のとおり抽出します。

表2.1.1 緑の要素抽出の視点

緑の系統（機能）	定義
環境保全系統	地球環境問題への関心の高まりの中で、野生生物の生息空間の保全・整備、史跡や文化財となった歴史風土の形成、快適でうるおいのある都市環境の創造、都市気象の緩和等、自然との共生、環境への負荷の低減に資する、主として存在を重視した機能
レクリエーション系統	多様化するレクリエーション需要に応え、日常的、週末的なレクリエーション活動に対処しうる、主として利用を重視した機能
防災系統	国土保全、災害の防止あるいは災害時における避難路、避難地としての役割を果たす機能
景観構成系統	市街地を取り囲みその背景となる緑地、市街地内の社寺林等の郷土景観をかたちづくる緑地、市街地内のランドマーク・シンボルとなる緑地など、特色ある都市づくりに資する、主として都市景観を構成する要素としての役割を重視した機能

表2.1.2 緑の要素の抽出

緑の種類		緑の要素
施設緑地	都市公園	街区公園 近隣公園 運動公園 風致公園 都市緑地
	公共施設緑地	動植物公園（梅の里公園） その他の公共空地（偕楽園・柏木屋敷） 森林公園（キャンプ場・十里木高原） 運動場・グラウンド 河川緑地 教育施設のグラウンド等 歩行者専用道
	民間施設緑地	児童遊園 地区小運動場 民間のレクリエーション施設 社寺境内地 その他の開放施設
その他の緑	森林・樹林地	自然公園・自然環境保全地域の森林 保安林区域の森林 地域森林計画対象民有林 アシタカツツジ原生群落 頼朝の井戸の森 黒岳のスギ林 クスノキ林 須山浅間神社社叢 須山田向十二神社社叢 葛山城址の樹林地 市街地の樹林地 市街地周辺部の樹林地
	植栽地	住宅地等の植栽地 集落の屋敷林 別荘地の植栽地 工業地の植栽地 公共公益施設の植栽地
	水辺地	黄瀬川 佐野川 深良川 その他の河川
	農地	市街地内の農地 市街地周辺の農地



- 施設緑地
- 自然公園・自然環境保全地域の森林
- 保安林区域の森林
- その他の森林(地域森林計画対象民有林)
- 特徴のある自然地(アヲカツツ 原生群落等)
- 市街地の樹林地
- 市街地周辺の樹林地
- 住宅地等の植栽地
- 集落の屋敷林
- 別荘地の植栽地
- 工業地の植栽地
- 公共公益施設の植栽地
- 河川
- 市街地の農地
- 市街地周辺の農地

図2.1.2 緑地要素

(2) 評価の視点の設定

4つの系統ごとに重視すべき緑の機能と、これらに対応する評価の視点を次のとおり設定します。

表2.1.3 評価の視点

緑の系統	緑の評価の視点
環境保全系統	①都市の骨格の形成 ②優れた自然 ③優れた歴史風土 ④快適な生活環境 ⑤優れた農林業地 ⑥自然との共生 ⑦都市環境負荷の軽減
レクリエーション系統	①自然とのふれあい ②日常圏におけるレクリエーションの場 ③広域圏におけるレクリエーションの場 ④ネットワークの形成
防災系統	①自然災害に対する防備 ②人為災害に対する防備 ③避難体系上の適正な役割
景観保全系統	①都市を代表する郷土景観 ②地区を代表する郷土景観 ③優れた景観の眺望点 ④ランドマークとなる場所

(3) 系統別にみた緑の評価方法

系統別にみた解析評価の方法としては、各評価視点からみた対応の度合いによって点数を与え、その合計によって3段階のランクづけを行います。

緑の評価点及びランクづけの基準を次のように設定します。

表2.1.4 ランクの基準

ランク	基準となる内容	評価点
◎	各視点別にみて重要な機能を有する緑	2点
○	各視点別にみて一定以上の機能を有する緑	1点
空欄	各視点別にみてあまり機能が期待できない緑	0点

表2.1.5 系統別にみた評価の方法

ランク	評価点の合計	評価内容	評価点
I	7～14点 (環境保全系統) 3～6点 (防災系統) 4～8点 (その他の系統)	各系統別にみて 特に重要な機能を有する緑	3点
II	3～6点 (環境保全系統) 2点 (防災系統) 2～3点 (その他の系統)	各系統別にみて 重要な機能を有する緑	2点
III	0～2点 (環境保全系統) 0～1点 (防災系統) 0～1点 (その他の系統)	各系統別にみて 一定の機能を有する緑	1点

(4) 緑の総合評価の方法

4系統別に評価された緑の要素の評価点を合計し、次の4段階の評価ランクを与えることとします。

表2.1.6 総合評価の基準

ランク	評価内容	総合得点
A	総合的にみて、 特に貴重な機能を有する緑	11～12点 または10点以下でもランク I が2つ以上
B	総合的にみて、 特に重要な機能を有する緑	9～10点 または8点以下でもランク I が1つ
C	総合的にみて、 重要な機能を有する緑	7～8点
D	総合的にみて、 一定の機能を有する緑	6点以下

## 2.1.2 系統別の評価の視点

### (1) 環境保全系統の緑の評価視点

環境保全系統の評価については、次に示す各系統の評価の視点のもとで、先に抽出した緑の要素ごとに行います。

表2.1.7 環境保全系統の評価項目と評価の視点

評価項目	評価の視点
都市の骨格の形成	・都市の主要な骨格を形成している山岳地、丘陵地、河川等の永年にわたって存在している自然地形等
優れた自然	・良好な植物群落、貴重な野生動植物生息地、良好な水辺、良好な地形地質を有する地域等
優れた歴史風土	・史跡、名勝、天然記念物及びこれと一体となった緑地 ・伝統的、文化的意義を有する歴史的風土、社寺林、境内地等
快適な生活環境	・都市公園等の都市の快適な生活環境を支えている緑地 ・市街地や隣接地域に分布する樹林地や水辺等
優れた農林業地	・都市の環境保全に資する良好な管理がなされ、生産力の高い農地・林地
自然との共生	・野生動植物の生息、移動、休息に必要な緑地 ・野生生物が生息空間を移動する際の回廊となる緑地
都市環境負荷の軽減	・ヒートアイランド現象、大気汚染の滞留、その他都市特有の気象現象の軽減に役立つ緑地（風の通り道となる緑地、季節風や霜の発生を防止する緑地等）

### (2) 環境保全系統の緑の評価結果

環境保全系統の緑の評価結果については、次の評価表及び評価図に示すとおりです。

本市においては、富士・愛鷹・箱根山麓に広がる森林や黄瀬川等の河川のほか、市街地周辺部における農地や樹林地が、環境保全系統からみて、特に重要な機能を有する緑として位置づけられます。

表 2.1.8 環境保全からみた解析・評価表

緑の種類		対象となる緑	成 ①都市の骨格の形	②優れた自然	歴 ③史風土 優れた	境 ④快適な生活環	地 ⑤優れた農林業	⑥自然との共生	負 ⑦都市環境 荷軽減	評 価
施設緑地	都市公園	街区公園				◎			○	II
		近隣公園				◎			○	II
		運動公園				◎			○	II
		風致公園			◎	◎			○	II
		都市緑地				◎		○		II
	公共施設 緑地	動植物公園				◎			○	II
		その他の公共空地			◎	○			○	II
		森林公園			◎	○		○		II
		運動場・グラウンド				○				III
		河川緑地	○	◎		◎			◎	I
		教育施設のグラウンド等 歩行者専用道				◎				III
	民間施設 緑地	児童遊園				○				III
		地区小運動場				○				III
		民間のレクリエーション施設				○				III
		社寺境内地			○	◎		○	○	I
その他の開放施設					○				III	
その他の 緑	森林及び 樹林地	自然公園・自然環境保全地	◎	◎	○	◎		◎	◎	I
		保安林区域の森林	◎	◎		◎		◎	◎	I
		地域森林計画対象民有林	◎	◎		◎	○	◎	◎	I
		アシタカツツジ原生群落		◎	○	○		◎		II
		頼朝の井戸の森		◎	◎	○		◎		I
		黒岳のスギ林		◎	◎			◎		II
		クスノキ林		◎	◎	○		◎	○	I
		須山浅間神社社叢		◎	◎	○		◎		I
		須山田向十二神社社叢		◎	◎	○		◎		I
		葛山城址の樹林地		◎	◎	○		◎	○	I
		市街地の樹林地				◎			○	II
	市街地周辺部の樹林地	○		○	◎			○	II	
	植栽地	住宅地等の植栽地				◎			○	II
		集落の屋敷林			○	◎			◎	II
		別荘地の植栽地				○				III
		工業地の植栽地				◎			◎	II
		公共公益施設の植栽地				◎			○	III
	水辺地	黄瀬川	◎	○	○	◎		○	◎	I
		佐野川	◎	○	○	◎		○	◎	I
		深良川	○		◎	◎		○	◎	I
その他の河川					○		○	○	II	
農地	市街地内の農地				◎	○		◎	II	
	市街地周辺の農地	○		○	◎	◎	○	◎	I	

注) ◎：重要な機能を有する緑（評価点 2点） ○：一定の機能を有する緑（評価点 1点）

I：各視点の評価点の合計 7～14点 II：各視点の評価点の合計 3～6点 III：各視点の評価点の合計 0～2点



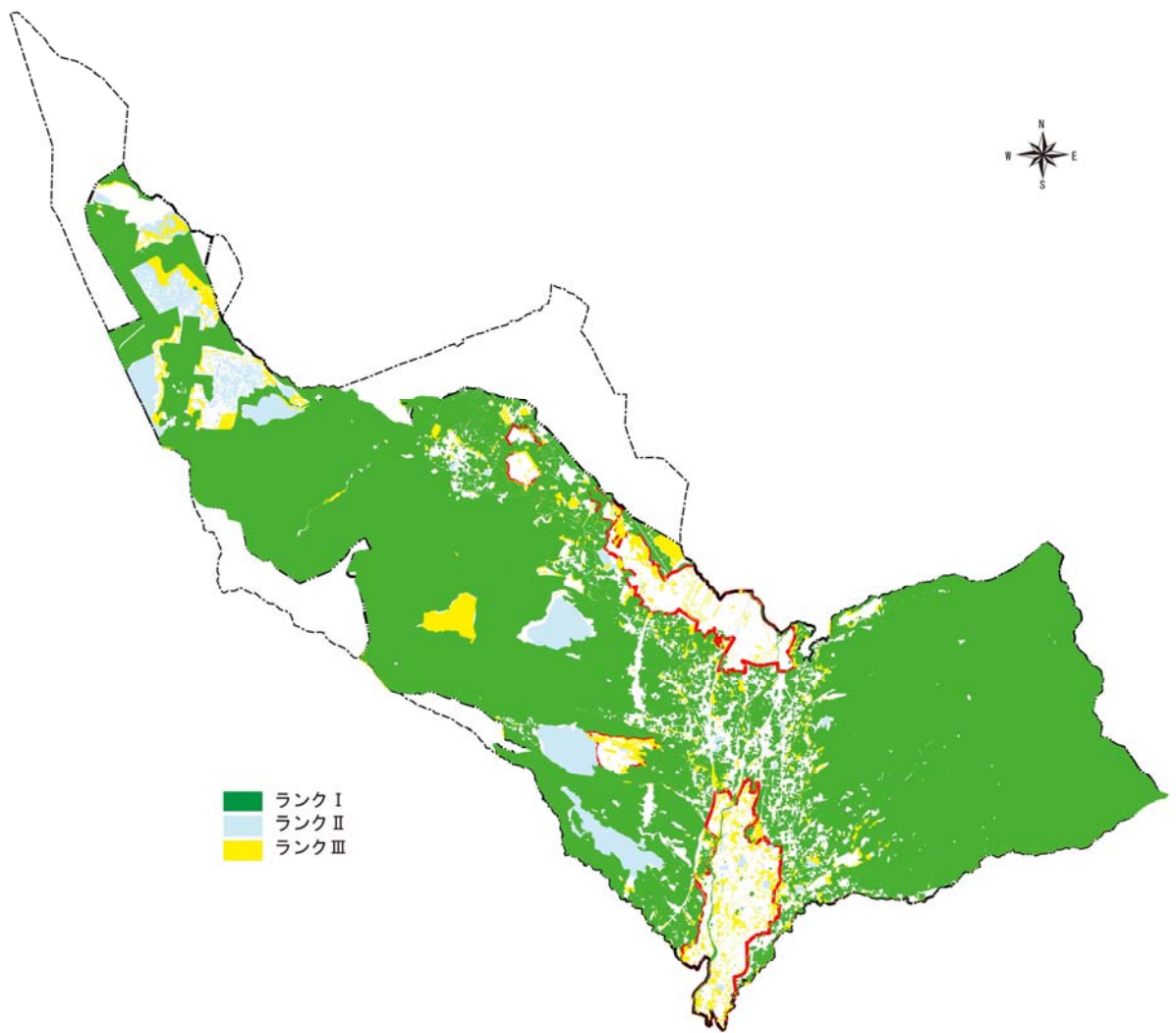


図 2.1.3 環境保全からみた解析・評価

### (3) レクリエーション系統の評価視点

レクリエーション系統の評価については、次に示す系統ごとの評価の視点のもとで、先に抽出した緑の要素ごとに行います。

表2.1.9 レクリエーション系統の評価項目と評価の視点

評価項目	評価の視点
自然とのふれあい	・ 自然や土とふれあう自然型の余暇活動に利用される緑
日常圏におけるレクリエーションの場	・ 日常的レクリエーションの場となる都市公園、児童遊園等の緑
広域圏におけるレクリエーションの場	・ 大規模公園、広域レクリエーション拠点等、複数の都市の広域的なレクリエーションの場となる緑
ネットワークの形成	・ レクリエーション活動をより向上させる視点から、緑道、河川、歩行者専用道路、幹線道路等のネットワーク性を持った緑

### (4) レクリエーション系統の緑の評価結果

レクリエーション系統の緑の評価結果については、次の評価表及び評価図に示すとおりです。

本市においては、レクリエーション系統からみて特に重要な機能を有する緑として、広域的・週末的な利用を中心とした富士山、箱根山、愛鷹山の山麓に広がる森林や民間の各種レクリエーション施設が位置づけられます。

また、水や緑のネットワークを形成する視点から、黄瀬川等の河川が重要な機能を有するものとして評価されます。

表2.1.10 レクリエーションからみた解析・評価表

緑の種類		対象となる緑	①自然とのふれあい	②日常圏におけるレクリエーションの場	③広域圏におけるレクリエーションの場	④ネットワークの形成	評価
施設緑地	都市公園	街区公園		◎			Ⅱ
		近隣公園		◎			Ⅱ
		運動公園	○	○	◎		Ⅰ
		風致公園	○	◎	○		Ⅰ
		都市緑地	○	◎		○	Ⅰ
	公共施設緑地	動植物公園	○	○	◎		Ⅰ
		その他の公共空地	○	○	○		Ⅱ
		森林公園	◎	○	◎		Ⅰ
		運動場・グラウンド		○			Ⅲ
		河川緑地	◎	○			Ⅱ
		教育施設のグラウンド等 歩行者専用道		○		◎	Ⅲ Ⅱ
	民間施設緑地	児童遊園		○			Ⅲ
		地区小運動場		○			Ⅲ
民間のレクリエーション施設		◎	○	◎		Ⅰ	
社寺境内地		○	○			Ⅱ	
その他の開放施設			○			Ⅲ	
その他の緑	森林及び樹林地	自然公園・自然環境保全地域の森林	◎		◎		Ⅰ
		保安林区域の森林	◎		◎		Ⅰ
		地域森林計画対象民有林	◎		◎		Ⅰ
		アシタカツツジ原生群落	◎		◎		Ⅰ
		頼朝の井戸の森	○		◎		Ⅱ
		黒岳のスギ林					Ⅲ
		クスノキ林	○				Ⅲ
		須山浅間神社社叢	○		○		Ⅱ
		須山田向十二神社社叢	○		○		Ⅱ
		葛山城址の樹林地	○		○		Ⅱ
		市街地の樹林地	○	○			Ⅱ
		市街地周辺部の樹林地	○	○			Ⅱ
		植栽地	住宅地等の植栽地		○		
	集落の屋敷林		○				Ⅲ
	別荘地の植栽地				○		Ⅲ
	工業地の植栽地						Ⅲ
	水辺地	公共公益施設の植栽地		○	○		Ⅱ
		黄瀬川	○	○		◎	Ⅰ
		佐野川	○	○		◎	Ⅰ
		深良川				◎	Ⅱ
		その他の河川				○	Ⅲ
農地	市街地内の農地	○				Ⅲ	
	市街地周辺の農地	○				Ⅲ	

注) ◎：重要な機能を有する緑（評価点 2点） ○：一定の機能を有する緑（評価点 1点）

Ⅰ：各視点の評価点の合計 4～8点

Ⅱ：各視点の評価点の合計 2～3点

Ⅲ：各視点の評価点の合計 0～1点

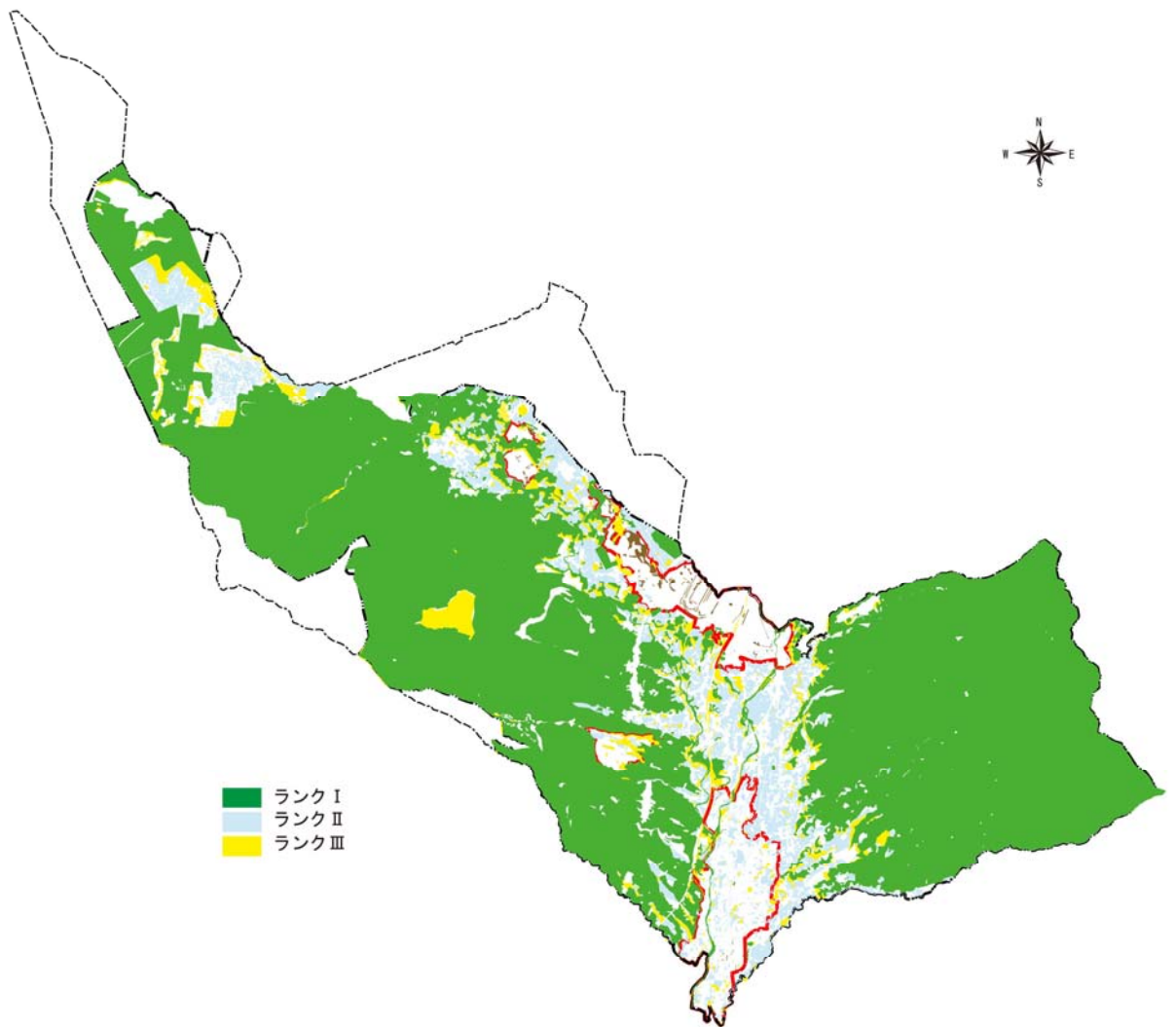


図2.1.4 レクリエーションからみた解析・評価

#### (5) 防災系統の評価視点

防災系統の評価については、次に示す系統ごとの評価の視点のもとで、先に抽出した緑の要素ごとに行います。

表2.1.11 防災系統の評価目と評価の視点

評価項目	評価の視点
自然災害に対する防備	・水害、土砂災害やがけ崩れ等の自然災害の防止に必要とされる緑
人為災害に対する防備	・騒音、振動、大気汚染等の防止や緩和、都市火災の延焼防止、大震災時の焼け止まり等の機能を持った緑
避難体系上の適正な役割	・避難地、避難場所や避難路としての機能を持った緑地 ・地域防災計画に位置づけられている緑地や大災害時に避難場所や救援物資の保管・供給場所として機能することが可能な緑

#### (6) 防災系統の緑の評価結果

防災系統の緑の評価結果については、次の評価表及び評価図に示すとおりです。

本市においては、国土保全や自然災害の防除の視点から保安林を中心とした富士山、箱根山、愛鷹山の山麓に広がる森林や黄瀬川等の河川が、防災系統からみて特に重要な機能を有する緑として位置づけられるほか、公害等の人為的災害の防止・軽減、延焼防止や避難場所としての役割等都市防災の視点から、工業地の植栽地、教育施設等のグラウンド等が高く評価されています。

表2.1.12 防災からみた解析・評価表

緑の種類	対象となる緑	防備 ①自然災害に対する	防備 ②人為災害に対する	役割 ③避難体系上の適切な	評価	
施設緑地	都市公園	街区公園		○	○	Ⅱ
		近隣公園		○	○	Ⅱ
		運動公園		○	○	Ⅱ
		風致公園		○	○	Ⅱ
		都市緑地		○		Ⅲ
	公共施設 緑地	動植物公園		○	○	Ⅱ
		その他の公共空地		○	○	Ⅱ
		森林公園				Ⅲ
		運動場・グラウンド		○	○	Ⅱ
		河川緑地		○		Ⅲ
		教育施設のグラウンド等 歩行者専用道		○	◎ ○	Ⅰ Ⅲ
	民間施設 緑地	児童遊園			○	Ⅲ
		地区小運動場		○	○	Ⅱ
		民間のレクリエーション施設	○			Ⅲ
		社寺境内地		○	○	Ⅱ
その他の開放施設			○	○	Ⅱ	
その他の 緑	森林及び 樹林地	自然公園・自然環境保全地 域の森林	◎	◎		Ⅰ
		保安林区域の森林	◎	◎		Ⅰ
		地域森林計画対象民有林	◎	◎		Ⅰ
		アシタカツツジ原生群落				Ⅲ
		頼朝の井戸の森				Ⅲ
		黒岳のスギ林				Ⅲ
		クスノキ林				Ⅲ
		須山浅間神社社叢				Ⅲ
		須山田向十二神社社叢				Ⅲ
		葛山城址の樹林地				Ⅲ
		市街地の樹林地		◎		Ⅱ
	市街地周辺部の樹林地	○	◎		Ⅰ	
	植栽地	住宅地等の植栽地		○		Ⅲ
		集落の屋敷林	○	○		Ⅱ
		別荘地の植栽地	○			Ⅲ
		工業地の植栽地		◎		Ⅱ
		公共公益施設の植栽地		◎	○	Ⅰ
	水辺地	黄瀬川	◎	◎		Ⅰ
		佐野川	◎	○		Ⅰ
		深良川	○	○		Ⅱ
		その他の河川	○	○		Ⅱ
農地	市街地内の農地	○	◎		Ⅰ	
	市街地周辺の農地	◎	○		Ⅰ	

注) ◎：重要な機能を有する緑（評価点 2点） ○：一定の機能を有する緑（評価点 1点）  
Ⅰ：各視点の評価点の合計 3～6点 Ⅱ：各視点の評価点の合計 2～3点  
Ⅲ：各視点の評価点の合計 0～1点

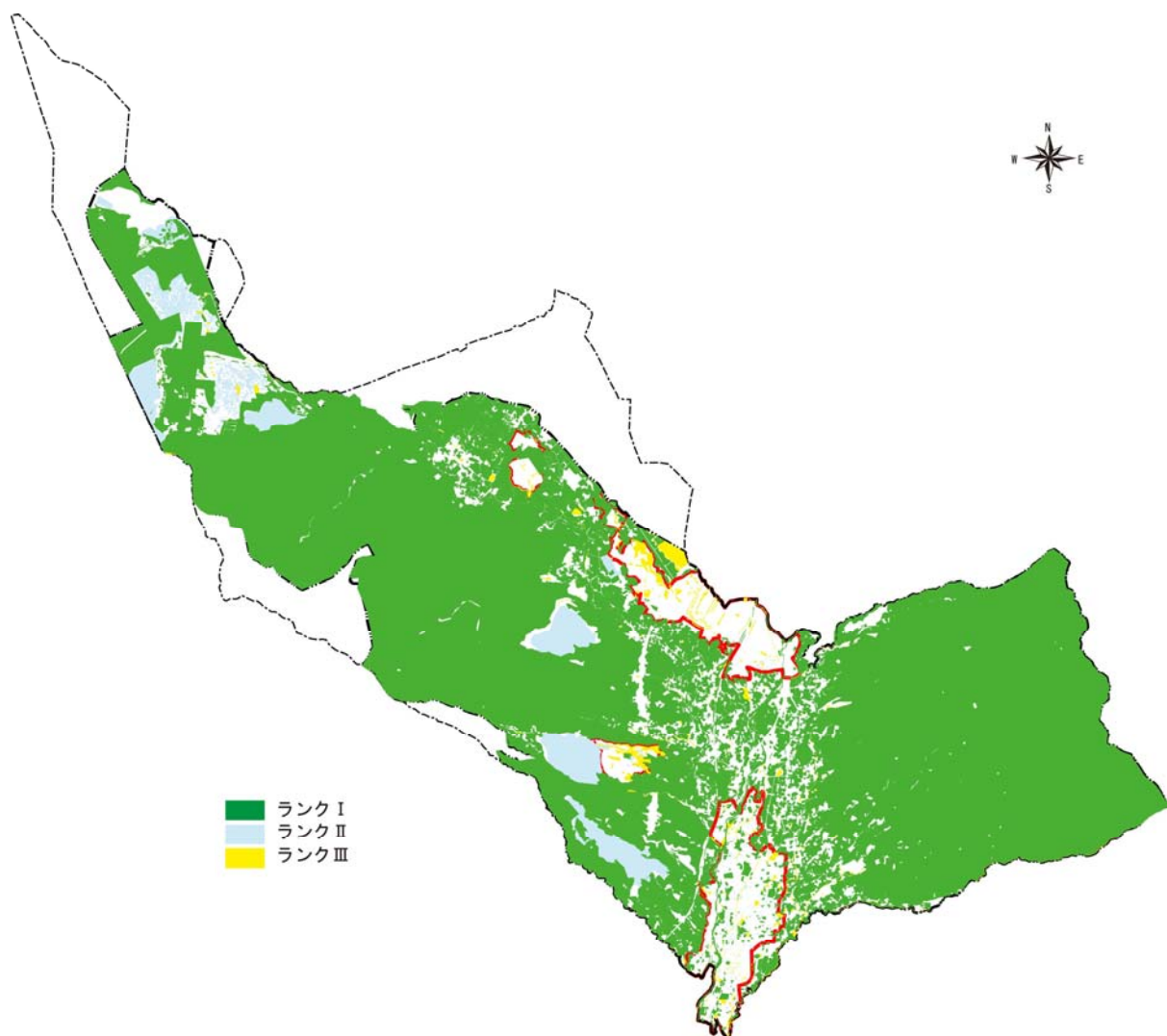


図2.1.5 防災からみた解析・評価



#### (7) 景観構成系統の緑の評価視点

景観構成系統の評価については、次に示す系統ごとの評価の視点のもとで、先に抽出した緑の要素ごとに行います。

表2.1.13 景観構成系統の評価項目と評価の視点

評価項目	評価の視点
都市を代表する郷土景観	・都市を代表する郷土景観を支えている緑
地区を代表する郷土景観	・各地区の特性を示す身近な郷土景観を支えている緑
優れた景観の眺望点	・市街地を一望できる場所、山並みや海岸線がみられる場所等の眺望点に関連する緑
ランドマークとなる場所	・市街地からの景観のシンボル、ランドマークとなる場所に関連する緑

#### (8) 景観構成系統の緑の評価結果

景観構成系統の緑の評価結果については、次の評価表及び評価図に示すとおりです。

本市においては、景観構成系統からみて特に重要な機能を有する緑として箱根山、愛鷹山の山並みを構成し市街地の背景をなす森林や、アシタカツツジ原生群落等本市の自然・歴史的特性を表す場所と一体となった緑地、シンボルマークとなる裾野市運動公園などの施設緑地が位置づけられます。

表2.1.14 景観形成からみた解析・評価表

緑の種類		対象となる緑	①都市を代表する 郷土景観	②地区を代表する 郷土景観	③優れた景観の眺望点	④ランドマークとなる 場所	評 価
施設緑地	都市公園	街区公園		◎			Ⅱ
		近隣公園		◎			Ⅱ
		運動公園	◎			◎	Ⅰ
		風致公園	◎			◎	Ⅰ
		都市緑地		○		○	Ⅱ
	公共施設 緑地	動植物公園	◎			◎	Ⅰ
		その他の公共空地		○		○	Ⅱ
		森林公園	○			◎	Ⅱ
		運動場・グラウンド					Ⅲ
		河川緑地 教育施設のグラウンド等 歩行者専用道	◎		○	◎	Ⅰ Ⅲ Ⅲ
民間施設 緑地	児童遊園				○	Ⅲ	
	地区小運動場			○		Ⅲ	
	民間のレクリエーション施設	◎		○	◎	Ⅰ	
	社寺境内地 その他の開放施設		◎		○	Ⅱ Ⅲ	
その他の 緑	森林及び 樹林地	自然公園・自然環境保全地 域の森林	◎		○	◎	Ⅰ
		保安林区域の森林	◎		○		Ⅱ
		地域森林計画対象民有林	◎		○		Ⅱ
		アシタカツツジ原生群落	◎		○	◎	Ⅰ
		頼朝の井戸の森	◎			○	Ⅱ
		黒岳のスギ林	◎				Ⅱ
		クスノキ林	◎			○	Ⅱ
		須山浅間神社社叢	◎			○	Ⅱ
		須山田向十二神社社叢	◎			○	Ⅱ
		葛山城址の樹林地	◎		○	○	Ⅰ
	市街地の樹林地		◎		○	Ⅱ	
	市街地周辺部の樹林地	○			○	Ⅱ	
	植栽地	住宅地等の植栽地				○	Ⅲ
		集落の屋敷林	○	◎		○	Ⅰ
		別荘地の植栽地	○				Ⅲ
		工業地の植栽地 公共公益施設の植栽地	○		◎	○	Ⅲ Ⅱ
	水辺地	黄瀬川	◎			◎	Ⅰ
		佐野川	◎			○	Ⅰ
		深良川	◎			○	Ⅰ
		その他の河川			○		Ⅲ
農地	市街地内の農地			○		Ⅲ	
	市街地周辺の農地	○	○			Ⅱ	

注) ◎：重要な機能を有する緑（評価点 2点） ○：一定の機能を有する緑（評価点 1点）  
Ⅰ：各視点の評価点の合計 4～8点 Ⅱ：各視点の評価点の合計 2～3点  
Ⅲ：各視点の評価点の合計 0～1点

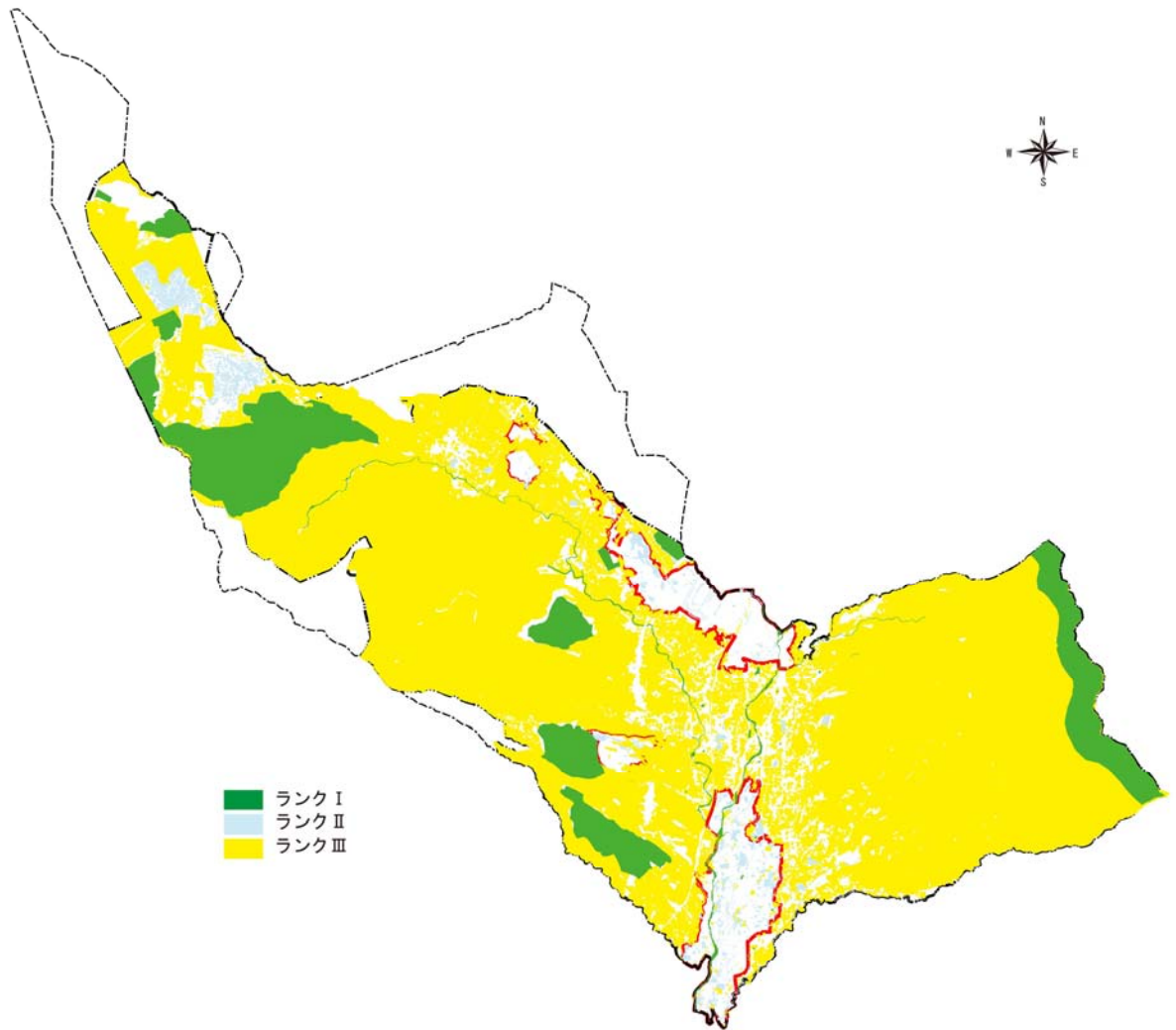


図2.1.6 景観形成からみた解析・評価

### 2.1.3 総合的な解析評価

これまで解析・評価を行ってきた環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の各系統別の評価ランクをもとにした総合評価は表2.1.15に示すとおりです。

総合評価において、「特に貴重な機能を有する緑（ランクA）」と評価された緑は次のとおりとなっています。

なお、（ ）内は評価が特に高かった系統を示しています。

- 中央公園（レクリエーション、景観構成）
- 運動公園（レクリエーション、景観構成）
- 動植物公園（レクリエーション、景観構成）
- 河川緑地（環境保全、景観構成）
- 民間のレクリエーション施設（レクリエーション、景観構成）
- 自然公園・自然環境保全地域の森林（全系統）
- 保安林区域の森林（環境保全、レクリエーション、景観構成）
- 地域森林計画対象民有林（環境保全、レクリエーション、景観構成）
- アシタカツツジ原生群落（レクリエーション、景観構成）
- 黄瀬川（全系統）
- 佐野川（全系統）
- 市街地周辺の農地（環境保全、防災）

表2.1.15 4系統別評価一覧及び総合評価表

緑の種類		対象となる緑	① 環境 保全 系統	② レク リエー ション 系統	③ 防災 系統	④ 景観 構成 系統	総合 得点	総合 評価
施設緑地	都市公園	街区公園	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	8	C
		近隣公園	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	8	C
		運動公園	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	10	A
		風致公園	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	10	A
		都市緑地	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	Ⅱ	8	B
	公共施設 緑地	動植物公園	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	10	A
		その他の公共空地	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	8	C
		森林公園	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	Ⅱ	8	B
		運動場・グラウンド	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅲ	5	D
		河川緑地	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅰ	9	A
		教育施設のグラウンド等 歩行者専用道	Ⅲ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅲ	6	B
	民間施設 緑地	児童遊園	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	4	D
		地区小運動場	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅲ	5	D
		民間のレクリエーション施設	Ⅲ	Ⅰ	Ⅲ	Ⅰ	8	A
		社寺境内地	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	9	B
その他の開放施設		Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅲ	5	D	
その他の 緑	森林及び 樹林地	自然公園・自然環境保全地 域の森林	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	12	A
		保安林区域の森林	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	11	A
		地域森林計画対象民有林	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	11	A
		アシタカツツジ原生群落	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	Ⅰ	9	A
		頼朝の井戸の森	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	8	B
		黒岳のスギ林	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	6	D
		クスノキ林	Ⅰ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	7	C
		須山田向十二神社社叢	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	8	B
		田向十二神社社叢	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	8	B
		葛山城址の樹林地	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅰ	9	A
		市街地の樹林地	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	8	B
	市街地周辺部の樹林地	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	9	B	
	植栽地	住宅地等の植栽地	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	5	D
		集落の屋敷林	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	8	B
		別荘地の植栽地	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	4	D
		工業地の植栽地	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅲ	6	D
		公共公益施設の植栽地	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	8	B
	水辺地	黄瀬川	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	12	A
		佐野川	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	12	A
		深良川	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	10	A
その他の河川		Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅲ	6	D	
農地	市街地内の農地	Ⅱ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅲ	7	B	
	市街地周辺の農地	Ⅰ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅱ	9	A	

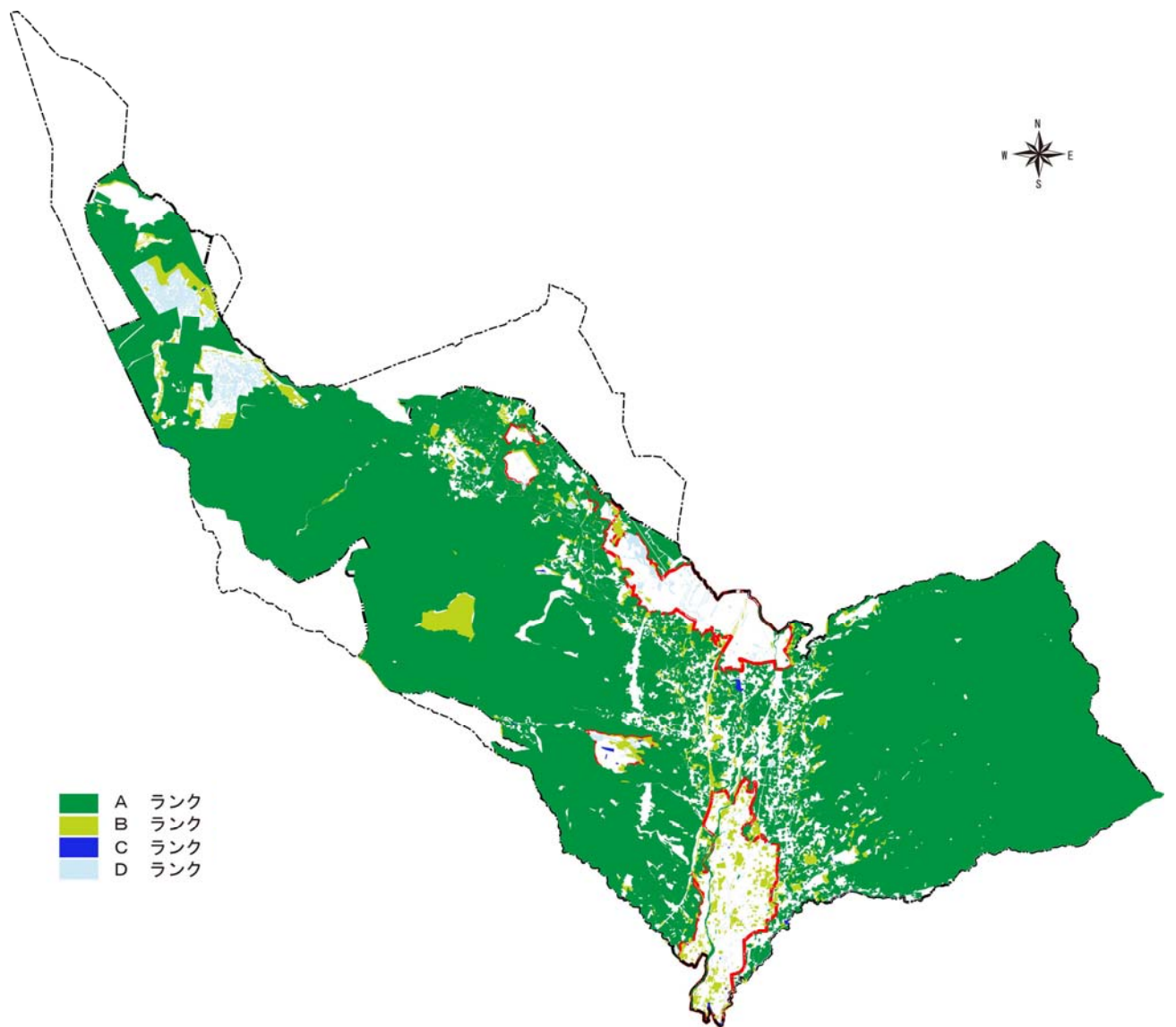


図 2.1.7 総合解析・評価

## 2.2 緑地量の変化

### (1) 施設緑地

人口1人あたりの都市公園面積は、新しい公園の整備や、他の施設緑地からの移行などにより、平成16年と比べて約1.11㎡増加し、4.23㎡となりました。住区基幹公園が0.30㎡増加し1.18㎡、都市基幹公園が0.82㎡増加して2.61㎡となっています。

民間施設緑地において、運動場や開放施設等が約11.49㎡減少したため、施設緑地全体として11.16㎡減少しています。

表 2.2.1 施設緑地の変化

緑地種別	区域	平成16年	現況（平成29年）	変化量		
		㎡/人	㎡/人	㎡/人		
施設緑地	住区基幹公園	街区公園	0.41	0.70	0.29	
		近隣公園	0.47	0.48	0.01	
		地区公園	0.00	0.00	0.00	
		合 計	0.88	1.18	0.30	
		都市基幹公園	総合公園	0.00	0.00	0.00
			運動公園	1.79	2.61	0.82
	合 計		1.79	2.61	0.82	
	基幹公園 計	2.68	3.79	1.11		
	特殊公園	風致公園	0.35	0.35	0.00	
		動植物公園	0.00	0.00	0.00	
		歴史公園	0.00	0.00	0.00	
		墓園	0.00	0.00	0.00	
		その他	0.00	0.00	0.00	
	広場公園	0.00	0.00	0.00		
	広域公園	0.00	0.00	0.00		
	緩衝緑地	0.00	0.00	0.00		
	都市緑地	0.09	0.09	0.00		
	緑道	0.00	0.00	0.00		
	都市林	0.00	0.00	0.00		
	国の設置によるもの	0.00	0.00	0.00		
都市公園 計	3.11	4.23	1.12			
公共施設緑地	13.11	12.33	(0.78)			
都市公園等 計	16.23	16.57	0.34			
民間施設緑地	117.39	105.90	(11.49)			
小計	133.62	122.46	(11.16)			
施設緑地間の重複	0.01	0.01	0.00			
施設緑地 計	133.61	122.45	(11.16)			

※ ( ) はマイナス表記



## (2) 地域制緑地

平成16年時点で地域制緑地全体の1人当たりの面積は、1671.75㎡、平成29年現在で1680.62㎡となっています。自然環境保全地域（普通）、農業振興地域農用地区域、河川区域は都市化の進行により、それぞれ58.94㎡、0.05㎡、1.28㎡減少しています。保安林区域、地域森林計画対象民有林、文化財は指定区域が変更されたことにより、それぞれ12.63㎡、23.12㎡、16.74㎡増加し、地域制緑地全体としては僅かながら増加しています。

緑地種別		区域	平成16年	現況（平成29年）	変化量
			㎡/人	㎡/人	㎡/人
地域制緑地	緑地保全地区		0.00	0.00	0.00
	風致地区		0.00	0.00	0.00
	生産緑地地区		0.00	0.00	0.00
		自然公園	58.65	143.29	1.15
		自然公園普通地域	83.49	—	
		自然環境保全地域（普通）	94.50	35.56	(58.94)
		農業振興地域農用地区域	76.28	76.23	(0.05)
		河川区域	18.58	17.30	(1.28)
		保安林区域	206.32	218.95	12.63
		地域森林計画対象民有林	1,424.28	1,447.40	23.12
		文化財	2.55	19.29	16.74
		その他法によるもの 計	1,964.64	1,958.03	(6.61)
		法によるもの 計	1,964.64	1,958.03	(6.61)
		協定によるもの	0.00	0.00	0.00
		条例等によるもの	0.48	0.48	0.00
	小 計	1,965.11	1,958.51	(6.60)	
	地域制緑地間の重複	426.09	399.46	(26.63)	
地域制緑地 計			1,539.02	1,559.05	20.03
施設・地域制間の重複			0.87	0.88	0.01
緑地総計			1,671.75	1,680.62	8.87

※ ( ) はマイナス表記

表 2.2.2 地域制緑地の変化

### 2.3 都市公園等の配置状況

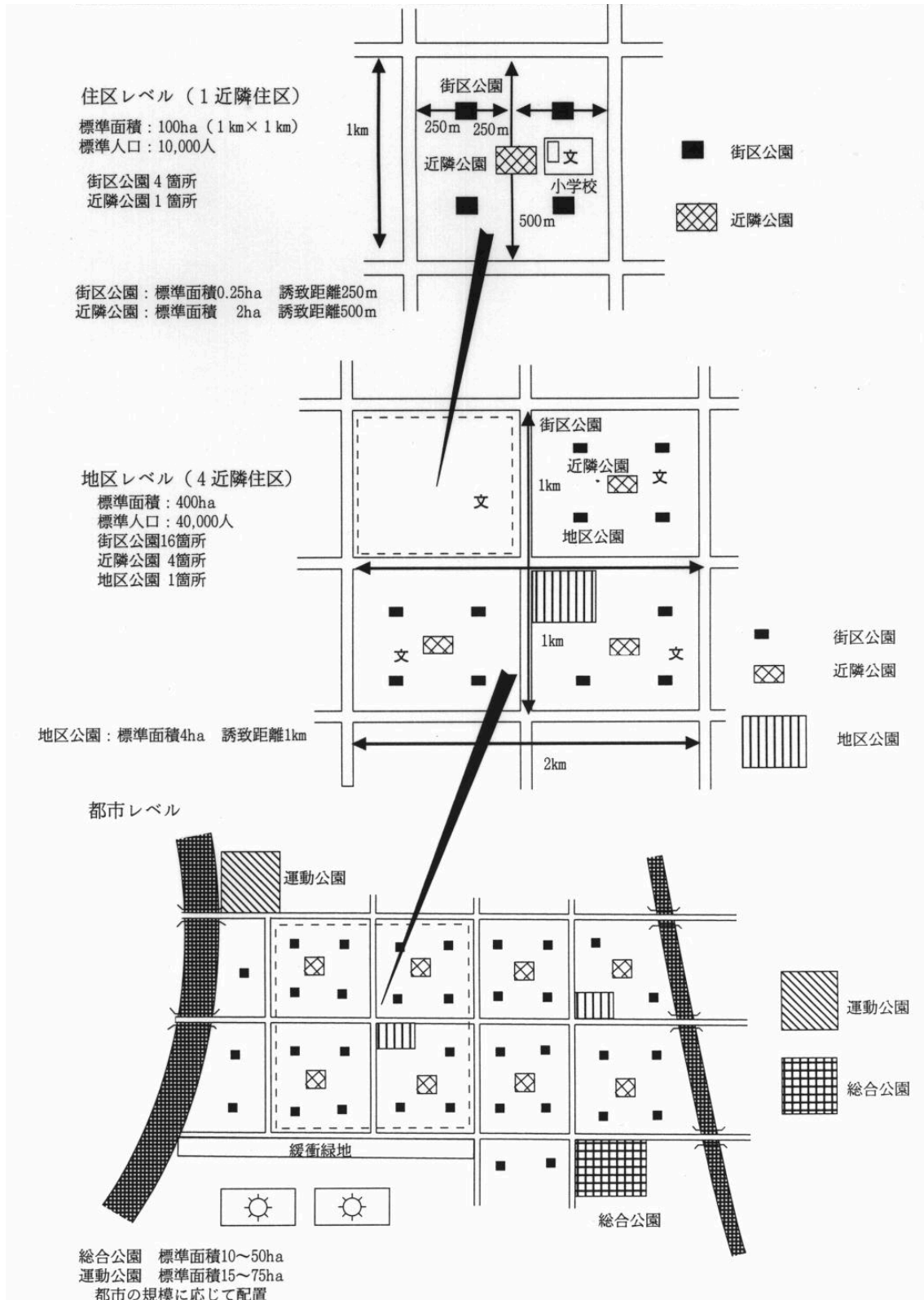
「都市計画中央審議会」の答申による都市公園の配置及び規模の基準は図 2.3.1 に示すとおり、身近な公園に位置づけられる街区公園は、子どもや高齢者の利用を考慮して半径 250m の誘致圏、0.25ha の規模確保を標準とし、また、近隣公園はそれぞれ 500m、2.00ha、地区公園は 1km、4.00ha などとなっています。これら 3 つの公園の整備状況を評価する指標として、「歩いて行ける範囲の公園整備率」があります。本市においては、平成 16 年時点で 22.2%であったのに対し、平成 29 年時点では 29.4%となりました。

表 2.3.1 歩いて行ける範囲の公園整備率

	裾野市	
	平成 16 年計画時点	平成 29 年時点
歩いて行ける範囲の公園整備率	22.2%	29.4%

※1「歩いて行ける範囲の公園整備率」とは、徒歩圏内(距離 1km)での利用を目的とした公園の県民一人当たり目標面積(概ね 4㎡)に対する整備面積の割合をいう。

本市では、市営グラウンドや小規模公園などの公共施設緑地、また社寺境内地や地区で管理している児童遊園等の民間施設緑地が、都市公園の機能を代替する施設として利用されてきたと考えられます。よって、公園に準じる機能を持つと考えられるこれらの施設緑地を、街区公園及び近隣公園に相当する施設と仮定し、配置上の充足度を検討しました。図 2.3.2 は公共施設緑地等をその規模からそれぞれ街区公園及び近隣公園レベルと仮定した場合の誘致圏の分布を示しています。この図から、公共施設緑地等を加えた都市公園等の配置についても、カバーできない市街地及び集落地がみられる状況です。



出典：緑の基本計画ハンドブック（社団法人日本公園緑地協会）

図 2.3.1 都市公園の配置標準（都市計画中央審議会）

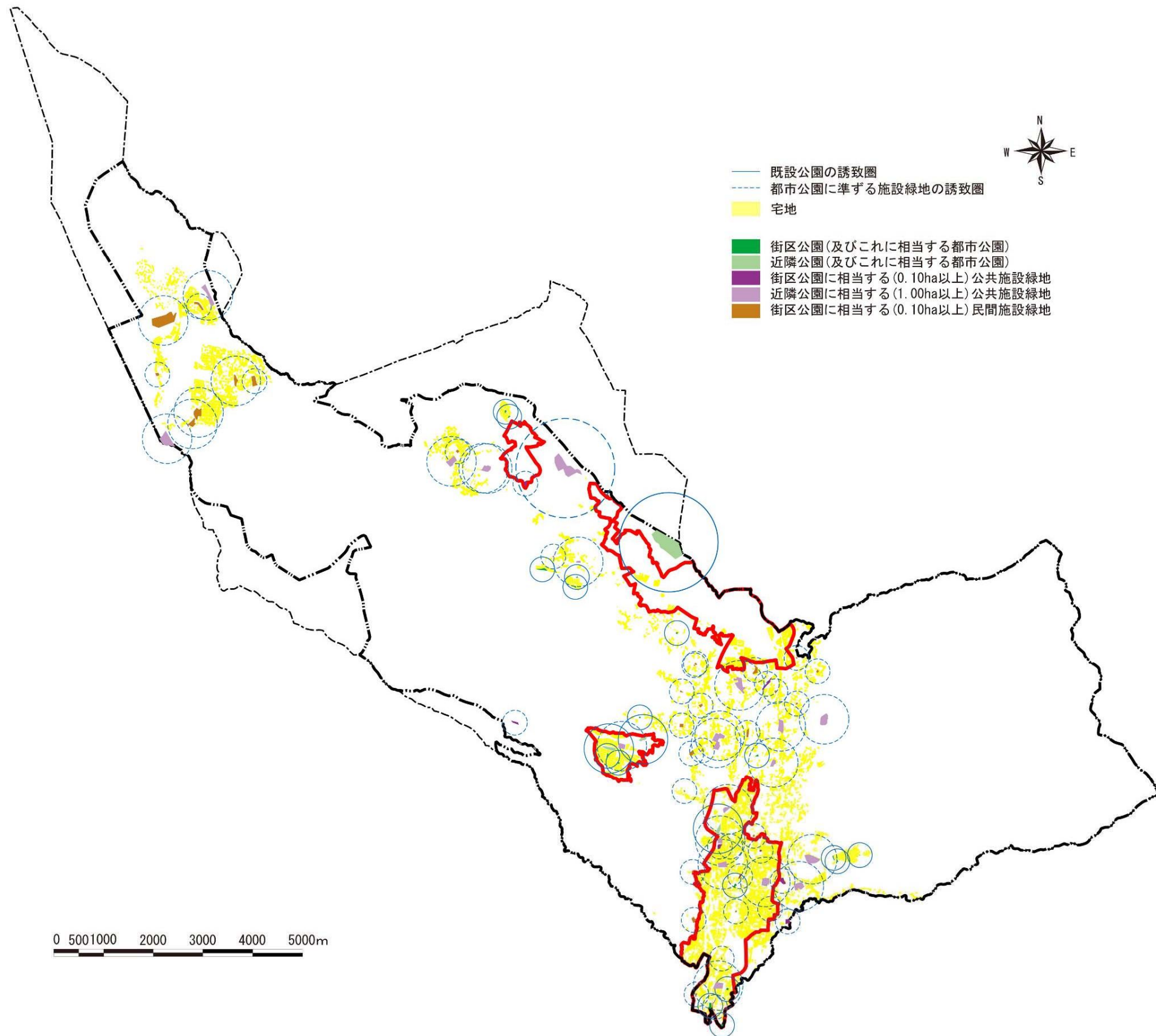


図 2.3.2 身近な公園の整備状況

### 3. 緑の課題の整理

緑の課題について、それぞれの視点から整理しました。

#### 3.1 社会情勢、市政の動向からの課題

##### (1) 少子・高齢化への対応

**少子・高齢化に対応したユニバーサルデザインの施設整備が必要となっています。**

本市の人口はこれまでの増加傾向から、減少傾向に変化し、高齢化率が上昇する見込みです。人口減少・少子高齢化社会に対応した、国民の多様なニーズに対応するための基幹的な公共施設の整備が求められており、公園・緑地も例外ではありません。

今後は少子・高齢化の進行に伴う価値観やライフスタイルの変化によって生じる公園ニーズの多様化に対応する、様々な機能を持つ公園づくりを目指していくことが求められます。

##### (2) 地球環境問題への対応

**環境に配慮した取り組みを進めることが重要です。**

森林の伐採による地球温暖化現象の進行や生態系の破壊などの環境問題は地球規模で進んでおり、「エコロジー」という言葉に代表されるように、環境問題への取り組み、自然との共生は現代の社会の重要なテーマとなっています。

静岡県では、平成27年3月に「改定版ふじのくに地球温暖化対策実行計画」を策定し、2017年度の温室効果ガス排出量を2005年度比で20%削減する短期目標を掲げています。

また、平成27年12月には2020年以降の地球温暖化対策の新たな枠組みとして「パリ協定」がCOP21で採択されました。このように、世界、国内、県などで相次いで地球温暖化対策の方向性が提示され、取り組みが進みつつあります。

今後は、これまでもまして環境に配慮した取り組みを進めることが必要です。このために環境学習の場となるような公園・緑地づくりを進めるとともに、草の根から環境を考えていく素地を作る取り組みを目指していくことが求められます。

##### (3) 上位・関連計画における緑地のあり方

**緑に関わる施策展開は、本市がかかげる将来像の実現に欠くことのできない取り組みです。**

本市では「みんなの元気と調和でつくる暮らし満足都市」をまちの将来像とする「第4次裾野市総合計画」を策定しています。この総合計画では、豊かな自然環境と調和した災害に強い市街地形成と、市域全体のバランスに配慮した発展を目指して、計画的な土地利用を推進することとしています。

また、「裾野市都市計画マスタープラン」では、『誰もが生き生き 暮らし満足都市の実現』を都市づくりのテーマとし、「富士山麓の恵まれた環境を保全し、自然と共生する都市づくり」を目指しています。

このように、上位・関連計画における将来像を実現するために緑の保全や公園緑地の整備、市街地の緑化などは、重要な取り組みと位置づけられていることから、今後は、公共施設や公園・緑地の緑化を積極的に進め、市域全体の緑を保全・活用していくことが求められます。

#### (4) 都市の発展と緑地の保全の調和

**都市基盤整備と自然環境保全の調和についてのバランスが求められます。**

都市計画マスタープランでは、良好な自然環境や市街地の背景となる緑の景観が失われつつあることが土地利用上の課題であると分析しています。

本市の将来像実現を図る上では、計画的な市街地整備が必要です。人口集積を進める市街地における都市基盤として、都市公園の整備を進めるとともに、整備・保全を図るべき緑地のあり方、都市基盤整備と自然環境保全をどのように調和させていくか、その方向性を市民・行政・事業者の共通認識とすることが重要です。

今後は、公共施設だけでなく、民有地、工場・研究所等の市の全ての場所において緑を活かし、育む、緑との調和を目指した取り組みが求められます。

#### (5) 市民が主体となった緑のまちづくりへの展開

**市民・事業者が主体となった緑の保全・緑化推進のための仕組みづくりが重要です。**

本市の将来像の実現を目指したまちづくりには、市民の参画や市民・事業者・行政の協働が欠かせません。特に緑の保全は、対象となる緑の大半が民有地であることに十分配慮し、単なる規制による開発等の行為の制限だけでなく、ボランティア活動等の積極的な協力が得られるような支援のための仕組みづくりが重要となっています。

また、緑化の推進や公園等の維持管理への市民参画を促すため、緑に対する意識の醸成を図りながら、緑を育む自発的な活動を支える施策展開、体制を確立することが重要です。

今後は、市に関わる全ての人が、緑豊かなまちづくりに携わる場を創出することと、その体制の構築や支援策を考えていくことが求められます。

## 3.2 緑の役割から見た課題

### (1) 環境保全

**緑の機能の多面性を理解しながら保護・活用していくことが求められます。**

本市を取り巻く富士・愛鷹・箱根山麓の緑は、豊かな自然環境を演出して豊かな郷土景観を作っています。これらの緑は、絶滅のおそれのある貴重な動物種を育てており、自然環境の保全、土砂災害の防備などの様々な面で重要な役割を担っています。

また、水辺と一体化した親水空間や文化財と一体となった緑は裾野市の歴史風土を形成するものです。

緑地の評価結果からも、富士・愛鷹・箱根山麓に広がる森林や黄瀬川等の河川のほか、市街地周辺部における農地や樹林地が特に重要な機能を有する緑地として評価されています。

さらに市街地並びに市街地縁辺部の身近な緑や農地は日常的な癒しの場として重要であるとともに、開発によっては減少する可能性がある緑です。

これらの市域の緑の多面性を理解しながら、緑地を保護・活用することが求められます。

今後は、富士・愛鷹・箱根山麓から市街地、農地、水辺の全ての空間において、生活にうるおいを与える緑の保全・活用を図っていくことが求められます。

### (2) レクリエーション

**富士・愛鷹山麓のレクリエーション施設の一体的活用と市民協働による市街地の緑の活用が望まれます。**

本市は、富士・愛鷹山麓の自然の中でスポーツ、レクリエーションを行える立地に恵まれています。富士の麓では、スポーツ施設として裾野市運動公園、時之栖スポーツセンター、ゴルフ場などがあり、総合型地域スポーツクラブが市内で活動しています。また、遊園地や動物園などの民間レクリエーション施設も立地し、首都圏を含めた広域的なレクリエーションの場となっています。

富士・愛鷹山麓は、第3次国土利用計画においても「健康・スポーツ・レクリエーション交流ゾーン」となっており、観光レクリエーション機能やスポーツ施設の立地にあっては周囲の自然環境との調和を図ることが求められています。

緑の評価結果からも、レクリエーション系統の特に重要な機能を有する緑地として、広域的・週末的な利用を中心とした富士山、箱根山、愛鷹山の山麓に広がる森林や民間の各種レクリエーション施設が位置づけられ、水や緑のネットワークを形成する視点から、黄瀬川等の河川が重要な機能を有するものとして評価されています。

また、平成29年6月の都市緑地法改正により、市街地の農地や緑地の活用も可能となり、身近な緑の活用の幅が広がりました。

今後は、多数あるレクリエーション施設を一体的に活用する事で、レクリエーション機能を高めるとともに、市民協働により市街地の緑の活用の方策を模索して行くことが望まれます。また、レクリエーションの中に緑や自然を学習する機会を取り入れ、拡充していくことで緑を身近に感じ、活用していくことが求められます。



### (3) 防災

一時避難場所等の防災機能を持った施設緑地の拡充が求められています。

近年多発する災害から、市民の生命と財産を守るために、災害に強いまちづくりが求められています。このため、山林にあっては土砂災害防災に資する森林の保全、市街地にあっては延焼危険度の高い地域における緑とオープンスペースの確保、貯水機能を持つ農地の保全等を進めることが求められています。

緑地の評価結果からは、防災上、国土保全や自然災害の防除の視点から保安林を中心とした富士山、箱根山、愛鷹山の山麓に広がる森林や黄瀬川等の河川が特に重要な機能を有する緑地として位置づけられています。また、公害等の人為的災害の防止・軽減、延焼防止や一時的な避難場所として、工業地域の植栽地、教育施設等のグラウンド等が高く評価されています。

今後は、一時的な避難場所、復旧拠点となる防災機能を持った公園・緑地の拡充が求められます。

### (4) 景観形成

本市を形成している多様な景観を、後世に継承していくことが重要です。

本市の緑は、富士山の裾野の自然景観を構成する重要な要素です。世界遺産の眺望景観や眺望点を構成する重要な要素でもあります。

また、市街地の背景となる山並みや市街地周辺の斜面緑地、河川、起伏ある地形、あるいは市街地を取り囲むのどかな田園景観等は、裾野市の魅力的な景観を構成しており、日常生活への潤いを与えてくれるものです。

緑地の評価からは、景観構成上、特に重要な機能を有する緑地として箱根山、愛鷹山の山並みを構成し、市街地の背景をなす森林や、アシタカツツジ原生群落等本市の自然・歴史的特性を表す場所と一体となった緑地、シンボルマークとなる裾野市運動公園などの施設緑地が高く評価されています。

これらの景観を維持保全し、後世に継承することが重要です。

今後は、富士・愛鷹・箱根山麓から市街地へ続く緑のネットワーク、市街地の社寺林等の特徴的な緑、優良な一団の農地による田園景観や水辺を今後も継承していくことが求められます。

### 3.3 緑の保全・整備の課題

#### (1) 富士・愛鷹・箱根山麓の森林の保全

良好な自然環境を有する山麓の森林の保全を、計画的に実行していく必要があります。

富士・愛鷹・箱根山麓の緑は、市街地の背景となって豊かな自然環境を演出し、本市を代表する郷土景観であるばかりでなく、都市の骨格を形成する重要な要素となっています。これらの緑は、絶滅のおそれのあるニホンアカガエル等貴重な動物種を育む場ともなり、自然環境の保全、土砂災害の防備など国土保全の面においても重要な役割を担っています。

また、これら森林地帯に配置されている遊園地や動物園などの民間レクリエーション施設は、首都圏を含めた広域的なレクリエーションの場として親しまれるなど、多面的で重要な機能を果たしています。

これらのうち、自然公園地域や自然環境保全地域、保安林区域については、開発やそれに伴う森林の伐採等が強く制限されていますが、それ以外の地域森林計画対象となっている私有林は、県知事の許可が必要となつてはいるものの、制限の解除が比較的容易であり、必ずしも保全上の担保性は強くありません。

今後は、県、市、関連機関等の適切な役割分担のもとに、優れた機能を有する緑の確保と保全のために、計画的な担保策を講じていく必要があります。そのためには、既存の法的枠組みによる保全・保護を行うと共に、条例等の制定による保全についても検討することが求められます。

#### (2) 水辺の活用と親水空間の創出

治水対策と調整しながら、水とふれあえる空間の整備が望まれます。

本市の中心を流下する黄瀬川やその支流である佐野川等の河川は、都市の貴重な水辺空間となっていますが、治水を優先する視点からの整備が行われており、水と容易にふれあえる空間が少ないのが現状です。その中で、五竜の滝や景ヶ島溪谷などは溶岩流で形成された特徴的な河川景観が確保されている貴重な水辺空間です。

これらの水辺空間は、野生生物の生息・休息地でもあり、散策路や緑道の整備によって緑の拠点間を連絡するネットワーク機能も期待できます。今後は、治水対策との調整のもとで多自然型工法の導入や水と容易にふれあうことのできる護岸、散策路の整備など、水辺を有効に活用した水と親しめる空間づくりに努めていくことが求められます。

#### (3) 歴史風土を表現する緑の保全・活用

薫り高い歴史や風土を活かした公園・緑地としての積極的活用が望まれます。

ブナ、ミズナラなどの落葉樹を主とした原生林である頼朝の井戸の森や、樹齢400年を超える杉の巨木が茂る須山浅間神社の社叢など、文化財と一体となった緑は、本市の歴史風土を表現する緑として景観構成上からも重要な役割を担っています。

こうした緑については、適切な保全のもとで、その歴史性を活かした公園・緑地として積極的に活用していくことが望まれます。

#### (4) 市街地周辺の樹林地・集落地の屋敷林の保全

**市民と協働し、市街地周辺の樹林地や屋敷林の保全することが必要です。**

市街地周辺の樹林地や集落地の屋敷林は、農地と一体となって本市の代表的な郷土景観を醸し出しています。これらの緑は、近接する市街地に安らぎや生活の潤いを与え、自然との共生を図る上で貴重な空間となっています。これらは、かつて林産物や薪の供給地として日常的な生活と密接な関係にあった緑であり、生活様式の変化等に伴って、その保全が危ぶまれている状況もみられます。

このため、まとまりのある樹林地については、市民緑地契約の締結等によって保全・活用を進めるとともに、屋敷林などの保全についても地権者等の協力を得ながら取り組んでいく必要があります。

#### (5) 市街地の樹林地の保全と緑化の推進

**市街化に伴う緑の喪失が危惧されるため、その保全と緑化を進めることが求められます。**

豊かな自然環境や企業の工場立地などを背景とした、開発・建築行為による緑の喪失も危惧されます。これに対応した公園の整備や緑化の推進などによる、市街地における緑地の確保も重要な課題となっています。

一方で寺社境内地に残る緑は、「鎮守の森」として地区を代表する郷土景観となっており、緑地としての積極的な活用を図っていくことが求められます。今後は地権者や地域の協力を得ながら祭りなどにおける身近な森の活用と保全に努めることが求められます。

#### (6) 農地の保全と活用

**農地の緑としての多面的機能を活かすため、その保全と活用が望まれます。**

農地は農業生産の場としてだけでなく、背景となる山麓の緑や集落の屋敷林等と一体となって「ふるさと」を感じさせる郷土景観を形成しています。また農地は、ほ場の保水・遊水機能による洪水調整や都市環境負荷軽減などの役割も有しています。市街地内の農地は、貴重なオープンスペース、火災延焼遮断機能、一時避難場所などとして都市防災の面からも重要な役割を担っています。

農業を取り巻く社会経済環境が厳しさを増しているなか、花木や芝草の特徴的な農産物を活かした農業振興を図ることが求められます。また、遊休農地の貸農園としての活用などを通じ、農地の保全と、土と親しめるレクリエーションの場等としての有効活用を図っていくことが求められます。

平成 29 年 6 月には都市緑地法、生産緑地法等が改正され、民間による市民農地整備促進や生産緑地面積・農業関連施設の設置要件が緩和されました。これらの施策を活用した農地の緑地的活用を進めていくことが望まれます。

### 3.4 都市公園等の整備・管理からみた課題

#### (1) 基幹公園の整備推進

**市民のニーズや地域バランス、配置・規模を考慮した都市公園の整備が必要です。**

日常生活に密着した身近な公園は、現在 18 箇所、6.16ha 整備されています。また、比較的規模の大きな公園としては、裾野市運動公園の 1 箇所 13.67ha が整備されています。これらの公園は、生活環境の側面から子育てを支援する重要な基盤であるとともに、高齢化等にも対応した、あらゆる市民が利用しやすい配置・機能・施設であることが求められています。平成 28 年度市民意識調査においても、優先的整備の上位に公園・緑地整備を望む回答があり、日常的な生活圏における公園が求められています。

これまでに既存の公共施設緑地から都市公園に移行した施設があり、前回計画策定時（平成 16 年時点）と比較すると増加していますが、今後も地域バランスや配置・規模を十分に考慮しながら、日常生活に密着した身近な公園や防災拠点、緑地系統の核、地域の拠点的施設となる比較的規模の大きな都市公園の整備を図っていく必要があります。

#### (2) 特殊公園の整備推進

**自然や歴史文化の特性を活かした都市公園の整備が必要です。**

特殊公園は、裾野市中央公園の 1 箇所、1.82ha が整備されています。またこうした都市公園の機能に類する緑地として、梅の里などの施設緑地が配置されています。ただし、都市公園でないことから、利用の永続性が必ずしも担保されておらず、機能も限定的となっています。

今後は、本市の多様な自然や歴史、文化とのふれあいの場として、現況植生や地形を活かした公園、歴史や文化を活かした公園の整備を図っていく必要があります。

#### (3) その他の都市公園等の整備充実

**既存ストックを有効活用しながら、公園緑地を体系的に整備することが必要です。**

地区単位で管理されている運動場・グラウンドや、開放施設等の都市公園以外の施設緑地については、都市公園が十分でない本市において重要な役割を果たしていますが、施設規模は必ずしも十分とはいえません。また、都市公園でないことから、利用の永続性が必ずしも担保されておらず、機能も限定的になっています。

平成 16 年時点から平成 29 年現在までで既存の公共施設緑地から都市公園に移行した施設がありますが、今後も必要に応じて都市公園としての整備を図るほか、身近な公園をより効果的に活用するため、企業などと連携した緑化・施設整備の方策や管理手法等の検討が求められます。

#### (4) 市民参加による公園づくりの促進

公園緑地は「自分たちの財産」と市民が認識し、協働して維持管理を進めることが必要です。

今後の公園緑地の整備にあたっては、「自分たちの財産」という意識を共有できるよう、市民参加の公園づくりが重要となっています。

また、公園の維持管理を適切に行うためには、市民の理解と協力のもとに、地域住民の自主的な参画を促進することが求められます。

今後は、身近な公園や広場でのイベント開催や、緑に関する学習の機会を設ける等、積極的に既存の公園等の活用を図ることとそのPRを積極的に行い、市民への緑と緑化への興味づけを行うことが求められます。

### 3.5 緑のネットワーク構成からみた課題

道路や河川等によって緑の拠点を有機的に結びつけていくことが求められています。

本市は山麓部の森林と市街地の軸となって流下する黄瀬川等河川の豊かな自然環境に囲まれ、都市公園や公共施設緑地等の公園機能が分散配置されています。

これらの緑地がレクリエーション活動や防災などの面で十分に機能し、市民の利用を促すためには、市街地とこれらが有機的に結ばれることが重要となります。

本市においては、都市計画道路の一部区間等で街路樹等の植樹が進められており、また歩行者専用道等も整備されていますが、市街地と周辺の豊かな自然、市街地及び周辺の拠点的な緑地のネットワーク化が必ずしも十分でない状況にあります。

今後は、黄瀬川とその支流である佐野川等の河川を積極的に活かした水辺の散策路の整備や、道路の緑化などによる緑の回廊づくりを進めることが求められます。

### 3.6 緑化の現状からみた課題

市民の主体的な参加による緑化活動を推進します。

ゆとりやうるおいのある生活環境の形成や防災性の向上、商業地等における魅力の向上を図る上では、緑化推進は欠くことのできない取り組みといえます。

本市の緑化活動は、近年活発化し、緑化活動団体等も増加しています。今後もさらなる緑化の活発化のため、市民の主体的な活動への参加を推進します。

### 3.7 平成 28・29 年度市民意識調査からみた課題

本市の緑豊かな環境の保全や、公園など身近な緑地の整備を図っていくこと、市民の緑化意識の向上を図っていくことが望まれます。

平成 28 年度市民意識調査結果から、緑についての意識を見ると、「まちなみや自然景観の美しさ」の満足度が比較的高くなっており、今後も本市の緑豊かな素晴らしい環境を適切に保全していく必要があります。一方、今後充実させるべきものとして、「公園などの身近な緑地の整備」が望まれているため、これらへの対応を考えていくことが求められています。しかしながら、市民の緑化イベントへの参加は多いとはいえない状況であるため、これらイベントへの参加を促進し、市民の緑化に対する意識の向上を図っていくことも望まれます。

平成 29 年度市民意識調査結果から、市の取り組み・生活環境に対する「満足度」では「公園などの身近な緑地の環境整備」が低いにも関わらず、「重要度」ではその割合が高くなっています。また、協働して取り組む必要性の高い分野では「自然保護や環境保全分野」はあまり高くなく、「高齢者福祉分野」や「子育ての支援や児童福祉分野」などへの割合が高くなっています。

緑を含めた環境整備のためには、高齢者福祉や子育て支援などの分野と合わせた取り組みを進め、多様性を持った公園等の整備を進めることが望まれます。

## 4. 計画の基本方針

### 4.1 計画の基本的な考え方

緑は、公園などのように利用することでその機能を享受できるものだけでなく、国土保全や公害防止など存在自体が間接的に良好な環境の形成に資するものであるため、その保全はきわめて重要な取り組みです。

しかしながら、緑は生育に長い年月を要するのに対し、開発のスピードが速いため、全体として緑が減少していることも指摘されます。

従来、森林や農地などの緑は農林産物の生産地であり、都市部の住民はそれら緑地の機能を享受しながら緑を保全する循環が機能していました。また雑木林は、薪や菌茸類を得るための場として守り、育まれてきました。

近年、農林業を取り巻く社会、経済情勢の変化による担い手の減少や生活様式の変化によって、こうした緑を守り、育むための「関係」が崩れた結果、緑の減少や質の低下が顕在化しています。

今後、緑の保全・緑化を進めるにあたっては、各種の規制誘導策だけに頼るのではなく、緑を守り、育むための「関係」を構築するような取り組みが必要と考えます。

また、身近な公園では設備の老朽化が進んでいるところもあります。財政的制約の下、これらの既存施設への対応も含め、身近な公園のより有効な活用策や効果的な維持管理方策についても考えていく必要が生じています。

今回の緑の基本計画の改定では、緑の現況や緑に対する社会的・時代的要請を踏まえて、自然共生の構築、地球環境問題への対応、身近な緑に着目しています。

このため、公園・緑地等の量を増やすだけでなく、緑の有する機能を活かし、将来に渡って維持していくための仕組みづくりについても考えていきます。

また、将来の人口減、地域コミュニティの変化、ユニバーサルデザインへの転換を含め、既存の公園というグリーンインフラの活用と適性管理が求められています。これらを見据えながら、生活に身近な場所に、地域の魅力・特長を活かした多様な緑を「守り、つくり、育て、活かしていく」取り組みを考え、将来にわたって住みよいまちづくりを目指します。



## 4.2 計画のテーマと緑の将来像

### 4.2.1 計画のテーマ

上位計画である「第4次裾野市総合計画（平成23年4月）」において、本市の目指す将来の都市の姿は次のように定められています。

本市の将来像「第4次裾野市総合計画（平成23年4月）」

みんなの元気と調和で作る暮らし満足都市

緑の基本計画では、この将来像の実現を緑の保全や緑化の推進、活用の面から取り組んでいくため、次の計画のテーマを設定します。

—計画のテーマ—

いっしょに生きます 「水・ひと・緑」

すそのらしい多様な自然環境を未来につなげるための保全・活用を図るとともに、身近な公園・広場の整備や利用促進、多様な自然とふれあえる機会の充実を図ることで、水と緑の大切さを感じ、「水」と「緑」そして「人」の共存を目指します。

#### 4.2.2 緑の将来像

緑の将来像は、裾野市の緑の骨格を形成するものであり、前計画からの継続性が求められます。本計画では、緑の保全・整備計画の継続性を図り、緑の将来像、ゾーニング等を大枠で踏襲することとします。

実現を目指すべき緑の将来像を次のように設定します。

##### **山の緑ゾーン**

山麓部に広がる雄大な森林・樹林地は、市街地の背景となって自然の豊かさを演出する景観要素であるとともに、野生生物の生息地として、自然生態系の維持・保全や、自然とのふれあいの場として欠かせない重要な緑です。

これらの緑は大切に「守り」「育み」ながら、市民共有の財産として次の世代へと継承すべき『山の緑ゾーン』と位置づけます。

##### **里の緑ゾーン**

市街地の周辺部にひろがる農地や雑木林は、里山や集落地の屋敷林等と一体的にふるさとを感じさせる風景を形成しています。現在では、農地や雑木林などの樹林地と住民の暮らしとの関係が変化し、都市的土地利用への転換が進むなど、貴重な緑地の減少が危惧されています。

このため、これらは『里の緑ゾーン』と位置づけ、農地や里山との関係を見つめ直し、暮らしに不可欠な要素として、その「維持」「保全」を図ることとします。

##### **街の緑ゾーン**

市街地部は『街の緑ゾーン』として位置づけ、既存の緑地を十分に「活用」させるように努めます。身近な公園・広場の整備・充実、空地の利活用等やブロック塀の生垣化、市民が主体となった公園・広場の維持管理、緑化活動などを進め、緑の「創出」、「充実」をめざし、良好な居住環境の形成を図ります。

##### **緑の拠点**

本市の豊かな自然環境や歴史文化を活かした比較的規模の大きな公園・緑地を『緑の拠点』と位置づけます。多様化した市民のニーズに対応した機能を有し、地域の核となる公園・緑地の整備・充実を図ります。

##### **緑の軸線・緑の回廊**

主要な幹線道路では街路樹や植樹帯の整備、沿道の緑化推進などを、黄瀬川、深良川などの河川では、本来の自然を活かした水とふれあえる河川空間の創出を行い、緑の拠点相互を連絡する『緑の軸線』の形成を図ることとします。

また、市街地周辺の身近な道路や小河川では、市民と行政が一体的に緑化活動などを推進し、緑や水とふれあうことができ、健康的な暮らしを支える散策やジョギングなどのニーズにも対応した『緑の回廊』の形成を図ります。

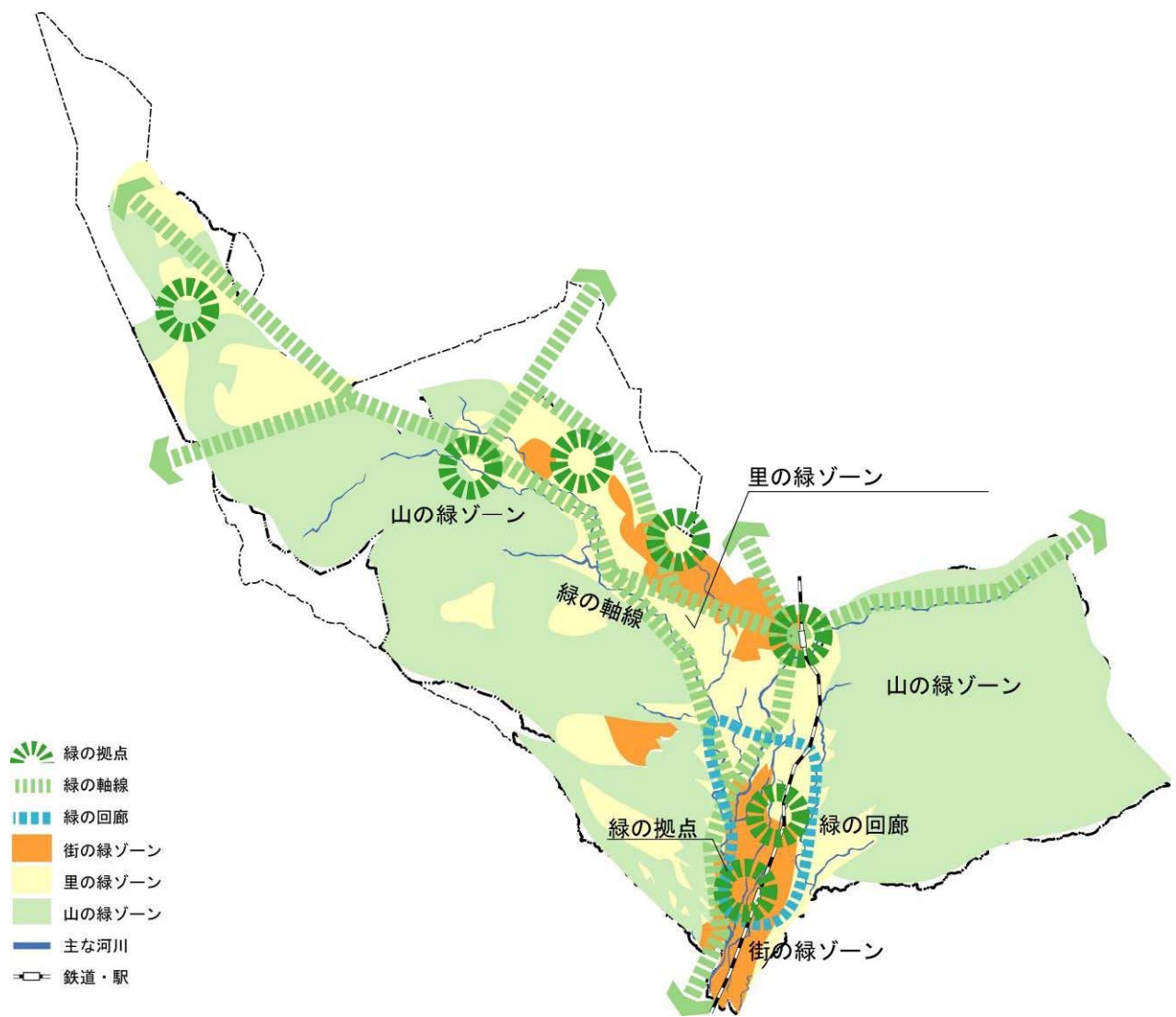


図 4.2.1 緑の将来像

### 4.3 緑の基本方針

#### 4.3.1 基本方針

緑の将来像の実現を目指し、次の基本方針を設定し、このもとで具体的な施策を展開します。

##### (1) 豊かな緑や水辺を大切に「守り」「育む」(緑地の保全・活用)

ゆとりと潤いのある生活環境を支える、緑豊かな富士・愛鷹・箱根山麓の森林や市街地周辺の農地・樹林地、黄瀬川、深良川などの河川を守り育てるとともに、その活用を図ります。

これにより、緑の多面性や世界文化遺産となった富士山やその周辺の歴史的価値を理解しながら、富士山麓の恵まれた自然環境と共生し、広義の環境問題への対応も図ります。

本市の代表的郷土空間を醸成している市街地周辺の樹林・集落地の屋敷林や市街地の樹林地は、活用を図りながら、維持する方策を探ります。

##### (2) ゆとりと潤いのある空間を「増やす」(緑地の整備・創出)

特色ある比較的規模の大きな公園の整備を目指すとともに、市街地を中心として、子どもや高齢者の利用に配慮した身近な公園の整備、市民や地域が主体となった公園・広場の維持管理などの既存施設の質の向上を図ります。これにより、生活の中のゆとりと潤いのある緑の確保を図ります。これらの身近な緑の空間は、防災の面から機能する緑としての活用も推進します。

また、河川・道路沿道緑化などを活用した水と緑のネットワークの形成を図ります。

##### (3) 緑豊かなまちづくりを「ともに進める」(緑化の推進)

都市を安全で快適な憩いの場とするため、公共施設の緑化推進など幅広い緑化施策を総合的に展開します。また、自然とふれあう機会の拡充や多数のレクリエーション施設の一体的活用などにより、緑への関心を高めていきます。更に、市民が「緑は自分たちの財産」と認識でき、緑豊かなまちづくりを進められるような市民や事業者の主体的な取り組みと行政の支援による緑化活動の推進を図ります。

##### (4) 新たな役割分担で「活かす」(緑地の活用)

市街地及び市街地周辺部の未利用の土地や農地、既存の公園・広場を、自治会や新たな地域コミュニティの活動の場として活用できるような仕組みを作り、市民の緑への主体的活動への機運を高めていきます。

また、身近な緑としての遊休農地などの積極的活用を市民や事業者(企業やJA)と共に考え、市民と観光客を対象とした新たな農園等の緑化空間を創出していきます。

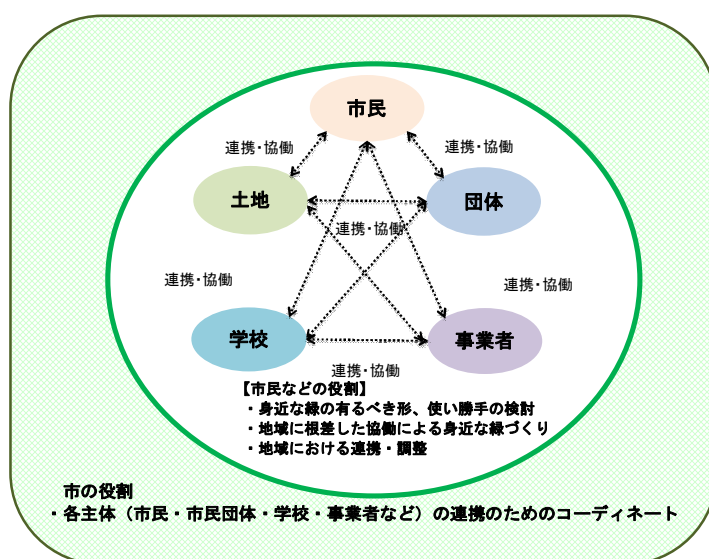


図 4.3.1 「活かす」ための役割分担

### 4.3.2 施策の体系

基本方針のもと、次に示す基本施策を展開します。

#### (1) 豊かな緑や水辺を大切に「守り」「育む」

##### ①森林・樹林地の保全と活用

山麓部や市街地周辺の森林や樹林地では、必要に応じて適切な保全が可能な法制度の活用を検討します。また、自然林・社叢などは自然体験や歴史・環境学習の場として活用します。

##### ②農地の保全と活用

優良農地の保全を図るとともに、休耕農地、耕作放棄地は、市民農園や菜の花やコスモス畑など四季を彩る花の名所としての活用を図ります。

##### ③水辺の保全・活用

黄瀬川、深良川などの河川では、治水整備との調整を図りながら、水とふれあえる空間としての活用に努めます。

#### (2) ゆとりと潤いのある空間を「増やす」

##### ①身近な公園・緑地の整備・充実

土地区画整理事業などによる整備や基盤整備が整った地区の公園整備を推進するとともに、既存施設の整備・充実を図ります。また、計画的な整備推進により、身近な緑の空間の確保及び一時避難地としての配置を図ります。

##### ②地域の拠点となる公園・緑地の整備

全市的な配置バランスに配慮しながら、豊かな自然環境や歴史文化など地域固有の特性を活かした特色ある比較的規模の大きな公園・緑地の整備を図ります。

##### ③水と緑のネットワークの形成

主要な幹線道路や黄瀬川、深良川などの河川空間を活用し、公園・緑地相互を結びつける水と緑のネットワークの形成を図ります。

#### (3) 緑豊かなまちづくりを「ともに進める」

##### ①公共施設の緑化の推進

本市全体への波及を図るため、基盤となる道路や河川、学校等公共施設の緑化を進めます。

##### ②民有地の緑化の促進

住宅地や商店街などでは、生け垣化や住民相互の協定づくりなどによる緑化を促進するとともに、開発行為地等の敷地内緑化を促進するため、緑化協定や地区計画等の活用を進めます。

##### ③工場・研究所等緑化の推進

快適な生産環境を整えるため、工場や研究所等の緑化計画を支援していきます。

##### ④市民参加の公園づくり等への支援

地域の公園整備、維持管理や利活用方策に関して、市民のアイデアを取り入れるなど、市民参加の公園づくりに対する支援を行います。

#### ⑤市民活動による公園の維持・管理の推進

公園の管理について、行政と市民のそれぞれが果たす役割を明確にし、市民活動による公園の維持・管理を促進します。

#### ⑥市民活動の育成と支援

緑化、花壇づくり、清掃などの公園の維持・管理に関する市民活動の育成を促進し、活動に対して支援を行います。

### (4) 新たな役割分担で「活かす」

#### ①農に参加する機会の創出

地域の新鮮な農産物を手に入れられる身近な場所を作ったり、野菜を作ったりする場所を通して生産者との交流ができるよう、農に参加する機会を創出する仕組みを JA や農業法人等と協力して進めていきます。

#### ②新たな緑の空間づくりの制度の創設

休耕農地、耕作放棄地、住宅地内に生じた遊休地等を市民農園や地域の広場として活用するための方策を探り、市民協働の緑の空間づくりを進めます。

#### ③身近な公園・広場の利活用

既存の公園や広場などで開催されるイベントへの参加を促進することで、公園・広場の利用促進と愛着心の醸成を図り、地域コミュニティの発展を図ります。

## 5. 計画の目標水準

### 5.1 計画のフレーム

#### 5.1.1 計画対象地域

計画の範囲は、裾野都市計画区域全域とし、面積 11,381ha を対象とします。

#### 5.1.2 人口の見通し

都市計画区域における人口の見通しは、次のとおりです。

表5.1.1 都市計画区域における人口の見通し

年次	平成30年 (2018年)	平成47年 (2035年)
人口(人)	52,332 * <sup>1</sup>	45,101 * <sup>2</sup>

\*<sup>1</sup> H30.3.31現在の都市計画区域内人口

\*<sup>2</sup> 国立社会保障・人口問題研究所による推計(H30.3)を用いた独自推計により算出

#### 5.1.3 市街化区域の規模

将来市街地における人口の見通し及び規模は次のとおりとします。

表5.1.2 将来市街地における人口の見通し及び規模

年次	平成30年 (2018年)	平成47年 (2035年)
市街化区域人口(人)	31,142 * <sup>1</sup>	27,061 * <sup>2</sup>
市街化区域の規模(ha)	1,038.7 * <sup>1</sup>	1,038.7 * <sup>1</sup>
市街化区域の人口密度(人/ha)	29.98 * <sup>1</sup>	26.05 * <sup>2</sup>

\*<sup>1</sup> H30.3.31現在の都市計画区域内人口から平成27年国勢調査の人口割で算出

\*<sup>2</sup> 国立社会保障・人口問題研究所による推計(H30.3)を用いた独自推計により推定



## 5.2 計画の目標水準

### 5.2.1 緑地の確保目標水準

緑地の確保目標水準は、将来市街化区域面積に対し 9.5%、都市計画区域面積に対し 77.7%の確保を目指します。

表5.2.1 緑地の確保目標水準

目標年次における 緑地確保目標量	将来市街化区域面積に対する割合 (A)	都市計画区域面積に対する割合 (B)
	概ね 99ha 9.5%	概ね 8,844ha 77.7%

注) 長期計画における面積、割合

<緑の基本計画における計算式\*1>

$$A = \frac{\text{将来市街化区域内の緑地確保量}}{\text{将来市街化区域面積}} \times 100 = \frac{98.93^{*2}}{1,038.7} \times 100$$

$$= 9.5 (\%)$$

$$B = \frac{\text{緑地の確保量}}{\text{都市計画区域面積}} \times 100 = \frac{8,844.21^{*3}}{11,381.0} \times 100$$

$$= 77.7 (\%)$$

\*1 緑の基本計画ハンドブックより

\*2 \*3 緑地の整備量は、資料編（様式-1）を参照のこと

### 5.2.2 都市公園等の施設として整備する緑地の確保目標水準

人口1人当たりの都市公園の整備面積は、裾野市都市公園条例第2条に基づき、都市計画区域内で10㎡/人を目指します。さらに、公共施設緑地を含めた都市公園等の整備面積で20㎡/人を目指すものとします。

表5.2.2 都市公園等の施設として整備する緑地の確保目標水準

年次		現況 (平成30年)	中期 (平成47年)	長期
都市計画区域 人口1人当たりの 目標水準	都市公園	4.23 ㎡/人 *4	6.53 ㎡/人 *5	10.11 ㎡/人 *5
	都市公園等	16.57 ㎡/人 *4	20.83 ㎡/人 *5	28.23 ㎡/人 *5

注) 資料編（様式-1）参照

\*4 H30.3.31現在の都市計画区域内人口より算出

\*5 国立社会保障・人口問題研究所による推計（H30.3）を用いた独自推計をもとに算出（中期は平成47年、長期は平成67年）

## 6. 緑地の配置方針

### 6.1 系統別の緑地の配置方針

#### 6.1.1 環境保全系統の配置方針

環境保全系統の緑地については、①都市の骨格を構成する緑地、②良好な自然環境を形成する緑地、③歴史的風土を表現する緑地、④快適な生活環境の形成に資する緑地の視点から重要な緑地を抽出し、以下の方針のもとに緑地を配置します。

#### ①都市の骨格を構成する緑地

- 富士・愛鷹・箱根山麓に広がる森林については、自然の豊かさを演出する重要な要素であり、また本市を縁どり、市街地を包み込む特に重要な骨格であることから、必要に応じて保全策を検討し、現状の保全を図ることとします。
- 河川については、市街地に近接した人と水のふれあいの場として重要な機能が期待されるため、治水安全上の措置との調整に配慮しつつ保全を図るとともに、水とふれあい、親しむことのできる空間、水と緑のネットワークの主軸としての活用を図ります。
- 市街地の周辺に広がり、空間的なゆとりを演出する農地については、土地利用との調整を図りながら、その保全と集落環境の維持・向上を図ります。

#### ②良好な自然環境を形成する緑地

- アシタカツツジ原生群落や頼朝の井戸の森周辺のブナ原生林等の自然度の高い良好な植物群落、モリアオガエル、ハコネサンショウウオ等絶滅の恐れのある動物の生息地などの優れた自然環境を形成する緑地については、地域制緑地の指定を継続するなどにより、その維持・保全を図ります。

#### ③歴史的風土を表現する緑地

- 頼朝の井戸の森や須山浅間神社の社叢、世界かんがい施設遺産の深良用水穴口、葛山城址、柏木屋敷等の市街地に近接した緑地など、社寺や歴史的な遺産と一体となった緑地については、地域制緑地の指定の継続や歴史公園の整備などにより、その維持・保全を図ります。

#### ④快適な生活環境の形成に資する緑地

- 風の通り道となる河川や市街地に残存する社寺林、屋敷林など、都市の気象緩和機能や大気保全機能を有し、都市環境を改善する上で重要な緑地については、その保全に努めます。
- 市街地における身近な公園については、快適でうるおいある生活環境を支える重要な基盤と位置づけられることから、適切に配置し、その活用を図ります。

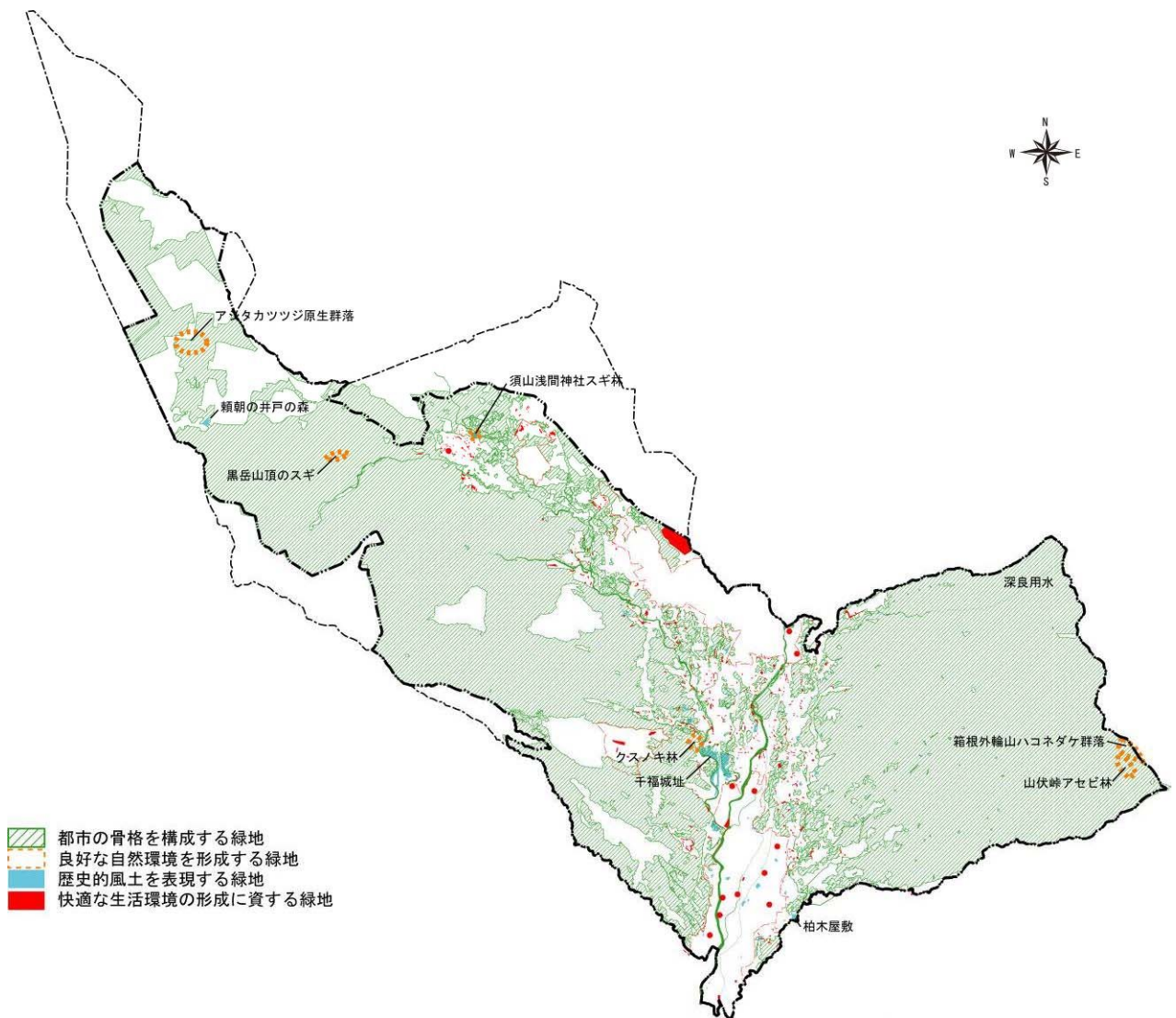


図 6.1.1 環境保全系統の配置方針

## 6.1.2 レクリエーションシステムの配置方針

レクリエーションシステムの緑地については、①多様化するレクリエーション需要に対応した拠点的な公園・緑地、②誘致圏を考慮した身近な公園・緑地、③自然とのふれあいの場となる公園・緑地、④拠点となる緑地を結ぶネットワークの形成の視点から重要な緑地を抽出し、以下の方針のもとに緑地を配置します。

### ①多様化するレクリエーション需要に対応した拠点的な公園・緑地

○人口の減少やレクリエーション需要の多様化に伴い、公園・緑地に求める機能も高度化・多様化していることから、休息や学習、自然体験、運動、自然鑑賞など不足する機能を適正に配置することを基本に、全市的な拠点となる梅の里、スポーツ・レクリエーション活動の拠点となる裾野市運動公園、周辺の歴史や風致を活かした特殊公園など、地域の拠点となる公園・緑地を配置することとします。

### ②誘致圏を考慮した身近な公園・緑地

○住区基幹公園については、整備に対するニーズが高いものの量・質ともに不足している状況にあるため、市街化区域においては、街区公園250m、近隣公園500m、地区公園1kmとする誘致距離のいずれかによって市街地がカバーされるよう配置することとします。また市街化調整区域においては、身近な公園・緑地を維持していくこととします。

○街区公園については、特に市民のニーズが高いことから、誘致圏を考慮しつつ市街化区域で不足がみられる区域に配置することとし、誰もが日常的に利用できる最も身近な公園としての整備・確保を図ります。

○近隣公園については、中心市街地で不足がみられる区域に配置することとし、地域の拠点的な公園の確保を図ります。

○地区公園については、現在整備がなされていません。このため、地区公園をできる限り中心市街地に近接した位置に配置することとします。

○各所に点在している民間施設緑地については、今後もレクリエーション緑地として位置づけ、維持していくことを目標とします。

○市街地及びその周辺に広がる農地や空地については、土と親しむレクリエーションシステムの緑地としての利用が期待できるため、営農者の意向を尊重しつつ必要に応じて都市公園の整備、あるいは貸し農園や地域の広場としての市民への開放を図ります。

### ③自然とのふれあいの場となる公園・緑地

- 十里木高原公園などの公園・緑地については、自然とのふれあいの場としての機能に加え、都市公園機能を補完するレクリエーション緑地として積極的に位置づけ、その機能充実に努めます。
- 黄瀬川、深良川や市街地を流れる小河川については、水とふれあうことができ、散策やジョギング、サイクリングなどのレクリエーション需要に対応する緑地と位置づけます。
- 地域森林計画対象民有林に指定されている市街地周辺部の樹林地については、緑とふれあうレクリエーション空間として貴重であるため、必要に応じて市民へ開放し、身近な緑地としての利用を促進していきます。

### ④拠点となる緑地を結ぶネットワークの形成

- 水と緑のネットワークは、緑地拠点間を結びつけ、利用の際の利便性や安全性を確保することで、その利用を促す機能を有していることから、独特な景観を有する黄瀬川や歴史的な景観を有する深良川などの河川、緑化を進める幹線道路等によって、拠点となる緑地を結ぶネットワークを形成することとします。
- 市内に点在するレクリエーション施設をジョギングやサイクリングルートとして活用する水と緑のネットワーク化を図ります。ネットワーク化して一体的に活用することにより、身近な緑地としての利用や散策、ジョギング等のレクリエーション活動を促進します。

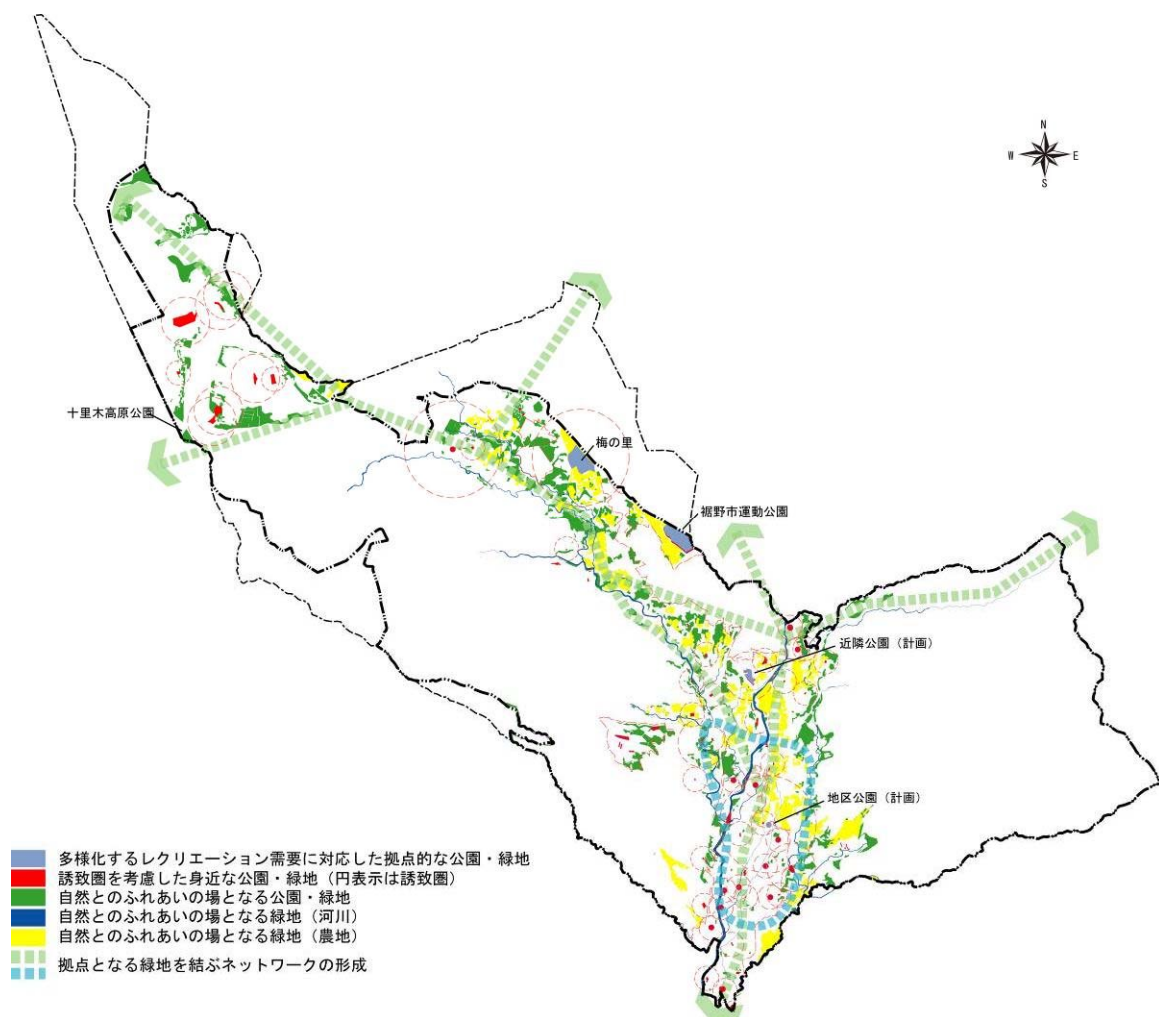


図 6.1.2 レクリエーションシステムの配置方針

### 6.1.3 防災システムの配置方針

防災システムの緑地については、①災害防止に機能する緑地、②避難地・避難路となる緑地、③都市災害・公害の防止・緩和に役立つ緑地の視点から重要な緑地を抽出し、以下の方針のもとに緑地を配置します。

#### ①災害防止に機能する緑地

- 富士・愛鷹・箱根山麓に広がる森林は、土石流発生の抑止など国土保全を図る上で重要な機能を有していることから、その保全を図ります。
- 黄瀬川や深良川などの河川については、河川空間の親水利用に配慮しつつ、必要に応じた河川改修により、治水上の安全性をより高めることとします。
- 農地や樹林地は遊水・保水機能を有しており、治水安全上重要な緑地であるとともに、本市のみならず河川流域の安全性を確保する上でも重要であるため、その機能を低減させることのないよう維持・保全を図り、災害の未然防止に努めていくこととします。また、緑化の推進により保水機能を高め、雨水流出の抑制、水害負荷の軽減を図ります。

#### ②避難地・避難路となる緑地

- 地区公園と近隣公園を各地域における防災拠点と位置づけ、防火樹種による植樹・植栽を行うなど避難場所として必要な機能の充実を図ります。
- その他の公園等については、震災時に小規模な公園でも避難地として十分機能したことを考慮し、災害発生直後、身近な危険回避の場となる一時的な避難地の整備に努めます。
- 幹線道路を中心とした道路緑化の推進や民有地等における生垣化の促進に努め、延焼遮断帯の形成によって延焼防止と避難路の安全性確保を図ります。

#### ③都市災害・公害の防止・緩和に役立つ緑地

- 工場や研究所の敷地等においては、良好な緑化状況の維持に加え、接道部や壁面、屋上等の緑化など、事業者と行政の協働のもとで一層の緑化を促進します。
- 新東名高速道路、東名高速道路が南北に縦貫していることから、これら沿道及び縁辺部において騒音や大気汚染の緩衝となる緑化を促進します。
- 大気汚染や騒音・振動などの公害を軽減するため、幹線道路や公共施設の緑化を推進するとともに、住宅地における生垣化の促進を図ります。

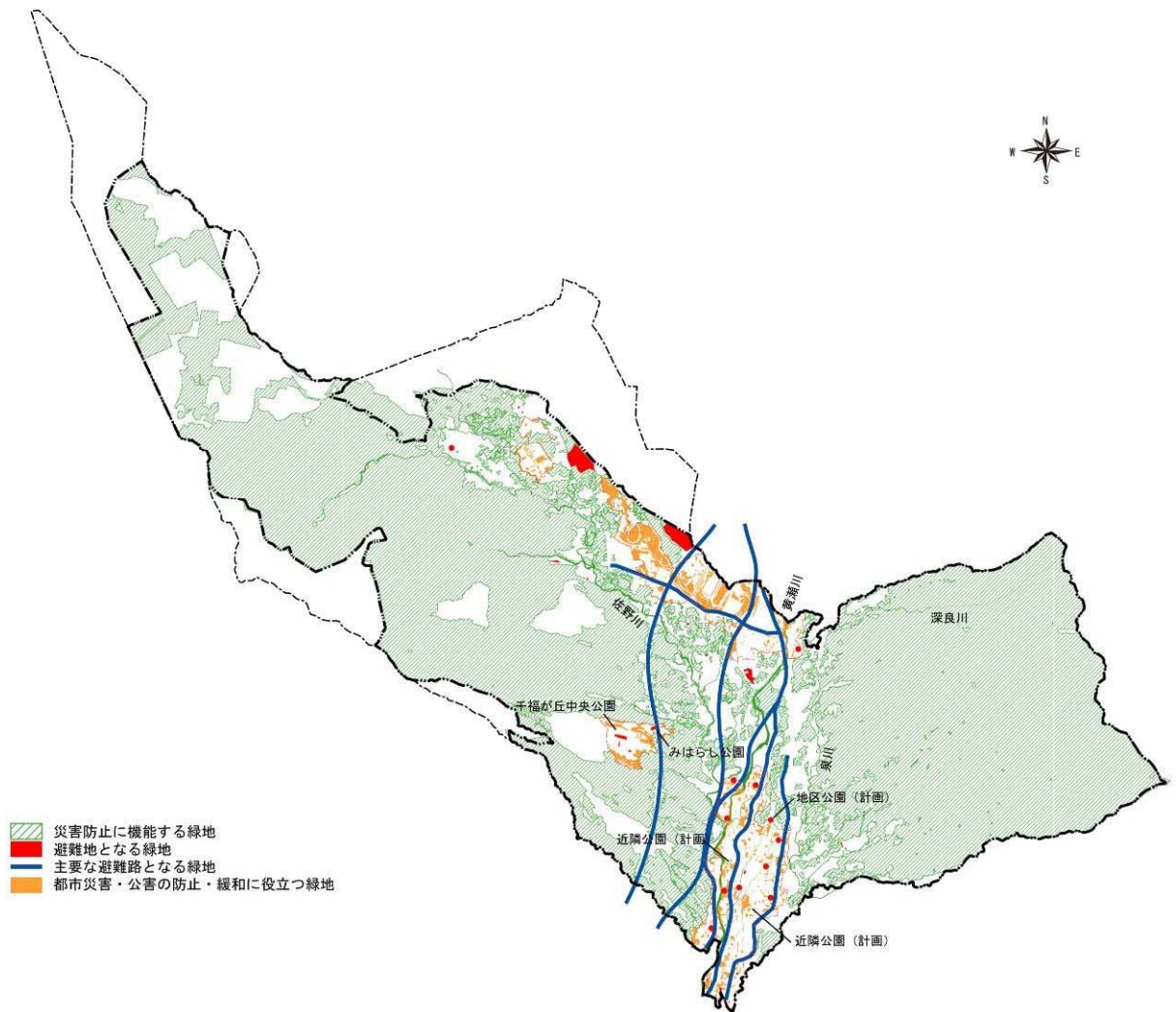


図 6.1.3 防災システムの配置方針



#### 6.1.4 景観構成系統の配置方針

景観構成系統の緑地については、①ふるさと景観を構成する緑地、②市街地景観を向上させる緑地、③魅力ある地区の景観を演出する緑地の視点から重要な緑地を抽出し、以下の方針のもとに緑地を配置します。

##### ①ふるさと景観を構成する緑地

- 市街地に隣接する緑地は、ふるさと景観の背景となって自然の豊かさを演出する要素として重要であることから、その保全に努めます。
- 河川については、水とのふれあいの場として親水性を高める空間づくりを進めるとともに、水域及び周辺の生態系の維持・再生に努め、水と緑のネットワークづくりを進める上での景観軸として保全・活用に努めます。
- 農地はひろがりのある景観を呈しており、空間的な豊かさやゆとりを感じさせる要素として重要であるため、その保全と活用に努めます。
- 富士山などの山並みが眺望できる地点や河川が見渡せる地点、市街地を見渡すことのできる地点、独特な景観を有する芝畑を望む地点など、良好な眺望を得ることのできる公園・緑地については、良好な景観と一体となってそれらを演出できるよう、その整備・活用に努めます。

##### ②市街地景観を向上させる緑地

- 駅周辺や市役所をはじめとする中核的な公共施設、裾野市運動公園や梅の里等は、本市のランドマークとなる景観要素であるため、魅力ある景観の創出を図ります。
- 幹線道路については、水と緑のネットワークづくりを進める上での景観軸と位置づけ、沿道の民有地も含めた緑化を促進します。
- 工業地においては、安全性の確保と修景を図るため、工場敷地内の緑化を促進します。

##### ③魅力ある地区の景観を演出する緑地

- 住宅地においては、住民の主体的な活動による緑豊かな居住環境の形成を促進します。
- 商業地においては、にぎやかさや華やかさ、楽しさを演出し、景観の魅力を高めるため、道路空間や沿道空間において花木や季節の花などによる緑化を促進します。
- 社寺林や市街地の樹林地は、身近な景観のアクセントとなってその魅力を高める要素であるため、その保全と活用を図ります。
- 既存の緑地等の保全に努めるとともに、公園の整備、道路や敷地の緑化等を計画的に進め、緑あふれる景観の創出を図ります。

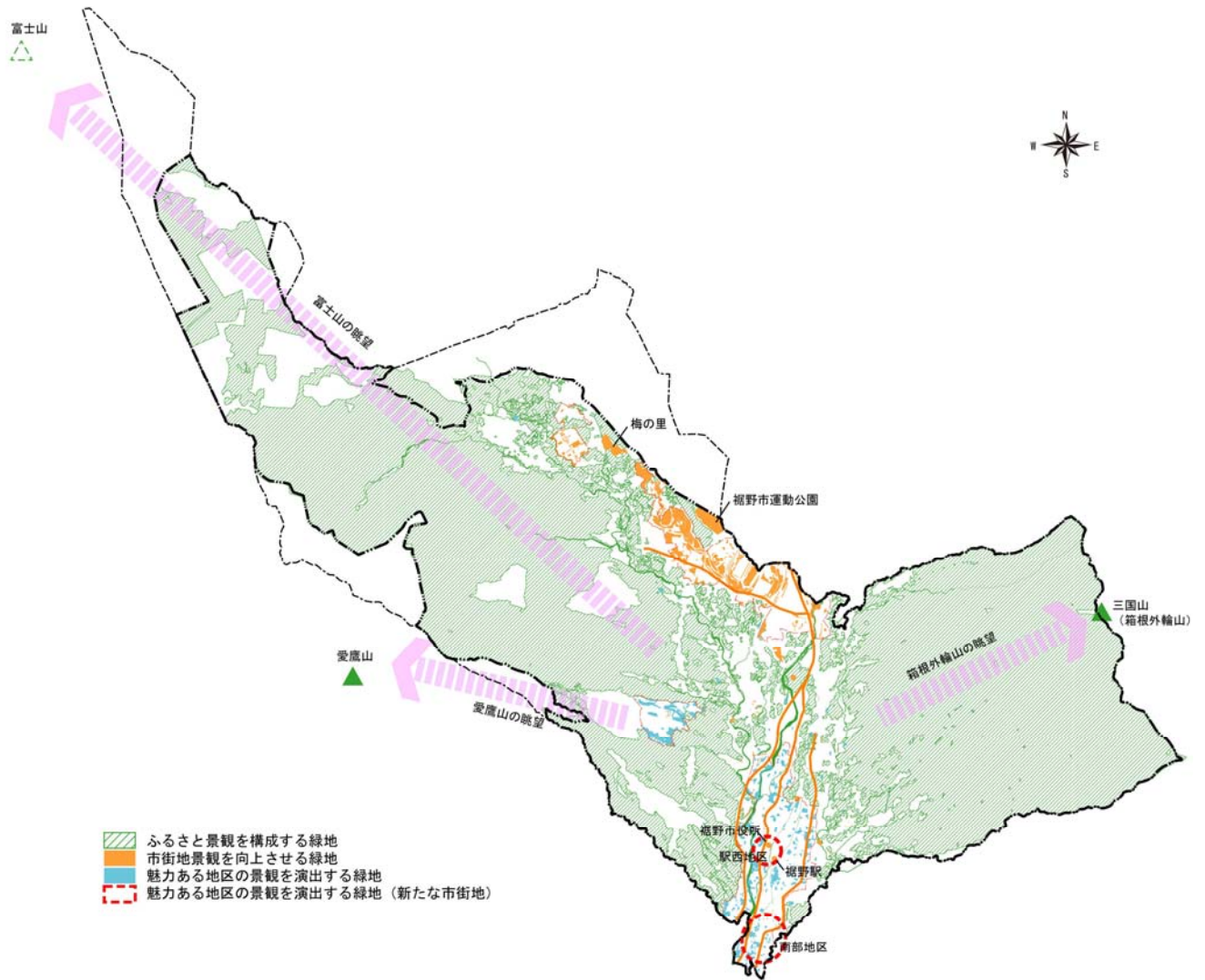


図6.1.4 景観系統の配置方針

## 6.2 総合的な緑地の配置方針

4つの系統別緑地の配置方針を総括し、実現を目指すべき緑の将来像としてかかげた①山の緑ゾーン、②里の緑ゾーン、③街の緑ゾーン、④緑の拠点、⑤緑の軸線、⑥緑の回廊に対応した緑地を整理すると、次のとおりです。

### (1) 山の緑ゾーンを構成する重要な緑地

- ・富士・愛鷹・箱根山麓等の森林

### (2) 里の緑ゾーンを構成する重要な緑地

- ・集落の屋敷林
- ・市街地周辺の農地
- ・まとまりのある樹林地・雑木林
- ・社寺林

### (3) 街の緑ゾーンを構成する重要な緑地

- ・市街地に残存する樹林地・屋敷林
- ・身近な都市公園や公共施設緑地
- ・社寺林
- ・住宅地、商業地、工業地における緑化活動によって創出される緑

### (4) 緑の拠点に対応する緑地

- ・梅の里
- ・裾野市運動公園
- ・地区公園
- ・裾野駅周辺
- ・岩波駅周辺
- ・アシタカツツジ原生群落
- ・歴史公園

### (5) 緑の軸線に対応する緑地

- ・河川（佐野川、深良川、泉川、小柄沢川）
- ・道路（県道沼津小山線、主要地方道富士裾野線、主要地方道裾野インター線、パノラマロード、国道469号、市道1-16号線）

### (6) 緑の回廊に対応する緑地

- ・河川（黄瀬川）
- ・道路（千福深良線、市道1-4号線（広域農道）、富沢平松線）

## 6.3 緑地の整備方針・指定方針

### 6.3.1 施設緑地の整備目標及び配置方針

#### (1) 都市公園

##### 【整備目標】

都市公園の長期整備目標は、都市計画区域で34箇所(36.00ha)、市街化区域内20箇所(12.31ha)とします。

##### 【配置方針】

#### □住区基幹公園

- ・街区公園は、既設の16箇所(3.66ha)を維持するとともに、半径250mとする誘致圏からみて市街化区域内において不足する区域を中心に9箇所(2.20ha)を新設します。
- ・近隣公園は、既設の2箇所(2.49ha)を維持するとともに、半径500mとする誘致圏からみて市街化区域内において不足する区域に2箇所(4.00ha)を新設します。
- ・地区公園は、1箇所(4.00ha)を新設します。

以上により、市街化区域内人口で1人あたり4.58㎡の住区基幹公園を確保することとします。

(既設) 街区公園	16箇所 ( 3.66ha)	
近隣公園	2箇所 ( 2.49ha)	
(新設) 街区公園	9箇所 ( 2.20ha)	(うち2箇所 0.45haは中期計画)
近隣公園	2箇所 ( 4.00ha)	
地区公園	1箇所 ( 4.00ha)	(中期計画)

#### □都市基幹公園

- ・運動公園は、既設の1箇所(13.67ha)を維持します。

(既設) 運動公園	1箇所 (13.67ha)
-----------	---------------

□特殊公園

- ・風致公園は、既設の1箇所（1.82ha）を維持するとともに、1箇所（0.80ha）を新設します。
- ・歴史公園は、1箇所（2.66ha）を新設します。

（既設）風致公園	1箇所（1.82ha）	
（新設）風致公園	1箇所（0.80ha）	
（新設）歴史公園	1箇所（2.66ha）	（中期計画）

□都市緑地

都市緑地は、既設の1箇所(0.48ha)を拡大します。

（既設）都市緑地	1箇所	（0.70ha）
----------	-----	----------

（2）公共施設緑地

【整備目標】

公共施設緑地の長期整備目標は、都市計画区域で55箇所（64.51ha）、市街化区域内で23箇所（17.52ha）とします。

【配置方針】

- ・公共空地は、既設の19箇所（16.61ha）を維持します。
- ・運動場は、既設の5箇所（6.53ha）を維持します。
- ・歩行者専用道は、既設の1箇所（0.67ha）を維持します。
- ・河川緑地は、既設の2箇所（0.90ha）を維持します。
- ・教育施設等は、既設の28箇所（39.80ha）を維持します。
- ・以上の公共施設緑地と都市公園により、都市計画区域内人口1人あたり20㎡の整備水準を確保することとします。

（既設）公共空地	19箇所（16.61ha）
運動場等	5箇所（6.53ha）
歩行者専用道	1箇所（0.67ha）
河川緑地	2箇所（0.90ha）
教育施設等	28箇所（39.80ha）

### (3) 民間施設緑地

#### 【整備目標】

民間施設緑地は現況のまま位置づけるものとし、長期整備目標は、都市計画区域で104箇所(553.84ha)、市街化区域内で29箇所(7.56ha)とします。

#### 【配置方針】

- ・ 児童遊園は、既設の6箇所(0.43ha)を維持します。
- ・ 運動場は、既設の16箇所(3.33ha)を維持します。
- ・ 企業グラウンドは、既設の5箇所(3.22ha)を維持します。
- ・ その他開放施設は、都市公園に移行するものを除き、既設の21箇所(12.31ha)を維持します。
- ・ レクリエーション施設は、既設の10箇所(525.97ha)を維持します。
- ・ 社寺境内地は、既設の46箇所(8.58ha)を維持します。

(既設) 児童遊園	6箇所 ( 0.43ha)
運動場	16箇所 ( 3.33ha)
企業グラウンド	5箇所 ( 3.22ha)
その他開放施設	21箇所 ( 12.31ha)
レクリエーション施設	10箇所 (525.97ha)
社寺境内地	46箇所 ( 8.58ha)

注) 資料編(様式-1)参照

(4) 主要な都市公園等の規模及び配置

都市公園等（都市公園及び公共施設緑地）のうち、概ね4ha以上の規模を持つ緑地の一覧は次のとおりです。

表6.3.1 概ね4ha以上の都市公園等

図対象 番号	種別	名称	現況 (平成29年) ha	中期計画 (平成47年) ha	長期計画	備考
新地-1	地区公園	地区公園①		4.00	4.00	新設
運-1	運動公園	裾野市運動公園	13.67	13.67	13.67	
公-4	公共空地	梅の里	9.00	9.00	9.00	
教-24	学校施設	深良中学校	5.07	5.07	5.07	



図 6.3.1 主要な都市公園等の配置

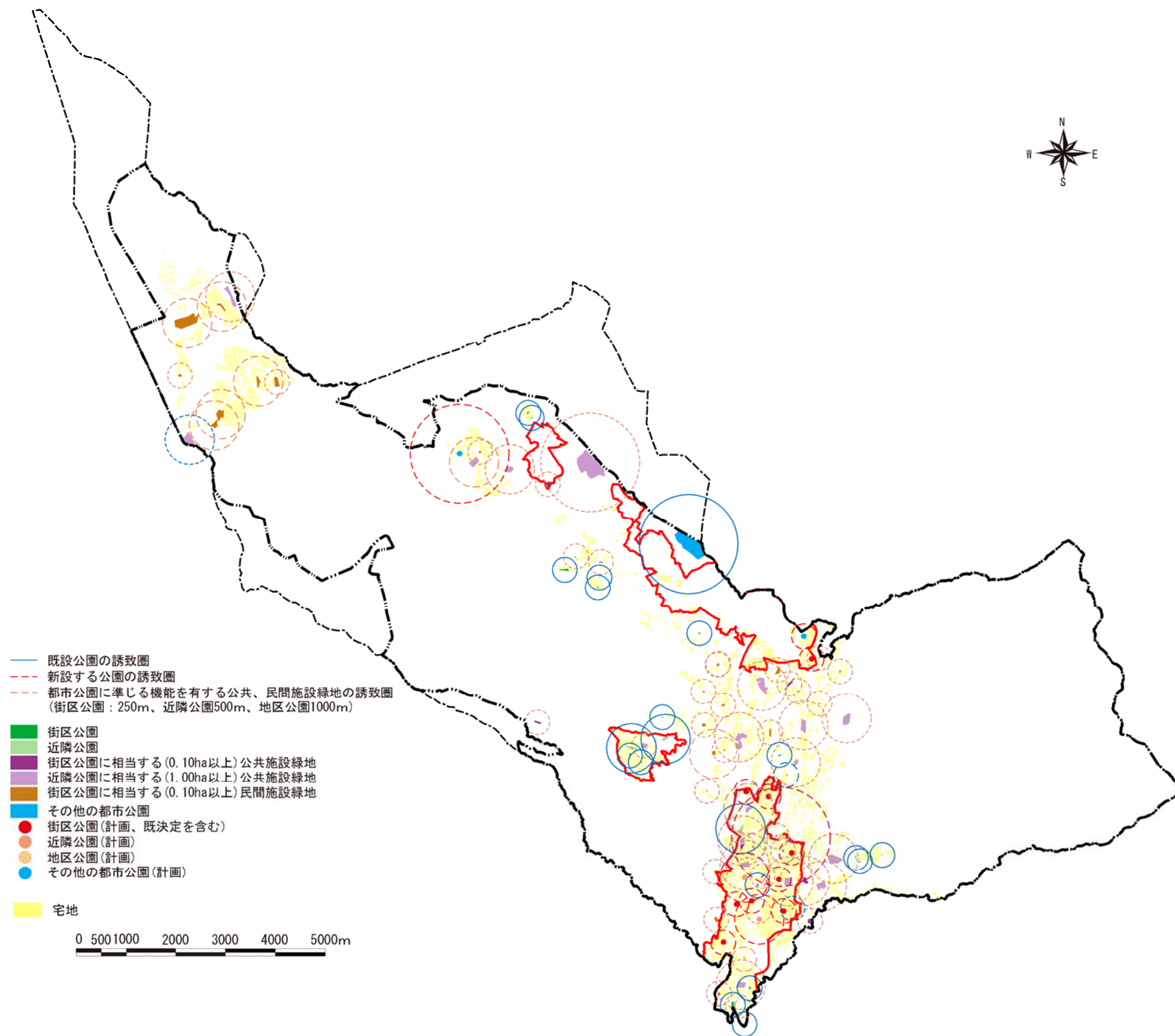


図 6.3.2 都市公園等の配置方針



### 6.3.2 地域制緑地の指定目標、方針及び保全方針

#### (1) 法によるもの

##### 【整備目標】

法によるものの長期指定目標は、8,194.50haとします。

##### 【指定及び保全方針】

###### □風致地区

- ・現在、地域制緑地としての指定がない緑地のうち、都市における自然的な要素に富み、良好な自然景観を形成している緑地など、都市の風致の維持・保全を図る上で重要な緑地4箇所(40.68ha)については、風致地区の指定を図ります。

###### □その他法によるもの

- ・その他法によるものとしては、自然公園749.4ha、自然環境保全地域186.0ha、農業振興地域農用地区域(398.7ha)、河川区域(90.05ha)、保安林区域(1,145.1ha)、地域森林計画対象民有林(7,569.9ha)、文化財(100.9ha)が指定されています。
- ・これらの緑地は本市における重要な緑地と位置づけられることから、8151.3haの指定を今後とも継続し、その維持・保全を図ります。

#### (2) 条例等によるもの

##### 【整備目標】

条例等によるものの目標年次(平成47年)の指定目標は、2.52haとします。

##### 【指定及び保全方針】

- ・条例等によるものとしては、地区計画に基づく千福が丘緑地(2.52ha)が指定されています。
- ・これらの緑地は、市街地に隣接する良好な緑地として重要であることから、今後とも指定を継続し、その維持・保全を図ります。

表6.3.2 地域制緑地の一覧

図面对象 番号	種 別	名 称	現況 (平成29年) ha	中間目標 (平成47年) ha	長期目標	備考
風致-1	風致地区	大畑城址		7.00	7.00	
風致-2	風致地区	千福城址		8.00	8.00	
風致-3	風致地区	佐野川流域		25.60	25.60	
風致-4	風致地区	葛山クスノキ林		0.08	0.08	
	自然公園	富士箱根伊豆国立公園	749.4	749.4	749.4	
	自然環境保全地域	愛鷹山自然環境保全地域	186.0	186.0	186.0	
	農振農用地区域		398.7	398.7	398.7	
	河川区域		90.5	90.5	90.5	
	保安林区域	須山・葛山・深良・茶畑	1,145.1	1,145.1	1,145.1	
	地域森林計画対象 民有林	富士森林計画区	7,569.9	7,569.9	7,569.9	
	文化財		100.9	100.9	100.9	
条例-1	地区計画	千福が丘1号緑地	0.30	0.30	0.30	
条例-2	地区計画	千福が丘2号緑地	0.65	0.65	0.65	
条例-3	地区計画	千福が丘3号緑地	0.20	0.20	0.20	
条例-4	地区計画	千福が丘4号緑地	0.04	0.04	0.04	
条例-5	地区計画	千福が丘5号緑地	0.03	0.03	0.03	
条例-6	地区計画	千福が丘6号緑地	0.05	0.05	0.05	
条例-7	地区計画	千福が丘7号緑地	0.60	0.60	0.60	
条例-8	地区計画	千福が丘8号緑地	0.30	0.30	0.30	
条例-9	地区計画	千福が丘9号緑地	0.35	0.35	0.35	

注) 図面对照番号は図 6.3.3 参照

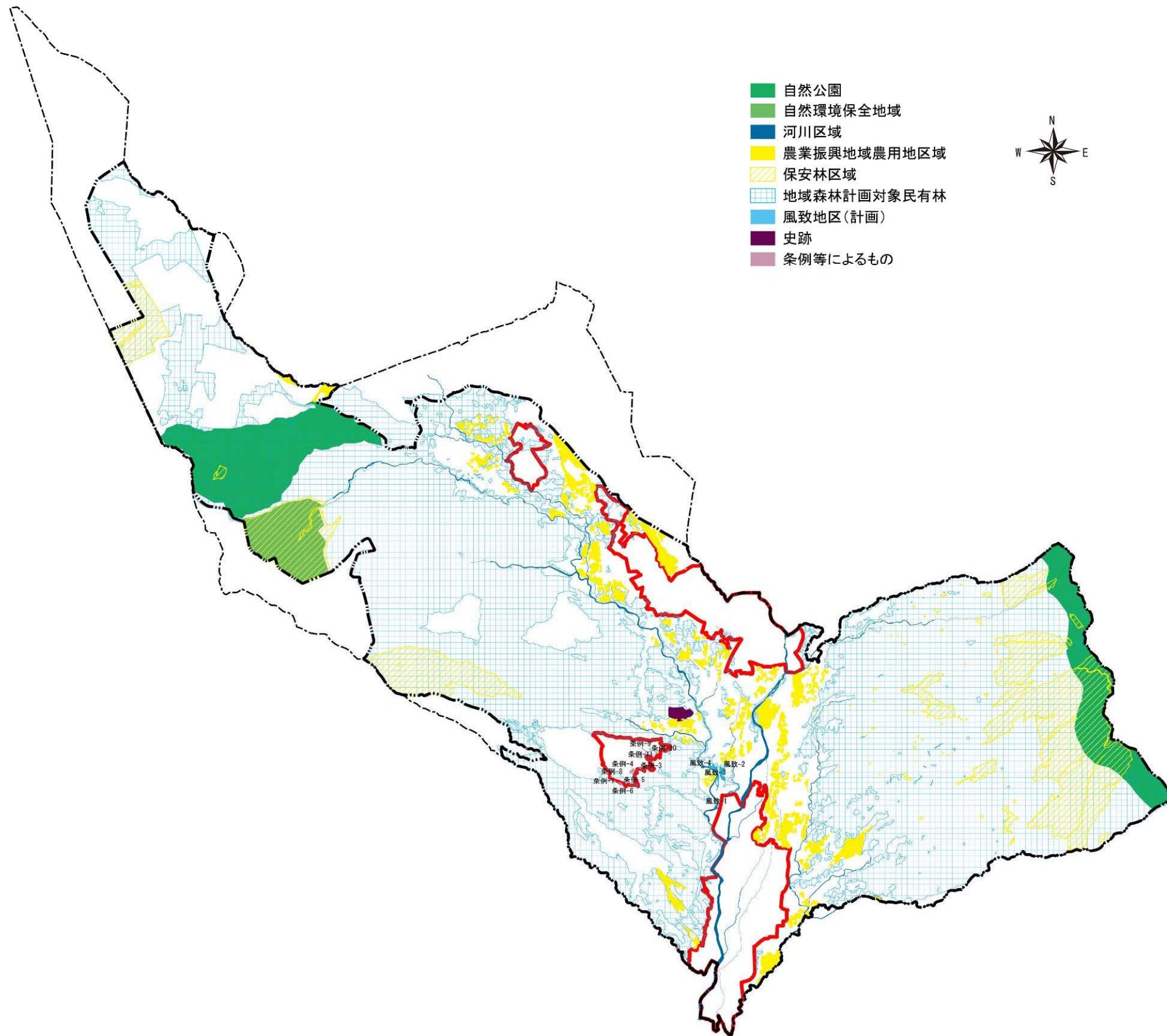


図 6.3.3 実現のための施策方針

(地域制緑地)

## 7. 緑地の保全及び緑化のための施策

緑地の保全及び緑化のための施策を以下に示します。

なお、それぞれの項目の文末（ ）の文章は、現在の実施状況や取組内容及び今後の方向性等を示しています。

### 7.1 豊かな緑や水辺を大切に「守り」「育む」（緑地の保全・活用）

#### （1）森林・樹林地の保全と活用

##### ①富士・愛鷹・箱根山麓の森林の保全と活用

- ・自然公園及び自然環境保全地域では、法制度の遵守と適切な運用を図るとともに、自然植生度が極めて高い自然林等、特に保全が求められる森林への法適用を検討するなど、適切な保全を図ります。（継続）
- ・保安林区域を中心に、今後も水源かん養や土砂流出の防備など、防災機能保持の観点から引き続き適切な保全を図ります。（継続）
- ・その他の森林は、森林法及び「裾野市土地利用事業に関する指導要綱」等に基づき、保全を図るとともに、必要に応じて地権者の理解と協力を得て、緑地保全地区や風致地区等の指定を検討します。（現在指定なし、今後検討）
- ・森林の健全な育成と治山による国土保全を図るため、森林の間伐や急傾斜地に適した広葉樹の植林など、計画的な伐採や造林・育林の推進を図ります。（継続、間伐等促進計画実施中）
- ・貴重な動植物の保全とともに、自然体験や環境教育に資する教材として森林・樹林地の活用を図ります。森林においては森林組合や環境NPO等と連携しながら、森林や自然を理解する森林教室等の実施も行っています。（継続、裾野市環境学習や静岡県環境学習フェスで実施中）

##### ②市街地及び市街地周辺の樹林地の保全と活用

- ・市街地及び市街地周辺の樹林地は市民共有の貴重な財産であると認識し、緑地の保全に配慮すべき地区として位置づけ、適切な保全に努めます。（継続、新市街地等で協定（地区計画）実施）
- ・樹林地の保全にあたっては、地権者の理解を得ながら、有効活用方策や、市民への開放によって自然とふれあい、休息や鑑賞、環境学習の場として活用する市民緑地制度の導入など、必要性や緊急性に応じて柔軟な方策を検討します。（現状、買い入れなし。今後も買い入れ、税優遇等せず、一部民有地借り上げ等の有効活用を図る）
- ・社寺境内地の樹林や屋敷林等は、保存樹・保存樹林指定などによる樹木の保全を図ります。（継続、文化財として保全）

#### （2）農地の保全と活用

##### ①優良農地の保全と田園景観の維持

- ・農業振興地域農用地区域等優良農地や屋敷林の保全などにより、ふるさと感じさせる田園風景の維持・保全を図ります。（継続）
- ・耕作放棄地の利用や遊休農地を活用して、菜の花やコスモスなど四季の花々や「景観形成作物」の栽培、特産化を進めている「そば」の作付けを推進するなど、新たな名所づくりを通じた美しい田園風景の創出を図ります。（継続）

### (3) 水辺の保全・活用

#### ①河川の保全・再生

- ・黄瀬川、深良川、泉川、古川等の河川では、治水・砂防上の措置との調整を図りながら、生態系を含めた自然環境をできる限り保全できるよう、自然素材を活用した多自然工法を適用し、護岸整備や親水空間の整備を図ります。(継続)
- ・水鳥や水生生物などと身近にふれあう場の創出に努めます。(継続)

#### ②身近な親水空間

- ・河川や水路などの水辺地では、ジョギングロードや散策路、桜並木の整備などによる親水空間の整備を図ります。(継続)

## 7.2 ゆとりとうるおいのある空間を「増やす」(緑地の整備・創出)

### (1) 身近な公園の整備・充実

#### ①様々な機能を持つ公園づくり

- ・少子・高齢化の進行、価値観やライフスタイルの変化など、多様化する公園への市民のニーズに対し、きめ細かに応える身近な公園づくりを推進します。(一部公園増、長期に向け継続)
- ・従来からのブランコ、すべり台等の遊具だけでなく、遊び方を限定しない芝生広場やせせらぎなどの小さな自然空間の整備・充実を図り、子供たちが創意・工夫してのびのび遊ぶことができる公園づくりに取り組みます。(一部公園増、長期に向け継続)
- ・画一的な公園設備ではなく、芝生広場や築山、実や香り、色などに特徴がある植物の植栽によって特色ある公園づくりを推進します。(一部公園増、長期に向け継続)

#### ②一時的な避難地としての公園機能の充実

- ・災害時に身近な小公園が有効に機能することを踏まえ、延焼防止や輻射熱の遮断に有効な樹木による緑化や防災倉庫の設置など、一時的な避難地及び地区における自主的な防災活動の拠点としての身近な公園の機能充実に努めます。(一部公園増、長期に向け継続)

#### ③環境学習の場となる公園づくりの推進

- ・本市の特性である恵まれた自然環境を次世代に引き継ぐため、自然とのふれあいを通じた環境学習の場となる公園・緑地の整備を図ります。(新設予定公園(長期整備)における実施)
- ・公園整備にあたっては、現況地形や植生を活かしながら、小動物の生息が可能となるビオトープの形成など、自然度の高い公園・緑地となるよう配慮することとします。(新設予定公園(長期整備)における実施)

#### ④公園維持管理の推進

- ・安全・安心して利用できる公園を実現するため、公共施設長寿命化計画の策定や、公園施設点検マニュアル等による定期的な点検結果に基づき、施設の修繕・更新を行います。(新規、緑の基本計画の記載事項の追加(H30.4施行 都市緑地法第4条))
- ・既存の公園をより市民生活に身近なうるおい空間として意識できるように、公園の植栽や花壇等は、市民が身近に親しめる緑となるような管理を行います。景観や生物多様性の面から侵略性の高い植物を使用しない等、安全性にも配慮しながら維持管理を行います。(新規、緑の基本計画の記載事項の追加(H30.4施行 都市緑地法第4条))
- ・身近な公園をより効果的に活用するため、市民、行政、企業が連携・協働した公園の緑化・設備整備の方策や、公園の特徴や地域特性に合った新たな管理手法を検討します。(新規、緑の基本計画の記載事項の追加(H30.4施行 都市緑地法第4条))

## (2) 地域の拠点となる公園・緑地の整備

### ①特色ある大規模な公園・緑地の整備

- ・裾野市のスポーツ・レクリエーション活動の拠点として、多様で総合的な機能を持つ公園として、裾野市運動公園の充実を図ります。（面積拡大済、自衛隊参集地であり避難場所指定がないため、防災拠点と明記しない）
- ・市街地に位置する比較的規模の大きな都市公園として、日常的なスポーツ・レクリエーション活動の利用に応えられる機能を有する地区公園の整備を図ります。（未整備、中期計画で整備予定）

### ②都市防災機能の拡充

- ・本市の拠点となる大規模な公園については、震災や都市火災等における広域避難場所や災害救助・救援活動の拠点としての機能が発揮できるよう、必要な施設・機能の整備を図ります。（運動公園は防災ヘリポート、自衛隊活動拠点で、救助・救援活動拠点となる。広域避難場所としては適応外なため、今後整備する地区公園で対応すると想定）

### ③公園・緑地の維持管理の推進

- ・身近な公園緑地と同様に、安全・安心して利用できる公園を実現するため、公共施設長寿命化計画の策定や、公園施設点検マニュアル等による定期的な点検結果に基づき、施設の修繕・更新を行います。（新規、緑の基本計画の記載事項の追加（H30.4 施行 都市緑地法第4条））
- ・公園・緑地の植栽や植林、花壇等は来訪者が自然とふれあえる緑として、景観や生物多様性などの求められる役割を発揮できるよう、安全性にも配慮しながら維持管理を行います。（新規、緑の基本計画の記載事項の追加（H30.4 施行 都市緑地法第4条））
- ・公園の価値や魅力を向上させるため、指定管理者の積極的な自主事業の実施や、地域住民が活用しやすい柔軟な管理運営について検討します。（新規、緑の基本計画の記載事項の追加（H30.4 施行 都市緑地法第4条））
- ・公園利用者の満足度を高めるため、行政や指定管理者などの各管理運営主体の独自の創意工夫により公園の特性を活かした経営を推進します。また、パークマネジメントプランの導入や、指定管理者の取り組み成果を評価する仕組みを検討します。（新規、緑の基本計画の記載事項の追加（H30.4 施行 都市緑地法第4条））
- ・公園の潜在的な魅力を発掘し、効果的に活用するため、企業などとの連携や、公園の持つ資源や特性に合った新たな管理手法を検討します。（新規、緑の基本計画の記載事項の追加（H30.4 施行 都市緑地法第4条））

### (3) 水と緑のネットワークの形成

#### ①緑の軸線の形成

- ・ 県道沼津小山線などの主要な幹線道路の街路樹や植樹帯の緑化推進、黄瀬川、深良川など河川の親水空間の整備などにより、緑の拠点相互を連絡する「緑の軸線」の形成を図ります。  
(継続) (4. 緑の将来像P. 94, 95参照)

#### ②主要な道路の緑化推進

- ・ 既決定の都市計画道路は、計画幅員の範囲で可能な限り緑化に努めるとともに、新たに計画する道路では、植樹帯の設置等を積極的に位置づけるなど、道路空間の緑化を推進します。  
(一部路線で実施、新設道路の緑化促進)

#### ③緑の回廊の形成

- ・ 市街地では、身近な道路や小河川等を活用し、散策やジョギングなどのニーズにも対応した「緑の回廊」の形成を図ります。この緑の回廊では、案内板などを設置し、緑や水とふれあえる、歩行空間を市民・行政・企業等が一体となって行う緑化活動で支えていきます。(未実施、歩道、緑道、散策道の整備) (4. 緑の将来像P. 94, 95参照)



## 7.3 緑豊かなまちづくりを「ともに進める」(緑化の推進)

### (1) 公共施設の緑化の推進

#### ①公共施設の緑化

- ・地区の拠点施設として多くの市民が集まる学校・庁舎・公民館・集会所等については、微気候の緩和や美観向上などの効果が期待される屋上緑化や壁面緑化の推進、季節感のある花木やシンボルツリーとなる樹木の植栽、コンクリート塀や金網フェンスの緑化修景への変更等を行うなど、緑化活動のモデルとしての役割を担う計画的な緑化を推進します。(継続)
- ・災害時に避難場所となる学校・公民館等では、接道部の生け垣化、防火樹種による植栽帯の設置、敷地の芝張りなどの緑化を推進し、防災対応を図ります。(植栽帯の設置推進)

#### ②都市公園等の緑化

- ・公園の緑化にあたっては、地区の拠点となる個々の公園の特徴を表すよう「公園の木」、「公園の花」などシンボルとなる花木導入等に努めます。(未実施、シンボル花木の設定と導入)
- ・鳥や昆虫の生息・休息地となるよう、樹種の選定、緑化方法を施し、身近に小動物とふれあえる空間づくりに努めます。(未実施、公園のビオトープ化の推進)
- ・地震や都市火災などの災害時の避難地としての公園機能を高めるため、公園の外周部に防火樹種を配置するなど、防災に配慮した緑化を推進します。(未実施、防火樹種の外周部配置推進)
- ・街区公園については30%、その他の都市基幹公園については50%の国の緑化面積率基準を確保目標とした緑化に努めます。(未実施、基準数値確保を目指した緑化促進)

#### ③道路の緑化

- ・道路はフラワーポットや植栽ますによる緑化、花や緑にちなんだ道路の愛称化などによる各道路の特色づくり・雰囲気づくりを進め、景観に配慮した道路整備を努めます。(一部路線で植栽実施、道路景観の向上)
- ・透水性舗装の整備や歩道の拡張、歩車分離の推進など、人にやさしい道づくりに加え、騒音や排気ガスの軽減、景観の向上などの機能強化のため、可能な限り植樹帯などを設置し、道路空間の緑化を図ります。(一部路線で植栽実施、道路空間の緑化推進)
- ・道路の植樹帯は、自然な形で生育できるよう、剪定の実施と欠損箇所の補充に努めるとともに、沿道住民の主体的な参加による清掃等の維持・管理を促進します。(継続)
- ・市内の観光名所を相互に連絡する観光周遊ルートを形成するため、主要幹線道路の沿道を中心とした特色ある緑化を推進します。(継続、特色は今後検討)

#### ④水辺の緑化

- ・黄瀬川、深良川などの水辺地では、水と緑のネットワークや潤いある景観の形成に果たす役割が大きいことから、河川等管理者との調整を図りながら周辺の自然環境や景観特性を活かした緑化を図ります。(一定の路線で実施、水辺地の緑化促進)
- ・水辺地では、水とのふれあいの場として緑陰の提供や修景機能、水生生物等の生息空間としての生態系に配慮した緑化を推進します。(一定の路線で実施、水生生物に配慮した緑化推進)

## (2) 民有地の緑化の促進

### ①住宅地の緑化

- ・住宅地では連続した緑を創出し、良好な景観の形成と防災力向上を図るため、接道部の生け垣化を促進するとともに、剪定などの維持管理の必要性を周知します。また、庭における花壇づくりや植樹も合わせて促進します。（継続、新市街地等で協定（地区計画）実施）
- ・緑化余地が少なく、生け垣の設置や庭木の植栽が困難な住宅に対しては、軒先・窓辺・玄関回りなどでのウォールプランターや緑のカーテン等による緑化を促進します。（継続、花いっぱい運動の拡充、緑のカーテン活動などの新設）
- ・住宅地の緑化を促進するため、草花や苗木の配布事業、生け垣助成制度等の拡充を図ります。また、地区緑化に関する緑地協定・建築協定の締結や地区計画制度の導入に努めます。（継続、新市街地等で協定（地区計画）実施）

### ②商業地の緑化

- ・まちの顔としての華やかさや魅力を向上させるため、商工会等関係機関との協働により、歩行者空間や店先などでのフラワーポット等による緑化を推進します。（継続、花いっぱい運動の拡充、緑のカーテン活動などの新設）
- ・建替時などの機会に、建物のセットバックによる緑化余地の創出や屋上緑化・壁面緑化、緑のカーテン等を促進します。（継続、花いっぱい運動の拡充、緑のカーテン活動などの新設）
- ・地区緑化に関する緑地協定・建築協定の締結や地区計画制度の導入に努めます。（継続）

## (3) 工場・研究所等緑化の推進

### ①快適な生産環境を整えるための緑化計画の支援

- ・潤いある景観の形成や公害防止、防災機能の向上を図るため「裾野市土地利用事業に関する指導要綱」等に基づいた緑化率の確保、接道部の緑化、壁面緑化、屋上緑化等を促進します。（継続）
- ・快適な生産環境や周辺環境との調和を目指した緑化を促進するため、緑化モデル事業所の指定と、これに対する緑地助成制度の導入を検討するなど、工場や研究所等の緑化計画を支援します。（継続）

## (4) 市民参加の公園づくり等への支援

### ①市民の参加の公園づくりへの支援

- ・公園整備時には、構想・計画段階から市民の意向やアイデアを反映させ、多様なニーズへの対応、「自分たちの財産」としての公園への愛着の醸成を図ります。（継続）

## (5) 市民活動による公園の維持・管理の推進

### ①公園の管理の役割の明確化

- ・公園の維持・管理について、行政と市民のそれぞれが果たす役割を明確にし、市民の主体的な参加による維持・管理の促進を図ります。（継続）
- ・特に身近な公園・緑地については市民団体や地域住民による維持・管理を基本とし、行政は活動団体の設立、維持・管理に関わる情報提供などの支援を図ることとします。（未実施、緑化活動団体の設立促進、技術的情報支援）

## (6) 市民活動の育成と支援

### ①公園の維持管理に関する市民活動の育成

- ・裾野市の緑化イメージ形成を図るため、身近なところから花や緑を飾り、増やす「花いっぱい運動」を全市的に展開します。(継続)
- ・公園等では、サクラ・ウメ・ツツジなど、1年を通じて市内のどこかで花木を鑑賞できるように、それぞれに特色ある花木の名所づくりを進めます。(継続)
- ・「ホタルの小川」や「かぶとむしの林」、「野鳥の森」など、野鳥や昆虫が自生・生息する環境の創出に努めます。(未実施、ビオトープの創出)

### ②ボランティアによる緑化運動の推進

- ・道路の沿道、学校、集会所などの公共施設・公共空間の花壇づくり、フラワーポットづくりをボランティアの手によって進める運動を促進します。(継続)
- ・樹林地の下草管理や公園内の花・緑の維持管理、街路樹の落ち葉の清掃等についても、地区住民やボランティアの自主的な参画を促進します。(継続)
- ・ボランティア等による緑化活動の促進策として、アダプト制度の導入を促進します。(継続)

### ③緑に関する学習の推進

- ・学校教育の場で自然学習の機会を拡大し、自然を大切にする心の醸成を図ります。(継続)
- ・学校では、「ホタル池」や「トンボ池」など環境学習の場となるビオトープの整備を進めます。(継続)

### ④積極的なPRの推進

- ・緑化や園芸に関する技術、緑化推進に関わる各種の助成制度等の情報発信を行い、市民が自主的に行う緑化活動の先導を図ります。(未実施、緑に関する情報発信の充実)

### ⑤緑化推進の体制づくり

- ・行政内の緑に関する連絡調整会議の開催、緑化技術研修の実施など、組織的な活動に努めます。(未実施、庁内会議の継続)
- ・緑に関する市民相互の意見交換の場や市民と行政の協議・調整の場、自主的な緑化活動の場など、市民参加による緑化推進の体制整備を図ります。(未実施、緑化活動団体の設立促進、市民参加の促進)
- ・市民と行政の間でのWebページの活用などにより、アンケートを実施し、市民の意向や要望を把握する場の充実に努めます。(未実施、緑に関する情報発信の充実)
- ・「緑のまちづくり講座」の開催等により、市民の手による緑化を先導する中核的なリーダーを育成するとともに、ボランティアの育成とそのネットワークの拡大を促進します。(継続)
- ・「こどもエコクラブ」や老人クラブの緑化活動の拡充など、緑に関する各種団体の育成支援に努めます。(継続)
- ・公園・緑地の維持・管理や緑化の推進など、緑のまちづくりに関わるNPO法人等の設立を支援します。(継続)
- ・コミュニティ単位の緑化等の組織設立を促進するとともに、全市的組織との連携による活動の充実・強化を図ります。(継続)

⑥緑化に関わる助成制度等の検討

- ・緑に関する各種団体や地区コミュニティ等を単位とした活動に対し、専門家の派遣や活動費用の一部負担等を行う助成制度の導入を検討します。（継続、静岡県グリーンバンク制度の活用）
- ・民有の樹林地等の保全を支援するため、保全に要する費用の一部助成など、所有者の負担を軽減する制度の導入を検討します。（未実施、緑の協定等の新設による補助対応）
- ・希望者に種子や苗木を提供するグリーンバンク制度のPRを図り、その積極的な活用を促進するとともに、家庭等で不要になった樹木を希望者に配布する仕組みなど、制度の充実を検討します。（継続）

⑦緑のリサイクルの推進

- ・剪定した枝葉の堆肥化・チップ化と市民への配布を推進します。（継続）

## 7.4 新たな役割分担で「活かす」(緑地の活用)

### (1) 農に参加する機会の創出

#### ①地域の農に参加する機会の創出

- ・市認定農業者協議会等で実施している農業体験や里山親子体験学習により、市民が農林業にふれる場を提供します。(継続)
- ・JAや農業関係団体等の農産物直売所や、農園を通して生産者と市民が交流を図り、営農支援と地産地消の推進、農地活用のプロモーションを支援します。(新規、事業自体はJA等でイベント実施中)
- ・生産者が生産物を使用した料理イベント等を開催し、地元の農と食の結びつきと食の安全を再認識する機会をJAや農業関係団体等と協力して設けます。これにより、地元の農業と里山の緑を維持への理解を図ります。(新規、事業自体はJA等でイベント実施中)
- ・農業者や地域住民などが一体となって身近な農地と樹林地で一体的な農林業活動を進め、里山の自然と風景を維持します。(継続・拡充)

### (2) 新たな緑の空間づくりの仕組み

#### ①休耕農地、遊休地の活用

- ・耕作放棄地や農地の遊休期間を活用し、春の菜の花畑、秋のコスモス畑など季節感に富んだ田園の景観づくりを促進します。(継続)
- ・営農が困難な農地については、市民が野菜づくりや花づくりなどの農作業を通じて、土とのふれあいや市民相互の新たな交流が生まれるよう、所有者が主体となり、貸し農園として市民への提供を促進します。(継続・拡充)
- ・首都圏等からの交通利便性や、豊かな自然環境といった立地条件を活かした観光振興の一環として、果樹や花木の観光農園の整備を促進し、地域の活性化を図ります。(継続・拡充)
- ・当面活用を考えていない土地を希望する利用者に貸し出し、利用者の責任の下に自由な取り組みを行える新しい共有空間を作る仕組みを検討します。(新規、都市農地等に関する最近の動向)
- ・遊休広場を「冒険遊び場」や「プレイパーク」とし、地域の大人の目の届く範囲で、子どもたちが自ら学び、遊ぶ広場作りを行えるような仕組みを検討します。(新規、都市農地等に関する最近の動向)

### (3) 身近な公園・広場の利活用

#### ①イベントの開催

- ・「自分たちの地域の緑は、自分たちの手で守り育てる」という意識の醸成を図るため、緑に関するシンポジウムを開催するなど、啓発活動を推進します。(未実施、緑に関する情報発信の充実)
- ・家族や学校、職場、商店街等の単位で参加できる花壇コンクール、生け垣コンクール等の開催や、緑化功労者の表彰制度を設け、緑化活動の気運を高めていきます。(未実施、緑の取組のPR)
- ・文化・スポーツ等のイベント開催を契機とした、花木・苗木、芝生の即売会や無料配布、記念植樹等の機会を創出し、市民と緑の接点の拡大を図ります。(五竜まつりで実施、緑にふれる機会の拡充)

- ・公園や緑地の利活用の幅を拓げるために、試験的なイベントの開催や飲食物の販売等、市民の身近な公園利用の促進を図ります。(新規、緑にふれる機会の拡充、グリーンバンク制度等でイベント実施中)

#### ②緑に関する学習の推進

- ・専門家などによる花の育成や管理の講習会、生涯学習の場における園芸教室等を開催し、市民自らの緑化活動の技術向上を図ります。(継続)
- ・「緑の相談室」の開設など、市民が花や緑についての相談を気軽にできる機会の拡充を図ります。(継続、グリーンバンク制度内に事業あり)

#### ③積極的なPRの推進

- ・県や市で行われる緑化に関するイベント、市民の緑化活動の紹介などの緑に関する情報をWebページ等で市民に広報します。(継続)

## 8. 緑化重点地区

### 8.1 緑化重点地区の概要

緑化重点地区は、都市緑地法において、緑化の推進を重点的に図るべき地区として緑の基本計画に定めることとされています。

緑化重点地区は、都市緑地法運用指針において「行政による重点的な緑化施策に加え、住民及び企業等がそれぞれの立場で自主的な緑化の推進が行われる」ことを求めており、それぞれの主体の協働によって緑化を進めるモデル的な地区としての役割が期待されます。

また、「緑化重点地区総合整備事業」として、都市公園の整備や緑化助成に対して、積極的な国の支援を受けることが可能となっています。

### 8.2 地区の設定要件

緑化重点地区の候補地としては、一般に次のような地区があげられています。

- 駅前や多くの公共施設が立地している地区等、都市のシンボルとなる地区
- 特に緑が少ない住宅地、緑による質の高い環境整備に対する住民の意識が高い地区
- 具体的な面的開発事業が計画されている地区で、緑による環境整備を重点的に行う必要のある地区
- 緑化協定の締結の促進等により良好な住宅地の形成を促進する地区
- 風致地区など都市の風致の維持が特に重要な地区
- 教育施設等の公共施設と民有地の一体的な緑化及び景観形成により良好な環境の保全及び創出を図る地区

### 8.3 地区の設定と設定理由

地区の設定要件を踏まえつつ、緑の将来像で示した「緑の拠点」のうち、重点的に緑化を推進することで、緑化意識の向上や緑化活動のモデルとしての高い波及効果が期待できる「裾野駅周辺地区」「パノラマロード周辺地区」及び「岩波駅周辺地区」の3地区を緑化重点地区として設定します。

各地区の詳細な設定理由は以下のとおりです。

#### 【裾野駅周辺地区】

- 本市の玄関口として、市内外の人々が集い・交流するシンボル地区であることから、重点化による高い効果が期待できる。
- 土地区画整理事業が進行中であるため、緑化重点地区総合整備事業の導入による合理的な整備が可能となる。
- 本市の拠点としての魅力が現状では不足しており、緑の保全や緑化の推進により、その向上が求められる。
- 公共施設や商業地、住宅地が集積しているほか、道路、河川等が含まれることから、これらの緑化に関わる先導的な地区として市民に理解されやすく、緑化意識の高揚や浸透につながりやすい。

#### 【パノラマロード周辺地区】

- 梅の里や運動公園などのレクリエーション施設が集積しており、重点的な緑化が施設の利用を通じて市民に認識されやすく、緑化意識の高揚や浸透につながりやすい。
- 集客力の高いレクリエーション施設に連絡する路線でもあり、重点的な取り組みによって実現される裾野市の緑化のイメージを広く市外へもアピールできる。
- 梅の里と運動公園を結ぶ「パノラマロード」は、富士山を正面にすえた眺望に優れた路線であり、本市の特性である富士山の眺望景観の保全や、その魅力の向上を目指した緑化活動が特に求められる。
- 歴史公園の整備を進めることで、富士山に関わる歴史と自然の両面からの緑化を目指す向上効果が期待できる。
- 企業は、緑による質の高い環境整備に対する意識が高く、重点地区としての企業・行政の協働による取り組みは、緑化活動のモデルとしての波及効果が期待できる。



【岩波駅周辺地区】

- 本市の第2の玄関口として、また、市の北部地域の交流地区であり、重点化による高い効果が期待できる。
- 自然豊かな居住地区の緑化重点化により、先導的な地区として地域に関わる全ての人に理解される機会が得やすく、定住化の促進や緑化意識の高揚や浸透につながりやすい。
- 優良農地の維持・保全や良好な景観形成を図るとともに、遊休地の有効活用を行うことで住宅地近郊の緑地を確保することができる。



図 8.3.1 緑化重点地区位置

## 8.4 裾野駅周辺地区緑化推進計画

### (1) 重点地区の概況と課題

#### 1) 地区の概況

- ・本地区は裾野駅を中心とした地区であり、裾野市の玄関口、交通の結節点と位置づけられるほか、市立図書館や高齢者福祉施設等公共施設が集積する行政、文化の拠点となっています。
- ・本地区では裾野駅西土地区画整理事業により、小柄沢緑地、駅西公園などの都市公園をはじめとする都市基盤の整備や都市機能の充実、裾野市の中心市街地にふさわしい顔づくりが進められています。
- ・地区の緑地要素には、黄瀬川、泉川、小柄沢川などの河川や小柄沢緑地、社寺境内地のまとまりのある緑などがあり、市街地の貴重な自然環境として市民に親しまれていますが、一方では道路幅員が狭く、建築物の密集度も比較的高いため、道路空間や敷地に緑化するための余地が少なく、自然環境の豊かな裾野市にあって緑が少ない印象があります。

#### 2) 緑化推進上の課題

以上の現況を踏まえた、緑化を推進するための課題は次のとおりです。

#### ○裾野市の玄関口にふさわしい魅力ある空間づくり

裾野市の玄関口であるため、来訪者等に対して自然の豊かさを印象づける空間や、中心市街地・商業業務や公共施設の集積地として、洗練された魅力ある空間の創出が求められます。このため、緑化推進にあたっては、自然の豊かさと洗練された美しさが調和した、魅力あふれる空間を演出するよう配慮することが必要となります。

#### ○人と緑がいきいきするまちの演出

土地区画整理事業により、道路空間の確保や建築物の計画的な配置が期待されます。これを契機として、住民の主體的な参加による沿道や街区を単位とした一体的な緑化活動を促進するなど、人と緑が活かし・生かされる関係づくりを進めることが求められます。

#### ○河川や公園・緑地などの自然環境の積極的な活用

河川については、市街地の貴重な自然環境として積極的な活用が求められており、整備にあたっては、河川の自然生態系にも配慮した工法等の導入に努め、その保全と再生を図る必要があります。

また、地区の公園や社寺境内地のまとまりのある緑については、その保全を図るとともに、地区の拠点的な緑地としての活用が求められます。

■地区の現況写真



小柄沢緑地



偕楽園



佐野原神社



佐野浅間神社



市役所からの富士山の眺望



道路の植栽

## (2) 重点地区の緑化推進計画

### 1) 計画のテーマと基本方針

#### ①計画のテーマ

本地区は、暮らしを支える自然の豊かさを印象づける空間、中心市街地・商業施設や公共施設が集積した魅力ある空間という2面性のある地区と位置づけられます。

こうした地区の特性を踏まえ、「豊かさ」を演出する緑と洗練された「美しさ」を演出する緑が効果的に配され、これらが調和するライフ・ステージ（生活の舞台）を支える緑のまちづくりを進めることとします。

このため、計画のテーマを次のように設定し、地区緑化を推進することとします。

#### 【計画のテーマ】

**豊かで美しいみどりが支えるライフ・ステージ**

#### ②計画の基本方針

- 裾野市の玄関口となる駅周辺における緑化を推進し、魅力ある「顔」づくりを進めます。
- 土地区画整理事業と連携しながら、道路空間の緑化や河川等を活用した「豊か」で「美しい」水と緑のネットワークづくりを推進します。
- 「豊か」で「美しい」まちづくりを推進するため、総合的・計画的な緑の街並み形成を図ります。
- 公共施設の緑化・花づくりを計画的に推進するとともに、これら施設の活用による緑化活動の促進を図ります。
- 社寺境内地のまとまりある緑などを効果的に活用します。
- 各種法制度の活用や住民相互のルールづくり等により、豊かで美しいまちづくりへの地区住民の主体的な参加を促進します。

## 2) 重点地区の緑化推進計画

### ①玄関口にふさわしい駅周辺の『顔』づくり

裾野駅周辺では、裾野市の玄関口にふさわしい空間とするため、樹木や花、水などを用いた魅力的な景観形成による『顔』づくりを推進します。

#### <施策例>

- ◎シンボルとなる樹木の植栽
- ◇四季折々の花による花壇やフラワーポットの設置
- ◎ストリートファニチュア（案内板、ベンチなど）の設置、デザイン化
- ◆電線類の地中化や街灯、標識、看板類等の景観管理

### ②『豊か』で『美しい』水と緑のネットワークの形成

裾野駅に連絡する主要な道路では、沿道の商業業務地などと一体となって洗練された『美しい』緑の景観づくりを推進します。また裾野駅、公共施設、緑地等を結ぶ歩行者系の道路空間では、「来訪者がおどろき、感心するような『豊かな』自然」を演出する緑化を推進し、これらとふれあいながら地区を回遊することができるネットワークの形成を図ります。

#### <施策例>

- ◎歩道部分への花の咲く低木や香りのある低木等による植栽、フラワーポットの設置
- ◆ポケットパークや休憩スポットの計画的な配置
- ◎花の咲く樹木の植栽など、『豊か』な自然とふれあうことのできる緑道の整備
- ◆自然生態系にも配慮した河川の散策路整備
- ◆緑道の愛称にちなんだ植栽

### ③『豊か』で『美しい』緑の街並みづくり

自然と共生しながら、まちなかに暮らす魅力が実感できる『ライフ・ステージ』の形成を図るため、『豊かさ』と『美しさ』を演出する街並みづくりを、住民と行政の連携の下に推進します。

#### <施策例>

- ◇生垣づくりの促進や壁面緑化・屋上緑化などによる緑化修景
- ◇プランターなどを活用した玄関回り等の緑化、花づくりの促進
- ◇未利用地や駐車場などの緑化修景、雑草管理などの景観管理
- ◇緑と調和する意匠、素材の建築物の設置促進による美しい街並みづくり
- ◎緑化フェア、ホテルの夕べなどのイベント開催

※ ◆：行政主体、◇：住民・事業者主体、◎：住民・事業者・行政による協働

#### ④公共施設の計画的な緑化の推進

公共施設としては市役所のほか、市立図書館や小学校等が集積していることから、地区のシンボル、緑のネットワークの拠点となるよう、住民の参加のもとに計画的な緑化の推進と適切な維持管理を図ります。

##### <施策例>

- ◆シンボルツリーとなる樹木の植栽
- ◆防災拠点としての機能を確保するための、防火樹種による植栽の推進
- ◇緑地の維持・管理、花壇づくりなどへの住民の主体的な参加促進
- ◆公共施設の屋上・壁面緑化の推進

#### ⑤新たな緑地の創出と既存の緑地の積極的な活用

駅西公園の整備を図るとともに、小柄沢緑地や社寺境内地のまとまりのある緑地の保全と、身近な緑地としての積極的な活用を図ります。

##### <施策例>

- ◆駅西公園の整備
- ◆水と親しめる公園・緑地の整備
- ◇計画段階からの住民参加による公園づくりの推進
- ◇公園等の落ち葉清掃、樹木管理、花壇づくりへの住民の主体的な参加促進
- ◎社寺境内地等まとまりのある緑地の保全

#### ⑥住民参加のルールづくり

『豊かで美しいみどりが支えるライフ・ステージ』の実現に向けて、住民参加の下でルールづくりを促進します。

##### <施策例>

- ◎建ぺい率、壁面後退等の建築制限、垣・柵の構造や緑化活動への自主的な取り決めなど、住民が主体となったルールづくりの促進
- ◇アダプト制度による住民主体の緑化活動の促進
- ◇「緑化施設整備認定制度」の導入による商業業務地緑化の促進
- ◎商店街や商工会等各種団体との連携強化などによる、緑化推進の体制づくり

※ ◆：行政主体、◇：住民・事業者主体、◎：住民・事業者・行政による協働



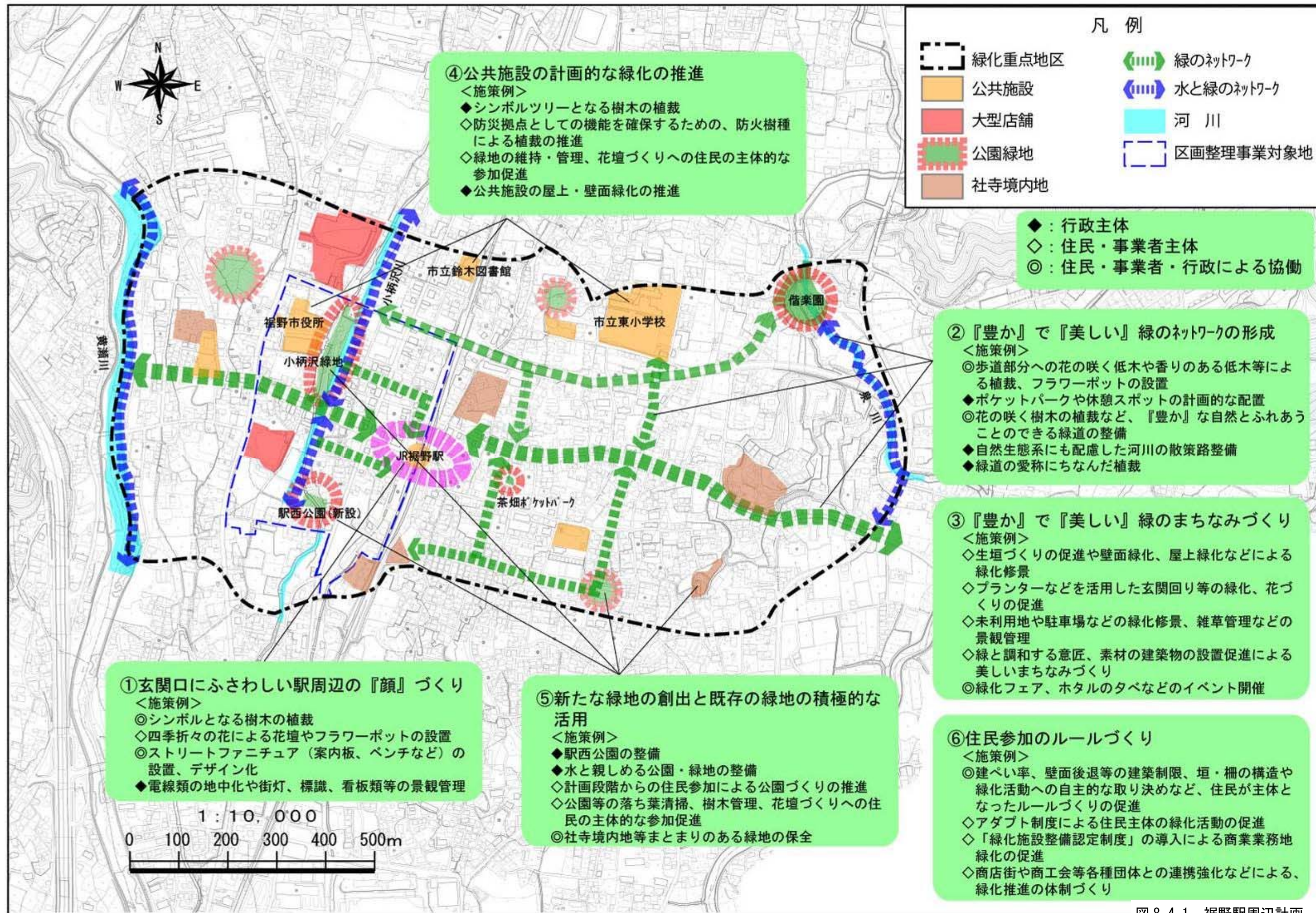


図 8.4.1 裾野駅周辺計画



## 8.5 パノラマロード周辺地区緑化推進計画

### (1) 重点地区の概況と課題

#### 1) 地区の概況

- ・本地区の東側には梅の里、西側には須山浅間神社、御師の家（渡辺邸）など、自然・歴史を感じられる施設が配置され、パノラマロードで連絡されています。
- ・パノラマロードは桜の植樹を進めるなど、富士山の眺望と一体となった良好な道路景観の形成が進められています。
- ・市街化区域に集積する大規模な工場・研究所は、周辺の自然環境に配慮した緑の保全・緑化が進められており、良好な景観を形成しています。
- ・裾野市運動公園は、陸上競技場、芝生の丘、やすらぎの広場などの多様な施設が整備されており、スポーツ・レクリエーション活動の拠点施設となっています。
- ・須山浅間神社は、世界文化遺産「富士山」の構成資産であり、須山口登山道の起点となる神社です。また梅の里及びその周辺は、豊かな自然環境を有し、本市を印象付ける役割を有する拠点施設として整備され、花木や花の名所としても親しまれています。

#### 2) 緑化推進上の課題

以上の現況を踏まえた、緑化を推進する上での課題は次のとおりです。

#### ○富士山、愛鷹山、箱根外輪山を背景とする良好な景観づくり

宅地化されていない、富士山麓に展開される高原性の地形は、富士山をはじめとする山々の眺望を可能にし、裾野市の自然環境の豊かさを印象づけています。このため、良好な景観の保全を図ることが必要であるとともに、効果的な緑化推進により、さらにその魅力を高めることが求められます。

#### ○特色ある自然・歴史を感じられるまちの拠点づくり

梅の里や運動公園は、レクリエーション活動やイベント開催のための拠点として重要な施設であり、その整備や維持管理を一層推進することが求められます。また、これら拠点による自然・歴史とのふれあいや、その保全・緑化を進めることは、いこいのあるまちづくりのために重要です。

#### ○緑の保全・緑化推進の連携の確保

本地区には、まとまりのある樹林地等が残されており、周辺の山々を遠景要素とする景観の魅力を高めています。このため、保全すべき緑地については必要な担保策を講じつつ、これらと一体となった景観の魅力を一層高める、眺望点周辺の緑化を推進するなど、保全と緑化の連携に配慮することが求められます。



■地区の現況写真



パノラマロード



須山浅間神社



運動公園の芝生の丘



運動公園からの富士山の眺望



パノラマロード沿いからの富士山



工場の植栽地

## (2) 重点地区の緑化推進計画

### 1) 計画のテーマと基本方針

#### ①計画のテーマ

本地区は、傾斜の緩やかな高原性の地形条件から、富士山をはじめとする雄大で、良好な眺望景観を得られることが特徴となっています。また夏の色濃い緑や秋の紅葉に加え、梅や桜、菜の花など春の到来を感じさせる花木の植栽が進められ、四季を通じて花を楽しむことができる環境づくりが進められています。

また、須山浅間神社をはじめとする社寺や、富士山を崇拝する人々が登拝を行う際に宿や食事などの世話をしていたとされる御師の家（渡辺邸）などが存在し、本市の歴史を感じられる地区でもあります。

こうした地区の特性を踏まえ、工業地等の良好な植栽地の維持管理・修景を進めつつ、特色ある花木等を効果的に配置するとともに、本市の歴史を感じられる景観づくりを進めることとします。

このため、計画のテーマを次のように設定し、地区緑化を推進することとします。

### 富士の雄大な自然へ誘う四季彩の景

#### ②計画の基本方針

- 梅の里の緑化推進、裾野市運動公園の維持管理、歴史公園の新たな配置により、拠点づくりを進めます。
- 工業地等における植栽地の維持管理や修景、樹林地の保全などにより、パノラマ景観（眺望景観）の保全・創出を図ります。
- 特色のある花木等による道路空間の緑化を推進し、ビスタ景観（見とおし景観）の創出を図ります。
- 景観の魅力を一層高められるビューポイント（視点となる場）を確保します。
- 計画的な緑化・花づくりを推進し、花を楽しむことのできる名所づくりを進めます。
- 各拠点や幹線道路等を相互に連絡する散策路を定め、緑化を進めます。

## 2) 重点地区の緑化推進計画

### ①自然・歴史を感じられる拠点づくり

梅の里については特色ある花の名所づくりを推進し、「健康文化」に関わるレクリエーション拠点として位置づけます。

また、裾野市運動公園については、適切な維持管理を推進し、スポーツ活動の拠点としての機能充実を図ります。更に、歴史公園を新たに配置し、適切な維持管理を推進します。

#### <施策例>

- ◆特色ある花が楽しめる植栽、花壇づくりなどによる緑化
- ◎適切な維持管理の推進、維持管理への住民参加の促進
- ◆自然環境と調和する素材、意匠等に配慮した案内板、ベンチ等の設置
- ◆須山地区説明看板の設置
- ◎観光ガイド活用による利用促進

### ②パノラマ景観の保全・創出

季節の変化とともに多様な表情をみせる、富士山をはじめとする山々を背景とするパノラマ景観（眺望景観）については、樹林地の保全や工業地等における植栽地の修景などにより、これらと一体となった雄大な景観の保全を図ります。

#### <施策例>

- ◎背景となる森林や樹林地の保全
- ◎パノラマ景観を生かす建物づくりのルール化
- ◇工業地等における敷地内緑化の推進
- ◆法面や壁面の緑化修景
- ◆地形や既存の緑地等自然を活用した新規開発の適正誘導

### ③ビスタ景観の創出

パノラマロードについては、樹木、花の植栽により、富士山をはじめとする雄大な自然へと通じる道路空間の演出を図ります。

#### <施策例>

- ◆樹木、花の植栽による道路空間の緑化
- ◆緑化余地の確保が困難な道路におけるフラワーポット等による緑化
- ◎沿道のコンクリート法面の緑化法面処理の推進
- ◎擁壁、ブロック塀、フェンス等のつる性植物などによる緑化修景、前面への植栽による視覚的遮へい
- ◎背景となる自然と調和した建築物、広告・看板類の意匠、色彩等のルールづくり
- ◆電線類の地中化の検討

※ ◆：行政主体、◇：住民・事業者主体、◎：住民・事業者・行政による協働

#### ④ビューポイントの確保

道路の沿道や梅の里、歴史公園などは、良好な景観を眺めることのできる場（ビューポイント）を計画的に確保し、景観の魅力を高めることのできる環境整備を図るとともに、眺めることのできる景観の管理を推進します。

<施策例>

- ◆パノラマロード沿道へのポケットパークの設置
- ◆梅の里、歴史公園へのビューポイントの設置
- ◆背景となる富士山等の景観を演出する緑化の推進
- ◆ベンチの設置や四阿設置などによる休息スペースの整備、案内板等を含めたデザイン化
- ◎景観と一体化した広告・看板類の設置に向けたルールづくり

#### ⑤名所づくり

梅の里やパノラマロード等においては、梅や菜の花、桜並木に加え、ひまわり畑やコスモス街道など、「花」の名所づくりを推進します。

<施策例>

- ◆開花時期に配慮した樹木、花の種類を選定
- ◆「花」に関するイベント開催の促進
- ◇ボランティア等の参加による花畑づくりの促進
- ◆駐車スペースや休憩場所等の設置

#### ⑥散策路づくり

各拠点やパノラマロード、国道 469 号、独特な景観をもつ芝畑、佐野川周辺などの自然にふれあうことのできる散策路の整備を図り、水と緑のネットワークの形成を図ります。また、富士山の登山道である「須山口登山道」と一体的に整備する事により、利用を促進します。

<施策例>

- ◎拠点施設や道路を結び、自然と親しめる散策路の整備
- ◎周辺環境と調和する素材、意匠等に配慮した案内板、ベンチ等の設置
- ◆散策路における沿道緑化の推進

※ ◆：行政主体、◇：住民・事業者主体、◎：住民・事業者・行政による協働



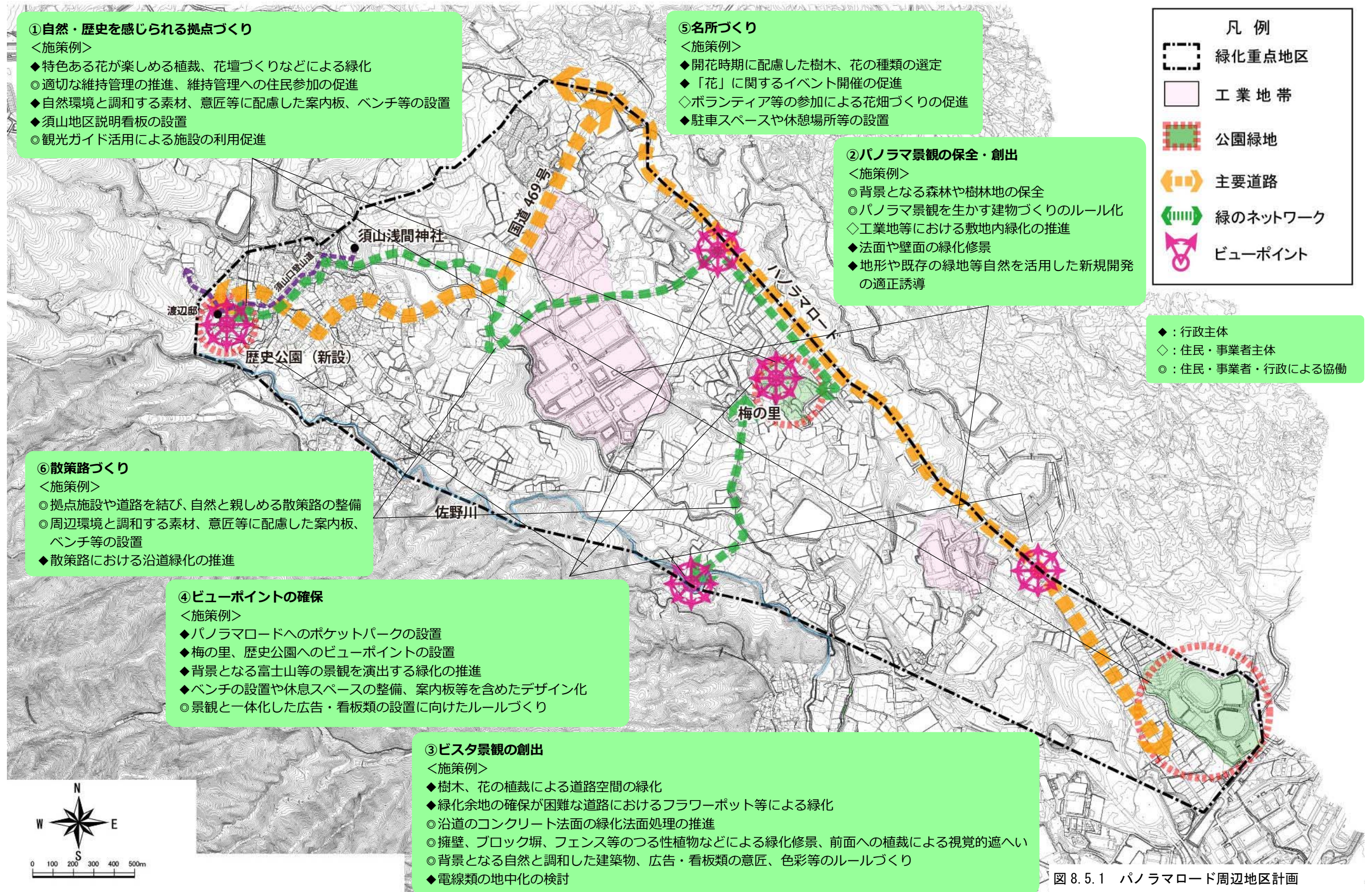


図 8.5.1 パノラマロード周辺地区計画



## 8.6 岩波駅周辺地区緑化推進計画

### (1) 重点地区の概況と課題

#### 1) 地区の概況

- ・本地区は岩波駅を中心として裾野市の北部地域の玄関口となっている地区です。岩波駅では、駅のバリアフリー化、ホームの増設などを進め、交通機関としての機能の充実が進められています。
- ・本地区は公共交通の利便性を備えるとともに、近隣商業地・地域生活の拠点となっており、日常的なサービス機能が集積している場所でもあります。近年では、岩波区にある飲食店等を中心にして、エリアの活性化を図るパートナーシップ事業等の実施や産業地域連携プラットフォームを設置するなど、官民挙げての地区の活性化に取り組んでいます。
- ・JR 岩波駅周辺においては、住居系と一部商業系用途が指定された市街地となっているほかは、ほとんどが市街化調整区域となっています。また、本地区は、平坦地に分布する水田を中心に、深良用水の水利やゆるやかな高低差に恵まれた優良田園地域を有しています。
- ・地区の緑地要素には、黄瀬川、深良川、社寺境内地等のまとまりのある緑があります。岩波駅周辺には、住宅地が広がっており、地区全体としては自然豊かな居住地域となっている一方で、地区周辺には工場や研究所が立地しています。

#### 2) 緑化推進上の課題

以上の現況を踏まえた、緑化を推進する上での課題は次のとおりです。

#### ○裾野市の北部地域の玄関口にふさわしい魅力ある空間づくり

裾野市の北部地域の玄関口であるため、来訪者等に対して自然の豊かさを印象づける魅力ある空間の創出が求められます。このため、緑化推進にあたっては、自然の豊かさと居住地区が調和した、魅力あふれる空間を演出する配慮が必要となります。

#### ○職住近接の美しい居住空間づくり

周辺の工場や研究所等の従業者や地域住民の定住化の促進を図るため、駅周辺に広がる自然豊かな居住地区の魅力あふれる緑の創出を図ることが重要です。地域に関わる人達の参加による緑化活動を促進するなど、人と緑が活かし・活かされる関係づくりを進めることが求められます。

#### ○河川や緑地などの自然環境の積極的な活用

河川としては、黄瀬川や世界かんがい施設遺産「深良用水」を市街地の貴重な水辺環境として積極的に活用することが求められます。

また、社寺境内地のまとまりのある緑については、その保全を図るとともに、地区の拠点的な緑地としての活用が求められます。

#### ○優良農地の維持・保全と遊休地の有効活用

集落周辺に広がる優良農地は、農業生産の場として維持・保全するとともに、美しい田園景観を向上させていくことが重要です。また、遊休農地は、農地利用に加え、緑地としての活用等も視野に入れて有効利用を図る必要があります。

■地区の現況写真



J R岩波駅



岩波風穴



黄瀬川



深良川



J R岩波駅からの眺望



地区の田園景観

## (2) 重点地区の緑化推進計画

### 1) 計画のテーマと基本方針

#### ①計画のテーマ

本地区は、優良農地や社寺境内地、深良川や黄瀬川などの緑地要素を有している自然豊かな居住空間であるとともに、地区周辺には工場や研究所が立地しています。

こうした地区の特性を踏まえ、新たな緑地の創出や既存の緑地の保全、緑化の推進、優良農地を活用した景観形成等により、定住化の促進に寄与する自然と調和した良好な居住環境の創出を図ることとします。

このため、計画のテーマを次のように設定し、地区緑化を推進することとします。

#### 【計画のテーマ】

**「自然」豊かなまちなみづくり**

#### ②計画の基本方針

- 裾野市の北部地域の玄関口となる駅周辺における緑化を推進します。
- 北部地域まちづくり基本方針や都市計画マスタープランに沿って、自然と調和した良好な居住環境の保全を図ります。
- 「豊か」で「美しい」まちづくりを推進するため、総合的・計画的な緑の街並み形成を図ります。
- 緑化・花づくりの推進に配慮した緑化活動の促進を図ります。
- 社寺境内地のまとまりある緑などを効果的に活用します。
- 優良農地の維持・保全、良好な景観形成を図るとともに、遊休地を有効に活用します。



## 2) 重点地区の緑化推進計画

### ①北部地域の玄関口にふさわしい駅周辺の『顔』づくり

岩波駅周辺では、裾野市北部地域の玄関口にふさわしい空間とするため、裾野駅と異なる魅力を持つ景観形成による『顔』づくりを推進します。

#### <施策例>

- ◎シンボルとなる樹木の植栽
- ◇四季折々の花による花壇やフラワーポットの設置
- ◎ストリートファニチュア（案内板、ベンチなど）の設置、デザイン化

### ②自然が近接する居住環境の創出

自然と調和した良好な居住環境を創出し、従業者や地域住民の定住化を促進するため、住民と事業者、行政の連携の下に緑化を推進します。

#### <施策例>

- ◇生垣づくりの促進や壁面緑化・屋上緑化などによる緑化修景
- ◇プランターなどを活用した玄関回り等の緑化、花づくりの促進
- ◇屋上や壁面などの緑化修景、雑草管理などの景観管理
- ◇緑と調和する意匠、素材の建築物の設置促進による美しい街並みづくり

### ③『豊か』で『美しい』水と緑のネットワークの形成

岩波駅に近くの岩波風穴などのポイントを活かしつつ、一体的な『美しい』緑の景観づくりを推進します。

また、黄瀬川の変化に富む景観や世界かんがい施設遺産「深良用水」に接続する深良川の歴史的価値の情報発信を含めた水と緑のネットワークの形成を図ります。

#### <施策例>

- ◎歩道部分への花の咲く低木や香りのある低木等による植栽、フラワーポットの設置
- ◆電線類の地中化や街灯、標識、看板類等の景観管理
- ◆ポケットパークや休憩スポットの計画的な配置
- ◎遊歩道の整備による『豊か』な水と緑のネットワークの整備
- ◆黄瀬川や深良川を活かした河川散策路の整備・活用

※ ◆：行政主体、◇：住民・事業者主体、◎：住民・事業者・行政による協働

#### ④新たな緑地の創出と既存の緑地の積極的な活用

風致公園や街区公園の新設整備を図るとともに、社寺林や農地、まとまりのある緑地の保全と、身近な緑地としての積極的な活用を図ります。

<施策例>

◆風致公園や街区公園の整備

◇計画段階からの住民参加による公園づくりの推進

◇公園等の落ち葉清掃、樹木管理、花壇づくりへの住民の主体的な参加促進

◇優良農地の環境保全活動、関連施設の点検・補修活動や美しい田園景観を活かした景観形成活動の推進

◆岩波風穴や地域の寺社の歴史豊かな地域の自然の維持

◎社寺境内地等のまとまりのある緑地の保全

#### ⑤住民参加のルールづくり

『職住近接の緑豊かな街並みづくり』の実現に向けて、住民参加の下でルールづくりを促進します。

<施策例>

◎建ぺい率、壁面後退等の建築制限、垣・柵の構造や緑化活動への自主的な取り決めなど、住民が主体となったルールづくりの促進

◇アダプト制度による住民主体の緑化活動の促進

◇「緑化施設整備認定制度」の導入による商業業務地緑化の促進

◎商店街や商工会等各種団体との連携強化などによる、緑化推進の体制づくり

※ ◆：行政主体、◇：住民・事業者主体、◎：住民・事業者・行政による協働



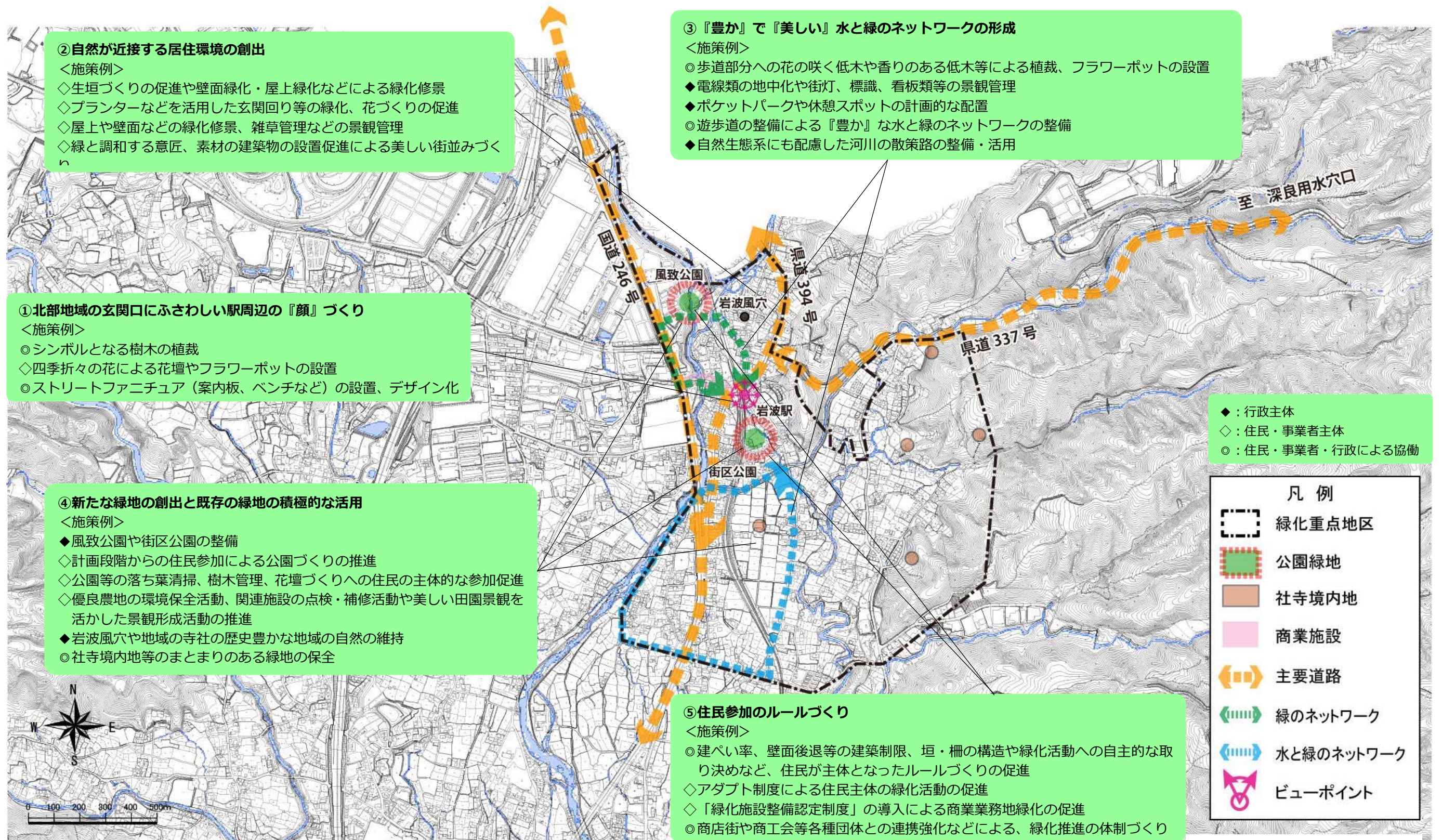


図 8.6.1 岩波駅周辺地区計画



## 9. 保全配慮地区

### 9.1 考え方の整理

保全配慮地区は、都市緑地法において、「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」として緑の基本計画に定めることとされています。

緑地保全地区が現状凍結的な保存を措置する制度であるのに対し、保全配慮地区は、都市緑地法運用指針において「市町村が市民緑地や条例による保全措置等により緑地の保全を図るべき必要があると認められるものについて定める」こととなっており、緑地の現状や市民のニーズなどを踏まえて自然的環境に富んだ地区全体を緑地以外の土地の区域も含めて指定し、多様な手法の組み合わせにより地区の自然的環境の保全を図ることが望ましいとされています。

### 9.2 地区設定要件

保全配慮地区の候補地としては、都市緑地法運用指針において次のような地区があげられています。

- 風致景観の保全の視点から重要な地区
- 自然生態系の保全の視点から重要な地区
- 自然とのふれあいの場の提供の視点から重要な地区

今回、裾野市で保全すべき緑としては以下のものを考えます。

- ①市街地及び周辺部の樹林地、集落地の屋敷林
- ②住宅地等、別荘地、工業地、公共公益施設の植栽地
- ③市街地の農地

保全配慮地区の概ねの位置関係は次頁の通りです。

### 9.3 地区の設定

#### (1) 保全すべき緑地の整理

保全の対象となる緑地要素の解析評価結果と、地域制緑地の指定方針との対応を整理した結果を表 9.3.1 に示します。(解析評価の際に整理した緑地要素のうち、施設緑地については「整備・創出すべき緑地」であるため、「保全すべき緑地」からは除いています)。

表 9.3.1 緑地要素の評価と地域制緑地指定方針

緑地要素	総合評価	指定方針	備考
自然公園・自然環境保全地域の森林	A	自然公園・自然環境保全地域	
保安林区域の森林	A	保安林区域	
地域森林計画対象民有林	A	地域森林計画対象民有林	
アンタカツツジ原生群落	A	文化財	
頼朝の井戸の森	B	文化財	
黒岳のスギ林	D	文化財	
クスノキ林	C	文化財	
須山浅間神社社叢	B	文化財	
葛山城址の樹林地	A	文化財	
市街地の樹林地	B	なし	
市街地周辺部の樹林地	B	なし	
住宅地等の植栽地	D	なし	緑化推進で対応
集落の屋敷林	B	なし	
別荘地の植栽地	D	なし	緑化推進で対応
工業地の植栽地	D	なし(工場立地法等)	緑化推進で対応
公共公益施設の植栽地	B	なし	緑化推進で対応
黄瀬川	A	河川区域	
佐野川	A	河川区域	
深良川	A	河川区域	
その他の河川	D	河川区域	
市街地の農地	B	なし(農地法)	緑化推進で対応
市街地周辺の農地	A	農振農用地	

※緑地要素、総合評価は表 2.1.15 参照

※指定方針は 6.3.2 地域制緑地の指定目標、方針及び保全方針参照

## (2) 保全すべき緑地の課題と保全の方向

自然公園・自然環境保全地域の森林等、地域制緑地に指定する緑地は、個別法により土地利用の転換や土地そのものの形質の改変、木竹の伐採等が制限されており、緑地の保全が一定程度担保されています。しかし、現在保全の担保されていない緑地が残っています。

これら緑地の保全上の課題を以下のように整理します。

### 1) 市街地及び周辺部の樹林地、集落地の屋敷林

市街地及び周辺部の樹林地、集落地の屋敷林は比較的規模が小さく、点在しているため、地域制緑地の指定による面的な制限が困難です。また、土地所有者の土地利用意向が、社会情勢の変化や相続等の個人的事情によって変化する可能性があるため、地域制緑地指定による一律な制限が困難です。

これらの緑地は、道路等の都市基盤が未整備な山麓部の森林と比較し、都市施設等の整備が進んでいる市街地や集落地内、その周辺部で都市的土地利用への転換ニーズが高いと予想されます。そのため、保全の際にはこれらのニーズに十分配慮することが求められます。

### 2) 住宅地等、別荘地、工業地、公共公益施設の植栽地

住宅地等、別荘地、工業地、公共公益施設の植栽地は規模が小さく、点在しているため、地域制緑地の指定による面的な制限が困難です。

これらの緑地は、人の手によって作り、育まれてきた身近な緑であり、今後も住民等による主体的な緑化活動により、保全または一層の緑化が可能と考えられます。

### 3) 市街地の農地

市街地の農地は、農地法による転用許可基準に基づき、転用の可・不可が判断され、市街化区域では、優先的に農地を転用する区域と位置づけ、また都市計画法上も市街化を促進すべき区域であるため、保全は困難でした。これに対し「生産緑地地区」の指定の仕組みがありますが、本市ではこの指定地区がありません。平成30年4月に都市計画法、建築基準法が改正され、「田園住居地域」が創設されました。この地域は、都市計画法上の用途地域の一類型であり、住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を形成している地域を設定することが可能となりました。また、「生産緑地地区」も面積要件が300㎡に緩和され、地区内の設置施設等も拡充されました。今後は、都市計画区域見直し時に「田園住居地域」としての指定や「生産緑地地区」の導入等の検討も進めていきます。

これらの緑地は市街地の農地を中心とした緑地は第7章で位置づけた、優良農地の保全と田園景観の維持、市民農園・観光農園としての農地の活用などの施策により対応することとし、必要に応じた保全と活用の推進に努めることが求められます。

また、市街化区域内外に関わらず、未利用地・遊休地となっている農地（耕作放棄地）や宅地は、放置により、防犯、生活環境、防災の各面から周辺に悪影響を及ぼすことがあります。市内では、歩いて行ける身近な公園等が不足していることも含め、これらの当面利用されていない土地について、公園・緑地や農園として利用することにより、身近な自然や緑とのふれあいの場を提供していくことが可能と考えられます。

以上のことから、保全配慮地区の設定により保全を図る緑地要素は、地域制緑地を指定する緑地要素、緑化推進施策により対応する緑地要素を除いた「市街地の樹林地」、「市街地周辺の樹林地」、「集落地の屋敷林」を中心とし、「未利用地・遊休地（耕作放棄地、宅地等）」を加えて考えます。保全すべき緑地と保全の考え方を表 9.3.2 に示します。ただし、「未利用地・遊休地（耕作放棄地、宅地等）」は、個別に地区設定をして検討していくこととします。

**表 9.3.2 保全すべき緑地と保全の考え方**

緑地要素	対象となる緑地	保全の担保	保全の考え方
地域制緑地を指定する緑地要素	自然公園・自然環境保全地域の森林など	個別法に基づく一定の制限	指定する地域制緑地の各個別法で保全
上記以外の緑地要素	住宅地等の植栽地、市街地の農地など	なし	緑地の保全及び緑化推進のための施策で対応
	市街地の樹林地 市街地周辺の樹林地 集落地の屋敷林	なし	保全配慮地区を設定
	未利用地・遊休地（耕作放棄地、宅地等）	なし（条例、協定等、必要に応じ制定）	個別地区を設定



#### 4) 地区の設定

保全配慮地区として設定する、保全を図る市街地及びその周辺の樹林地、集落地の屋敷林は、  
図 9.3.1 に示すように、地域制緑地を指定する区域を除く全域にわたって分布しています。

このため、これら保全対象とした緑地要素を網羅する、地域制緑地指定のない地域全域（公有  
林を除く）を保全配慮地区として考えます。

なお、未利用地・遊休地（耕作放棄地、宅地等）については、地区ごとに個別事情もあるため、  
図 9.3.1 には掲載しないものとします。

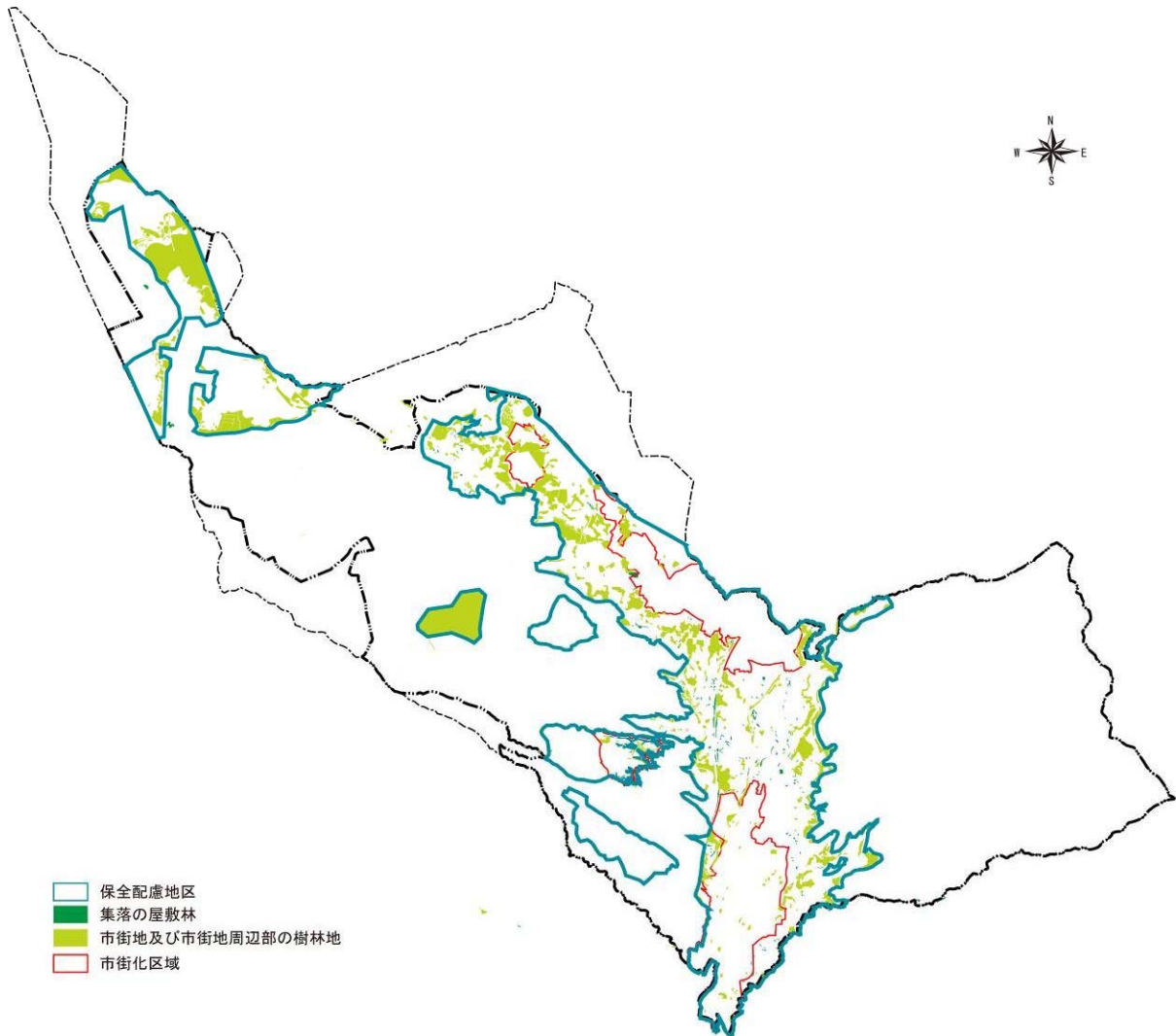


図 9.3.1 保全配慮地区（案）

## 9.4 保全配慮計画

### 9.4.1 計画のテーマと基本方針

市街地及び周辺部の樹林地、集落地の屋敷林は、「貴重な機能を有する緑地（総合的解析評価 B ランク）」と位置づけられ、都市の風致や良好な景観、自然生態系の保全、自然とのふれあいの場としてできる限りの保全・活用が望まれます。

そこで、以下に示すような保全配慮計画とします。

#### (1) 計画のテーマ

市街地及び周辺部の樹林地、集落地の屋敷林は、「貴重な機能を有する緑地（総合的な解析評価の B ランク）」と位置づけられ、都市の風致や良好な景観、自然生態系の保全、自然とのふれあいの場としてできる限りの保全・活用が望まれます。

このため、計画のテーマを次のように設定し、その保全に配慮していくこととします。

**残そう、私たちの大切なみどり**

#### (2) 計画の基本方針

計画のテーマを踏まえ、次の方針により緑地の保全を図ることとします。

##### ○土地利用の動向や土地所有者意向の把握による柔軟な保全・活用

地区内の樹林地、未利用地・遊休地（耕作放棄地、宅地等）は、社会経済状況や都市環境、土地所有者の意向等により喪失する可能性があります。このため、その変化を的確に把握しつつ、適時適切な対応による保全と活用が図れるよう配慮します。

##### ○市民共有の財産としての認識に基づく適切な役割分担と連携

地区内の樹林地の保全が土地所有者の意向に左右されやすい背景には、これらを「緑地」として保全することの物理的な負担が大きいことがあげられます。このため、これらを『私たちのみどり』として認識し、市民と行政、緑地の土地所有者とその効果を享受する人が、適切な役割分担と相互の連携のもとで保全と活用が図れるよう配慮します。

#### 9.4.2 保全配慮地区の保全計画

保全配慮地区では市条例等の方策を検討し、保全・活用を進めることとします。

##### (1) 保存樹・保存樹林の指定

指定対象	集落地における屋敷林のうち、良好な樹木またはその集団
根拠法等	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律、もしくは市条例に基づく指定
保全・活用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となる樹木または樹林を現況状態で保存</li> <li>・市長が条例に基づき指定</li> <li>・管理は所有者がその義務を負う。</li> <li>・市長は保存に関し、必要な助言または援助を行う</li> </ul>

##### (2) 緑地保存地区の活用

指定対象	市街地及び市街地周辺における良好な樹林地
根拠法等	市条例に基づく指定
保全・活用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な樹林地を現況状態で保存</li> <li>・土地所有者もしくは市からの申し出により指定</li> <li>・土地所有者と市との緑地保存契約(契約期間10年程度・更新あり)</li> <li>・管理は土地所有者がその義務を負う</li> <li>・保存及び管理のため、奨励金を交付</li> </ul>

##### (3) 未利用地・遊休地等の活用

指定対象	市街地及び市街地周辺における良好な樹林地
根拠法等	市条例、個別協定
保全・活用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の緑地・公園として整備、もしくは都市緑地として保存</li> <li>・市条例により「土地売却時等には市と事前協議する」旨を規定して借り上げ</li> <li>・地域における協定等の締結による一定期間の利用</li> </ul>

##### (4) 共有利用地の設定

緑地の保全や緑化推進等に充当する財源の確保や、地域住民やボランティアによる緑地の維持・管理を支援する組織づくりなど、適切な役割分担と相互の連携のもとで保全と活用が図れるよう配慮した仕組みの確立を図ります。

## 10. 計画の推進に向けて

### 10.1 計画の推進を支える体制

緑の基本計画を着実に推進するためには、上位関連計画と連動した取り組みが必要です。このため、庁内各課が連携して施策に取り組むとともに、それらの実施状況や目標の達成状況などを定期的に点検・評価することが求められます。

また、公共、民間双方の緑化活動をより広く実効性を持って推進するため、基本構想や基本計画、実施設計などの各段階で、緑や景観を意識した質の高い空間づくりを行えるよう、景観・環境行政との連携を図っていきます。

#### 1) 庁内プロジェクト会議の設置

緑の基本計画の内容は、環境・景観・教育・福祉・農林業など、多岐にわたるため、庁内の連絡調整や進行管理など、計画を推進させるための行政内部の組織体制づくりを検討します。

推進体制は、裾野市緑の基本計画「庁内検討委員会」を構成する関係課を中心に考えます。

#### 2) 緑に関する協働の役割分担

将来にわたって緑豊かなまちを継承していくためには、市民と事業者、行政の連携と役割を明確にした緑に関する取り組みが必要となります。

#### 【市民・市民団体・企業などの役割】

各地域で緑のまちづくりを行うためには、一人ひとり、一社一社の自主的な取組や、組織的な協力・参加が必要です。また、一人ひとりが緑に対する意識の向上に努めるとともに、その実践が重要になります。

これらの役割を果たしながら、協働によるまちづくりを円滑かつ効率的に推進するよう、行政に対し、計画の進捗管理のための協力を行います。

#### 【行政の役割】

施策の推進にあたり、現行制度の運用に加え、新たな制度の導入を検討し、遊休地等の活用を図っていきます。また、持続性のある施策を実施するため、市民・市民団体・企業などに対する指導や支援を行い、より多くの人々が緑のまちづくりに参画する機会を提供していきます。

行政は、必要に応じ、市民団体や企業等に意見を伺いながら計画の進捗管理を行います。

#### 3) 国、静岡県との連携・調整

裾野市内の河川などの水辺や道路等には国や静岡県が管理するものがあります。これらの管理者との連携、調整を図りながら、緑と水辺の保全・創出に努めます。

具体的には、次の事項について国、静岡県と特に連携・調整を図ります。

- ・国道や県道の植栽について、道路の空間構成などを踏まえ、生育環境に適した樹種の選定、緑量の確保や緑陰の形成につながる維持管理を検討します。
- ・河川の水質改善、生きものの生息・生育に配慮した護岸などの整備、水辺に親しめる空間の整備や水辺空間の活用について、静岡県や国と協力して施策を進めます。

4) 隣接する市町との連携

緑地、河川など市域を越える緑と水の保全、創出に取り組む場合には、必要に応じて隣接する市町と協力して施策を推進します。

5) 土地所有者や緑化事業団体、農地・遊休地活用団体（含む事業者）などとの連携

土地所有者の利用承諾および協力の下、遊休地等を緑の空間として活用する取り組みに NPO 法人や企業、団体等が管理者となって連携していきます。その際、市は所有者、管理者との調整等を図ります。

## 10.2 計画の進行管理

緑の基本計画は、長期的な視点に立って計画を推進するために、社会状況の変化に即した対応を図る必要があります。こうした点を踏まえ、計画策定後の取り組みを次のように考えます。

### 1) 計画の周知

市民や事業者等が緑の基本計画を、より身近なものとして捉えられるようにウェブサイトや広報等を活用して幅広く周知します。

また、緑の基本計画に位置づけられた緑や環境・景観に関する個別施策の実施段階では、説明会やワークショップ等を開催し、市民等の積極的な参加を促します。

### 2) 実施計画等の作成

本計画の個別施策を展開するためには、個々の施策の事業主体・事業手法・事業費等の内容を精査し、施策の優先順位を付けた実施計画等の作成が必要です。

各施策について、これまでの取り組みや課題を踏まえ、関係する施策と体系的な連携を図りながら、実現に向けた取り組みを整理する実施計画を策定します。

実施計画では、本計画の施策の体系を中心に有効性、実現性の観点から具体的な取組みを掲げ、目標年次を示した計画を策定します。実施計画の計画期間は短期（3-5年）とし、取組み毎に可能な限り数値化を図って、後述する進行管理がわかりやすくなるような計画とします。数値化が図りにくいものについては、計画期間中の継続計画とします。

### 3) 計画の進行管理

計画の進行管理は、数値化した実施計画に対する達成率や取組みの継続状況により評価します。評価の手法は「裾野市第4次総合計画後期進捗管理」の進行管理システムに沿った対応を図ります。

施策の実施状況や目標の達成状況を実施計画の期間と対応させて把握するとともに、計画の実現性を高めるため、マネジメントサイクル（PDCAサイクル）の考え方を取り入れた進行管理を行います。

進行管理は、庁内のプロジェクト会議で行うとともに、関係者間で相互にチェックすることを目指して、計画の中間時期等に市民とともに評価を行い、計画の改善を行います。

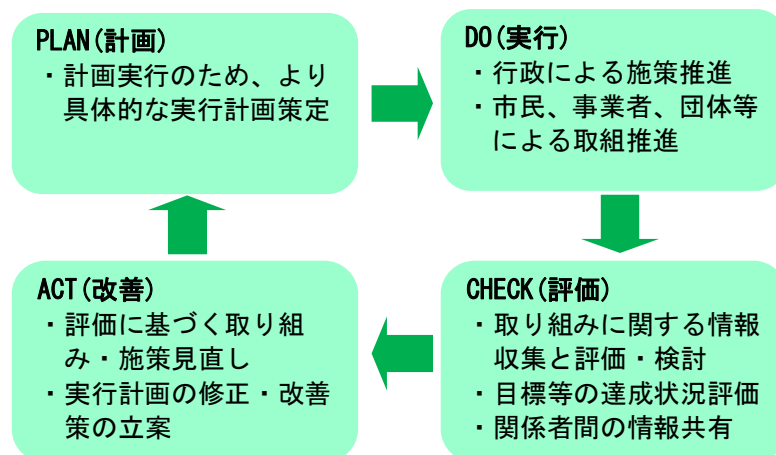


図 10.2.1 計画の進行管理

#### 4) 計画の見直し

今後、社会状況の変化に伴う新たな緑の政策課題への対応、施策の実施状況及び成果の検証結果、関連法令の改正や新たな法律制定により、計画内容の大幅な変更が必要となった場合には、状況に応じて緑の基本計画の見直しを行います。

#### 5) 緑の基本条例等の制定

緑の基本計画の内容に合わせ、裾野市の緑の施策の基本法令となる「(仮称) 裾野市緑の保全および推進に関する条例」の制定を検討します。

また、条例が計画の円滑な推進と将来に渡る緑の施策課題解消に対応するよう、景観計画や環境基本計画と連携を図りながら、条例の制定に取り組むとともに、要綱や規則等の整備を検討します。

#### 6) 緑地等の担保性の向上(地域・地区等の指定)

法制度等を活用し、緑の担保性の向上を図るための地域・地区等の指定を検討していきます。

ここでは以下のような地域・地区を想定しますが、指定に当たっては緑地保全の優先度や公共性・緊急性を踏まえて行うこととします。

- ・ 田園住居地域(都市計画法・建築基準法)
- ・ 風致地区(都市計画法)
- ・ 緑地保全地域・特別緑地保全地域(都市緑地法)
- ・ 緑化地域(都市緑地法)
- ・ 生産緑地地区(生産緑地法)

#### 7) 景観計画・環境基本計画との連携

緑の基本計画は、景観形成や環境形成と特に密接に関わるため、施策の推進のために「裾野市景観計画」「裾野市環境基本計画」の担当課と連携を図りながら積極的に取り組みます。

#### 8) 計画推進のための財源確保

緑を健全に保全・管理するためには、整備費、維持管理費等が必要です。近年の財政状況から、財源確保は厳しいですが、良好な生活環境づくりに欠かせない緑に関する整備を推進するため、財源の確保に努めます。

新たな財源確保策として、ネーミングライツや収益事業等の公園を活用した収入確保の方策に関する研究を進めます。



## 【用語集】

### ●あ行

#### アースキッズ事業

小学校高学年を対象に子どもたちがリーダーとなり、家庭で地球温暖化防止に取り組むプログラム。地球温暖化防止のため自分たちでできることが沢山あることに気づき、地球にやさしい生活の知恵を身につけてもらうことを目的とする事業。

#### アダプト制度

道路等の公共施設の一部の空間を「養子（アダプト）」と見なし、住民、団体、企業等が「里親」となり、「養子」となった施設を維持管理する制度のこと。

#### アダプトプログラム

市民と行政などが協働で進める環境美化活動のこと。「アダプト」とは「養子縁組する」という意味であり、企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がこれを支援する仕組みをいう。

#### 一級河川

国土保全上または国民経済上、特に重要な水系で国土交通大臣が省令により、水系ごとに名称・区間を指定した河川のこと。

#### ウォールプランター

壁や塀に掛けられるプランターのこと。

#### 運動公園

都市基幹公園の種類の一つ。運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。

#### NPO 法人

Nonprofit Organization（「非営利組織」）の頭文字をとったものであり、営利を目的とする団体としての「会社」に対し、営利を目的としない民間団体のこと。保健福祉の増進、文化・芸術・スポーツの振興、国際交流など広い分野で市民が自発的に組織しており、住民参加型のまちづくりの核となる組織として注目されている。

#### オープンスペース

屋外の開放的な空間のこと。本計画では、公園、緑地、広場などの施設のほか、その空間の形態から農地や河川等もこれに分類している。

## 屋上緑化・壁面緑化

屋上緑化は、建築物の断熱性や景観の向上などを目的として、屋根や屋上に植物を植えることを指す。壁面緑化は、オフィスビルや高層住宅などの壁面に植物を沿わせ、壁面を覆うこと。いずれも建築物の断熱性や景観の向上などを目的としている。

## ●か行

### 街区公園

身近な住区基幹公園の種類の一つ。主として徒歩圏内の居住者が容易に利用できることを目的にした、敷地面積の標準を0.25haとする都市公園のこと。

### 開発許可制度

都市計画法における開発行為に対する許可制度のこと。開発行為をしようとするものは、開発面積に応じて、あらかじめ市長の許可が必要となる。

### 開発行為

建築物の建築などの目的で行う土地の区画形質の変更のこと。

### 開発条例

都市計画法第34条第11号または第12号に基づく条例のこと。条例により、市街化調整区域で区域、目的、予定建築物の用途を定めて開発許可することができることを規定する制度。第11号の規定とは、市街化調整区域において、市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であって、おおむね50以上の建築物が連たんしている地域のうち、条例で指定された区域において、予定建築物の用途が、開発区域及びその周辺地域の環境の保全上支障があると認められる用途として、条例で定めるものに該当しないものをいう。また、第12号の規定とは、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為として、条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限って定められたものをいう。

### 外来種

今まで生息していなかった地域に自然状態では通常起こり得ない手段によって移動し、そこに定着して自然繁殖するようになった種のこと。

### 外来生物法

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の略称。外来生物による被害を防止するために、それらを「特定外来生物」等として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入等について規制を行うとともに、必要に応じて国や自治体が野外等の外来生物の防除を行うことを定める法律。

### 河川区域

一般に堤防の川裏の法尻から、対岸の堤防の川裏の法尻までの間の河川としての役割をもつ土地のこと。河川区域は洪水など災害の発生を防止するために必要な区域であり、河川法が適用される。

## 環境基準

環境基準は「環境基本法」で定められる「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」のこと。行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための規制基準とは異なる。

## 環境基本計画

「環境基本法」に基づき、政府全体の環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるもの。循環・共生・参加・国際的取り組みを長期的目標に掲げ、平成30年4月に第五次環境基本計画が閣議決定された。

## 環境基本法

平成5年11月に制定された、環境政策の基本的方向を示す法律のこと。地球環境問題や都市・生活型環境問題に対処していくために、個別に行われていた公害対策、自然環境保全の枠を越え、国・地方公共団体・事業者・国民など全ての主体の参加による取り組みが不可欠との観点から、環境行政を総合的に推進していくための法制度として整備された。

## 環境マネジメントシステム

EMS（Environmental Management System）の日本語訳。事業活動による環境負荷の低減を目指すための環境管理の仕組みを指す。

## 間伐

森林において、樹木の健全な発育を助けるために成長に伴って混みすぎた林の立木を間引きすること。

## カーボンオフセット

地球温暖化の原因といわれる二酸化炭素を減らそうとする取り組みのこと。日常生活や経済活動の中でどうしても排出してしまう二酸化炭素(カーボン)を、他の場所で行われるCO2削減活動に投資することで埋め合わせ(オフセット)するというもの。

## 既存ストック

ストックは「資産、財産、貯蔵品」などのこと。本計画では、既に整備・配置されている公園や保全されている緑地を指している。

## 協働

異なる主体が何らかの目標を共有し、対等な立場で、ともに力を合わせて活動すること。

## 近自然型工法・多自然型工法

治水安全性を重視した川の側面を植物や水生生物の生息や繁殖を阻害することとなったコンクリート工法を見直し、生物にとって多様で豊かな環境(=自然に近い環境)を復元する近自然型護岸を整備する工法。

## 近隣公園

住区基幹公園の種類の一つ。主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園のこと。近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で面積2haを標準として配置する。

## グリーンインフラ

自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方で、米国で発案された社会資本整備手法のこと。社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。

## グリーンバンク

静岡県グリーンバンクで進めるゴルファー緑化協力金を始め、県の助成、賛助会員からの寄付や協力を得て、緑あふれる生活環境づくりを行う活動のこと。具体的には苗木・種子・球根等の配布や緑化工事への支援などを行っている。

## 区域区分

市街化区域と市街化調整区域の2つの区域に区分（線引き）すること。

## 既成市街地

既に市街化している地域のこと。

## 景観計画

景観法に基づき、景観行政団体が定める「良好な景観の形成に関する計画」のこと。計画で定められた景観計画区域内では、建築される建築物等に対して、その形態や色彩、意匠などを規制することができる。

## 景観形成作物

休耕農地や田畑で多くの人たちが楽しめる花卉などを植えて空間を有効活用し、同時に観光にも活用するために利用される植物のこと。コスモスや菜の花、ヒマワリなどが有名。その他、日光がなくても生息する植物や、乾燥に強い植物、低温でも耐性がある植物があげられる。

## 景観法

都市・農山漁村等における良好な景観は国民共通の資産と認め、その整備と保全を図る法律のこと。地方公共団体は景観計画を定めて建築を規制し、地域の特性を生かした景観を形成する。平成17（2005）年6月に全面施行された。景観法は、景観行政団体が景観に関する計画や条例を作る際に基準とする法律で、この法律自体が都市景観を規制するものではない。

## 建築協定

建築基準法では満たすことが出来ない地域の個別的な要求を満足させるため、住宅地としての環境、商店街としての利便を高度に維持・増進する等建築物の利用を増進し、かつ土地の環境の改善を目的とする協定のこと。協定の内容は、建築物の敷地位置、構造、用途、形態、意匠または建築設備に関する基準とし、土地所有者等の合意によって協定することができる。

### **公共施設長寿命化計画**

持続可能な行政サービスを提供していくために、公共施設などや市を取り巻く現状、将来にわたる見通し・課題を把握、分析し、公共施設などを総合的かつ計画的に管理する目的で策定した計画のこと。裾野市では平成 28 年 8 月に公表。

### **公共施設緑地**

施設緑地のうち、都市公園以外の公有地、又は公的な管理がなされており、公園緑地に準じる機能を持つ施設のこと。

### **広域避難地**

大規模な地震等、自然災害の発生時に周辺地域からの避難者を収容し、避難者の生命、身体を保護するための必要な規模及び構造を備えた避難地のこと。

### **耕作放棄地**

農林業センサス調査において定義される統計用語で「過去 1 年以上作付けしておらず、数年の間再び耕作する意志のない土地」（所有者による申告）のこと。

### **COP21**

2015 年にフランスの首都パリで行われた気候変動枠組条約第 21 回締約国会議のこと。温室効果ガス排出量削減のための新しい枠組みである「パリ協定」が採択された。

### **国土利用計画**

国土利用計画法に基づき、国、都道府県、市町村がそれぞれの区域について定める国土の利用に関する計画のこと。

### **こどもエコクラブ**

幼児（3 歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブのこと。子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的としている。

### **コミュニティ**

共同体、地域社会と訳される行政区や町内会、地区、地域など地域社会の一定の単位のこと。

### **コンパクトシティ**

都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に中心市街地の活性化が図られた、生活に必要な機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策のこと。

## ●さ行

### 再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーのこと。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

### 里山

薪を得るための雑木林や北風から家屋を保護する屋敷林、田んぼや畑などの人の手によって人が利用するために造られた2次的な自然、都市と山間部の中間に位置する自然のこと。

### 市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地が形成されている区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

### 市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域のこと。

### 市街化農地

市街化区域内にある農地のこと。

### 市街地開発事業

都市計画法に規定されている事業で、土地区画整理事業や市街地再開発事業のこと。一定の地域について、総合的な計画に基づき、公共施設、宅地や建築物などの整備を一体的に行い、健全な市街地を形成することを目的とする。

### 静岡県環境基本計画

「静岡県環境基本条例」の基本理念である「健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と将来世代への継承」を図るため、平成9年3月に策定された計画のこと。その後、計画の見直しが行われ、最新では、平成23年3月に「第3次静岡県環境基本計画」が策定されている。

### 施設緑地

緑地のうち、公園やグラウンド・広場など、施設として整備・配置されるもののこと。

### 自然共生社会

人間と地球に生きるすべての生物がともに暮らすことができ、自然からの恵みを受け続けることができる社会のこと。

### 自然公園

自然公園法に基づき指定され、規模や景観の程度によって、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園に区分される公園のこと。

### **自然環境保全地域**

自然環境保全法及び都道府県条例に基づき、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域のこと。

### **指定管理者制度**

平成 15 年に地方自治法が改正され、創設された制度（「地方自治法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 81 号）」平成 15 年 9 月 2 日施行）によって設けられた制度のこと。管理委託制度が廃止され、幅広く民間事業者を含んだ地方公共団体が指定する「指定管理者」が公共施設の管理を代行することができるようになった。

### **市民農園**

自然とのふれあいを求める人に対し、レクリエーション活動として農作業を行えるよう農地等を一定の区画に区分し、貸し付ける農園のこと。

### **市民緑地**

緑とオープンスペースを確保し、良好な生活環境の形成を図るために、土地所有者又は人工地盤、建築物その他の工作物の所有者の申出に基づき、地方公共団体または都市緑地法の規定に基づく緑地管理機構が土地等の所有者と契約を締結して、一定期間住民の利用に供するために設置・管理する緑地のこと。

### **住区基幹公園**

都市公園のうち、主として近隣住民の日常的で身近な利用のために配置される公園。街区公園、近隣公園、地区公園のこと。

### **循環型社会**

有限である資源を効率的に利用するとともに、発生したごみは再使用・再資源化して、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。

### **準用河川**

一級河川にも二級河川にも指定されなかった河川で、市町村長が公共性の見地から重要と考え指定した河川のこと。

### **修景**

建築物や公共施設の形態・意匠・色彩を周囲の街並みに調和させることや、都市計画的な景観整備を行うこと。

### **人口ビジョン**

「まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）」の制定に合わせ、地域の実情に応じた今後 5 年間の人口の現状分析と展望を行うことになって策定した計画のこと。裾野市では平成 27 年 10 月に公表。



## シンボルツリー

1本で、抜群の存在感を発揮し、象徴となるような木のこと。

## 親水護岸

治水安全性を重視し、護岸をコンクリート固めとしていたが、水と住民がふれあう機会を得るために階段状に改修したり、緑化を施したりするなど施工を行った護岸のこと。

## 水源の涵養（かんよう）

飲料等人の暮らしに欠くことのできない良質な水をもたらす水源を、安定的に確保すること。森林とこれらが被っている土壌は、降水を貯留することにより、河川を経て海に流下する量を安定させるとともに、森林土壌の通過により水質を浄化する機能を有している。

## ストリートファニチュア

道路や広場など屋外の公共空間に設置される施設の総称のこと。ただし、舗装、配水施設など敷地および敷地の地下を構成する施設や、樹木類や橋梁、歩車道などの大規模な構造物を除く。

## スマートシティ

再生可能エネルギーやコージェネレーションなどの分散型エネルギーを使いながら、ITや蓄電池などの技術を活用したエネルギーマネジメントシステムを通じて、エネルギー需給を総合的に管理するまちづくりのこと。

## スポーツ少年団

スポーツを通じて、青少年の健全育成を目的とする社会教育団体のこと。スポーツ少年団は社会体育と団体であり、クラブ活動のような学校活動ではない。

## 生産緑地地区

市町村が市街化区域内の農地で定める、次に該当する区域のこと。

- a. 良好な生活環境の確保に相当の効果があり、公共施設等の敷地に供する用地として適しているもの
- b. 500㎡以上の面積（300㎡以上で市区町村が条例で定める規模）
- c. 農林業の継続が可能な条件を備えているもの

## 生産緑地法

生産緑地地区に関する都市計画に関する必要な事項を定め、農林漁業との調整を図り、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした法律のこと。

## 生物多様性

自然生態系を構成する動物、植物、微生物などの地球上の豊かな生物種の多様性と、その遺伝子の多様性、地域ごとの生態系の多様性を包括する概念のこと。

## 生物多様性基本法

わが国初の生物多様性の保全を目的とし、平成 20 年 6 月から施行されている基本法のこと。生物多様性のもたらす恵みを次の世代に引き継いでいくため、事業計画の立案段階で事業者が環境アセスメントを実施するよう国に必要な措置を求めるなど、生物多様性の保全施策に関する規定を整備した。また、政府による「生物多様性国家戦略」の策定や、地方自治体による地域戦略策定なども定めている。

## 世界かんがい施設遺産

国際かんがい排水委員会(ICID)が創設した制度。かんがいの歴史・発展を明らかにし、理解醸成を図るとともに、かんがい施設の適切な保全に資することを目的として、建設から 100 年以上経過し、かんがい農業の発展に貢献したもの、卓越した技術により建設されたもの等、歴史的・技術的・社会的価値のあるかんがい施設を登録・表彰すること。平成 26 年 9 月には「深良用水」が世界かんがい施設遺産」に登録された。

## セットバック

建物が下の階から上の階へいくにしたがって順次後退すること。

## 絶滅危惧種

絶滅のおそれのある野生生物のこと。

## 総合計画

市町村がその地域全体について、総合的かつ効率的な行政・財政の運営を目的として策定する最も基本的な計画で、市町村の将来の姿や実現に向けた政策等について示した計画のこと。

## 総合公園

都市基幹公園の 1 つ。都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園のことで都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。

## ゾーニング

空間をテーマや用途に分けて考えることをいい、空間の作り方を考える上での基本となるもの。

## ●た行

### 大気汚染

大気中の微粒子や気体成分が増加して、人の健康や環境に悪影響をもたらすこと。主に人間の経済的・社会的な活動が主な原因である。

### 地域森林計画対象民有林

国が定める「全国森林計画（森林法第 4 条）」に即して、都道府県知事が 5 年ごとに 10 年を 1 期として、対象とする森林の区域、森林の整備及び保全の目標などを定める「地域森林計画（法第 5 条）」の対象となる民有林のこと。

### 地域制緑地

国立公園の区域や農業振興地域農用地区域など、土地利用を規制・誘導するための法制度によって保全・活用されている緑地のこと。

### 地域地区

用途地域や特別用途地区、また高度地区、高度利用地区などといった、その地域・地区の種類に応じて必要な規制を定めることができる地区の総称のこと。

### 地区計画

建築物の建築形態、公共施設等の配置などから、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するための地区単位の計画のこと。一般的な地区計画では、その地区にふさわしい建築物の用途の種類、建ぺい率や容積のほか壁面の位置や高さ、形態、意匠（デザイン）等の制限、垣または柵の構造等を定めることができる。

### 地区公園

住区基幹公園の種類の一つ。主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所あたり面積4haを標準として配置した公園のこと。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。

### 鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」により、鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として定められる区域のこと。同区域内での狩猟は禁止されている。

### 治水

洪水などの水害を防ぎ、利用目的に合うように河川の改修や保全を行い、制御すること。

### 鎮守の森

一般に神社の境内地に茂る樹林地を指す。

### DID（ディーアイディー）地区

人口集中地区。Densely（密集した）、Inhabited（人が住んでいる）、District（地区）の略。国勢調査で設定された区域のこと。人口密度が1ha当り40以上の地区が集合し、合計人口が5,000人以上となる区域。

### 低・未利用地

その土地にふさわしい利用がされるべき土地において、そのような利用がされていない土地のこと。長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域と利用状況に比べ利用の程度が低い「低利用地」の総称。「未利用地」の具体例としては、空地や空家、工場跡地、遊休農地など、「低利用地」としては、一時的に利用されている資材置き場や青空駐車場などが挙げられる。

## 天然記念物

法律の指定を受けて保護が図られ、動物、植物、地質・鉱物および「保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域」のうち、特に価値が高いもののこと。

## 透水性舗装

雨水を舗装内部に浸透させ地中内部に流しこむタイプの舗装のこと。雨水が直接地中内部に浸透するので、植生・地中生態が自然環境に近い状態になり環境改善等の効果がある。

## 特殊公園

風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する公園のこと。

## 特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして、「外来生物法」によって規定された種のこと。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止される。植物ではアレチウリ、オオキンケイギク、オオハンゴウソウなど、動物ではアライグマ、タイワンリス、ウシガエル、カミツキガメ、ソウシチョウ、オオクチバス、ブルーギル、セアカゴケグモなどがある。

## 特定植物群落

環境省が行う自然環境保全基礎調査のうち、特定植物群落調査において、特定植物群落選定基準に該当した植物群落のこと。

## 特別緑地保全地域制度

都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度のこと。これにより豊かな緑を将来に継承する。

## 都市機能

商業や医療・福祉、教育等の都市の生活を支える機能のこと。

## 都市計画区域

都市計画法等の適用を受け、総合的に整備、開発、保全する必要がある区域のこと。

## 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

### (都市計画区域マスタープラン)

都道府県が都市計画区域ごとに定める土地利用や都市施設、市街地開発事業、自然環境の保全などの都市計画に関する基本的な方針のこと。

## 都市計画公園

都市計画決定された公園のこと。

### **都市計画提案制度**

平成14年の都市計画法改正により創設された新しいまちづくりの仕組みの1つであり、都市計画区域（または準都市計画区域）において、土地所有者やまちづくりNPOなどが一定の条件下で都市計画の決定や変更について提案できる制度のこと。

### **都市計画道路**

都市計画決定された道路のこと。

### **都市計画道路整備プログラム**

都市計画道路の整備状況を踏まえ、将来的な整備時期や整備の優先度等を明確にした計画のこと。なお、裾野市では平成23年4月に策定されている。

### **都市基盤**

都市のさまざまな活動を支えるもっとも基本となる施設のこと。一般的に道路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給処理施設等のことをいう。

### **都市公園**

都市公園法の規定により国または地方公共団体が設置し、管理する公園又は緑地のこと。

### **都市施設**

道路、公園など都市の骨格を形成し、都市活動の確保や都市環境の維持を目的として定められる施設のこと。

### **都市基幹公園**

都市公園のうち、近隣の住区ではなく都市全体の住民を対象に配置される比較的規模の大きな公園であり、総合公園や運動公園のこと。

### **都市の骨格**

山岳地や河川、海岸線などの自然地形のもとに、これらを利活用もしくは制限を受けながら成り立つ都市のうち、本計画では、都市形成の骨組みとなる自然地形等を「都市の骨格」と呼んでいる。

### **都市緑地法**

良好な都市環境の形成を図ることで、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とし、都市における緑地の保全、緑化の推進に関して必要な事項を定めた法律のこと。

### **土地区画整理事業**

都市計画法に規定されている市街地開発事業の1つであり、土地の所有者等から土地の一部を提供してもらい（減歩）、それを道路や公園等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させ、一方で宅地を整形化して利用増進を図る事業のこと。

## 土地利用事業

住宅や店舗、工場などの建設や、土や砂利の採取、またごみや産業廃棄物の埋立てなどの目的で行う一団の土地の区画形質の変更等に関する事業のこと。

## ●な行

### ニーズ

要求、欲求や希望する状態のこと。

## 二級河川

一級水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で、河川法による管理を行う必要があり、都道府県知事が指定（区間を限定）した河川のこと。

## 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。担い手農業者とも呼ばれ、認定を受けると、金融措置や税制措置などの支援を受けられる。エコファーマーとも呼ばれる。

## ネーミングライツ

公共施設等に名称を付与する権利（命名権）及びこれに付帯する諸権利等（パートナーメリット）のこと。この場合の愛称は、一般的な呼称として用いられる名称で市の条例等で定められている正式な施設名を変更するものではない。

## 農業振興地域

農業振興地域とは、今後、相当期間（概ね10年以上）にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域のこと。その指定は、国の定める「農業振興地域整備基本指針」に基づいて都道府県知事が行う。

## 農用地区域

農用地区域とは、農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地のこと。

## ●は行

### パークマネジメントプラン

各公園の理念、基本計画、基本方針に則り、市民の利益を増進することを念頭に、管理運営の目標を明確にし、管理運営のあり方をまとめたプランのこと。

## パブリックコメント

行政機関が政策等の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く住民・事業者等の皆さんから意見や情報を提出していただく機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うこと。

## **バリアフリー**

障害のある人が社会生活を行っていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、建物内の段差解消など物理的障壁を除去すること。またより広い意味で、障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁を除去すること。

## **ビオトープ**

生物を意味する Bio と場所を意味する Tope とを合成したドイツ語で、直訳すれば「生物の生息空間」となり、ある種の生物が生息できるための良好な環境が整った空間のこと。現存する自然を保全するもの、失われた場所に自然を復元するものなどがあり、都市におけるビオトープづくりは都市緑化のための手法の1つとなっている。

## **ビスタ**

両側に並木や建築物などが並んだ奥行きが深い眺めのこと。「通景」や「見通し景観」などともいう。

## **ヒートアイランド現象**

都心や中心市街地では、アスファルトやコンクリートなどに覆われることが多く、また生活や産業活動に伴う人工的な熱が放出されるため、郊外部に比べて気温が高くなる。このように等温線が島状になる現象のこと。

## **ビューポイント**

眺望のよい場所のこと。

## **風致地区**

都市の風致の維持に支障のない範囲で、一定の開発を許容しつつ緑地の保全等を図る制度で定めた地区のこと。風致地区といった場合、自然の景勝地、公園、神社苑、水辺、公開慰楽地、歴史的な土地、樹林地、眺望地、昔からの別荘地などが該当する。

## **普通河川**

一級河川、二級河川、準用河川のいずれでもない河川（法定外河川）のこと。河川法の適用・準用を受けていない。

## **プレイパーク**

従来の公園、既成のブランコ、シーソー、鉄棒のあるようなお仕着せの遊び場と異なり、子供たちが想像力で工夫して、遊びを作り出すことの出来る遊び場のこと。

## **（計画の）フレーム**

「枠組み」のこと。今後確保すべき緑地の目標水準や、これを設定するために必要となる将来人口などの基礎的な事項のこと。



## 文化財

文化財保護法第2条および地方公共団体の文化財保護条例で規定されている有形・無形の文化的所産のこと。

## 保安林区域

保安林区域は、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林区域のこと。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

## 防火樹種

飛び火、延焼防止のために植樹される耐火性の高い樹木のこと。火気にも耐える樹種で、枝葉や樹幹が延焼しても、早期に萌芽し回復する樹木。セイヨウツゲ、サザンカ、クロガネモチ、シラカシ、マテバシイ、マサキ、タブノキ等、樹皮が厚く含水率の高い樹木が該当する。

## ポケットパーク

道路整備や交差点の改良によって生まれたスペースに、ベンチを置くなどして作った小さな公園のこと。

## ●ま行

### マスタープラン

全体の基本となる計画のこと。なお、都市計画マスタープランは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法第18条の2）」のこと。

### マネジメントサイクル（PDCA サイクル）

PDCA サイクルとは、「計画」（Plan）、「実行」（Do）、「点検」（Check）、「改善」（Act）の頭文字をとったマネジメント手法のこと。ある管理プロセスを反復することによって一連の管理としている。具体的には、業務計画の作成、計画に則った実行、実践の結果を目標と比べる点検、そして発見された改善すべき点を是正する4つの段階を繰り返すことで、段階的に向上させることができる。

### 水と緑のネットワーク

河川・水路等や緑道・幹線道路の街路樹等が相互に結びつけられ、水や緑を感じ、ふれあいながら移動できる空間のこと。

### 緑のカーテン

植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法のこと。ゴーヤーやアサガオ類などのつる性植物をネットに絡ませて、カーテンやシェード風に仕立てる。

## 緑の基本計画

都市緑地法に規定される、都市計画区域内の緑地の保全や緑化の推進に関する総合的な計画のこと。都市公園の整備や緑地の確保、緑化推進の方針等について市町村が定める。

## 緑のリサイクル

公園・道路などの植栽管理に発生する落ち葉・刈り草や剪定枝等の植物資源から堆肥やチップ材を製造し、再利用すること。

## 緑の少年団

少年少女が主体となって緑化に係る広範な活動を展開する団体のこと。緑化を通じて次代を担う青少年の育成を図るため、林野庁が主導し、都道府県、市町村等が活動を援助している。

## 民間施設緑地

施設緑地のうち、民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設のこと。

## モータリゼーション

自動車が生活必需品として普及する現象のこと。自動車の大衆化をいう。

## ●や行

### 屋敷林

屋敷の周囲に防風や防火のために植えた樹林のこと。

### 遊休農地

現在耕作されておらず、また引き続き耕作される見込みがない農地のこと。

### 誘致圏

当該施設の利用を可能とする広がりを目安のこと。最も身近な都市公園である街区公園については、半径 250m の誘致距離によって描かれる円を市街地に均等に配置し、その中心に据えることを都市公園法で配置標準として定めている。

### 優良田園住宅制度

優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づき、ゆとりあるライフスタイルを実現するために、良好な自然に恵まれた環境の中にある一戸建て住宅を建設する制度のこと。市町村が基本方針を策定し、優良田園住宅を建設しようとする者が、建設計画を市町村に認定を受け、建設する制度。

### 優良農地

一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地のこと。

### ユニバーサルデザイン

道路や空間をデザインする際、障がい者のための特別なデザインではなく、健常者も含めた全ての人にとって使いやすいデザインのこと。またその考え方。

## 用途地域

都市計画法上の地域地区の1つであり、市街地における土地利用の純化を目的として定められる、以下の13種類の地域のこと。

- ・ 第1種低層住居専用地域  
低層住宅の良好な環境を保護するための地域。
- ・ 第2種低層住居専用地域  
主として、低層住宅の良好な環境を保護するための地域。
- ・ 第1種中高層住居専用地域  
中高層住宅の良好な環境を保護するための地域。
- ・ 第2種中高層住居専用地域  
主として、中高層住宅の良好な環境を保護するための地域
- ・ 第1種住居地域  
低層住宅の良好な環境を保護するための地域
- ・ 第2種住居地域  
主として、低層住宅の良好な環境を保護するための地域
- ・ 準住居地域  
道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するための地域。
- ・ 近隣商業地域  
近隣の住民に対する日用品の供給を行う商業その他の業務の利便の増進を図る地域。
- ・ 商業地域  
主として、商業その他の業務の利便を増進するために定める地域。
- ・ 準工業地域  
主として、軽工業の工場等の環境悪化のおそれのない工業の業務の利便を図る地域。
- ・ 工業地域  
主として工業の業務の利便を図る地域。
- ・ 工業専用地域  
専ら工業の業務の利便を図る地域。
- ・ 田園住居地域  
農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するために定められる地域のこと。

## ●ら行

### ランドマーク

地域の目印のこと。景観要素としてのランドマークは、地域を特徴づけ、また象徴となる性質を有している。

### 緑化地域制度

緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度のこと。これにより効果的に緑を創出することができる。

### **緑地協定**

住民による緑化への取り組みに加え、住民相互の合意により、主に住民の敷地内の樹木や生垣の保全を可能とする制度のこと。緑地保全法を根拠法とし、その改正によって従来の緑化協定が拡充したものである。

### **緑地保全地域制度**

里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度のこと。

### **レッドデータブック**

絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本のこと。

## **●わ行**

### **ワークショップ**

講師の話に参加者が一方的に聞くのではなく、参加者自身が討論に加わったり、体を使って体験したりするなど、参加体験型、双方向性のグループ学習のこと。



## 【資料編】

緑地の整備目標総括表（様式 - 1）	1
施設緑地の整備目標個別調書	2
地域制緑地の指定目標個別調書	11
都市公園の配置計画及び誘致圏（中期計画）	13
都市公園の配置計画及び誘致圏（中期計画）市街化区域周辺拡大図	14
都市公園の配置計画及び誘致圏（長期計画）	15
都市公園の配置計画及び誘致圏（長期計画）市街化区域周辺拡大図	16





図面対照 番号 (H16計画)	図面対照 番号 (H29計画)	種別	名 称	平成16年 現況 (平成12年) (ha)	平成16年 計画 (平成32年)		平成29年 現況 (平成29年) (ha)	平成29年計画 (ha)					備考	
					整備面積 (ha)	計画内容		中期計画 (平成47年)	緑地の位置（中期計画）		長期計画	緑地の位置（長期計画）		
									市街化区域	市街化調整区域		市街化区域		市街化調整区域
既街-1	街-1	街区公園	今里児童公園	0.26	0.26		0.26		0.26	0.26		0.26		
既街-2	街-2	街区公園	せせらぎ児童公園	0.40	0.40		0.40		0.40	0.40		0.40		
既街-3	街-3	街区公園	むつみ公園	0.23	0.23		0.23	0.23		0.23	0.23			
既街-4	街-4	街区公園	なかよし公園	0.21	0.21		0.21	0.21		0.21	0.21			
既街-5	街-5	街区公園	伊豆島田公園	0.20	0.20		0.20	0.20		0.20	0.20			
既街-6	街-6	街区公園	呼子公園	0.14	0.14		0.14		0.14	0.14		0.14		
既街-7	街-7	街区公園	水沢公園	0.12	0.12		0.12		0.12	0.12		0.12		
既街-8	街-8	街区公園	杉の子公園	0.35	0.35		0.35		0.35	0.35		0.35		
既街-9	街-9	街区公園	富士山麓裾野村コミュニティ公園	0.18	0.18		0.18		0.18	0.18		0.18		
既街-10	街-10	街区公園	富士山麓裾野村調整池公園	0.09	0.09		0.09		0.09	0.09		0.09		
新街-2	街-11	街区公園	中川公園	0.00	0.26	新設	0.27	0.27	0.27		0.27	0.27		
新街-3	街-12	街区公園	南部公園	0.00	0.21	新設	0.21	0.21	0.21		0.21	0.21		
新街-1	新街-1	街区公園	駅西公園	0.00	0.18	新設	0.00	0.20	0.18		0.20	0.18		
移街-1	街-13	街区公園	青葉台上公園	0.00	0.14	公共施設緑地より移行	0.14	0.14		0.14	0.14		0.14	
移街-2	街-14	街区公園	青葉台中公園	0.00	0.11	公共施設緑地より移行	0.11	0.11		0.11	0.11		0.11	
移街-3	街-15	街区公園	青葉台下公園	0.00	0.11	公共施設緑地より移行	0.11	0.11		0.11	0.11		0.11	
移街-4	-	街区公園	水窪区グラウンド	0.00	0.28	民間施設緑地より移行	0.00	0.00			0.00			
移街-5	-	街区公園	堰原区遊園地	0.00	0.12	民間施設緑地より移行	0.00	0.00			0.00			
移街-6	-	街区公園	金沢区運動場	0.00	0.35	民間施設緑地より移行	0.00	0.00			0.00			
移街-7	-	街区公園	町震区グラウンド	0.00	0.12	民間施設緑地より移行	0.00	0.00			0.00			
移街-8	-	街区公園	佐野二区民ふれあい広場	0.00	0.36	民間施設緑地より移行	0.00	0.00			0.00			
-	街-16	街区公園	葛山上城公園	0.00	0.00		0.65	0.65		0.65	0.65		0.65	
新街-4	新街-4	街区公園	街区公園①	0.00	0.25	新設	0.00	0.00	0.00		0.25	0.25		新設
新街-5	新街-5	街区公園	街区公園②	0.00	0.25	新設	0.00	0.00	0.00		0.25	0.25		新設
新街-6	新街-6	街区公園	街区公園③	0.00	0.25	新設	0.00	0.00	0.00		0.25	0.25		新設
新街-7	新街-7	街区公園	街区公園④	0.00	0.25	新設	0.00	0.00	0.00		0.25	0.25		新設
新街-8	新街-8	街区公園	街区公園⑤	0.00	0.25	新設	0.00	0.00	0.00		0.25	0.25		新設
新街-9	-	街区公園	街区公園⑥	0.00	0.25	新設	0.00	0.00	0.00		0.00	0.00		
新街-10	新街-10	街区公園	街区公園⑦	0.00	0.25	新設	0.00	0.00	0.00		0.25	0.25		新設
新街-11	新街-11	街区公園	街区公園⑧	0.00	0.25	新設	0.00	0.25	0.00		0.25	0.25		新設
-	新街-12	街区公園	街区公園⑨	0.00	0.00		0.00	0.00	0.00		0.25	0.25		新設
街区公園 計			25箇所	2.18	6.42		3.66	4.11	1.30	2.54	5.86	3.30	2.54	

図面参照 番号 (H16計画)	図面参照 番号 (H29計画)	種別	名 称	平成16年 現況 (平成12年) (ha)	平成16年 計画 (平成32年)		平成29年 現況 (平成29年) (ha)	平成29年計画 (ha)					備考	
					整備面積 (ha)	計画内容		中期計画 (平成47年)	緑地の位置（中期計画）		長期計画	緑地の位置（長期計画）		
									市街化区域	市街化調整区域		市街化区域		市街化調整区域
既近-1	近-1	近隣公園	千福が丘中央公園	1.48	1.48		1.48	1.48	1.48		1.48	1.48		
既近-2	近-2	近隣公園	みはらし公園	1.01	1.01		1.01	1.01	1.01		1.01	1.01		
移近-1	移近-1	近隣公園	裾野市営総合グラウンド	0.00	3.14	公共施設緑地より移行	0.00	0.00		0.00	0.00		0.00	
新近-1	新近-1	近隣公園	近隣公園①	0.00	2.00	新設	0.00	0.00	0.00		2.00	2.00		新設
新近-2	新近-2	近隣公園	近隣公園②	0.00	2.00	新設	0.00	0.00	0.00		2.00	2.00		新設
近隣公園 計			5箇所	2.49	9.63		2.49	2.49	2.49	0.00	6.50	6.50	0.00	
新地-1	新地-1	地区公園	地区公園①	0.00	4.00	新設	0.00	4.00	4.00		4.00	4.00		新設
地区公園 計			1箇所	0.00	4.00		0.00	4.00	4.00	0.00	4.00	4.00	0.00	
住区基幹公園(街区+近隣+地区) 計			31箇所	4.67	20.05		6.16	10.60	7.79	2.54	16.36	13.79	2.54	
新総-1	-	総合公園	総合公園①	0.00	15.00	新設	0.00	0.00			0.00			
総合公園 計			0箇所	0.00	15.00		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
既運-1	運-1	運動公園	裾野市運動公園	9.44	13.67	面積拡大	13.67	13.67		13.67	13.67		13.67	
運動公園 計			1箇所	9.44	13.67		13.67	13.67	0.00	13.67	13.67	0.00	13.67	
都市基幹公園(総合+運動) 計			1箇所	9.44	28.67		13.67	13.67	0.00	13.67	13.67	0.00	13.67	
既特-1	特-1	風致公園	中央公園	1.82	1.82		1.82	1.82	1.82		1.82	1.82		
移特-1	移特-1	動植物公園	梅の里	0.00	25.00	公共施設緑地より移行・面積拡大	0.00	0.00		0.00	0.00		0.00	
移特-2	移特-2	風致公園	借楽園	0.00	1.50	公共施設緑地より移行	0.00	0.00		0.00	0.00		0.00	
移特-3	移特-3	風致公園	景ヶ島公園	0.00	1.10	民間施設緑地より移行	0.00	0.00			0.00			
新特-1	新特-1	風致公園	中島公園	0.00	0.80	新設	0.00	0.00		0.00	0.80		0.80	新設
-	新特-2	歴史公園	特殊公園①	0.00	0.00		0.00	2.66		2.66	2.66		2.66	新設
特殊公園 計			5箇所	1.82	30.22		1.82	4.48	1.82	2.66	5.28	1.82	3.46	
既緑-1	都緑-1	都市緑地	小柄沢緑地	0.48	0.78	面積拡大	0.48	0.70	0.70		0.70	0.70		面積拡大（都市計画変更による）
都市緑地 計			1箇所	0.48	0.78		0.48	0.70	0.70	0.00	0.70	0.70	0.00	
都市公園 計			38箇所	16.41	79.72		22.12	29.45	10.30	18.87	36.00	16.31	19.67	

図面参照 番号 (H16計画)	図面参照 番号 (H29計画)	種別	名 称	平成16年 現況 (平成12年) (ha)	平成16年 計画 (平成32年)		平成29年 現況 (平成29年) (ha)	平成29年計画 (ha)					備考	
					整備面積 (ha)	計画内容		中期計画 (平成47年)	緑地の位置（中期計画）		長期計画	緑地の位置（長期計画）		
									市街化区域	市街化調整区域		市街化区域		市街化調整区域
公-1	-	公園	青葉台上公園	0.14	0.00	都市公園に移行	0.00	0.00			0.00			
公-2	-	公園	青葉台中公園	0.11	0.00	都市公園に移行	0.00	0.00			0.00			
公-3	-	公園	青葉台下公園	0.11	0.00	都市公園に移行	0.00	0.00			0.00			
公-4	公-1	公園	公園（金沢堤西）	0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	
公-5	公-2	森林公園	裾野市十里木キャンプ場	3.00	3.00		3.00	3.00		3.00	3.00		3.00	
公-6	公-3	森林公園	十里木高原公園	2.00	2.00		2.00	2.00		2.00	2.00		2.00	
公-7	公-4	空地	梅の里	10.40	0.00	都市公園に移行・面積拡大	9.00	9.00		9.00	9.00		9.00	
公-8	公-5	風致公園	偕楽園	1.50	0.00	都市公園に移行	0.96	0.96		0.96	0.96		0.96	
公-9	公-6	歴史公園	柏木屋敷公園（グラウンド）	0.62	0.62		0.87	0.87		0.87	0.87		0.87	
公-10	-	広場	広域避難地	2.11	2.11		0.00	0.00			0.00			
公-11	公-7	公園	公園（インター南西）	0.04	0.04		0.04	0.04	0.04		0.04	0.04		
公-12	公-8	公園	公園（インター西）	0.04	0.04		0.04	0.04	0.04		0.04	0.04		
公-13	公-9	公園	公園（東急/迎賓館）	0.39	0.39		0.39	0.39		0.39	0.39		0.39	
公-14	公-10	公園	公園（エース南）	0.01	0.01		0.01	0.01	0.01		0.01	0.01		
公-15	-	公園	公園（平城橋東）	0.01	0.01		0.00	0.00			0.00			
公-16	公-11	公園	公園（長泉町境）	0.01	0.01		0.01	0.01	0.01		0.01	0.01		
公-17	公-12	公園	公園（南町公園）	0.07	0.07		0.07	0.07	0.07		0.07	0.07		
公-18	公-13	公園	公園（五区）	0.04	0.04		0.04	0.04		0.04	0.04		0.04	
公-19	公-14	公園	ゲートボール場（金毘羅）	0.01	0.01		0.00	0.00		0.00	0.00		0.00	
公-20	公-15	公園	茶畑公園（鈴原）	0.04	0.04		0.04	0.04		0.04	0.04		0.04	
公-21	公-16	公園	公園（大和ハウス）	0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	
公-22	公-17	公園	公園（裾野温泉団地）	0.06	0.06		0.06	0.06		0.06	0.06		0.06	
公-23	公-18	公園	公園（天理町）	0.02	0.02		0.02	0.02	0.02		0.02	0.02		
公-24	公-19	公園	ポケットパーク（佐野）	0.01	0.01		0.01	0.01	0.01		0.01	0.01		
公-25	-	公園	公園（第二東名高架下）	0.00	1.08		0.00	0.00		0.00	0.00		0.00	
公共空地 計			17箇所	20.79	9.61		16.61	16.61	0.21	16.40	16.61	0.21	16.40	

図面対照 番号 (H16計画)	図面対照 番号 (H29計画)	種別	名 称	平成16年 現況 (平成12年) (ha)	平成16年 計画 (平成32年)		平成29年 現況 (平成29年) (ha)	平成29年計画 (ha)					備考	
					整備面積 (ha)	計画内容		中期計画 (平成47年)	緑地の位置（中期計画）		長期計画	緑地の位置（長期計画）		
									市街化区域	市街化調整区域		市街化区域		市街化調整区域
グー1	グー1	運動場等	裾野市総合グラウンド	3.14	0.00	都市公園に移行	3.15	3.15		3.15	3.15		3.15	
グー2	グー2	運動場等	裾野市深良グラウンド	1.15	1.15		1.15	1.15		1.15	1.15		1.15	
グー3	グー3	運動場等	裾野市須山グラウンド	1.37	1.37		1.37	1.37		1.37	1.37		1.37	
グー4	グー4	運動場等	裾野市須山テニス場・フットサル場	0.71	0.71		0.71	0.71	0.71	0.71	0.71	0.71	0.71	
グー5	グー5	運動場等	裾野市民体育館テニス場	0.20	0.20		0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	
グー6	-	運動場等	研修センターテニス場	0.98	0.98		0.00	0.00		0.00	0.00		0.00	
運動場等 計			4箇所	7.55	4.41		6.53	6.53	0.86	5.67	6.53	0.86	5.67	
歩専-1	歩専-1	歩行者専用道	伊豆島田線	0.67	0.67		0.67	0.67	0.67		0.67	0.67		
歩専-2	-	歩行者専用道	駅西プロムナード線	0.00	0.23	新設	0.00	0.00			0.00			
歩専-3	歩専-2	歩行者専用道	小柄沢線	0.00	0.22	新設	0.00	0.00			0.00			
歩行者専用道 計			1箇所	0.67	1.12		0.67	0.67	0.67	0.00	0.67	0.67	0.00	
河緑-1	河緑-1	河川緑地	黄瀬川	0.68	0.68		0.68	0.68		0.68	0.68		0.68	
河緑-2	河緑-2	河川緑地	小柄沢	0.22	0.22		0.22	0.22	0.22		0.22	0.22		
河川緑地 計			2箇所	0.90	0.90		0.90	0.90	0.22	0.68	0.90	0.22	0.68	
市農-1	市農-1	市民農園	富士見農園	0.11	0.11		0.00	0.00			0.00			
市農-2	市農-2	市民農園	城址農園	0.09	0.09		0.00	0.00			0.00			
市民農園 計			0箇所	0.20	0.20		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	

図面対照 番号 (H16計画)	図面対照 番号 (H29計画)	種別	名 称	平成16年 現況 (平成12年) (ha)	平成16年 計画 (平成32年)		平成29年 現況 (平成29年) (ha)	平成29年計画 (ha)					備考	
					整備面積 (ha)	計画内容		中期計画 (平成47年)	緑地の位置（中期計画）		長期計画	緑地の位置（長期計画）		
									市街化区域	市街化調整区域		市街化区域		市街化調整区域
教-1	教-1	児童福祉施設	東保育園	0.30	0.30		0.34	0.34	0.34		0.34	0.34		
教-2	教-2	児童福祉施設	西保育園	0.26	0.26		0.35	0.35	0.35		0.35	0.35		
教-3	教-3	児童福祉施設	深良保育園	0.28	0.28		0.31	0.31		0.31	0.31		0.31	
教-4	教-4	児童福祉施設	御宿台保育園	0.31	0.31		0.55	0.55	0.55		0.55	0.55		
教-5	教-5	児童福祉施設	富岡保育園	0.25	0.25		0.29	0.29		0.29	0.29		0.29	
教-6	教-6	学校施設	須山幼稚園	0.31	0.31		0.31	0.31		0.31	0.31		0.31	
教-7	教-7	学校施設	富岡第一幼稚園	0.32	0.32		0.32	0.32		0.32	0.32		0.32	
教-8	教-8	学校施設	富岡第二幼稚園	0.19	0.19		0.19	0.19		0.19	0.19		0.19	
教-9	教-9	学校施設	深良幼稚園	0.24	0.24		0.24	0.24		0.24	0.24		0.24	
教-10	教-10	学校施設	いずみ幼稚園	0.26	0.26		0.18	0.18	0.18		0.18	0.18		
教-11	教-11	学校施設	西幼稚園	0.26	0.26		0.26	0.26	0.26		0.26	0.26		
教-12	教-12	学校施設	東小学校	2.22	2.22		1.91	1.91	1.91		1.91	1.91		
教-13	教-13	学校施設	西小学校	1.87	1.87		1.89	1.89	1.89		1.89	1.89		
教-14	教-14	学校施設	深良小学校	1.69	1.69		1.69	1.69		1.69	1.69		1.69	
教-15	教-15	学校施設	富岡第一小学校	2.22	2.22		2.22	2.22		2.22	2.22		2.22	
教-16	教-16	学校施設	富岡第二小学校	1.03	1.03		1.03	1.03		1.03	1.03		1.03	
教-17	教-17	学校施設	須山小学校	1.99	1.99		1.99	1.99		1.99	1.99		1.99	
教-18	教-18	学校施設	向田小学校	2.31	2.31		2.31	2.31		2.31	2.31		2.31	
教-19	教-19	学校施設	千福が丘小学校	1.65	1.65		1.65	1.65	1.65		1.65	1.65		
教-20	教-20	学校施設	東中学校	3.59	3.59		3.59	3.59		3.59	3.59		3.59	
教-21	教-21	学校施設	西中学校	3.37	3.37		3.20	3.20	3.20		3.20	3.20		
教-22	教-22	学校施設	西中学校第二グラウンド	1.23	1.23		1.10	1.10	1.10		1.10	1.10		
教-23	教-23	学校施設	西中学校テニスコート	0.38	0.38		0.38	0.38	0.38		0.38	0.38		
教-24	教-24	学校施設	深良中学校	5.07	5.07		5.07	5.07		5.07	5.07		5.07	
教-25	教-25	学校施設	富岡中学校	2.78	2.78		2.78	2.78		2.78	2.78		2.78	
教-26	教-26	学校施設	須山中学校	0.71	0.71		1.90	1.90		1.90	1.90		1.90	
教-27	教-27	学校施設	県立裾野高校	3.90	3.90		3.75	3.75	3.75		3.75	3.75		
-	教-28	学校施設	南小学校	0.00	0.00		2.17	2.17		2.17	2.17		2.17	
教育施設等 計			28箇所	38.99	38.99		39.80	39.80	15.56	24.24	39.80	15.56	24.24	
公共施設緑地 計			53箇所	69.10	55.23		64.51	64.51	17.52	46.99	64.51	17.52	46.99	

図面対照 番号 (H16計画)	図面対照 番号 (H29計画)	種別	名 称	平成16年 現況 (平成12年) (ha)	平成16年 計画 (平成32年)		平成29年 現況 (平成29年) (ha)	平成29年計画 (ha)					備考	
					整備面積 (ha)	計画内容		中期計画 (平成47年)	緑地の位置（中期計画）		長期計画	緑地の位置（中期計画）		
									市街化区域	市街化調整区域		市街化区域		市街化調整区域
児-1	-	児童遊園	御宿坂上区児童遊園地	0.05	0.05		0.00	0.00			0.00			
児-2	児-1	児童遊園	佐野八幡児童遊園地	0.06	0.06		0.06	0.06	0.06		0.06	0.06		
児-3	児-2	児童遊園	ニッ屋児童遊園地	0.08	0.08		0.08	0.08	0.08		0.08	0.08		
児-4	児-3	児童遊園	富士見台遊園地	0.06	0.06		0.06	0.06	0.06		0.06	0.06		
児-5	児-4	児童遊園	田場沢児童遊園地	0.08	0.08		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	
-	児-5	児童遊園	金沢児童遊園地	0.00	0.00		0.13	0.13		0.13	0.13		0.13	
児-6	児-6	児童遊園	伊豆島田児童遊園地	0.07	0.07		0.07	0.07	0.07		0.07	0.07		
児童遊園 計			6箇所	0.40	0.40		0.43	0.43	0.27	0.16	0.43	0.27	0.16	
民グ-1	民グ-1	運動場	岩波区民運動場	0.20	0.20		0.20	0.20		0.20	0.20		0.20	
民グ-2	民グ-2	運動場	表塚小運動場	0.07	0.07		0.07	0.07		0.07	0.07		0.07	
民グ-3	民グ-3	運動場	原区小運動場	0.30	0.30		0.30	0.30		0.30	0.30		0.30	
民グ-4	民グ-4	運動場	下和田区小運動場	0.16	0.16		0.16	0.16		0.16	0.16		0.16	
民グ-5	民グ-5	運動場	御宿新田小運動場	0.20	0.20		0.20	0.20		0.20	0.20		0.20	
民グ-6	-	運動場	坂上区小運動場	0.17	0.17		0.00	0.00			0.00			
民グ-7	-	運動場	上須区小運動場	0.16	0.16		0.00	0.00			0.00			
民グ-8	民グ-6	運動場	本茶区小運動場	0.18	0.18		0.17	0.17	0.17		0.17	0.17		
民グ-9	民グ-7	運動場	切遠区小運動場	0.10	0.10		0.05	0.05		0.05	0.05		0.05	
民グ-10	民グ-8	運動場	水窪区グラウンド	0.28	0.00	都市公園に移行	0.27	0.27	0.27		0.27	0.27		
民グ-11	民グ-9	運動場	入谷区小運動場	0.20	0.20		0.19	0.19		0.19	0.19		0.19	
民グ-12	民グ-10	運動場	中里区小運動場	0.45	0.45		0.41	0.41		0.41	0.41		0.41	
民グ-13	民グ-11	運動場	千福区小運動場	0.30	0.30		0.26	0.26		0.26	0.26		0.26	
民グ-14	-	運動場	上ヶ田区小運動場	0.10	0.10		0.00	0.00			0.00			
民グ-15	民グ-12	運動場	上谷区小運動場	0.19	0.19		0.27	0.27		0.27	0.27		0.27	
民グ-16	民グ-13	運動場	深良新田区小運動場	0.25	0.25		0.14	0.14		0.14	0.14		0.14	
民グ-17	民グ-14	運動場	佐野一区運動場	0.18	0.18		0.18	0.18		0.18	0.18		0.18	
民グ-18	民グ-15	運動場	堰原区遊園地	0.12	0.00	都市公園に移行	0.12	0.12	0.12		0.12	0.12		
民グ-19	民グ-16	運動場	金沢区運動場	0.35	0.00	都市公園に移行	0.35	0.35		0.35	0.35		0.35	
民グ-20	-	運動場	町震区グラウンド	0.12	0.00		0.00							
運動場 計			16箇所	4.08	3.21		3.33	3.33	0.56	2.77	3.33	0.56	2.77	

図面対照 番号 (H16計画)	図面対照 番号 (H29計画)	種別	名 称	平成16年 現況 (平成12年) (ha)	平成16年 計画 (平成32年)		平成29年 現況 (平成29年) (ha)	平成29年計画 (ha)					備考	
					整備面積 (ha)	計画内容		中期計画 (平成47年)	緑地の位置（中期計画）		長期計画	緑地の位置（中期計画）		
									市街化区域	市街化調整区域		市街化区域		市街化調整区域
企グー1	企グー1	企業グラウンド	三菱アルミニウムグラウンド	0.73	0.73		0.73	0.73		0.73	0.73			
企グー2	企グー2	企業グラウンド	トヨタ東富士野球場	0.62	0.62		0.62	0.62		0.62	0.62			
企グー3	企グー3	企業グラウンド	トヨタ東富士球技場	0.29	0.29		1.65	1.65	1.65		1.65	1.65		
企グー4	企グー4	企業グラウンド	関東自動車テニスコート	0.11	0.11		0.11	0.11	0.11		0.11	0.11		
企グー5	-	企業グラウンド	関東自動車グラウンド	0.49	0.49		0.00	0.00			0.00			
企グー6	企グー5	企業グラウンド	矢崎住宅団地テニスコート	0.11	0.11		0.11	0.11	0.11		0.11	0.11		
企業グラウンド 計			5箇所	2.35	2.35		3.22	3.22	3.22	0.00	3.22	3.22	0.00	
開放-1	開放-1	その他開放施設	中央公園（大昭和）	1.25	1.25		1.25	1.25		1.25	1.25		1.25	
開放-2	開放-2	その他開放施設	家族公園（テニスコート）	0.43	0.43		0.43	0.43		0.43	0.43		0.43	
開放-3	開放-3	その他開放施設	中央公園（十里木高原）	1.11	1.11		0.92	0.92		0.92	0.92		0.92	
開放-4	開放-4	その他開放施設	八幡神社自然公園	1.59	1.59		1.59	1.59		1.59	1.59		1.59	
開放-5	-	その他開放施設	公園	0.02	0.02		0.00	0.00			0.00			
開放-6	開放-5	その他開放施設	氷穴自然公園	0.92	0.92		1.32	1.32			1.32			
開放-7	開放-6	その他開放施設	富沢区民グラウンド	0.05	0.05		0.44	0.44		0.44	0.44		0.44	
開放-8	開放-7	その他開放施設	佐野二区区民ふれあい広場	0.36	0.00	都市公園に移行	0.18	0.18	0.18		0.18	0.18		
開放-9	開放-8	その他開放施設	葛山館址公園	1.00	1.00		1.00	1.00		1.00	1.00		1.00	
開放-10	開放-9	その他開放施設	佐野原遊園地	0.24	0.24		0.30	0.30	0.30		0.30	0.30		
開放-11	開放-10	その他開放施設	公園	0.10	0.10		0.10	0.10		0.10	0.10		0.10	
開放-12	-	その他開放施設	公園	0.01	0.01		0.00	0.00			0.00			
開放-13	-	その他開放施設	公園	0.01	0.01		0.00	0.00			0.00			
開放-14	開放-11	その他開放施設	広場	0.01	0.01		0.01	0.01	0.01		0.01	0.01		
開放-15	-	その他開放施設	公園	0.06	0.06		0.00	0.00			0.00			
開放-16	-	その他開放施設	総合避難場所	0.09	0.09		0.00	0.00			0.00			
開放-17	開放-12	その他開放施設	公園	0.06	0.06		0.06	0.06		0.06	0.06		0.06	
開放-18	開放-13	その他開放施設	頼朝井戸の森	1.12	1.12		1.12	1.12		1.12	1.12		1.12	
開放-19	開放-14	その他開放施設	ふれあい広場	0.19	0.19		0.19	0.19		0.19	0.19		0.19	
開放-20	-	その他開放施設	ゲートコート	0.03	0.03		0.00	0.00			0.00			
開放-21	-	その他開放施設	多目的運動広場	0.38	0.38		0.00	0.00			0.00			
開放-22	開放-15	その他開放施設	ゲートボール場	0.04	0.04		0.04	0.04		0.04	0.04		0.04	
開放-23	-	その他開放施設	ゲートボール場	0.20	0.20		0.00	0.00			0.00			
開放-24	開放-16	その他開放施設	グラウンド（ゲートボール場）	0.10	0.10		0.10	0.10		0.10	0.10		0.10	
開放-25	開放-17	その他開放施設	グラウンド	0.10	0.10		0.10	0.10		0.10	0.10		0.10	
開放-26	開放-18	その他開放施設	ゲートボール場	0.05	0.05		0.05	0.05		0.05	0.05		0.05	
開放-27	開放-19	その他開放施設	ゲートボール場	0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	
開放-28	-	その他開放施設	ゲートボール場	0.02	0.02		0.00	0.00			0.00			
開放-29	開放-20	その他開放施設	アシタカツツジ原生群落	2.00	2.00		2.00	2.00		2.00	2.00		2.00	
開放-30	開放-21	その他開放施設	景ヶ島公園	1.10	0.00	都市公園に移行	1.10	1.10		1.10	1.10		1.10	
その他開放施設 計			21箇所	12.66	11.20		12.31	12.31	0.49	10.51	12.31	0.49	10.51	



図面対照 番号 (H16計画)	図面対照 番号 (H29計画)	種別	名 称	平成16年 現況 (平成12年) (ha)	平成16年 計画 (平成32年)		平成29年 現況 (平成29年) (ha)	平成29年計画 (ha)					備考	
					整備面積 (ha)	計画内容		中期計画 (平成47年)	緑地の位置（中期計画）		長期計画	緑地の位置（中期計画）		
									市街化区域	市街化調整区域		市街化区域		市街化調整区域
レク-1	レク-1	レクリエーション施設	富士サファリパーク	74.00	74.00		74.00	74.00		74	74.00		74	
レク-2	-	レクリエーション施設	日本HOWゴルフ場	74.00	74.00		0.00	0.00			0.00			
レク-3	レク-2	レクリエーション施設	スノータウンYeti（イエティ）	0.05	0.05		5.00	5.00		5	5.00		5	
レク-4	レク-3	レクリエーション施設	遊園地ぐりんぱ	16.60	16.60		16.60	16.60		16.6	16.60		16.6	
レク-5	レク-4	レクリエーション施設	十里木カントリークラブ	55.50	55.50		55.50	55.50		55.5	55.50		55.5	
レク-6	レク-5	レクリエーション施設	裾野カントリー倶楽部	125.00	125.00		125.00	125.00		125	125.00		125	
レク-7	レク-6	レクリエーション施設	ファイブハンドレッドクラブ	106.90	106.90		106.90	106.90		106.9	106.90		106.9	
レク-8	レク-7	レクリエーション施設	東名カントリークラブ	125.70	125.70		125.70	125.70		125.7	125.70		125.7	
レク-9	レク-8	レクリエーション施設	忠ちゃん牧場	6.00	6.00		6.00	6.00		6	6.00		6	
レク-10	レク-9	レクリエーション施設	時之栖スポーツセンター裾野グラウンド	7.27	7.27		7.27	7.27		7.27	7.27		7.27	
-	レク-10	レクリエーション施設	大野路ファミリーキャンプ場	0.00	0.00		4.00	4.00		4	4.00		4	
レクリエーション施設 計			10箇所	591.02	591.02		525.97	525.97	0.00	525.97	525.97	0.00	525.97	
社寺-1	社寺-1	社寺境内地	伊豆島田熊野神社	0.11	0.11		0.11	0.11	0.11		0.11	0.11	0.11	
社寺-2	社寺-2	社寺境内地	二ツ屋浅間神社	0.13	0.13		0.13	0.13	0.13		0.13	0.13	0.13	
社寺-3	社寺-3	社寺境内地	佐野原神社	0.15	0.15		0.15	0.15	0.15		0.15	0.15	0.15	
社寺-4	社寺-4	社寺境内地	平松八幡宮	0.13	0.13		0.13	0.13	0.13		0.13	0.13	0.13	
社寺-5	社寺-5	社寺境内地	東光寺	0.15	0.15		0.15	0.15		0.15	0.15		0.15	
社寺-6	社寺-6	社寺境内地	長教寺	0.13	0.13		0.13	0.13	0.13		0.13	0.13	0.13	
社寺-7	社寺-7	社寺境内地	蓮光寺	0.16	0.16		0.16	0.16	0.16		0.16	0.16	0.16	
社寺-8	社寺-8	社寺境内地	法雲寺	0.10	0.10		0.10	0.10	0.10		0.10	0.10	0.10	
社寺-9	社寺-9	社寺境内地	佐野八幡宮	0.23	0.23		0.23	0.23	0.23		0.23	0.23	0.23	
社寺-10	社寺-10	社寺境内地	光明寺	0.10	0.10		0.10	0.10		0.10	0.10		0.10	
社寺-11	社寺-11	社寺境内地	普明寺	0.23	0.23		0.23	0.23		0.23	0.23		0.23	
社寺-12	社寺-12	社寺境内地	久根八幡宮	0.09	0.09		0.09	0.09		0.09	0.09		0.09	

図面対照 番号 (H16計画)	図面対照 番号 (H29計画)	種別	名 称	平成16年 現況 (平成12年) (ha)	平成16年 計画 (平成32年)		平成29年 現況 (平成29年) (ha)	平成29年計画 (ha)					備考	
					整備面積 (ha)	計画内容		中期計画 (平成47年)	緑地の位置（中期計画）		長期計画	緑地の位置（中期計画）		
									市街化区域	市街化調整区域		市街化区域		市街化調整区域
社寺-13	社寺-13	社寺境内地	文明寺	0.22	0.22		0.22	0.22		0.22	0.22		0.22	
社寺-14	社寺-14	社寺境内地	仙年寺	0.34	0.34		0.34	0.34		0.34	0.34		0.34	
社寺-15	社寺-15	社寺境内地	水窪神社	0.09	0.09		0.09	0.09	0.09		0.09	0.09		
社寺-16	社寺-16	社寺境内地	御宿八幡宮	0.13	0.13		0.13	0.13		0.13	0.13		0.13	
社寺-17	社寺-17	社寺境内地	三嶋神社	0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	
社寺-18	社寺-18	社寺境内地	深良神社	0.19	0.19		0.19	0.19		0.19	0.19		0.19	
社寺-19	社寺-19	社寺境内地	下和田浅間神社	0.08	0.08		0.08	0.08		0.08	0.08		0.08	
社寺-20	社寺-20	社寺境内地	愛鷹神社	0.06	0.06		0.06	0.06	0.06		0.06	0.06		
社寺-21	社寺-21	社寺境内地	松寿院	0.29	0.29		0.29	0.29		0.29	0.29		0.29	
社寺-22	社寺-22	社寺境内地	見目神社	0.32	0.32		0.32	0.32		0.32	0.32		0.32	
社寺-23	社寺-23	社寺境内地	赤子神社	0.15	0.15		0.15	0.15		0.15	0.15		0.15	
社寺-24	社寺-24	社寺境内地	西安寺	0.56	0.56		0.56	0.56		0.56	0.56		0.56	
社寺-25	社寺-25	社寺境内地	定輪寺	0.38	0.38		0.38	0.38	0.38		0.38	0.38		
社寺-26	社寺-26	社寺境内地	浄土院	0.11	0.11		0.11	0.11		0.11	0.11		0.11	
社寺-27	社寺-27	社寺境内地	佐野浅間神社	0.35	0.35		0.35	0.35	0.35		0.35	0.35		
社寺-28	社寺-28	社寺境内地	金沢浅間神社	0.05	0.05		0.05	0.05		0.05	0.05		0.05	
社寺-29	社寺-29	社寺境内地	大神宮	0.10	0.10		0.10	0.10		0.10	0.10		0.10	
社寺-30	社寺-30	社寺境内地	須山浅間神社	0.38	0.38		0.38	0.38		0.38	0.38		0.38	
社寺-31	社寺-31	社寺境内地	天理教佐野原大教会	0.80	0.80		0.80	0.80	0.80		0.80	0.80		
社寺-32	社寺-32	社寺境内地	茶畑浅間神社	0.28	0.28		0.28	0.28		0.28	0.28		0.28	
社寺-33	社寺-33	社寺境内地	大畑熊野神社	0.08	0.08		0.08	0.08		0.08	0.08		0.08	
社寺-34	社寺-34	社寺境内地	須山田向十二神社	0.21	0.21		0.21	0.21		0.21	0.21		0.21	
社寺-35	社寺-35	社寺境内地	願生寺	0.06	0.06		0.06	0.06		0.06	0.06		0.06	
社寺-36	社寺-36	社寺境内地	稲荷神社	0.21	0.21		0.21	0.21	0.21		0.21	0.21		
社寺-37	社寺-37	社寺境内地	鹿島神社	0.20	0.20		0.20	0.20		0.20	0.20		0.20	
社寺-38	社寺-38	社寺境内地	荘園寺	0.09	0.09		0.09	0.09		0.09	0.09		0.09	
社寺-39	社寺-39	社寺境内地	山神社	0.17	0.17		0.17	0.17		0.17	0.17		0.17	
社寺-40	社寺-40	社寺境内地	明神宮	0.09	0.09		0.09	0.09		0.09	0.09		0.09	
社寺-41	社寺-41	社寺境内地	今里浅間神社	0.12	0.12		0.12	0.12		0.12	0.12		0.12	
社寺-42	社寺-42	社寺境内地	子神社	0.10	0.10		0.10	0.10		0.10	0.10		0.10	
社寺-43	社寺-43	社寺境内地	駒形八幡神社	0.05	0.05		0.05	0.05		0.05	0.05		0.05	
社寺-44	社寺-44	社寺境内地	専修院	0.15	0.15		0.15	0.15		0.15	0.15		0.15	
-	社寺-45	社寺境内地	興禅寺	0.00	0.00		0.32	0.32		0.32	0.32		0.32	
-	社寺-46	社寺境内地	山ノ上神社	0.00	0.00		0.12	0.12		0.12	0.12		0.12	
社寺境内地 計			46箇所	8.14	8.14		8.58	8.58	3.03	5.55	8.58	3.03	5.55	
民間施設緑地 計			104箇所	618.65	616.32		553.84	553.84	7.56	544.96	553.84	7.56	544.96	

裾野市緑の基本計画

地域制緑地の指定目標個別調書

図面照 番号	種別	名 称	平成12年 度末現在 (ha) (B)	平成29年 度末現在 (ha) (B)	平成29年 度末現在 (ha) (B)	平成47年度 (中期計画) (ha) (B)	緑地の位置(中期計画)		長期計画 (ha) (B)	緑地の位置(長期計画)		備 考
							市街化区域 (ha)	市街化調整 区域 (ha)		市街化区域 (ha)	市街化調整 区域 (ha)	
条例－1	地区計画	千福が丘1号緑地	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30		0.30	0.30		都市緑地
条例－2	地区計画	千福が丘2号緑地	0.65	0.65	0.65	0.65	0.65		0.65	0.65		都市緑地
条例－3	地区計画	千福が丘3号緑地	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20		0.20	0.20		都市緑地
条例－4	地区計画	千福が丘4号緑地	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04		0.04	0.04		都市緑地
条例－5	地区計画	千福が丘5号緑地	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03		0.03	0.03		都市緑地
条例－6	地区計画	千福が丘6号緑地	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05		0.05	0.05		都市緑地
条例－7	地区計画	千福が丘7号緑地	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60		0.60	0.60		都市緑地
条例－8	地区計画	千福が丘8号緑地	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30		0.30	0.30		都市緑地
条例－9	地区計画	千福が丘9号緑地	0.35	0.35	0.35	0.35	0.35		0.35	0.35		都市緑地
条例等 計		9箇所	2.52	2.52	2.52	2.52	2.52	0.00	2.52	2.52	0.00	
条例等によるもの 計		9箇所	2.52	2.52	4.09	2.52	2.52	0.00	2.52	2.52	0.00	

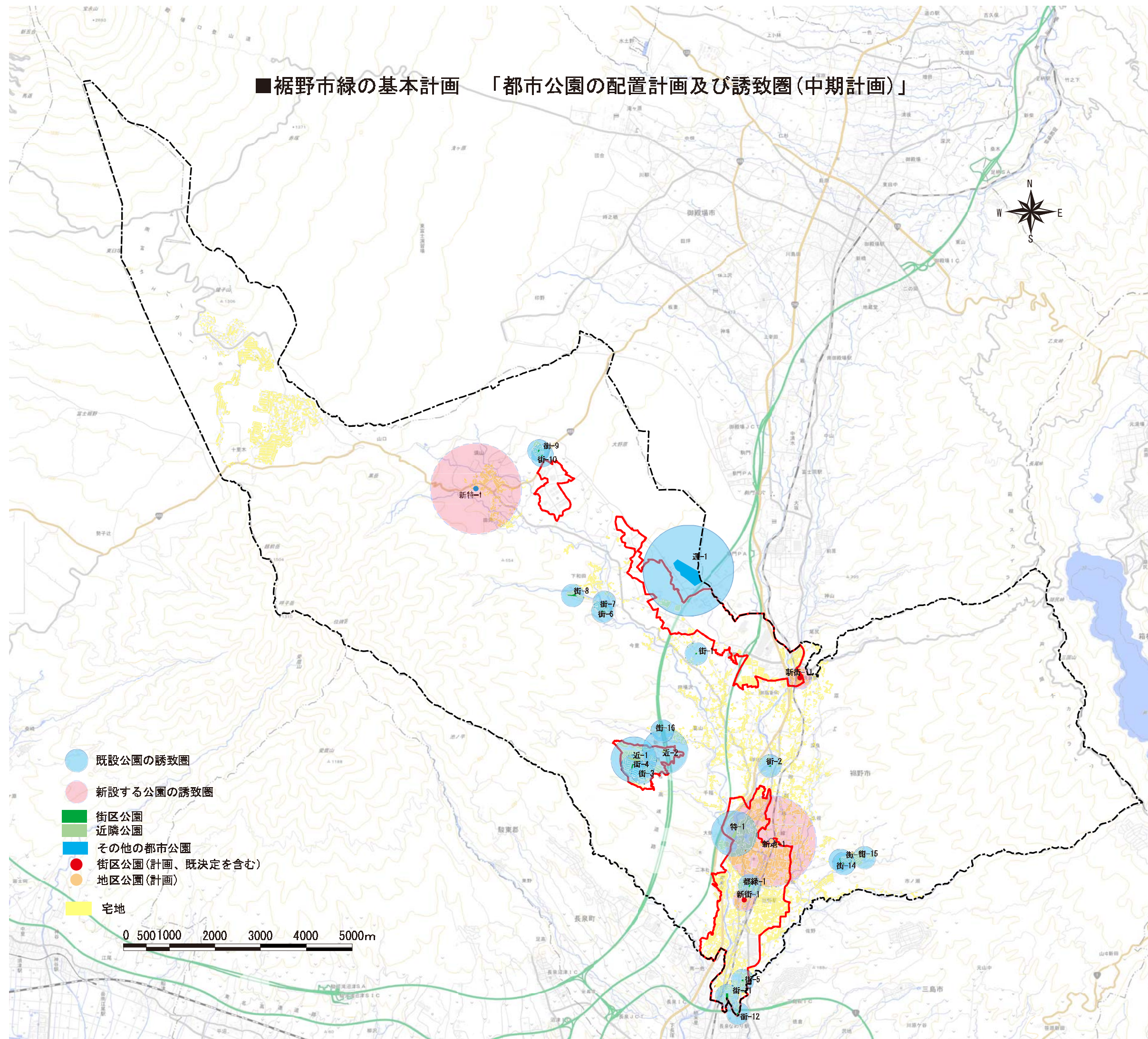
裾野市緑の基本計画

地域制緑地の指定目標個別調書

図面对照 番号 (H16)	図面对照 番号 (H29)	種別	名 称	平成12年 度末現在 (ha) (B)	平成29年 度末現在 (ha) (B)	平成47年 (中期計画) (ha) (B)	緑地の位置(目標年次)		長期計画 (ha) (B)	緑地の位置(目標年次)		備 考
							市街化区域 (ha)	市街化調整 区域 (ha)		市街化区域 (ha)	市街化調整 区域 (ha)	
風致-1	風致-1		大畑城址	0.00		7.00		7.00	7.00		7.00	
風致-2	風致-2		千福城址	0.00		8.00		8.00	8.00		8.00	
風致-3	風致-3		佐野川流域	0.00		25.60		25.60	25.60		25.60	
風致-4	風致-4		葛山クスノキ林	0.00		0.05		0.05	0.05		0.05	
風致地区 計			4箇所	0.00	0.00	40.65		0.00	40.65		0.00	
		自然公園	富士箱根伊豆国立公園	309.07	749.40	749.40		749.40	749.40		749.40	
			富士箱根伊豆国立公園	440.00								
		自然環境保全地域	愛鷹山自然環境保全地域	498.00	186.00	186.00		186.00	186.00		186.00	
		農振農用地		402.00	398.70	398.70		398.70	398.70		398.70	
		河川区域		97.90	90.50	90.50	22.30	68.20	90.50	22.30	68.20	
		保安林区域	須山・葛山・深良・茶畑	1,087.29	1,145.10	1,145.10		1,145.10	1,145.10		1,145.10	水源かん養保安林 (759.00ha) 土砂流出防備保安林 (328.29ha)
		地域森林計画対象 民有林	富士森林計画区	7,505.95	7,569.90	7,569.90	37.00	7,532.90	7,569.90	37.00	7,532.90	
		史跡・名勝・天然 記念物	天然記念物・史跡等	13.42	100.90	100.90		100.90	100.90		100.90	
その他法によるもの 計				10,353.63	10,240.50	10,240.50	59.30	10,181.20	10,240.50	59.30	10,181.20	
法によるもの 計				10,353.63	10,240.50	10,281.15	59.30	10,181.20	10,281.15	59.30	10,181.20	

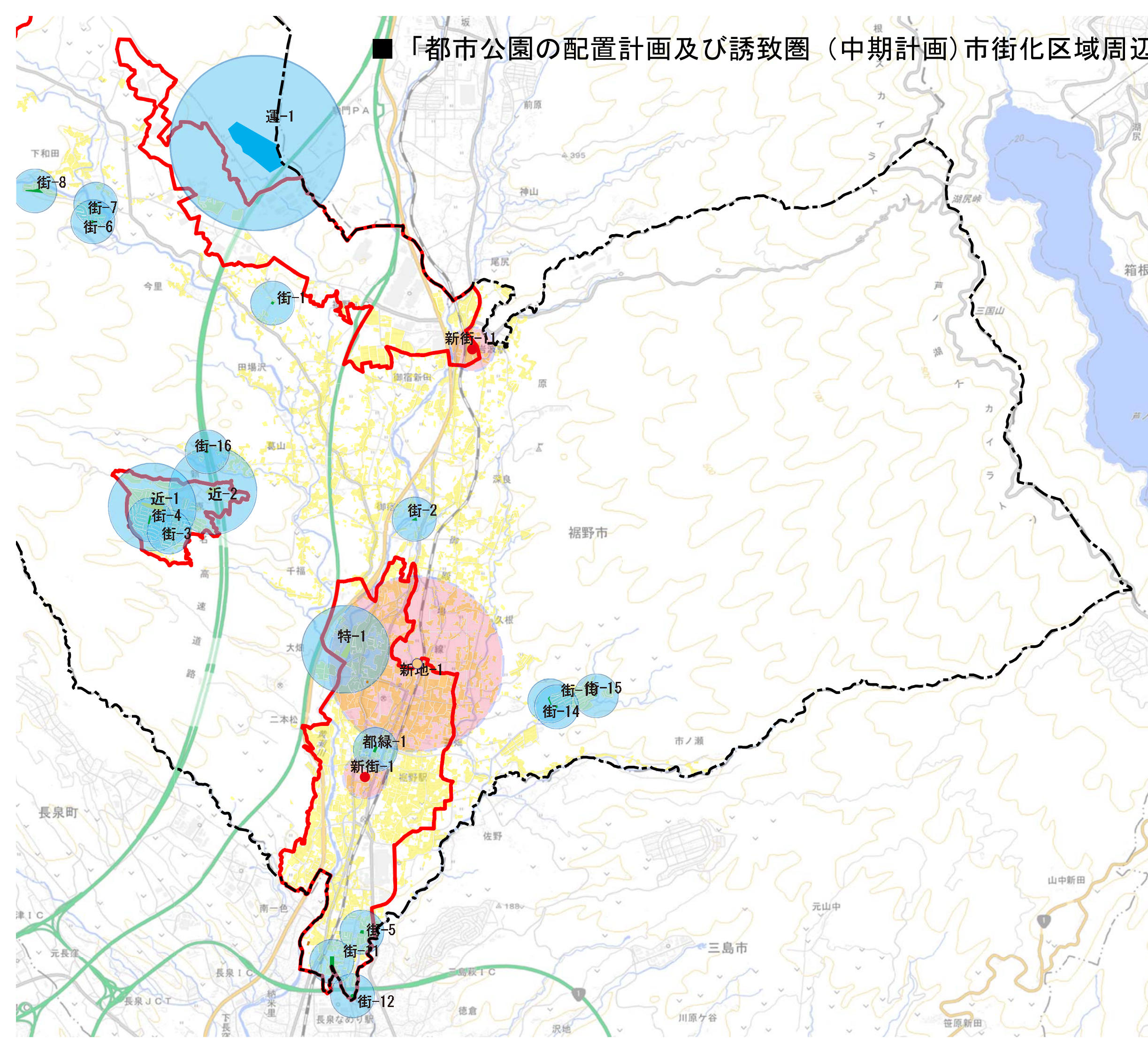


■裾野市緑の基本計画 「都市公園の配置計画及び誘致圏(中期計画)」



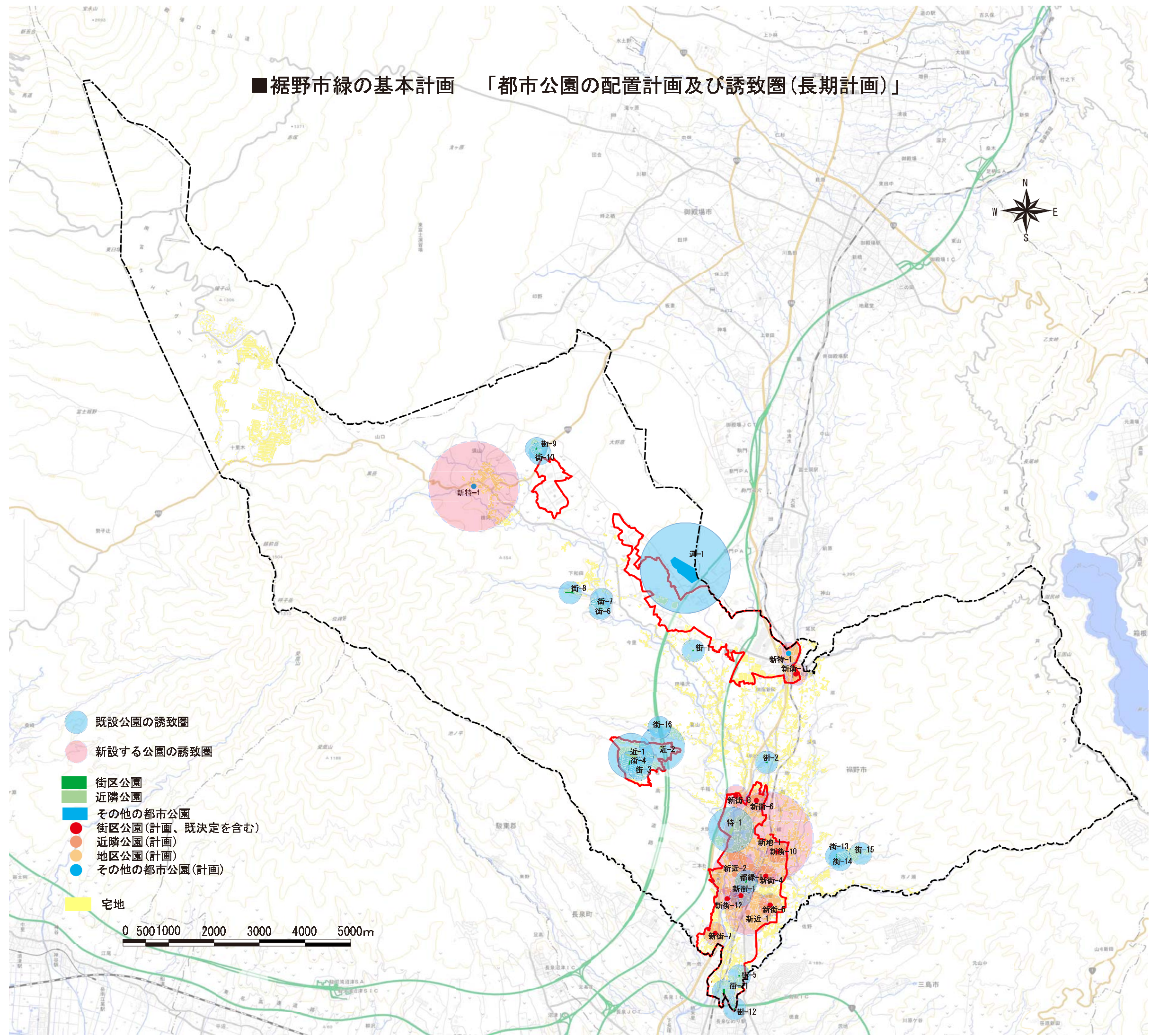


■ 「都市公園の配置計画及び誘致圏（中期計画）市街化区域周辺拡大図





■ 裾野市緑の基本計画 「都市公園の配置計画及び誘致圏(長期計画)」

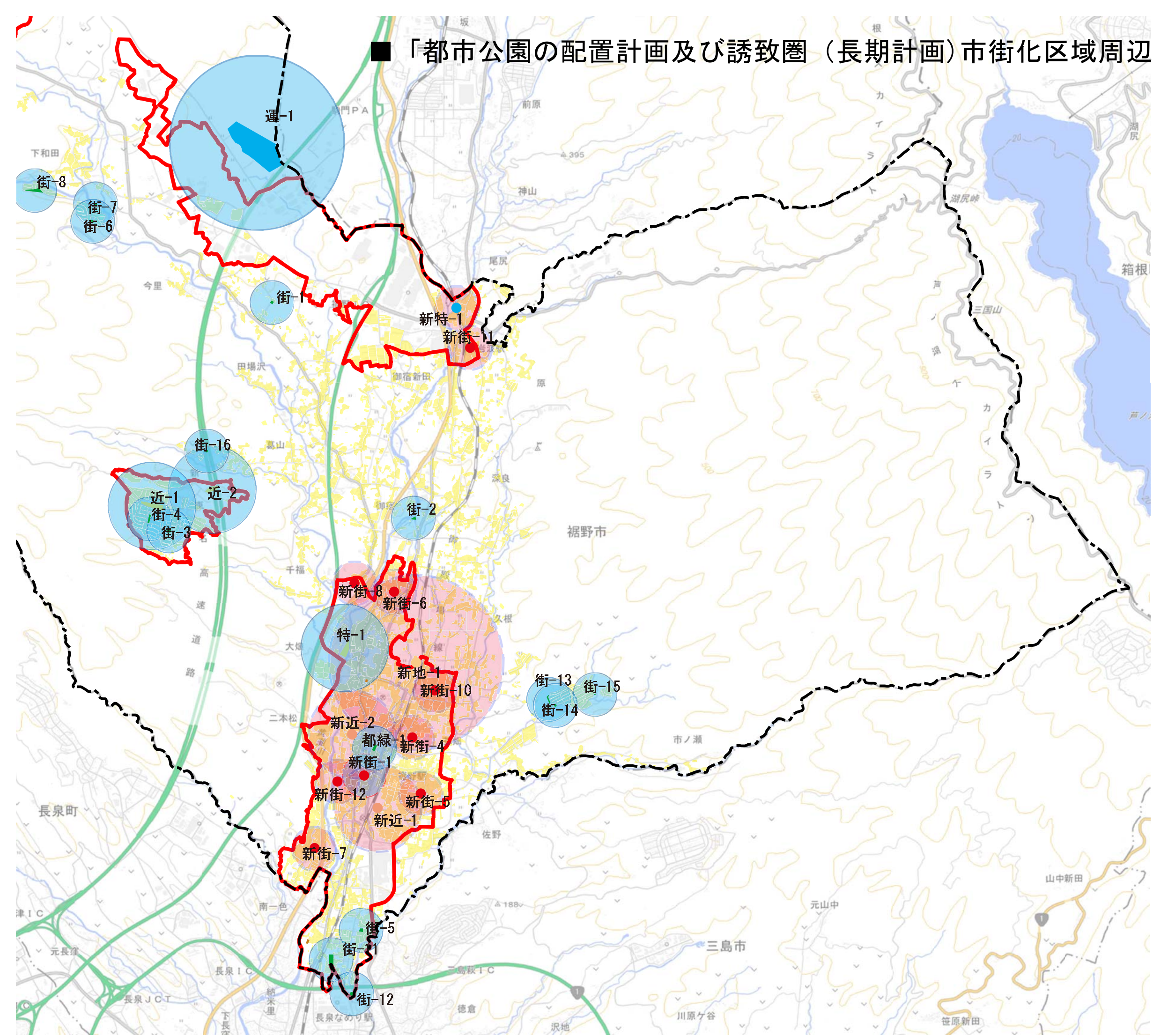


- 既設公園の誘致圏
- 新設する公園の誘致圏
- 街区公園
- 近隣公園
- その他の都市公園
- 街区公園(計画、既決定を含む)
- 近隣公園(計画)
- 地区公園(計画)
- その他の都市公園(計画)
- 宅地

0 500 1000 2000 3000 4000 5000m



■ 「都市公園の配置計画及び誘致圏（長期計画）市街化区域周辺拡大図」



## 裾野市緑の基本計画

発行日 平成31年3月

発行 裾野市

事務局 裾野市まちづくり課

静岡県裾野市佐野1059番地

TEL : 055-995-1829